

番号	該当箇所		質問	回答
1	公募占用指針	第1章（2）1）	12/28付「公募占用指針(案)」のパブコメ回答」No.31の回答にて「陸上の維持管理設備としてのO&M事務所や倉庫は、公募占用指針における「海洋再生可能エネルギー発電設備」には含まれません。」とあるが、例えば、CTV係留のためにO&M拠点の岸壁前面の海上に設置する棧橋や漁業共生策の一貫で促進区域外の海洋に設置する漁礁等も「海洋再生可能エネルギー発電設備」には含まれていないということで相違ないか。	ご指摘の「CTV係留のためにO&M拠点の岸壁前面の海上に設置する棧橋」、「漁業共生策の一貫で促進区域外の海洋に設置する漁礁」は「海洋再生可能エネルギー発電設備」に含まれません。
2	公募占用指針	第1章（5）4）ii）	「ただし、撤去時に上記の環境大臣の許可が認められなかった場合及び残置等した後に問題が明らかになった場合の責任は事業者に帰すものとする。」と記載されております。 「残置等した後に問題が明らかになった」場合、かつ「事業者が本事業のために設立したSPCである」場合、かつ「問題が明らかになった時点において、当該SPCが解散している」場合において、当該責任は当該SPCを構成していた企業にまでは及ばないと理解してよいでしょうか。	個別事案に応じて判断すべきものと考えられます。
3	公募占用指針	第2章（1）2）	“本公募は、系統を確保し、これを本公募へ活用することを希望した事業者（以下「系統提供事業者」という。）の系統（詳細は第3章(2)2により提供する情報のとおり）を活用することを前提に実施する。”とある。 他方、第8章(3) i) 事業計画の迅速性に示されている「運転開始時期」を、提供された系統契約の納期情報と照らし合わせた際、評価点が「0点」となる納期であった。 これは、当該海域においては、提供された系統を利用するいかなる事業者の提案も運転開始時期については一律に「0点」となると理解してよいか。 なお、パブコメ回答703には“各事業の系統接続時期は、事業者で実施する接続検討申込み結果やそれを踏まえた一般送配電事業者との施工計画等の調整を経て、最終的に決定するものです。例えば、事業者による自営線の敷設や先行確保事業者の計画と類似した設備配置計画の作成等に対応することで、早期の運転開始が可能になります。また、事業実現性の評価に当たっては、必要に応じて、陸上送変電設備の整備工事等のスケジュールの妥当性を国から一般送配電事業者に確認します。”とあり、自営線を敷設することによる早期運転開始の可能性を示唆していると理解した。 しかしながら、情報提供時期がどんなに早くとも2022年12月以降となる現状の仕組みにおいては、自営線敷設という大幅な計画変更に伴う技術検討は、公募占用計画提出期限の2023年6月末までに完了することはできない。 当然ながら、当該公募へ活用することを希望しなかった系統については、いずれの事業者も当該公募の提案に含めないことを前提として上記質問をするものである。	前段について、パブコメ回答703番のとおり、例えば、事業者による自営線の敷設や先行確保事業者の計画と類似した設備配置計画の作成等に対応することで、早期の運転開始が可能になりますので、一律に0点になるとは考えておりません。 後段について、いただいたご意見も踏まえながら、より円滑な公募制度の運用に向けて、今後の公募における情報提供時期について適切に検討してまいります。
4	公募占用指針	第2章（1）2）	提供された系統情報は公募開始以前に、系統提供事業者により更新(再度接続検討申し込み)がなされていないという理解でよいか。更新されている場合、更新後の情報を提供いただきたい。	系統情報の提供は、系統提供事業者の最新の情報を基に行っております。系統提供事業者により系統情報の更新があった場合は国より追加で情報提供いたします。
5	公募占用指針	第2章（2）2）i）	「申請の受付開始時点では暫定的な調査結果であるが、その後情報収集を継続した上で情報を追完した内容を提供する予定」との記載があるが、いつ頃を目途に追完内容をご提供予定か、ご確認いただきたい。	風況データについては、追加分のデータを現在整理中ですので、作業が完了次第の提供となります。時期は整理作業の進捗により前後する可能性がございますが、現時点においては2023年3月中に提供すべく準備を進めているところです。
6	公募占用指針	第2章（3）1）	資本費についてはNEDOコストモデルをベースに、国内サプライチェーンも加味して1.3倍を考慮したとのことだが、これが足元の国内の資本費の水準に適合しているかの確認が必要ではないか。 (具体的にはWTGメーカーやBOPコントラクターへのヒアリング等。)	今回の公募において、内外価格差は、欧州各国と、欧州ほどにまだインフラ・サプライチェーンが構築されていない台湾や米国といった日本と比較的状況の類似性がある国の資本費を比較して算出しています。国内の洋上風力発電事業は事例が少ないといった制約がありますが、今後も、洋上風力のコスト低減と導入拡大を促すために適切に対応します。
7	公募占用指針	第2章（3）1）	上限価格は、「地点(海域)ごとに区別せず原則一律に上限価格を設定し、費用効率的な案件の導入を促す」としているが、海域ごとの風況の違いによる影響は大きい。 促進区域に指定されても風が相対的に弱い海域(村上胎内等)では、この様な全国一律の上限価格の適用により、健全な採算性で事業が推進できない可能性が高い。 地元の期待もある中で、国として促進区域に指定したのであれば、健全な事業が行われる為に、海域ごとの風況を考慮すべきではないか。 (もしくは、全国一律の上限価格にすることが原則あれば、本ラウンドのどの促進区域でも健全な採算性が期待できる上限価格水準を一律適用すべきではないか。)	供給価格上限額の設定の考え方については、パブコメ回答2番及びパブコメ回答116番のとおりです。 ご質問の件は、FIT・FIP制度は、全国大で負担されている賦課金負担に基づく支援であることから、全国大で見て、費用効率的な案件の導入を促していくことが重要です。 こうした観点から、太陽光や陸上風力など、他の電源と同様に、地点ごとに上限価格を区別するのではなく、原則一律に上限価格を設定し、費用効率的な案件の導入を促していくこととしています。

番号	該当箇所		質問	回答
8	公募占用指針	第2章 (3) 1)	LCOE観点で設定された上限価格について。 パブコメ#2で参照されている「NEDOコストモデル中間報告」(https://www.nedo.go.jp/library/fuuryoku_tyakushoucost.html)の「付属資料A: 欧州プロジェクトのデータ」(38～39頁)は、記載の通り大半が運転開始年2010年代のプロジェクトとなっています。すなわち投資判断としてはこの運転開始から更に5年程度遡ることになります。 また、レポート中では「物価変動は未考慮」と記載あります。(8頁) 今回の四海域では選定を2024年、運転開始を2027～2030年としており、欧州データと大きな時期差がありますが、2021年末以降の欧米での建設価格上昇も含めて、上限価格設定の際にNEDOモデルとは別に、どのように時期差補正をされたのか、前回の公募指針案へのパブコメに引き続き説明をお願いします。	供給価格上限額の設定の考え方については、パブコメ回答2番及びパブコメ回答116番のとおりです。
9	公募占用指針	第2章 (3) 1)	パブコメ#11において、「FIP制度では、基準価格が常に市場価格以下となれば、プレミアムはバランシングコストのみとなり」とありますが、プレミアムの算定式は、「基準価格－参照価格」となっており、バランシングコストは参照価格の計算式に含まれるため、「基準価格－参照価格」がマイナスの場合は、プレミアムは支払われないと理解しておりましたが、「基準価格－参照価格」がマイナスの場合でもバランシングコストは支払われるのでしょうか。	バランシングコストは、参照価格を算定する際に卸電力市場価格と環境価値の合計額から控除することにより、結果としてプレミアムに加算されるものです。算出式として表すと、プレミアム単価(円/kWh)＝基準価格(円/kWh)－[卸電力取引市場参照価格(円/kWh)＋非化石価値相当額(円/kWh)－バランシングコスト(円/kWh)]となるため、仮に市場参照価格が基準価格を上回った場合でも、市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランシングコストを上回らない場合はバランシングコスト相当額がプレミアムとして支払われることとなります。パブコメ回答11番はこの趣旨を説明したものです。
10	公募占用指針	第2章 (3) 1)	供給価格上限額について、風況等の各種条件が大きく異なる三海域(秋田県八峰町及び能代市沖 秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖 新潟県村上市及び胎内市沖)においてなぜ同じ19円/kWhが適用されるのか、今一度明確にその理由、根拠をお示しいただきたい。	供給価格上限額の設定の考え方については、パブコメ回答2番及びパブコメ回答116番のとおりです。 ご質問の件は、FIT・FIP制度は、全国大で負担されている賦課金負担に基づく支援であることから、全国大で見て、費用効率的な案件の導入を促していくことが重要です。 こうした観点から、太陽光や陸上風力など、他の電源と同様に、地点ごとに上限価格を区別するのではなく、原則一律に上限価格を設定し、費用効率的な案件の導入を促していくこととしています。
11	公募占用指針	第2章 (3) 3)	パブコメ189番、608番に運開前の商業運転を想定していないとあるが、これは資金計画や迅速性といった観点から公募計画の評価が上がるものではないという説明であって、運開前の商業運転自体を政府として禁止しているわけではないと理解してよいでしょうか。	”禁止”の意味するところが明らかなではありませんが、パブコメ回答のとおり、運転開始日(海洋再生可能エネルギー発電設備により市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日)以前に、商業運転することは想定していないので、公募占用計画においては、(特に収支計画ですが)運転開始日前の商業運転を前提とした計画を作成・提出することはできません。
12	公募占用指針	第2章 (5) 4) iii) ②	保証金額に関しては①で算出される金額とある。「今後、長期的には撤去に関しても技術開発等が進むことも想定されることから、技術の進展に伴い撤去方法及び撤去費用を見直すことは可能である」との記載があることから、事業期間に渡って見直しを実施し、減額の場合には保証状も減額可能と理解しているが、この点ご確認願いたい。また、本保証はあくまで撤去に関する金額の保証を行うものであり、金融機関は履行そのものの保証を行う必要はない、例えば想定金額に比し撤去金額が増加したとしても、金融機関は保証金額までの保証で足りること、ご確認願いたい。	ご理解のとおりです。なお、二点目のご質問について、「撤去金額が増加した」場合であっても、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の義務は選定事業者が負うこととなります。
13	公募占用指針	第3章 (1) (注)	「(注)新潟港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がされない場合には、新潟県村上市及び胎内市沖の促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある。」とあるが、予算措置がされるか否かについて事業者がわかるのはいつか。何を見れば確認できるのか。それとも国より通知されるのか。	予算措置については、財政法の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経ることが必要であり、当初予算の成立後に一連の手続きを行うため、例年、手続きの結果は3月下旬頃に国土交通省HPで公表されます。
14	公募占用指針	第3章 (1) (注)	「(注)新潟港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がされない場合には、新潟県村上市及び胎内市沖の促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある。」とあるが、予算措置がされなかった場合、港湾の変更に伴い、事業計画の変更や審査の延期等が想定される。このスケジュール等変更はいつどのような形で発表されるのか。	予算措置に係る手続きのスケジュールについては、13番の回答をご覧ください。予算措置がなされなかった場合の取扱いについては、改めて周知することとなります。
15	公募占用指針	第3章 (1) (注)	村上市胎内市沖の利用できる港湾は、いつ確定されるのでしょうか。	13番の回答をご覧ください。
16	公募占用指針	第3章 (1) (注)	新潟県村上市及び胎内沖について、指定港湾が新潟港になったとのことだが、改修に関して予算措置がなされるか、なされないかで新潟港から変わりうる記載がある。これに関して、予算措置がなされるか、なされないかはいつ分かるのか。また、なされなかった場合には計画の内容が大きく変わるため、変更、再提出、受理、審査というスケジュールがどうなるのか教えていただきたい。(1/13説明会における質問)	13番及び14番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所		質問	回答
17	公募占用指針	第3章(1)(注)	(注)に「新潟港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。」とあるが、この「事業評価に係る所定の手続き」とは具体的にどのような手続きか。	学識経験者等の意見を聴取するなど国土交通省所管公共事業の事業評価の実施要領に定められた手続きを指します。
18	公募占用指針	第3章(1)(注)	この「予算措置」とは具体的に何の予算のことか。(①国(国交省)から都道府県に交付される港湾整備事業費に係る補助金交付か、②もしくは新潟県の県予算に計上される港湾整備事業費のことか)	政府予算における港湾整備事業費となります。
19	公募占用指針	第3章(1)(注)	「予算措置される」とはどの時点のことを意味するのか。国交省の概算要求に計上されたり県の当初予算案に計上される段階か、もしくは議決がされる段階か。県の当初予算の場合は、国庫からの財源が確定されていなくとも(のちに財源変更する)、支出に事業費が計上されれば良いのか。	財政法の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経た時点です。
20	公募占用指針	第3章(2)	国が行った調査結果に関わる情報(気象、海象、海底等)のデータセキュリティに関しての記載が無いですが、この扱いと、事業者としての各種データ保全に関して、評価の中でどのように扱われるのでしょうか？	情報の利用条件については、『「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について』をご覧ください。当該情報の利用条件に違反した場合には、本公募占用指針第5章(1)2)に定める遵守事項違反の対象となります。
21	公募占用指針	第3章(2)1)	政府が行った調査結果に係る情報について、オフテイク等の第三者と協議する場合、予め秘密保持契約を締結していれば受領した情報等に基づき協議は可能との理解でよろしいでしょうか。	第三者に情報を開示する場合には、『「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について』に定める【様式3】「第二次被提供者の名称等」及び【様式2】「守秘義務の遵守に関する誓約書」の提出が必要となります。
22	公募占用指針	第3章(2)2) i)	“【注】申請の受付開始時点では暫定的な調査結果であるが、その後情報収集を継続した上で情報を追完した内容を提供する予定(「一般海域における占用公募制度の運用指針」p.11～12 参照)。”とあるが、何のデータをいつ頃頂けるかご教示頂けないか。 ある海域の一部のデータは半年分のみであり、計画策定のためにも可能な限り1年分提供頂きたい。	風況データについては、追加分のデータを現在整理中ですので、作業が完了次第の提供となります。時期は整理作業の進捗により前後する可能性がございますが、現時点においては2023年3月中に提供すべく準備を進めているところです。
23	公募占用指針	第3章(2)2) i)	提供された海底の情報について、地震および関連する相互運用を評価するために、以下のデータも追加でご提供いただけないか。 - SGYフォーマットで最終処理された 震探データ(unmigrated とmigratedデータ両方) -トラックプロシェイプファイル) - ASCIIフォーマット、タブ区切り、時間軸での解釈データ - 震探解釈の深度変換に使用された速度データ - 処理レポート	左記データについては、ご指摘の形式で処理をしておらず、データ作成には別途費用と時間を要するため、提供することはできません。
24	公募占用指針	第3章(2)2) i)	「その後情報収集を継続した上で情報を追完した内容を提供する予定」とあるが、提供予定時期を確認したい。	6番の回答をご覧ください。
25	公募占用指針	第4章(1)	今回のQA以降、公募占用計画の記入方法に関する疑問が生じた場合、個別に問合せは許容されると理解しても宜しいでしょうか。	公募占用計画の記入方法(産業連関分析ファイルや財務三表等フォーマットの使用方法を含む。)については、メールによる個別の問合せに対応します。 問合せ先: 公募占用指針 第10章(4)に記載の担当部局のメールアドレス

番号	該当箇所		質問	回答
26	公募占用指針	第4章 (1) 4)	4) 選定結果公表 令和6 年3 月 ※ただし、(別添6)に記載する能代港又は秋田港の利用重複に伴う公募占用計画の再提出プロセスが生じなかった場合等においては令和5 年12 月に前倒して公表”(以上、引用) 選定事業者公表の時期は、港湾の重複利用の可能性が無い新潟沖においては、公募占用指針の※部に記載の通り、令和5年12月に選定事業者が公表されるという認識で正しいか、改めて確認させていただきたい。	「新潟県村上市及び胎内市沖」の選定結果について、(別添6)に記載する能代港又は秋田港の利用重複に伴う公募占用計画の再提出プロセスが生じなかった場合においては令和5年12月公表となります。また、当該再提出プロセスが生じた場合であっても、(別添6)備考1)及び2)の要件を満たす場合には令和5年12月公表となります。
27	公募占用指針	第4章 (1) 4)	選定結果公表は令和6年3月とあるものの、再提出プロセスが生じなかった場合等においては令和5 年12 月に前倒して公表するとある。しかし、すべての海域は選定結果公表を令和6年3月の前提で工程を作成することで良いか。	ご理解のとおりです。
28	公募占用指針	第4章 (1) 4) ※	4)選定結果公表 令和6年3月 「※ただし、(別添6)に記載する能代港又は秋田港の利用重複に伴う公募占用計画の再提出プロセスが生じなかった場合等においては令和5年12月に前倒して公表」とあるが、能代港・秋田港の利用重複に伴う再提出プロセスが生じた場合であっても、他海域(村上市・胎内市沖、西海市江島沖)における最高得点獲得者が秋田県海域の入札者と重複していなかった場合は、村上市・胎内市沖もしくは西海市江島沖の選定結果のみ令和5年12月に先行して発表されるのか。	(別添6)備考1)及び2)の要件を満たす場合には、「新潟県村上市及び胎内市沖」「長崎県西海市江島沖」に係る選定結果を令和5年12月に先行して公表します。ご指摘のケースについては、「秋田県八峰町及び能代市沖」又は「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」における公募占用計画の再提出・再評価の結果に関わらず、公募参加者一者あたりの落札制限が適用されないことが考えられるため、本公募の公正な実施に支障を及ぼす恐れがない限りにおいて令和5年12月に選定結果を先行して公表することとなります。
29	公募占用指針	第5章 (1) 1)	公表されたパブリックコメントの結果(No.45)で、「SPCの議決権を有さない出資者は、(別添4)公募参加資格の対象外です。」との考え方が示されている一方で、同結果の(No.141)で「「SPCの構成員」は公募占用計画に記載の議決権を有する者を指すので、議決権を有さない「SPCの構成員」は認められません。」との考え方が示されていることについて、どのように考えたらよいのかをご教示いただきたい。 SPC(コンソーシアムの場合は将来のSPC)において議決権を有さない出資者が存在することは許容されるが、公募占用計画において、議決権を有さない出資者はSPC構成員とみなされないとの理解でよいか。 従って(別添4) 公募参加資格の対象外であり、様式3-2-8の宣誓書を提出する必要もないとの理解でよいか。	本公募占用指針においては、「SPCの議決権を有する企業」を「SPCの構成員」と定義しています。SPCにより公募に参加する場合において、当該SPCに議決権を有さない出資者が存在することは許容されます。議決権を有さない出資者については、宣誓書【様式3-2-8】の提出は不要です。
30	公募占用指針	第5章 (1) 1)	該当箇所に「SPC の議決権を有する構成員についても公募参加資格に記載する各要件(別添4の2(1)の要件を除く。)を満たす必要がある」との記述があることから、外国籍企業がSPCの議決権を有する構成員となり得ること、ご確認願いたい。	SPCにより公募に参加する場合において、当該SPCの構成員に対しては「国内法人(国内に本店又は支店を有する法人)であること」を公募参加資格要件として求めておりません。
31	公募占用指針	第5章 (1) 2)	当コンソーシアムは複数の県内企業より成る中間投資会社(「中間SPC」)を設立の上、(県内企業に関しては)そこからSPCに対する出資を行う予定です。これら出資者のうちSPCの議決権を有さない少額の出資者(すべて合わせてもSPCの1%に満たない)に関しては出資者および出資比率を公募占用計画提出後(但し公募占用計画の認定を受けるまでの間に)最終的に決めればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、公募占用計画においては、選定事業者として選定された後に設立又は利用する予定のSPCの出資比率(予定)を記載してください。
32	公募占用指針	第5章 (1) 2)	コンソーシアム内の一部の構成員(複数企業)は、中間投資会社(「中間SPC」)を設立の上、その中間SPCを通じて洋上SPCに対する出資を行うことを検討しております。 この場合、中間SPCは、洋上SPC同様、公募占用計画の提出(入札)時点で設立している必要はなく、「選定事業者として選定された後、公募占用計画の認定を受けるまで」に設立すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、公募占用計画においては、選定事業者として選定された後に設立又は利用する予定のSPCの出資比率(予定)を記載してください。
33	公募占用指針	第5章 (1) 2) i)	「公募参加者がコンソーシアムである場合又はSPC参加の場合は、コンソーシアム又はSPCの構成員の中から公募参加者を代表する企業(以下、「代表企業」という。)を定め、当該代表企業が公募手続きを行うこと。」とあります。法人格を有するSPCの場合、SPCが契約主体であるため、法人格を持たないコンソーシアムとは取り扱いが異なるものと認識しています。 本件については、SPCに関する記載は誤記であり、SPCが公募手続きを行う主体であると理解してよろしいでしょうか。もしそうでない場合、SPC参加の場合において当該代表企業が行う公募手続きとは具体的に何を指しているのかご教示ください。	公募占用指針に記載のとおり、SPC参加の場合、SPCの構成員から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続(資格審査書類や公募占用計画の提出等)を行ってください。
34	公募占用指針	第5章 (1) 2) i)	「公募参加者がコンソーシアムである場合又はSPC参加の場合は、コンソーシアム又はSPCの構成員の中から公募参加者を代表する企業(以下、「代表企業」という。)を定め、当該代表企業が公募手続きを行うこと。」とあります。 SPC参加の場合において、当該公募手続きに関する委任状をSPCから代表企業に対して交付する必要があるということでしょうか。	SPC参加の場合には委任状(様式3-2-3)の提出は求めておりません。
35	公募占用指針	第5章 (1) 2) iii)	第5章(1)2)で規定する遵守事項に違反した場合((別添4)公募参加資格(3)キ(オ)含む)に関して、事業者選定後の断面で、公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間における過去の関係法令違反が判明した場合、選定事業者としての選定の取り消しや、他の促進区域での公募への参加が一定期間認められない(公募参加停止期間が設定され次の公募に参加できないなど)ことがあるのか。	公募占用指針第7章(4)に記載のとおり、選定事業者の選定を取り消すことがあります。また、(別添4)で定めるところにより、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがあります。

番号	該当箇所		質問	回答
36	公募占用指針	第5章(1)2)vi)	①公募期間中の接触が禁止される新潟県村上市及び胎内市沖における「地元関係者等」の定義には、岩船港利用促進協議会が含まれているとの理解です。そしてその構成員には、村上商工会議所、地元建設業者、地元金融機関、基地港湾での物流事業を展開する運輸関連企業が含まれているとの理解です。接触禁止は岩船港利用促進協議会自体に加え、その構成員であるこれら地場企業にも及ぶと考えるべきでしょうか。 ②公募占用指針での施工計画や資金収支計画の検討にあたり、これら地場企業との施工検討や見積もり取付により、施工計画・資金収支計画の実行性・実現可能性を高められる可能性があります。これら構成員との接触が一律禁止されるものではなく、公募の公平性・透明性・公正性を確保するべく、例えば、公募の評価プロセスで岩船港利用促進協議会の構成員として特別な影響力を及ぼさないことを守秘義務契約書や覚書等で確認している場合には、これら構成員から施工検討、見積もり取付は通常の商行為であり、実施可能と理解する余地はありますでしょうか。 ③ 上記②に関連し、施工検討、見積もり取付は可能であった場合でも、関心表明書の取付はパブコメ757のとおり、不可となりますでしょうか。	協議会構成員団体の構成員への接触について、原則としては禁止しておりますが、地元企業の活用等のサプライチェーン形成の検討のためであれば、事業計画策定に不可欠なものと判断できます。このため、例えば他の公募参加者の情報を聞き出す、また他の公募参加者には協力しないように強要することはもちろんのこと、他の行為も含めた公募による事業者選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害する態様でなければ、関心表明書やMOU、見積書取得等を目的とした接触自体は問題ございません。 なお、岩船港利用促進協議会については、構成員が特定の公募参加者に対して関心表明書やMOUの提供主体となりえることから、「公平性の観点から意見照会に不適当な者」として、県知事の意見照会対象から外す方向で進めていきます。 2023年2月20日に開催された「新潟県村上市及び胎内市沖」に係る協議会構成員による説明会の議事録を併せてご確認ください。
37	公募占用指針	第5章(1)2)vi)	コンソーシアム又はSPC構成員が行う事業規模が大きい場合、多くの部署があり、コンソーシアム又はSPC構成員、協力企業、第2ラウンドの競合企業となる可能性ある会社や、地元関係者等に該当する団体(大学等)などとも協議・会話があります。 当社の第2ラウンドの参画意思の表明や公募関連の情報収集をすることにより、公募の公平性・透明性・競争性を阻害しない限りにおいては、当社およびコンソ各社の他部署が、コンソーシアム又はSPC構成員、協力企業、競合会社や地元関係者等とコンタクトすることは問題無い、との認識ですが、相違ないでしょうか。	公募による事業者選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害しない場合に限り、本公募占用指針第5章(1)2)の遵守事項には抵触しないものと考えられます。なお、公平性、透明性及び競争性の阻害に係る疑義が生じた場合には、公募参加者において説明責任が求められるため、接触時の会話の記録を残す等、公平性、透明性及び競争性を阻害しない態様での接触であることが証明できるよう適切な対応が求められます。
38	公募占用指針	第5章(1)2)vi)	①環境影響評価の準備書作成のための現地調査で漁船を使用するための漁業関係者との接触は海域調査の一環としての接触であり、公募に対する助言を求める目的ではないため、公募期間中であっても一律に禁止されるものではないと考えてよいでしょうか。 ②公益社団法人に委託することにより航路安全の調査を行うための地元関係者等との接触は、調査の一環としての接触であり、公募に関する助言を求める目的ではないため、公募期間中であっても一律に禁止されるものではないと考えてよいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。ただし、公募占用計画を作成する上で必要な接触であること、公募による事業者選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害しないことが前提となります。
39	公募占用指針	第5章(1)2)vi)	将来的に地元におけるサプライチェーンを検討するため、地元の事業者もしくは事業者団体に接触することは問題ないと認識しているがその理解でよいか？	36番の回答をご覧ください。
40	公募占用指針	第5章(1)2)vi)	パブリックコメントNo.757によれば、地元関係者等への接触禁止規定のため協議会構成員からのLOI、MOUを取得することは想定されないが、公募開始前にLOI、MOUを取得できた事業者とそうでない事業者で評価に差は生じないか。(1/13説明会における質問)	36番の回答のとおり、協議会の構成員から関心表明書等を取得することは原則認められませんが、サプライチェーン形成の検討に必要不可欠であり、公募による事業者選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害する態様ではない範囲において、関心表明書やLOI、MOUの取付等を行うことは認めることとします。
41	公募占用指針	第5章(1)2)vi)	パブリックコメントNo.552について、公募開始後も地方自治体に地域貢献策等についてヒアリングすることは接触禁止規定に該当するものではないとのことだが、一部の自治体からは公募開始後の接触を一切行わないという通知が来ている。国から自治体に対して、過度な接触禁止は行わず、適切な範囲の対応をするように通知やお願いをしてもらいたい。(1/13説明会における質問)	地域貢献策の個別ヒアリング等については、都道府県知事意見の作成時に提案者の特定等に結びつく可能性があることから、控えてください。なお、地域貢献策等に関する地元要望の詳細について知りたい場合は、協議会構成員による説明会の議事録等を参考にしてください。また、公募占用計画作成上不可欠な事務手続きや権利関係の照会等を目的とした接触は認められますが、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害する態様にならないよう留意ください。
42	公募占用指針	第5章(1)2)vi)	大学からのLOIやMOU取得が評価対象に含まれるか。	どの評価項目を想定されているか、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではございませんが、LOIやMOUの取得の有無のみをもって評価に差は生じません。都道府県知事の評価の考え方については、必要に応じて協議会構成員による説明会の議事録等を参考にしてください。
43	公募占用指針	第5章(1)2)vi)、viii)	入れを検討している企業または、その親会社が決算発表等で対外的に開示する資料内において、公募中の案件を自社の「開発中」のプロジェクトとして記載することは可能でしょうか。 また、その際に留意しておくべき事項はございますでしょうか。	ご指摘の『「開発中」のプロジェクト』の意味するところが必ずしも明らかではございませんが、例えば、他法令に基づく手続きによる資料公表(環境アセス図書等)は「意図的な開示」には含まれず、当該公表資料をもって手続きの状況等を記載することは遵守事項に抵触するものではないと考えられます(公募参加の事実や公募占用計画の内容等の意図的な開示に該当しない場合に限り)。
44	公募占用指針	第5章(1)2)vi)	地元関係者の範囲に関して、協議会の構成員(関係省庁、自治体及び有識者を除く)との記載について、大学関係者については接触禁止の対象ではないという理解でよろしいか。	ご指摘の大学関係者が協議会構成員の有識者(すなわち、協議会運営規程の中で個人名が記載されている有識者)を指している場合、接触禁止の対象ではございませんが、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害する態様にならないよう留意ください。 なお、当該有識者については、有識者個人として構成員になっており、大学等の所属団体が構成員となっている訳ではありません。

番号	該当箇所		質問	回答
45	公募占用指針	第5章（1）2）vi）	公募占用公示前に協議会構成員と締結した地域共生共同検討にかかるMOUは有効か。 パプコメ757のとおり公募占用指針公示後は接触禁止の趣旨により認められないと認識も、公示前の取組を確認するもの。	40番の回答をご覧ください。
46	公募占用指針	第5章（1）2）vi）	※2にて地元関係者の範囲として有識者は除外されています。大学、一般財団法人、一般社団法人は有識者の範囲に含まれるでしょうか。有識者の範囲を明示してください。	協議会運営規程の中で個人名が記載されている者は「有識者」に該当します。44番の回答も併せてご覧ください。
47	公募占用指針	第5章（1）2）vi）	地元関係者との接触禁止期間中に協議会構成員と業務を行う場合、公募対象の促進区域に関する業務は外す、さらに打ち合わせにおいて該当地域は議題とせず、担当は同席しない、さらには上記事項についての議事録を残すなどの措置をとれば、問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	37番の回答をご覧ください。
48	公募占用指針	第5章（1）2）vi）	地元自治体による過度な接触制限を設けられている印象があるため下記の質問を致します。 地元自治体へ陳情を依頼する内容ではなく、単に事業者より地元自治体の実績報告（例：地元の〇〇企業と提携致しました、と言う報告など）をお伝えすることは公平性、透明性及び競争性の阻害となるでしょうか。日頃から、どれ程地元企業等と共生策検討をしているのか（つまりどれ程地元ニーズを吸い上げているのか）、公募提出資料には反映しきれないところを、地元自治体に知って頂くことが重要と考えます。（地元足繁く通い、ニーズを吸い上げられている施策遂行が、最終的には地元のためになるものと考えます。）	41番の回答をご覧ください。
49	公募占用指針	第5章（1）2）vi）	日本海事協会等の認証機関により開催される審査委員会参加者は、「学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会」に該当しないという理解でよいでしょうか。 意図として、事業者認定前に設計審査を開始したいとの考えがあり、そうしたことが基準違反とならないことを確認させていただきたいです。	遵守事項の「学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会」は、公募の事業者選定のために設置する第三者委員会を指します。 特定の学識経験者や専門家等が第三者委員会の委員であることを知った上で公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様により接触したものでなければ、遵守事項の違反とはなりません。
50	公募占用指針	第5章（1）2）vi）	①協議会を構成する団体（漁協等）の構成員を社員に持つ地元企業に対して、公募開始以降に接触することは接触禁止事項に抵触するか。あくまで企業単位での関係が認められなければ問題ないか。 ②事業者選定後の出資を予定し利害関係にある地元企業に所属する社員個人が、協議会を構成する団体（漁協等）の構成員、または都道府県知事が意見照会を行う漁業関係者等であったことなどが事後的に発覚した場合、提案者と利害関係があったものとして、該当構成団体への意見照会に基づく評価、選定が取り消しになることはあるか。仮に取り消しとなる可能性がある場合、当該地元企業の社員全員に利害関係がないことの事前確認が必要となるのか。 ③協議会を構成する団体と独自に洋上風力に関連する業務を受注する為のコンソーシアムを組成している地元企業がいる場合、当該地元企業は、本公募における協議会の構成団体との利害関係者に該当するか。	①について、企業自体が協議会構成員の団体でなければ接触禁止事項に抵触しません。ただし、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様にならないように留意ください。 ②について、協議会を構成する団体の構成員の所属する企業がSPCへの出資予定者となることや、当該構成員が都道府県による意見照会の対象となることは、公募の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様による地元関係者等への接触が無い限りにおいて、本公募占用指針に反するものではございません。 ③について、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではございませんが、公募参加者による当該「地元企業」への接触可否についてのご質問である場合、当該「地元企業」は接触禁止の対象である「地元関係者等」には含まれません。ただし、「地元関係者等」に該当しない者との接触であったとしても、例えば接触相手を通じて都道府県に対して自ら有利になるような働きかけを行った場合など、明らかに公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する行為があった場合は、参加資格を失うことに留意ください。
51	公募占用指針	第5章（1）2）vi）	本項原文及び※1、※2について、事業者ではなく協力企業、もしくはその他の第三者が代わりに接触する場合であっても、事業者が直接的に接触するのと同等の制約を受けるという理解でよいか。	公募参加者が第三者を通じて、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様により地元関係者等へ接触することは認められません。
52	公募占用指針	第5章（1）2）vii）	「公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域（以下「近隣の促進区域」という。）の選定事業者との調整を行わないこと。」とあるが、調整とは具体的にどのような行為を指すのか。	「調整」とは、近隣の促進区域の選定事業者と接触し、選定事業者の公募占用計画等の事業計画の内容や近隣の促進区域の選定事業者からの要求事項を聴取する行為等を指します。
53	公募占用指針	第5章（1）2）viii）	相対取引等検討のため、公募参画企業Aが自社内及びグループ内小売電気事業者Bを含む複数の小売電気事業者と協議を行い、その結果、小売電気事業者Bが公募参画企業Aにのみ関心表明書等を出すことは、客観的かつ合理的な理由による場合であっても、独占禁止法違反となる可能性はあるのでしょうか。	独占禁止法の運用については公正取引委員会HPIに掲載されているガイドライン等を参照ください。実際の独占禁止法違反の判断については、公正取引委員会の調査等を経て行われることになります。 いずれにせよ契約先のオフテイクが他の公募参加者に対して不当に差別的な取り扱いをしていないかという点には留意ください。

番号	該当箇所		質問	回答
54	公募占用指針	第5章(1)2) viii)	パブコメ465番で公募参加者が遵守すべき関係法令に独占禁止法が含まれることが確認され、また、パブコメ295番等を受けて左記の公募占用指針の規定において、相対取引等の検討のための小売事業者等との協議においては守秘義務契約を締結することによって、同一の小売部門が複数の公募参加者と協議を行うことが可能となるよう国が一定の指針を示したと理解している。 (1)本公募への参加を検討しているコンソーシアムの構成員の中には、海域ごとに別のコンソーシアムのパートナーと組んで複数海域に応募しようとする者が複数存在することが予想されるところ、相対取引等の検討に際して独占禁止法上のカルテルの諸原則を遵守しようとする場合に、独占禁止法にいう市場の参加者を公募参加者(コンソーシアムが設立するSPC)と考えるべきなのか、又はコンソーシアムの構成員と考えるべきなのかで公募参加者の講ずべき対策が異なってくる。独占禁止法にいう市場の参加者をどのレベルの法人と考えるべきなのか、混乱回避のためにも、国から一定の指針を示して頂きたい。 (2)海域ごとに別のコンソーシアムのパートナーと組んで複数海域に応募しようとする者が複数存在することが予想されるところ、各コンソーシアムの構成員の法人内で各プロジェクトごとに人員を変更する体制を採用することができない法人も存在することが危惧される。公募占用指針上の遵守義務違反の有無は、公募参加者(コンソーシアム)単位で判断されると思われるため、上記の問題を抱える法人とコンソーシアムを組む他のコンソーシアム構成員のためにも、守秘義務契約等の締結等の対策により、参加するコンソーシアムごとに同一法人内でプロジェクトの人員構成を変えなくとも公募占用指針違反にはならない等と整理をすることは可能か、ご教示頂きたい。 (3)パブコメ295番と同種事例で、建設業務や船舶調達の担手として大手ゼネコン各社が有力であるが、契約を締結したいゼネコン各社が他コンソメンバーの可能性がある。この場合、守秘義務契約を締結することで、ゼネコン各社は複数コンソのプロジェクトに関心表明を提出して問題ないと整理して良いか。	(1)独占禁止法の運用については公正取引委員会HPに掲載されているガイドライン等を参照ください。 (2)コンソーシアムごとに体制を分けることが望ましいですが、守秘義務契約の締結等により適切に対応する場合、公募占用指針第5章(1)2) viii)の遵守事項に違反するものではありません。 (3)の対応について、本公募占用指針に反するものではありません。ただし、応募企業又はコンソーシアム若しくはSPCの構成員のいずれかが、同一の促進区域の公募への参加において、同時に他の応募企業又はコンソーシアム若しくはSPCの構成員となることは認められません。
55	公募占用指針	第5章(1)2) viii)	電力需要家は、同一海域の複数事業者にLOIを提出することが可能という認識で間違いないか。	ご理解のとおりです。
56	公募占用指針	第5章(1)2) viii)	特定の電力需要家が必要な電力消費量がWF発電量を下回る場合、複数需要家からLOIを取得することは問題ないか。	問題ありません。
57	公募占用指針	第5章(1)2) viii)	令和5年1月13日の説明会にてご説明頂いた公募占用指針p15(第5章(1)2) viii)につき、同日に電子メールで受領した補足説明「公募参加資格や遵守事項に関する記載のある、「公募占用指針」p15～18第5章(1)及び「公募占用指針」p120～122別添4公募参加資格、「記載要領及び様式集」p105～107宣誓書、の内容については十二分に確認していただくとともに、説明会で例示した、談合やオフテイクによる不当な差別的扱い等の独禁法違反に該当しうる行為が行われないように十分ご注意ください。」の中の、「オフテイクによる不当な差別的扱い等の独禁法違反に該当しうる行為」につき、以下の認識で相違ないかご回答頂きたい。 (ア)電力市場において高いシェアを有している、旧一般電気事業者の小売電気事業者又は特定卸供給事業者(アグリゲーター)等のオフテイクが、公募に参加する同一グループの発電事業者又は当該発電事業者を含むコンソーシアム等に対して不当に差別的に有利な条件(高価格等)での電力の引き取りを約束することは、独占禁止法上禁止される、不公正な取引方法の一般指定第3項(差別対価)や同第4項(取引条件等の差別取扱い)等に該当し得る行為であるため、当該引き取り条件につき留意する必要がある。公正取引委員会及び経済産業省が「適正な電力取引についての指針」(第二部Ⅱ 1(1)④など)を作成・公表したことや、電力・ガス取引監視等委員会が旧一般電気事業者各社に内外無差別取引を求めたことも、同様の問題意識に基づくものである。 (イ)上記事項は、必ずしも旧一般電気事業者だけに適用されるものではなく、電力小売市場において一定のシェアを獲得している有力な事業者(ガス等の公益的事業者の小売電気事業者を含むがこれに限られない)等においても同様に留意すべきである。	(ア)の「公正取引委員会及び経済産業省が「適正な電力取引についての指針」(第二部Ⅱ 1(1)④など)を作成・公表したことや、電力・ガス取引監視等委員会が旧一般電気事業者各社に内外無差別取引を求めたことも、同様の問題意識に基づくものである。」部分は本公募とは直接関係ないため回答は差し控えたいと思います。 独占禁止法の運用については公正取引委員会HPに掲載されているガイドライン等を参照ください。実際の独占禁止法違反の判断については、公正取引委員会の調査等を経て行われることになります。いずれにせよ契約先のオフテイクが他の公募参加者に対して不当に差別的な取り扱いをしていないかという点には留意ください。
58	公募占用指針	第5章(1)2) viii)	「公募に参加しようとする他の者(自らが公募に参加しない他の促進区域の公募に参加しようとする者を含む。)」に係る当該公募に関する情報(※1)を収集する活動及び当該公募に関する自社の情報(※1)を公募に参加しようとする他の者に提供する活動を行わないこと」とあるが、他事業者の公募に関する情報の収集、自社の情報の提供を行わなければ、他事業者とも接触可能か。具体的には、上記を守れば、第3ラウンド以降のパートナー探しについて、特段制限なしという理解で問題無いか。	ご指摘の遵守事項については、(別添1)に記載する本公募対象区域に関する情報の収集・提供が対象です。
59	公募占用指針	第5章(1)2) viii)	公募占用指針の公示から選定結果が公表されるまでの期間、同一海域において、他の公募参加者と海域調査の期間が重複し、地元漁業者等の要請によって事業者間で調整を行う必要が生じた場合、その際の情報のやりとりは、公募占用指針第5章(1)2) iv)の遵守事項の違反に当たらないか。	公平性・公正性・透明性を確保しながら海域調査を行うための必要最低限の情報を収集・提供する行為を事業者間で行うことは違反には当たりません。ただし、談合等の疑義が生じないよう、適切に対応ください。

番号	該当箇所		質問	回答
60	公募占用指針	第5章（1）2）viii）	事業者選定の通知がされる日までの期間に、海域での地盤調査や環境影響評価手続きに関わる調査の実施を検討するにあたって、他の事業者も同時期に海域調査を検討していた場合、事業者間での調整が必要になることも想定されます。 このような事業者間での調整についても、地元関係者と接触する場合と同様に、「公平性・公正性・透明性を確保」しながらであれば、公募占用指針第5章（1）2）viii）に記載の「公募に参加しようとするほかの者に係る当該公募に関する情報を収集する活動及び当該公募に関する自社の情報を公募に参加しようとする他の者に提供する活動を行わないこと。」に抵触しないと考えてよろしいでしょうか。	公平性・公正性・透明性を確保しながら海域調査を行うための必要最低限の情報を収集・提供する行為を事業者間で行うことは違反には当たりません。ただし、談合等の疑義が生じないよう、適切に対応ください。
61	公募占用指針	第5章（1）2）viii）※2	小売電気事業者や特定卸供給事業者については、公募に参加する者の子会社等も該当しますか。（発電事業者の子会社の小売電気事業者と相対卸契約を締結する場合や、子会社から再エネアグリサービスの提供を受ける場合等は、それらの小売電気事業者や特定卸供給事業者も情報遮断の対象となるという整理でよろしいでしょうか。）	該当します。公募参加者の子会社が相対取引等の協議において他の公募参加者の情報を入手できる場合、子会社から親会社に当該情報が渡らないように適切な情報遮断措置を講じてください。
62	公募占用指針	第5章（1）2）viii）※2	”公募に参加する者が同一法人内に小売電気事業部門や特定卸供給事業（アグリゲーター）部門を有している場合、相対取引等の協議において入手した他の公募参加者の情報について、公募占用計画の作成に当たって活用しないこと。具体的には、他の公募参加者との間で守秘義務契約を締結する等して、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害しないよう情報管理を徹底すること。”（以上、引用） 上記について、「これらを確認するため、必要に応じて国から小売電気事業者等に対して直接ヒアリング等を実施する。」とあるが、照会先（事業者名）、及びヒアリング結果をすべて公表するようにして頂きたい。	事業者選定プロセスの詳細（第三者委員会での議論等）については、公表は予定していません。ご指摘のヒアリングも同様に公表は予定していません。
63	公募占用指針	第5章（1）2）viii）※2	本年1月13日に実施された、「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」洋上風力発電 の公募に関する説明会の場において、事務局の方から旧一電の小売事業部門やその関連会社に関し国からヒアリングを実施する可能性があるとのこと発言がございました。ヒアリングを実施した事実がある場合には、その事業者名等やヒアリング内容および回答内容を公表すべきであると考えます。	事業者選定プロセスの詳細（第三者委員会での議論等）については、公表は予定していません。ご指摘のヒアリングも同様に公表は予定していません。
64	公募占用指針	第5章（1）2）viii）※2	公募に参加する者が同一法人内に小売電気事業部門や特定卸供給事業（アグリゲーター）部門を有している場合の情報管理について規定されている。本項が追加された意図を鑑みて、公募に参加しようとする他の者から、相対取引等の協議申し込みがあった場合、上記の事業部門は拒むことができるのか。また拒めないのはどんな場合か。 また、公募に関する説明会の場で旧一電系の小売電気事業部門について例示され、自社の発電部門に対してのみ不当に好条件を提示するのは、独占禁止法違反になる可能性が言及された。これは特定卸供給事業（アグリゲーター）部門も同様であるか。	前段について、公募占用指針第5章（1）2）viii）の規定修正の目的は、情報管理体制を徹底した上であれば、公募に参加する者の同一法人内の小売電気事業部門や特定卸供給事業（アグリゲーター）部門であっても、他の公募参画企業との間で相対取引の協議を行うことが可能となる旨を明確化することです。協議の申込みの拒否について規定をしているものでないの、通常の商習慣等に照らして合理的な範囲内であれば、協議申込み受付の可否は各社の判断事項と考えます。 後段については、特定卸供給事業（アグリゲーター）も含まれます。
65	公募占用指針	第5章（1）2）viii）※2	公募に参加する者が同一法人内に小売電気事業部門や特定卸供給事業（アグリゲーター）部門を有しており、当該企業が公募参加者の情報および公募占用計画の作成に当たっての活用とは一切関係ない場合における情報不正閲覧等の事実が認められた場合においても、当該企業もしくは当該企業を含むSPCは「参加資格がない」もしくは公募期間中であれば「失格となる」との理解でよいのか。	本公募の参加資格や遵守事項については公募占用指針第5章（1）の規定に基づき判断されます。ご指摘の情報不正閲覧の行為は、現段階では、公募占用指針第5章（1）の規定の観点から、ただちに参加資格の要件違反や遵守事項違反に当たるとは考えていません。
66	公募占用指針	第5章（1）2）ix）	公募参加者は公募に参加する意思の表明や、公募占用計画の内容等を意図的に開示してはいけないとあるが、この意図的に開示という部分について、例えば、自社のホームページやプレスリリースで出していないということと認識しているが、例えば、マスコミからの取材を受けてそれに対して質問に答える、あるいは株主総会などで株主からの入札公募に参加しているかといった質問に答えることは、意図的な開示に当たるか。そもそも公募占用計画の内容を開示するのは問題だと思うが、参加の意志の表明を禁止する根拠・理由を聞きたい。	報道機関や株主からの質問等に対して、公募参加の事実や公募占用計画の内容を明らかにすることは、意図的な開示に該当するものと考えられます。なお、本規定は、公募参加者による意図的な公募参加情報の流布による世論形成や談合防止、第三者委員会において事業者を匿名により評価することの阻害など、公募の公平性、公正性に与える影響を鑑みて設けています。
67	公募占用指針	第5章（1）2）ix）	「公募占用指針の公示後、選定結果の公表前において、公募参加者は、公募参加意思の表明や公募占用計画提出に関する事実に係るプレスリリース等により、公募参加の事実や公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと」、とあるが公募占用指針公示前に公募参加を伝えていたり、すでに業界誌などで公募に参加を表明していることが取りあげられている場合、第三者から「公募に参加しますよね？」と質問された場合に肯定することは許されるのか？	第三者からの質問等に対して、公募参加の事実や公募占用計画の内容を明らかにすることは、意図的な開示に該当するものと考えられます。ただし、他法令に基づく手続きによる資料公表や、守秘義務を結んだ上での調整（コンソーシアム又はSPCの組成、協力企業との調整等）等はこの限りではありません。
68	公募占用指針	第5章（2）1）iii）	「代理人が公募占用計画の電子媒体を持参して提出する場合においては、合わせて委任状を提出する事」とあります。SPC参加の場合は当該SPCから電子媒体を持参する代理人に対する委任状を発行すれば良いと理解して差し支えないでしょうか。	SPCの代表企業から電子媒体を持参する代理人に対する委任状を発行してください。
69	公募占用指針	第5章（2）2）	同一海域において、複数の入札者に対して同一レンダーがLOIを提出する事は問題ないでしょうか？	公募占用指針に抵触するものではございません。

番号	該当箇所		質問	回答
70	公募占用指針	第5章 (2) 2)	パブコメ回答別紙のNo.455においては「LOIを取得した融資金額合計の多寡自体が、評価に影響するか。→ LOIへの金額記載はあくまで任意のものであり、評価に影響しません。」とされているところ、他方No.871においては「予定する借入金額との乖離など、資金調達の確実性の観点から問題ない旨は明確にしてください」とある。LOIへの金額記載の必要性を再度ご教示いただきたい。	LOIへの融資可能金額の記載は任意です。金額の多寡自体が評価に影響するものではありません。
71	公募占用指針	第5章 (2) 2)	協力企業とならない無議決権出資者については、定款等の証明書類の提出は不要との理解で宜しいでしょうか。	定款及び役員名簿、法人登記事項証明書、事業報告書等、納税証明書、宣誓書については、コンソーシアム又は SPC の全ての構成員分(議決権を有する企業)のものを提出ください。
72	公募占用指針	第5章 (3) 1)	保証状については、経済産業大臣及び国土交通大臣が定めるものに該当する場合に限るとあるが、当該者は保証状の条件にある、金融庁長官に登録された格付業者による信用格付がA-又はA3以上の金融機関という理解で良いか。	ご理解のとおり、「保証状を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付が、A-又はA3以上の金融機関であること」が条件です。
73	公募占用指針	第5章 (3) 1)	第1次保証金について、金融機関の発行する保証状を提出する場合、様式4-2で定められた保証状様式を使用することになりますが、保証状の合計額が第1次保証金の額となれば、「保証委託者」が「応募コンソーシアム」ではなく、「構成員各社」となる保証状を複数枚提出することは認められるとの理解で良いでしょうか。その場合、様式3-2-5はコンソーシアム名で1通提出すれば問題ないとの理解で良いでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
74	公募占用指針	第5章 (3) 1)	SPC(公募参加者)にて、第一次保証金を銀行保証で提供することを考えている。この場合、SPCが保証委託者となった上で、銀行Aの保証状(SPCの構成員Aが裏保証)、銀行Bの保証状(SPCの構成員Bが裏保証)…といったように、複数の保証状を別々の銀行から出す形も認められる、という理解で正しいか？なお、保証状の合計額は保証必要額と一致する前提である。	ご理解のとおりです。
75	公募占用指針	第5章 (3) 1)	議決権を持たない構成員が入札保証金を提供することは問題ない、という理解で正しいか。	第1次保証金は公募参加者(コンソーシアム又はSPCの構成員を含む)が提供してください。
76	公募占用指針	第5章 (3) 1) i) ③イ)	「イ)金融機関の発行する保証状を提出する場合」の「(添付資料)」について、「保証人の登記事項証明書(代表者事項証明書)」、「印鑑証明書」の注記として、「提出日より3か月以内に発行された原本を提出すること」との説明がありますが、「【様式3-2-3】委任状(代表企業以外のコンソーシアム構成員用)」や「【様式3-2-4】関心表明書(協力企業用)(参考様式)」においては同様の留意事項説明が無いことから、これら様式に添付する印鑑証明書については、提出日より3 か月以内に発行された原本ではなくてもよいとの理解で良いでしょうか。	「【様式3-2-3】委任状(代表企業以外のコンソーシアム構成員用)」や「【様式3-2-4】関心表明書(協力企業用)(参考様式)」に添付する印鑑証明書については、公募占用指針が公示された令和4年12月28日以降に発行された原本としてください。(令和5年4月3日差し替え)
77	公募占用指針	第5章 (3) 1) ii) ①	12/28付「公募占用指針(案)」のパブコメ回答」No.1126の回答にて「第2次保証金及び第3次保証金の支払い対象で控除される「系統工事の実施の為の保証金等」は、当該公募に提供されている系統の契約に係る保証金、工事費負担金のうち既払い分及び工事費負担金の債務保証対象額を指します。 とある。これを前提としたとき、保証金が没収となった際には、あくまでも3次保証金から系統の契約に係る保証金、工事費負担金のうち既払い分及び工事費負担金の債務保証対象額を差し引いた金額が没収されるという理解で相違ないか。特に、運転開始予定日を超過し保証金が没収となった場合も同じという理解でよいか確認したい。	ご理解のとおりです。
78	公募占用指針	第5章 (3) 3)	パブコメ#422で、「工事の進捗状況も承継することができるため、必ずしも公平性に欠けるとは言えないと考えます。」とありますが、継承期間は工事の中断がないことは電力会社に確認したうえでの回答でしょうか。仮に、電力会社との協議により、継承期間分だけ工事が遅くなると回答があった場合でも、その期間分は、公平性を保つために国が調整頂けるということでしょうか。仮にその事由で遅れた場合でも遅延ペナルティは無いという理解でよいでしょうか。	基本的には、系統提供事業者との間で公平性が損なわれないように国の方でも情報提供を行っておりますが、系統整備スケジュールに関して懸念等ございましたら、接続検討申込み時等に一般送配電事業者と相談ください。 遅延ペナルティとは保証金没収のことかと思いますが、保証金没収については、公募占用指針第5章(3)の規定に基づき対応することが原則です。なお、仮に個別に勘案すべき事情があれば、個別の状況を踏まえて対応を判断することとなります。
79	公募占用指針	第5章 (3) 4)	中国メーカーの製品、資機材を起用した場合、米中貿易摩擦をきっかけに、日中間でカントリーリスクが発生し、納期遅延となり、運転開始時期を守れなかった場合は、保証金の没収は免除されますか？	運転開始時期の遅延に伴う保証金没収の免除要件は、公募占用指針第5章(3)4)の規定のとおりであり、該当の有無の実際の判断は、個別事案ごとに国の現地調査による確認等を経た上で行います。

番号	該当箇所		質問	回答
80	公募占用指針	第5章(3)4)	海外サプライヤーの起用に際し、いわゆるカントリーリスクによる納期遅延は「当事者のコントロールまたは回避ができない事象」として保証金没収免除規定に該当するか？	運転開始時期の遅延に伴う保証金没収の免除要件は、公募占用指針第5章(3)4)の規定のとおりであり、該当の有無の実際の判断は、個別事案ごとに国の現地調査による確認等を経た上で行います。
81	公募占用指針	第5章(3)4)	リスクシナリオ策定のため、相対取引を収支計画に織り込む場合の同取引上の完工遅延ペナルティーと第二次保証金没収額が重複しないよう、認定公募占用計画の段階で保証金没収額の応分調整が可能であるかご確認ください。 また、遅延賠償の暁には20年の事業実施期間はスライドされるべきですが、事業者帰責事由の有無で占用期間の延長がどのように扱われるか、リスクシナリオ策定のために併せて明確化をお願いします。 上記の点はプロジェクトファイナンスを成立させるためにも明確化が求められます。	応分調整の意味するところが必ずしも明らかではないですが、第2次保証金は、選定事業者の確実な事業実施を担保する目的のものであり、事業者の計画に応じて額の変更を可能とすることは公募の公平性の観点から不適切と考えます。 また、事業スケジュールを変更する場合、公募占用指針第9章(5)に基づき、公募占用計画の変更手続きを行い、認定を受ける必要があります(軽微な変更は届出です)。占用の期間は、公募占用計画の認定の有効期間内に限られており、公募占用計画の有効期間は初めて公募占用計画が認定された日が起算日となり、計画の変更認定を受けたとしてもその起算日は変更されません。 認定有効期間終了後における促進区域の占用を継続する場合には、公募占用指針第9章(7)2) i))において、再度、占用のために国土交通大臣の許可をとる必要がある、としています。
82	公募占用指針	第6章(2)1)	協力企業の定義について質問させていただきます。公募占用指針に「海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計(E)・調達(P)・建設(C)や保守点検等(以下「EPC等」という。))に関して協力を求める企業(以下「協力企業」という。))」という記載がございますが、EPC・O&Mの元請け・孫請け等以外の企業(例:レンダーや地域貢献で協業する企業)は協力企業には該当しないのでしょうか？それとも、協力企業の範囲は、EPC・O&Mに限定されず、ファイナンス・地域貢献で関与する協業企業も含まれますでしょうか？	本公募占用指針において「協力企業」とは、風車の設置、海洋土木工事、発電事業の運営(O&M)において、海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計(E)・調達(P)・建設(C)や保守点検等(EPC等))に関して協力を求める企業としています。この定義に該当しない企業については、本公募占用指針の「協力企業」には含まれません。
83	公募占用指針	第6章(2)1) i)	選定事業者になろうとする者が法人又は団体である場合においては、役員の氏名、生年月日、その他必要な事項を記載するとのことだが、これは第5章(2)2)ii)のとおり役員名簿を提出することで足りるか。	役員名簿の添付をもって省略せず、必要事項を【様式3-1-2】の1)に記載してください。
84	公募占用指針	第6章(2)2)	2022年12月28日付意見募集の結果のNo.3の「ご意見に対する考え方」において、「「促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を配置する場合」の取扱いについては、事業者選定後に行う手続きとして記載しており、事業者選定前における調整は不要です。」との記載が有るが、仮に一般海域に海底送電線等を配置する計画で公募提案書を作成したとして、当該一般海域の各利害関係者と調整を行っているか否か(即ち海底送電線等が設置出来る見込みを得ているか否か)は評価に影響しないということで良いか。	ご理解のとおりです。
85	公募占用指針	第6章(2)2) i)	港湾区域に海底送電線等の設置を検討することも考えられますが、国から能代港湾内先行事業者の占用範囲を公開いただけないでしょうか。 事前に、海底送電線交錯、施工時のケーブル破損といったリスクを抑えた計画を検討できるよう支援をお願いいたします。	国において公開する予定はありません。
86	公募占用指針	第6章(2)2) i)	八峰案件に関して、近隣の促進区域と、本件港湾区域との間に「港則法区域」に該当するエリアがあると理解しております。港則法区域に海底送電線等を設置する計画とした場合の取扱いは、「公募占用指針に示された専用の区域以外の各海域」のうち、港湾区域と同様に扱われると理解してよろしいでしょうか。あるいは一般海域に分類されるでしょうか。	我が国の領海及び内水の海域のうち、再エネ海域利用法第8条第1項第6号に列挙するいずれの区域又は水域にも該当しないものを一般海域としています。このため、港則法区域か否かに関わらず、上記に照らしてご判断ください。
87	公募占用指針	第6章(2)3)	パブリックコメントNo.1134に関して、維持管理のみに使用する港湾があった場合に、この港湾の地耐力の検討を行うにあたって、その港湾での重量物等の交換品のハンドリングは、インプット条件として考慮すべきとは考えているが、例えば陸上に設置するようなO&Mの倉庫等についても、この地耐力検討のインプット条件として検討する必要があるか。(1/13説明会における質問)	1/13説明会における左記ご質問に対して「O&M倉庫が岸壁の直背後にある場合には検討の対象になり得ると考えられますが、ケースバイケースであることから、具体的な事例があれば質問受付プロセスの中でご質問ください」と回答しておりましたが、改めて整理しましたので304番の回答をご覧ください。
88	公募占用指針	第6章(2)3)	金融機関から取得するLOIは、コンソからの情報開示量や各行のDDレベル次第であることから、金融機関毎にコミットメントレベルは異なることが想定されます(タームシートの有無、Bindingの有無等)。一方、入札図書では想定する金融機関及び各借入比率を記載する必要がありますが、入札図書では①実際のファイナンス時に採用しない可能性はあれど、入札時点で相対的にコミットメント度合いが高いLOIを提出した金融機関を書けばいいのか、②LOIのコミットメントレベルは低いものの実際のファイナンス時に想定している金融機関を書けばいいのか、教えて頂けないでしょうか。また、仮に②を選択した場合、入札評価上低い評価となる可能性がないか教えて頂けないでしょうか。	資金調達能力の確からしさ等の観点から評価を行うことを踏まえご判断ください。なお、公募時点で融資確約は困難である点は認識しているので、選定後に資金調達を行う金融機関の変更は認められ得ますが、変更後も資金調達能力の評価が下がらないことが前提となります。
89	公募占用指針	第6章(2)3)	「当該港湾が活用できることを証する資料」のうち、「対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項(同意の前提条件等)」を記載した施設管理者の同意書」及び「公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類」二つがあるとの認識ですが、前者につき施設管理者による統一書式が存在するのでしょうか。存在する場合はそれを添付する以外の選択肢(代替策)は存在するのでしょうか。 また、後者につき、公募参加者による社内検討レベルのもので十分か、若しくは別途テクニカルアドバイザー等を起用し第三者機関による検証等が必須なののでしょうか。	一点目について、様式の指定はありません。 二点目について、第三者機関による検証を必ずしも求めるものではございません。港湾が利用可能であることが確認できる書類であれば問題ありません。

番号	該当箇所		質問	回答
90	公募占用指針	第6章(2)3) iii)	2022年12月28日に公示された公募占用指針には、該当箇所の本文として「構造(標準的な平面図、立面図、断面図、諸元、数量)及び地震、波浪等に関する設計条件の設定方法が把握できる資料とする。」と記載されております。一方で、2022年12月28日公示のパブリックコメント6番には、本公募占用指針本文に記載されている設計条件とは「詳細設計の段階でどういった設計条件をどのような考え方で設定するのかを記載すること」とご回答いただいております。この場合、以下理由より公募図書に記載する構造と設計条件は対応しないこととなりますが、それは問題ないのでしょうか？なぜなら、公募段階では詳細設計の設計条件で、公募図書に記載する構造を検討するものではないためです。ご回答いただいている内容については、公募占用指針記載要領及び様式集p.76に記載されている「国内ウインドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容」に記載することが望ましいと考えますが、いかがでしょうか？また、パブリックコメント330番の回答に、「事業者選定の公募占有計画の作成の段階で、ウインドファーム認証に必要な詳細設計や詳細設計を行うための風況、地質調査の結果の記載を求めるものではなく」と記載されており、回答内容としてはパブリックコメント63番と330番で矛盾していると思われます。	構造(標準的な平面図、立面図、断面図、諸元、数量)については別紙6の2.(2)に、地震、波浪等に関する設計条件の設定方法については2.(3)に記載してください。公募段階においては概略や考え方を示した資料とすることも可能(詳細設計時の設計条件を記載する必要は必ずしも無い)としますが、構造解析を行った結果については記載してください。「詳細設計の段階でどういった設計条件をどのような考え方で設定するのか」については、別紙6の4.の「国内ウインドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容」に記載してください。
91	公募占用指針	第6章(2)3) ix)	能代港又は秋田港を活用する場合の東北地整および港湾管理者(秋田県)との調整期間について、以下ご教示ください。 ①東北地整との個別面談による調整を行える期間はいつ頃を想定されているでしょうか。 ②港湾管理者(秋田県)からの占有地承認書類はいつまでに取得する必要があるでしょうか。 ③「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾活用時(例:山形県や青森県の港湾)も、「促進区域と一体的に利用できる港湾」を利用する際と同じ期間にて調整を行い、承認書類をいただくという認識で合っているでしょうか。	①については東北地方整備局へ、②については港湾管理者(秋田県)へご確認ください。③については公募占用指針(別添3)6.に記載する資料の添付が必要となります。同意書の発行手続きについては、施設管理者へご確認ください。
92	公募占用指針	第6章(2)3) ix)	2023年2月末に事業者が北九州市・九州地整へ通知する基地港利用のスケジュールと、公募占用計画で提示する基地港利用のスケジュールが月単位で一致していない場合、公募評価において、港湾関係者の同意を得ていないと見なされるのでしょうか。 後者が前者の期間の中におさまっていれば、問題ないと見なされるのでしょうか。	提出された公募占用計画に記載された「促進区域と一体的に利用できる港湾」の利用期間(独占排他的な使用期間)が、地方整備局・港湾管理者へ利用可能であることを確認した期間に含まれている場合においては、当該機関への確認を得ていないと判断することはございません。ただし、当該機関において港湾の利用計画を的確に把握すべき観点から、両者の期間を可能な限り一致させるよう努めてください。
93	公募占用指針	第6章(2)3) xii)	「公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと」に関して、発電側課金はパブリックコメントでも含めないことが明示されております。一方、No.76の回答において「審査及び評価の結果が下がる方向での変更はできません。」とあります。また、No.1360の回答で「最大30年間の計画の認定の有効期間内であれば、FIPの交付期間20年間を超える売電期間の計画を事業者判断で作成することは可能」とあります。 発電側課金については、第47回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会や第80回制度設計専門会合において、「既認定FIT/FIP(※)」については、調達期間等が終了してから発電側課金の対象にする(※)発電側課金の導入年度の前年度の入札で落札した場合を含む。」、「新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮」、「関係審議会において検討を進め、2024年度に導入することとする」といった議論がなされています。 本公募は2023年度の入札であり既認定FIPに該当し、FIPの交付期間が終了してから発電側課金の対象となる蓋然性が高いように思われます。上記No.76の回答は直接的に点数の下がる供給価格の変更を認めない趣旨かと推察致します。将来発電側課金が導入され、対象となる場合、収支計画の健全性及び適切性は下がりますが、その場合においても評価の結果は下がらないということでしょうか。ミドルランナーの基準にもなっている財務やテクニカルアドバイザー等の専門家による適切性の評価が得られない懸念もあるため、どのような趣旨で「収支計画には含めないこと」になされたのかご説明頂けますでしょうか。公募上の評価のためにあくまで前提を揃える趣旨での指針となりますでしょうか。事業に与える影響が大きいため、詳しく背景や趣旨、意図をご説明頂きますようお願いいたします。	2023年2月に資源エネルギー庁が公表した「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ」において、 ●発電側課金については2024年度に導入する ●既認定FIT/FIP(※発電側課金の導入年度の前年度の入札で落札した場合を含む。)については、調達期間等が終了してから発電側課金の対象とする との方針が示されています。本公募の洋上風力発電事業は2ばつに該当しますので、発電側課金が適用されるのはFIPの交付期間終了後からとなります。
94	公募占用指針	第6章(2)3) xii)	「現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと。」の記述について、ここで国が想定している制度の具体例を考えられる限りご教示いただきたい。(それらを含めないようにするため)	公募の前提条件を揃えるため、制度が未確定なものについて収支計画に含めないこととしているものであり、公募占用指針において網羅的に列挙することは困難です。なお、公募占用指針案のパブリックコメントにおいては、具体的に質問のあった「登録適合性確認機関制度の創設」、「発電側課金制度」について収支計画に含める必要が無い旨を回答しています。
95	公募占用指針	第6章(2)3) xii)	2022年12月28日に公示された、公募占用指針(案)に関する意見募集の結果についての資料中、質問番号77につき、「事業計画に発電側課金制度を含める必要無しという理解で良いかご回答頂きたい。」との質問に対し、「ご指摘の発電側課金制度に関しては収支計画に含める必要はありません。」と回答されている。これは、現時点では、発電側課金制度は2024年度に導入することが議論されている段階であり、本公募入札が23年6月30日に締め切られるスケジュールにおいては本公募対象案件の事業計画に発電側課金を含めることは現実的に不可能であることに鑑み、本公募入札対象の案件には発電側課金は適用されないとの理解で正しいか。	93番の回答をご覧ください。
96	公募占用指針	第6章(2)4) i) ②	国内経済波及効果は、日本国内での投資全てに関するものと理解する。しかしながら、県内での波及効果にとどまらない場合にのみ、国内経済波及効果に含めて良いとなると、事業者間で解釈の差が生じると考える。新潟県の経済波及効果で自給率が1.0以外は、県外への波及があることになるが、自給率を除く部分のみを計算対象とするのか。 国内経済波及効果は、県内波及効果を含める解釈で統一すべきと考える。	国内経済波及効果には県内波及効果も含まれます。
97	公募占用指針	第6章(2)4) i) ②	関係行政機関の長等との調整能力に関して、「その他の調整に係る有意義な実績」として評価されるものに、太陽光発電事業は含まれるか？	記載することを妨げるものではありませんが、「その他の調整に係る有意義な実績」については、(別添7)関係都道府県知事の評価の考え方に照らして公募参加者が有意義と考える事項があれば記載してください。

番号	該当箇所		質問	回答
98	公募占用指針	第6章(2)4) i) ②	国内経済波及効果は理論上、地域経済波及効果を含むものと認識しております。 国内経済波及効果の評価対象となる経済波及効果は「国内経済波及効果」から「地域経済波及効果」を控除した経済波及効果(国内のうち該当地域を除いた経済波及効果)となりますでしょうか。 つまり、国内経済波及効果として示すべき数値は「国内経済波及効果の計算結果 － 地域経済の波及効果の計算結果」という理解で差し支えないでしょうか。	96番の回答をご覧ください。
99	公募占用指針	第6章(2)4) i) ②	国内経済波及効果は、日本国内での投資全てに関するものと理解する。しかしながら、県内での波及効果にとどまらない場合にのみ、国内経済波及効果に含めて良いとなると、事業者間で解釈の差が生じると考える。新潟県の経済波及効果で自給率が1.0以外は、県外への波及があることになるが、自給率を除く部分のみを計算対象とするのか？ 国内経済波及効果は、県内波及効果を含める解釈で統一すべきと考える。	96番の回答をご覧ください。
100	公募占用指針	第6章(4)1) i)	「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る」と記載がある。パブコメ回答 623番で議決権を有しない企業の評価の考え方が示されているが、様式3-1-2の公募参加者体制に協力企業を記載し、協力企業の役割を所定の様式で説明することで、一定以上の責任を有し、応募企業の一部であると理解されるか。	「事業の実施・管理」については、本公募占用指針に記載のとおり、協力企業の実績は評価の対象となりません。
101	公募占用指針	第6章(4)4) i) ②	実績と認められる発電所容量はあるか。	第三者委員会の意見も踏まえ、本公募における事業との親和性を判断します。
102	公募占用指針	第7章(3)1)	「公募占用計画の評価に当たり、公募参加者等に対しヒアリングを実施する」とあるが、ヒアリング実施予定時期を確認したい。 能代港又は秋田港の利用重複があった場合においても、それぞれの評価のためにヒアリングを行う必要があるため、重複による公募占用計画の再提出を求める以前に公募参加者へのヒアリングがあるとすれば、令和5年11月末以前を想定するがその理解でよい。また、再提出を行った事業者に対してのみ、改めてヒアリングを実施するという理解でよい。	ヒアリングの具体的な実施時期については未定です。(別添6)に記載する再提出の対象者については、再提出後に改めてヒアリングを実施する可能性もあります。
103	公募占用指針	第7章(3)2)	先日の説明会でのご回答を踏まえ、都道府県知事意見の提出にあたって地元関係者等に開示される資料は以下の整理と理解しておりますが、差支えございますでしょうか？(なお、添付書類を含め企業名等がわからないよう加工がなされていることが当然に必要と理解しております。) (1)都道府県に開示される資料:①別紙13~15の要旨(各1ページ以内厳守) ②別紙13~15(本体)(各20頁目安) ③別紙13~15の添付書類 (2)関係市町や漁業関係者等に開示される資料: ①別紙13~15の要旨(各1ページ以内厳守) ③別紙13~15の添付書類 つまり、上記(1)記載の資料②(別紙13~15の本体)は関係市町等には開示されないこととなる。	都道府県からの要望を踏まえ、都道府県に提供する資料は、 ●【様式3-1-3】「事業実現性に係る各評価の考え方への対応」の別紙13関係~別紙15関係の資料(要旨含む) ●副本の別紙13~別紙15の本体及び添付資料(つまり個社名が特定できないもの)とします。 このうち、都道府県知事意見作成のための関係市町村や漁業関係者等への意見照会に使用されるものは、【様式3-1-3】「事業実現性に係る各評価の考え方への対応」の別紙13関係~別紙15関係の要旨のみとなります。
104	公募占用指針	第7章(3)2)	以下の3つの別紙については、その要旨のみが都道府県知事にわたり、評価されるとの理解だが、それにもかかわらず、下記3つの別紙の作成が求められる理由をご教示いただきたい。要旨をもとに評価するのであれば、下記別紙の作成は不要ではないか。 【様式3-1-16】別紙13:関係行政機関の長等との調整能力 【様式3-1-17】別紙14:周辺航路、漁業等との協調、共生 【様式3-1-18】別紙15:地域経済への波及効果	103番の回答をご覧ください。
105	公募占用指針	第7章(3)2)	別紙13, 14, 15関連で、都道府県に提供される資料を確認させて頂きたい。パブコメ#361を踏まえると、都道府県に提供される資料は以下の3点という理解で良いか ・【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応 関係行政機関の長等との調整能力(別紙13関係) 要旨 ・【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応 周辺航路、漁業等との協調・共生(別紙14 関係) 要旨 ・【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応 地域経済への波及効果(別紙15 関係) 要旨	103番の回答をご覧ください。
106	公募占用指針	第7章(3)2)	別紙13, 14, 15関連で、都道府県に提供される資料を確認させて頂きたい。パブコメ#361を踏まえると、以下の資料は都道府県には提供されないという理解で良いか。 ・【様式3-1-16】別紙13:関係行政機関の長等との調整能力 ・【様式3-1-17】別紙14:周辺航路、漁業等との協調・共生 ・【様式3-1-18】別紙15:地域経済への波及効果	103番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所		質問	回答
107	公募占用指針	第7章 (3) 2)	パブコメ#361を踏まえると、各別紙に紐づく添付資料の内容は都道府県に提供されないという理解で良いか。1月13日の説明会における質疑では、LOI等添付資料の内容が都道府県に提供される趣旨のご説明があったと理解しており、確認させて頂きたい。	103番の回答をご覧ください。
108	公募占用指針	第7章 (3) 2)	「一般海域における占用公募制度の運用指針(改訂案)」に関する意見募集の結果について(令和4年10月27日)」のQA149において、「都道府県知事意見の策定対象海域が隣県と接している場合は当該県と隣県の両県知事の意見を聞くのか。」との問に対して「国から意見聴取を行う関係都道府県知事は、促進区域指定時に意見聴取を行った関係都道府県知事になります。」との回答があったが、これは、一つの海域の公募占用計画については、当該海域が帰属する都道府県知事に対してのみ、意見聴取を行うという主旨との理解で宜しいか。 仮に、そうではなく、一つの海域の公募占用計画に対して、複数の都道府県知事の意見聴取が行われる場合には、他県の意見聴取結果についても評価に考慮されるか。	本公募においては、「秋田県八峰町及び能代市沖」「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」については秋田県知事、「新潟県村上市及び胎内市沖」については新潟県知事、「長崎県西海市江島沖」については長崎県知事に対して意見聴取を行います。
109	公募占用指針	第7章 (3) 2)	パブリックコメント#361では別紙13～15の要旨のみが県知事に送付予定とありますが、先日の説明会では要旨に加え別紙本編(【様式3-1-16】別紙13:関係行政機関の長等との調整能力～【様式3-1-18】別紙15:地域経済への波及効果)、LOI等の添付資料を適宜必要に応じて送付、また知事から地元に対しては要旨のみ送付との説明がありました。最終的に県知事及び地元関係者に送付が想定されている書類について明示いただけますでしょうか。	103番の回答をご覧ください。
110	公募占用指針	第7章 (3) 2)	公募占用指針P44のなかで「国から都道府県に指定する資料(事業者名が特定されないよう編集したもの)を用いて照会を行うこと。」との記載があり、洋上風力促進ワーキンググループ合同会議の中では事業者名を匿名化したロングリストで意見照会をはかるとの説明があったかと思います。県から地元関係者(関係市町村、漁業関係者等の代表者)に意見照会される書類は要旨そのものであるか、或いは要旨の内容を国若しくは県が抜粋して作成したロングリストか明確にして頂けますでしょうか。	103番の回答をご覧ください。
111	公募占用指針	第7章 (4) 1)	パブコメ#1139で「選定後に当該需要家とのコーポレートPPAが締結できない又は当初想定条件でのコーポレートPPAが締結できない可能性があり、その場合事業計画や資金・収支計画の大幅な変更を余儀なくされる可能性もあると考えます。」の回答として「公募時から大幅な計画変更が発生し、再生可能エネルギー発電事業を中止せざるをえない場合は取り消し事由に該当します。」とありますが、CPPAから市場売電に切り替えた場合、収支計画が変わらなければ選定取り消しにならないという理解でよいでしょうか。 収支計画が変わったとしても、上記がリスクシナリオであらかじめ見込んだ対応である場合は、大幅な計画変更および取消し事由に該当しないという理解でよいでしょうか。 また、大幅な計画変更は、売電価格でいうと、どの程度変更があった場合を想定しているでしょうか。	1段落目について、変更内容の精査は必要ですが、収支計画が変わらない場合は選定取り消しにはならないと考えます。 2段落目について、変更内容の精査は必要ですが、リスクシナリオであらかじめ見込んでいた対応であるならば、変更後も事業継続に支障がない程度の財務健全性が保たれているはずなので、選定取り消しや公募占用計画の認定取り消しにはならないと考えられます。 3段落目について、現段階で定量的にお示しすることは困難ですが、例えば予定していた資金調達ができなくなり、事業継続が困難になる事態等が想定されます。
112	公募占用指針	第8章	SPCまたは中間投資会社(中間SPC)の議決権を有さず、少額の無議決権出資のみを行う企業(各社出資比率は、合計してもSPCの出資金の1%以下)に関して、入札時点で決定せず、落札後に公募占用計画の認定を受けるまでの間に決定することは認められますでしょうか。	認められます。
113	公募占用指針	第8章 (1)	パブコメNo.11の回答において、「基準価格が常に市場価格以下となれば、プレミアムはバランシングコストのみとなり、この場合において基準価格の大小によらず、国民の賦課金負担に差が生じません。」と回答をいただいている。一方で、FIP制度における当月の参照価格・調整前プレミアム単価の確定の計算式では『当月の調達前プレミアム単価(円/kWh)＝基準価格(円/kWh)－{当月の参照価格(円/kWh)＋非化石価値相当額(円/kWh)－バランシングコスト(円/kWh)}』とあり、本計算式とパブコメNo.11の回答が相違しているように思いますが、どのように理解すればよろしいでしょうか。	バランシングコストは、参照価格を算定する際に卸電力市場価格と環境価値の合計額から控除することにより、結果としてプレミアムに加算されるものです。算出式として表すと、プレミアム単価(円/kWh)＝基準価格(円/kWh)－{卸電力取引市場参照価格(円/kWh)＋非化石価値相当額(円/kWh)－バランシングコスト(円/kWh)}となるため、仮に市場参照価格が基準価格を上回った場合でも、市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランシングコストを上回らない場合はバランシングコスト相当額がプレミアムとして支払われることとなります。パブコメ回答11番はこの趣旨を説明したものです。
114	公募占用指針	第8章 (1)	今般ZPLが3円/kWhと指定されている。これまでZPL設定の考え方などは各段階で共有いただいているが、最終的に3円と算出された理由を、計算根拠を含め改めてご確認願いたい。	ゼロプレミアム水準の導入は、FIP制度における、賦課金負担に差が生じない蓋然性が高い範囲において、供給価格点を一律に評価するためのものであり、水準については、本導入趣旨をふまえ、調達価格等算定委員会の意見を尊重して市場価格を十分下回る水準で決定しています。 <参考> 調達価格等算定委員会の資料 関連はp63～66 https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/080_01_00.pdf
115	公募占用指針	第8章 (1)	オフテイクーとのPPAを前提とした収支計画とする場合、オフテイクーによる合意書や関心表明書で確認できれば、売電単価は、供給価格上限額やゼロプレミアム水準に係らず、上限・下限は無いという理解でよいでしょうか。	供給価格上限額やゼロプレミアム水準は、相対取引の売電単価を制約するものではありません。

番号	該当箇所		質問	回答
116	公募占用指針	第8章(2)	公募占用指針で示されているリスクシナリオ、及び事業者が独自で行うリスクシナリオの双方において、未然防止策・リスク発現時の対策の記載が求められているが、1つのリスクシナリオに対して必ず未然防止策及びリスク発現時の対策双方の記載が無いと、特定したリスクが優れていてもプラスの評価にならない、もしくは評価対象外の扱いになるのか確認したい。例えば、ある特定したリスクに対して、未然防止策は施すことは困難だが、リスク発現時の対策により事業の継続性は担保できるといった事例もあると思料。	リスクシナリオは主に「未然防止策」「リスク発現時の対策」の2つから成るとの理解なので、原則として両方の対策が練られている計画を評価しますが、未然防止策の記載がないことのみをもって、ただちに評価対象外とするものではなく、合理的な説明があれば個別に判断します。
117	公募占用指針	第8章(2)	現在開示されている資料をみると、系統連系可能な時期は系統側の募集プロセスにかかる工事が完了する2031年度となります。迅速性のトップランナー評価となる2029年6月との齟齬について、どのように評価されるのかをお示しいただきたい。 また、2031年度より前に「場合によっては」、「暫定的な連系」が認められるようですが、暫定的な連系であってもCODと認められるということでしょうか？ その場合、「暫定的な連系」を電力会社が認めるかどうかにより状況が大きく変わります。電力会社がその連系を認める蓋然性をお示しいただきたい。 暫定的な連系時期が遅れた場合、事業者の責を問われるかどうかについてもお示しいただきたい。	本公募において、暫定連系を前提とした運転開始は認められます。 なお、暫定連系については、第14回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループでも議論されているので、参考にしてください。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/014.html
118	公募占用指針	第8章(2) i)	運転開始時期に関する「新潟県村上市及び胎内市沖」の評価基準に関して、以下の通りご意見させていただきたい。 いずれの促進区域においても、①各評価階層の「運転開始時期」の期間は1年間に設定され、②下から2つ目の評価階層のみ0点基準となる令和13年4月1日に向けて各々期間が調整されている。 一方で、上記①・②を共通基準とした結果、特に新潟沖においては、各評価階層間の「基礎となる評価点」のギャップが非常に大きくなっている。 ・秋田沖(2区域):4点 ・新潟沖:6.67点(一部6.66点) ・長崎沖:5点 同一促進区域内の公募参加者間において条件は同じであるものの、新潟沖は他の促進区域と比して、「運転開始時期」が前後することによる影響が配点上大きくなりやすく、結果として本評価項目自体の総得点に対する影響度も大きくなりかねない。 そこで、秋田の2つの促進区域同様に「基礎となる評価点」が4点刻みとなるよう、「運転開始時期」の期間設定及び「基礎となる評価点」を次の通りご提案させていただきたい。 【提案】※以下、「運転開始時期」:「基礎となる評価点」の順に記載。 ・令和11年6月30日までの期間:20点 ・令和11年7月1日から令和11年12月31日までの期間:16点 ・令和12年1月1日から令和12年6月30日までの期間:12点 ・令和12年7月1日から令和12年12月31日までの期間:8点 ・令和13年1月1日から令和13年3月31日までの期間:4点 ・令和13年4月1日以降の期間:0点	事業者選定後の運転開始時期の遅延により迅速性の評価点が結果として下がることは評価の公平性の観点から望ましくないため、このような観点から1年ごとの段階評価としたものです。
119	公募占用指針	第8章(3)	トップランナーは相対評価により選定されるとあるため、各別紙1社選定されると理解してよろしいでしょうか。	トップランナーは基本的には相対評価で決まりますが、必ず1者に限定するものではなく、評価の考え方を満たす者が複数の場合は複数者をトップランナーと評価することはあり得ます。
120	公募占用指針	第8章(3)	評価の配点及び考え方につき、ii)以降に各項目の詳細な評価基準がございますが、項目により「～のうちいずれかを満たす」、「～のうちいずれも満たす」、「(基準明記のみで)いずれも満たすといった記載なし」と記載が分かれております。本件につき、「(基準明記のみで)いずれも満たすといった記載なし」項目については、記載されている基準全てを満たす必要があるという理解でよろしいでしょうか。 パブリックコメント1112番にも類似回答がございましたが、評価基準を把握する上で重要な内容ですので、再度確認させていただきたく存じます。	「(基準明記のみで)いずれも満たすといった記載なし」項目というのは、「関係行政機関の長等との調整能力」の「最低限必要なレベル」を指していると理解しましたが、当該箇所については記載している基準いずれも満たす必要があります。
121	公募占用指針	第8章(3)	洋上風力が先行する欧州では風車部分に関するメンテナンスに関し、風車メーカーによる稼働率保証を含むメンテナンス契約を運開後数年間締結し当該期間は風車メーカーによりメンテナンスを実施するが、同時並行で発電事業者のメンテナンス人員を教育し、運開後数年間の期間を経過した後、風車メーカーとのメンテナンス契約を解約し発電事業者のメンテナンス人員によるセルフメンテナンスに切り替えるケースがあります。 プロジェクトファイナンスを採用する場合、運開後数年後に風車メーカーからの稼働率保証が無くともSPCの資金収支が安定するかをレンダーがデューデリジェンスを経て確認出来た場合にレンダーがセルフメンテナンスへの変更を許可することになります。セルフメンテナンスへの切り替えが国内経済波及効果や電力安定供給の観点から風車メーカーによるメンテナンスよりも優れている場合、ベースケースとしては風車メーカーによるメンテナンスが継続する資金収支計画としつつ、レンダー許可を条件としてセルフメンテナンスに切り替える可能性を追求するという公募占用計画として国内経済波及効果や電力安定供給の面でメリットを記載した場合、不確実なメンテナンス計画だとして事業計画の実行面の評価が下がったり、資金収支が不安定になる可能性があるとして資金収支計画の評価が下がることになるかと考えるべきでしょうか。 それともセルフメンテナンスに関する事業実施体制・事業実施実績を説明すること等により、セルフメンテナンスへの切り替えの蓋然性が高いことを説明出来る場合、セルフメンテナンスへの切り替えを予定していることを以て評価がマイナスになる訳ではないと考えて宜しいでしょうか。	評価に当たっては、第三者委員会の意見も踏まえることとなりますので、現時点で個別の提案に対する評価について断定的にお答えすることは困難です。 ただし、一般論として、現時点で確定はしていませんが、一定の確からしさが示され、事業実現性の評価の考え方の各項目を満たしていることが説明されていれば、評価対象となり得ます。

番号	該当箇所		質問	回答
122	公募占用指針	第8章 (3)	各リスクシナリオについて、第三者評価レポートを添付する場合、第三者評価者のランク付けは行われるのでしょうか。若しくは内容のみの評価となるのでしょうか。	ランク付けの意味するところが必ずしも明らかではないですが、実績のある第三者評価者によるレポートの方が根拠資料として確からしいと評価され得ます。
123	公募占用指針	第8章 (3) i)	環境省にて実施する「洋上風力発電に係る環境アセスメントの情報収集」の結果は、事業の迅速性の観点から非常に重要な項目となる。新潟県村上市胎内市沖案件において今後実施される調査結果の公表時期をお示し頂きたい。また、前述調査は各事業者にて実施されている環境アセスメントの影響調査内容を充足していると捉え、選定後に事業者にて追加の調査は求められないものとして、事業実施計画を策定する解釈で相違ないか。	当該調査事業の結果公表時期は、2024年3月頃を予定しておりますが、それ以前に事業者の選定がなされた場合には、その時点での調査結果の提供など柔軟に対応したいと考えております。 当該調査事業は、環境影響評価手続における環境影響評価準備書の作成に必要な情報収集として、文献調査、ヒアリング調査及び現地調査（騒音、希少猛禽類、渡り鳥、一般鳥類、生態系（重要な自然環境のまとまりの場）、海生生物、景観等を想定。）を実施し、取りまとめた情報を事業者や地方公共団体に提供することを目的としたものですが、環境影響評価手続が不要となる訳ではございません。 環境影響評価手続は、事業者が、その事業計画に基づき、自ら環境影響を調査、予測及び評価をさせていただく手続きですので、調査内容については事業者自身で判断いただく必要があります。
124	公募占用指針	第8章 (3) i)	国からの情報提供を参照したところ、一部の区域において、迅速性評価において0点と評価される時点以降に一般送配電事業者の系統連系工事が完工するとされている。したがってWFの運転開始は系統連系がボトルネックとなり2031年以降となる可能性が高いと見受けられます。この場合、当該海域に関し全入札者が事業計画の迅速性の評価において0点となる可能性があり、評価項目の意味を為すのか疑問があります。現在の基準での迅速性評価において入札者間で差がつかない状況とも考えられるので、評価基準の見直しを願います。	パブコメ回答703番のとおり、例えば、事業者による自営線の敷設や先行確保事業者の計画と類似した設備配置計画の作成等に対応することで、早期の運転開始が可能になりますので、一律に0点になるとは考えておりません。
125	公募占用指針	第8章 (3) i)	事業計画の迅速性評価の基準は、早期の運転開始の提案を促す観点から、「想定される最速開始時期」に対して、更なる事業者の創意工夫を考慮し、満点となる運転開始時期を区域ごとに設定したと理解している。しかし、その際に「有望な区域の整理時に確保されている系統」に関わる系統工事の完了時期はどのように「事業計画の迅速性の基礎となる評価点」に考慮されたのかご教示いただきたい。区域ごとの有望な区域の整理時に確保されている系統」に関わる系統工事の完了時期は考慮されていなかった場合、その理由をご教示いただきたい。	系統提供事業者の系統契約内容及び一般送配電事業者へのヒアリング等により、確認しています。 いずれにせよ、パブコメ回答703番のとおり、各事業の系統接続時期は、事業者で実施する接続検討申込み結果やそれを踏まえた一般送配電事業者との施工計画等の調整を経て、最終的に決定するものです。 例えば、事業者による自営線の敷設や先行確保事業者の計画と類似した設備配置計画の作成等に対応することで、早期の運転開始が可能になります。また、事業実現性の評価に当たっては、必要に応じて、陸上送変電設備の整備工事等のスケジュールの妥当性を国から一般送配電事業者を確認します。
126	公募占用指針	第8章 (3) i)	迅速性の評価基準の日付に関しては、1年目にヤード整備、機材搬入、2年目に基礎設置、3年目にプレアセンブリ・風車据付を想定し港湾利用可能日から2年9か月後を想定最速運転開始時期、さらにそこから6か月事業者の創意工夫を考慮し2年3か月後以前の完工を20点としていると理解致しますが、港湾利用可能日次第では、これらの期間内に、冬季期間が2回含まれる場合と3回含まれる場合の両方のケースが考えられます。ここで、冬季期間には洋上施工が事実上困難となるため、2年3か月という期間内に冬季期間が3回含まれる場合は、2年3か月という期間を延長することは検討されないのでしょうか。	迅速性評価における運転開始時期に関する段階評価基準については、エネルギーミックス目標（2030年度）との整合を前提としつつ、基地港湾の利用可能期間等を踏まえて想定される最速の運転開始時期を考慮し、区域毎に適切に設定したものです。
127	公募占用指針	第8章 (3) ii)	トップランナー評価項目で、「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」が求められております。EPC等の役割を担う者についての記載は評価されるのか、パブリックコメントNo.217、668で回答が矛盾しているように見受けられますので、再度確認をお願いいたします。	今回の公募では事業実施体制について、大きく「事業の実施・管理」と「EPC等」に分けて計画を作成してもらいます。 公募占用指針第8章(4)1)に記載のとおり、「事業の実施・管理」についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限られますので、パブコメ回答217番はこれを念頭においた回答です。 他方、「EPC等」については協力企業も評価対象としていることから、パブコメ回答668番のとおり、「EPC等」の役割を主として担う協力企業について、「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」について適切な記載があれば評価対象となり得ます。
128	公募占用指針	第8章 (3) ii)	公募占用指針では、応募企業等に風車の設置の実績を求めており、設置・運営に関しては陸上風車の設置も実績として含まれると認識していたが、パブコメでは、以下のとおり回答されている。 ・【風車の設置、発電事業の運営（O&M）】本公募における事業との親和性の観点から、国内外の洋上風力発電事業の実績があること。 国内陸上風力の設置・運営実績では、最低限必要なレベルを満たすことは不可能との理解で良いかご教示いただきたい。（すなわち、洋上風力発電の設置実績、運営実績がない場合には、失格となる理解で良いかご教示いただきたい。）	パブコメ回答12番のとおり、「風車の設置」及び「発電事業の運営」の評価対象となるのは「国内外の洋上風力発電事業の実績」であり、国内陸上風力の実績は評価対象とはなりません。単に陸上風力事業の実績のみが記載されていた場合は、失格となる可能性があります。 なお、376番の回答もご覧ください。
129	公募占用指針	第8章 (3) ii)	「トップランナー」の評価の考え方について、パブリックコメントの668番では風車メーカー等の協力企業の人材も対象に含むと明確に回答されている一方で、同217番では協力企業の人材は評価対象外とも読める回答となっている。668番の回答を正として考えることでよいか、念のため確認したい。 【668番】 意見内容:トップランナーの評価の考え方にある、「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」の対象は、応募企業、コンソーシアム、SPC構成員のみならず、風車メーカー等の協力企業の人材も含むと考えてよいか。 回答:ご理解のとおりです。「風車の設置」「海洋土工事」「発電事業の運営（O&M）」それぞれで「EPC等」の役割を主として担う者には協力企業も位置づけ可能ですので、「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」について適切な記載があれば評価対象となり得ます。 【217番】 意見内容:トップランナー評価項目の、「実務経験を有する人材の確保や適切配置」とは、応募企業、コンソーシアム、及びSPC構成員の人材について実務経験を有する人材の確保や適切配置が評価され、協力企業については評価されないとの理解でよろしいでしょうか。 回答:ご理解のとおりです。	127番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所		質問	回答
130	公募占用指針	第8章(3) ii)	パブリックコメントNo.12について、「洋上風力発電事業は長期間にわたることから、基本的には、特定の個人ではなく法人としての調整体制を実績の対象とする。」との記載がある一方で、同回答内の「適切な実績」の有無の確認事項の4つ目には「当該企業自らの実績ではなく親会社などの実績を記載する場合は、自らの実績と同等と言える根拠が示されていること(実績を有する人材・チーム等を親会社・子会社から異動させる(具体的な計画を含む)こと等を記載)」とある。法人の実績が対象であれば実績を有する人材・チーム等を親会社・子会社に異動させても意味がないのではないか。(1/13説明会における質問)	法人としての実績の定義は様々考えられますが、今回の公募の評価においては、実績によって蓄積されたノウハウが適切に移転されるのであれば、移転先の法人も実質的には実績を持っていると考えます。適切な移転の例示として、実績を有する人材・チーム等の異動を挙げています。
131	公募占用指針	第8章(3) ii)	パブリックコメントNo.217では「協力企業については評価されないとの理解でよろしいでしょうか。」という質問に対して「ご理解のとおりです。」と回答しており、No.668では「「風車の設置」「海洋土木工事」「発電事業の運営(O&M)」それぞれで「EPC等」の役割を主として担う者には協力企業も位置づけ可能ですので、「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」について適切な記載があれば評価対象となり得ます。」と回答している。協力企業の評価について内容が相反しているのではないか。(1/13説明会における質問)	127番の回答をご覧ください。
132	公募占用指針	第8章(3) ii)	トップランナー評価において「実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの。」とあります。 また、P60Iにおいて「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員、またはSPCの議決権を有する企業に限る。」と記載されております。 P60の記載を踏まえ、トップランナー評価に記載のある「実務経験を有する人材」は、「応募企業、コンソーシアム構成員、またはSPCの議決権を有する企業」から人材を確保する必要があり、協力企業(応募企業等の親会社や子会社等ではない第三者)からの出向や当該協力企業との業務委託契約等による人材確保は評価上認められないものと理解してよろしいでしょうか。 (パブコメ#217とパブコメ#616の回答間で矛盾があるようにも読めたため、明確化のためご質問させていただきます。)	公募占用指針第8章(4)1)に記載のとおり、「事業の実施・管理」についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限られますので、パブコメ回答217番はこれを念頭にいただいた回答です。 他方、パブコメ回答616番のとおり、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業を役割を主として担う者としつつ、具体の業務を協力企業に委託する場合も可能性としてはあるかと思います。 その場合は、適切な委託契約が締結されていることを前提に、協力企業について、「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」について適切な記載があれば評価対象となり得ます。
133	公募占用指針	第8章(3) ii)	公募占用指針では、応募企業等に風車の設置の実績を求めており、設置・運営に関しては陸上風車の設置も実績として含まれると認識していたが、パブコメでは、以下のとおり回答されている。 ・【風車の設置、発電事業の運営(O&M)】本公募における事業との親和性の観点から、国内外の洋上風力発電事業の実績があること。国内陸上風力の設置・運営実績では、最低限必要なレベルを満たすことは不可能との理解で良いか教えてください。 i.e. 洋上風力発電の設置実績、運営実績がない場合には、失格となる理解で良いか教えてください。	128番の回答をご覧ください。
134	公募占用指針	第8章(3) ii)	パブコメでは、以下のとおり回答されている。 ・本公募において担う役割の観点から、本公募における事業との親和性が示されていること。 親和性が示されない場合は、失格との理解で良いか教えてください。その場合の親和性とは、対象と同等の規模、国内と同等の気象条件下での実績を意味することであるか教えてください。	パブコメ回答12番のとおり、「本公募において担う役割の観点から、本公募における事業との親和性が示されていること。」を「適切な実績」の要件としておりますので、親和性が示されない場合、失格となる可能性があります。 親和性の定義を一概にお答えすることは困難ですが、着床式・浮体式の区別、規模(同等規模以上)や近似した自然条件等の観点が考慮されます。
135	公募占用指針	第8章(3) ii)	主たる役割を複数の協力企業で担う場合(例えば、A社:海洋土木工事(海底ケーブル敷設、B社:海洋土木工事(基礎工事))、A社B社それぞれが担う工事に該当する実績を示すことで良いのか、あくまで海洋土木工事として例示された実績を1つ示すのかご教示ください。	ご指摘のケースにおいては、A社B社それぞれについて、自社が担うこととなる工事に該当する実績をお示しください。
136	公募占用指針	第8章(3) ii)	トップランナー評価項目の「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」の対象として、パブコメ217番は協力企業は対象外、パブコメ668番は協力企業も対象という趣旨の回答となっており、矛盾している。 どちらが正しいか教えてください。	127番の回答をご覧ください。
137	公募占用指針	第8章(3) ii)	「事業実施体制・事業実施実績」における実績の評価の考え方に関し、令和5年1月13日に開催された説明会では、「当該公募における適切な実績の有無を確認(0か1か判断)することが目的であり、過去の実績内容によって当該評価項目(事業実施体制・事業実施実績)における優劣を評価するものではない」との旨の説明がなされたが、当該説明のとおり「過去の実績については、当該公募の参加資格(最低限必要なレベル)を満たしているかとの視点のみの評価に用いられる」との認識で相違ないか。 それとも、トップランナーや優れているといった上位の評価を受けるために、必要となる実績要件等が存在するのか確認したい。	「最低限必要なレベル」を満たしているかどうかという観点では、適切な実績の有無を確認することとなります。 「良好」以上の評価区分については、各区分で示す考え方を満たしているかどうかで評価を行います。
138	公募占用指針	第8章(3) ii)	トップランナー評価項目の「実務経験を有する人材の確保や適切配置」について、パブコメ回答217では「協力企業については評価されない」とされているが、一方、パブコメ回答668では「風車メーカー等の協力企業の人材も含むと考えてよいか」との問いに対し、「ご理解のとおりです」とある。いずれが正しいのか、ご回答いただきたい。	127番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所		質問	回答
139	公募占用指針	第8章(3) ii)	「リスクシナリオについての検討内容や対応」について、先日開催された公募説明会において経済産業省担当者から、第三者レビューなどは不要とのコメントがあったが、事業者が検討した結果について専門家による第三者レビューなどを受けていることは「良好」もしくは「優れている」の評価にあたりまったく影響しないのか。	公募説明会での説明は、第三者レビューの提出が必須条件という訳ではない、すなわち第三者レビューがないことのみをもって当該リスクシナリオが評価対象外となる訳ではない、という趣旨です。実績のある第三者専門家からのレビューは、リスクシナリオの精緻化に寄与する可能性もありますので、その意味で評価に当たって考慮され得ます。
140	公募占用指針	第8章(3) ii)	パブコメでは、以下のとおり回答されている。 ・本公募において担う役割の観点から、本公募における事業との親和性が示されていること。 親和性が示されない場合は、失格との理解で良いかご教示いただきたい。その場合の親和性とは、対象と同等の規模、国内と同等の気象条件下での実績を意味することであるかご教示いただきたい。	134番の回答をご覧ください。
141	公募占用指針	第8章(3) ii)	「事業実施体制・事業実施実績」の評価に係るトップランナー基準において「実務経験を有する人材の確保や適切配置など」とありますが、「実務経験」について下記5点について、ご教示ください。 1. 洋上風力事業の開発や建設、O&Mについては、国内実務と海外実務とは同等に評価されるのか。 2. 洋上風力に限らず、例えばOil & Gasインダストリーの実務経験も同等に評価されるのか、 3. 陸上風力の実務経験でも同等に評価されるのか 4. その他実務経験を有する人員の多寡(人数規模)なども相対的な評価の対象となるのか。 5. 実務というのは「経営実務」も含まれるのか。	1. 本公募の事業において担う役割の観点から適切な実務経験が評価対象になります。その意味で、国内・海外の違いだけをもって評価に差はつきません。 2. 「海洋土木工事」など、本公募の事業において担う役割の観点から適切であれば評価対象となり得ます。 3. 主に「発電事業の運営」を念頭においています。本公募の事業において担う役割の観点から適切であることが示されれば評価対象となり得ますが、トップランナー基準である点も踏まえ、基本的には洋上風力発電事業の実務経験を想定しています。 4. 人数が多いことが事業実現性の高さに直結する訳ではないので、人数の多寡のみをもって評価に差はつきません。なお、長期間に及ぶ事業であることから、体制の持続性が示されていれば、評価対象になり得ます。 5. 本公募の事業において担う役割の観点から適切な実務経験であるかや人材の適切配置がなされているか、を評価します。
142	公募占用指針	第8章(3) ii)	事業実施実績について、パブリックコメントへの回答では、以下の通り、No.12で洋上風力発電事業の実績が必要と明記されている一方、No.321及びNo.362では、陸上風力の実績の記載は可能と矛盾した回答がある。陸上風力の実績が事業実施実績として認められるのか否か明確にしていきたい。 以下、該当するパブコメ回答の一部を記載。 No.12:「【風車の設置、発電事業の運営(O&M)】本公募における事業との親和性の観点から、国内外の洋上風力発電事業の実績があること。」 No.321:「陸上風力の実績も記載することは可能です。」 No.362:「321番の回答をご覧ください」	パブコメ回答321番や362番は、役割を細分化した際に(例えば陸上設備の維持管理等で)陸上風力発電事業の実績が適切と判断されるケースもあり得ることから、陸上風力の実績を記載すること自体は可能性として排除されていない、という趣旨です。 他方、パブコメ回答12番のとおり、各企業の実績については最も親和性が高いと考える1件のみ記載することになりますので、上記のようなケースを除けば、洋上風力発電事業の実績が評価対象になると認識ください。
143	公募占用指針	第8章(3) ii)	パブコメ#217では、トップランナー評価項目の「実務経験を有する人材の確保や適切配置」において、協力企業は評価されないと示されている。一方パブコメ#668では、同項目において、風車メーカー等の協力企業の人材も評価対象になり得ると回答されており、パブコメ#217と矛盾していると考える。協力企業は同項目で評価対象となり得るか、明示いただきたい。	127番の回答をご覧ください。
144	公募占用指針	第8章(3) ii)	ミドルランナーの基準として「SPCの意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている」との記載がある。この「意思決定機関」とは具体的に何を指すのか。取締役会ということであれば、当該人材が取締役として選任されているべきということか。或いは株主総会ということであれば、当該人材が株主決議に関与することを示すことで良いか。ご確認願いたい。	各SPCの定款で定められている意思決定の方法を踏まえ、意思決定機関の特定・評価を行います。
145	公募占用指針	第8章(3) ii)	最低限必要なレベルの基準として「親会社や子会社等の実績である場合は、当該親子会社等で実績をもつ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることが示されていること」との記載がある。SPC或いはSPCの議決権を有する構成員が、実績を持つ親子会社等の人的・技術的リソースを共有する旨の契約を締結することで実績として評価されるとの理解で正しいか、ご確認願いたい。	最終的な評価は、第三者委員会の意見も踏まえて行いますが、人的・技術的リソースの共有が適切になされる契約が確認できるのであれば、実績として評価され得と考えます。
146	公募占用指針	第8章(3) ii)	「新潟県村上市及び胎内市沖」に係る評価基準について、「基礎となる評価点」の区分けが他海域よりも少ない(4段階)となっているのは、新潟港の使用可能時期が他海域よりも遅い事に起因する為でしょうか？他海域の段階数と整合する為に4段階から5段階等に変更する必要があるのではないのでしょうか？	126番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所		質問	回答
147	公募占用指針	第8章(3)ii)	意見募集の結果のNo.217とNo.668について、前者では協力企業については評価されないとの理解とされている一方で、後者においては協力企業については評価対象になり得るとされている。どちらの理解が正しいか。両者の意味するところが違うのであれば、その違いを明確にして頂きたい。	127番の回答をご覧ください。
148	公募占用指針	第8章(3)ii)	2022年12月28日付意見募集の結果のNo.1217では、工事着工前の開発段階は評価対象外であることが明示されている。一方、No.317の「ご意見に対する考え方」においては「なお事業者選定から運転開始に至るまでの間もプロジェクト期間であり、運転開始に至るまでの計画実現に向けた事業実施体制が必要であることはご認識ください。」とある。このNo.317の記載は、(開発段階の体制は評価対象外であり、公募提案書にも記載不要であるものの)業務遂行に当たっては開発段階もしっかり体制は構築せよ、との意味と理解してよいのか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではないですが、パブコメ回答1217番では、別紙1の1(1)の様式の記載内容について問われているため、様式としては「開発段階」の実施体制の詳細の記載は求めていないと回答しています。 他方、パブコメ回答317番では、「開発段階」の実施体制記載について言及しているものではなく、運転開始前の段階である「風車の設置」や「海洋土木工事」について、「実務経験を有する人材の確保や適切配置」等に関する補足を記載することも可能である旨を回答しています。
149	公募占用指針	第8章(3)ii)	2022年12月28日付意見募集の結果のNo.362では、風車のメンテナンスを事業者自らが実施する場合の求められる実績について、(洋上ではなく)陸上風力の自主メンテナンスの実績があれば最低限必要なレベルを充足していると言えるか、という質問に対し、「ご意見に対する考え方」では「321番の回答をご覧ください」となっており、No.321の回答では「陸上風力の実績も記載することは可能です」と記載されている。このことから、「発電事業の運営(O&M)」の役割を担う者については、(洋上では無く)陸上風力のメンテナンス実績があれば必要最低限なレベルを充足している(即ち失格にはならない)、という理解で良いか。他方No.12において、「発電事業の運営(O&M)」については「国内外の洋上風力発電事業の実績があること。」との回答があり、何れの理解が正しいか御教示頂きたい。	142番の回答をご覧ください。
150	公募占用指針	第8章(3)ii)	実務経験を有する人材の適切な配置との記載がありますが、実務経験の定義が前回のパブコメ回答では若干不明瞭なため再度確認させてください。 実務経験を有すると評価される人材の適切な配置とは、個人が(例えば転職者であり前職で実績あり)評価対象という理解でよいでしょうか。	本公募の事業における役割の観点から適切な実務経験を持つ人材を適切に配置できているかについて、法人としての能力を評価します。
151	公募占用指針	第8章(3)ii)	風車の設置や海洋土木工事に係る実績において、当該企業自らの実績ではなく親会社などの実績を記載する場合、自らの実績と同等と言える根拠を示すことの記載に関して、複数の海域の公募に参加する場合、同じ組織、人名を記載した場合、仮に複数案件を受注した場合はどのように評価されるのでしょうか。	親会社や子会社等の実績を示す場合においては、当該親子会社等で実績をもつ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることを示すことを求めています。その際、親子会社等で実績をもつ同一の者が複数の促進区域の公募占用計画において事業実施体制に組み込まれている場合においては、複数案件の実施が可能であるか等について確認します。
152	公募占用指針	第8章(3)ii)	海外での洋上風力施工の管理実績のあるコンサル等を協力会社として共同で実施する事で、洋上風力の実績を有する適切なリスク管理、プロジェクト運営を実施する者として評価対象になるとの認識でよいでしょうか。	公募占用指針第8章(4)1)に記載のとおり、「事業の実施・管理」についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限られます。 他方、役割を主として担う者は上記企業としつつ、具体的な業務を協力企業に委託する場合も可能性としてはあるかと思います。その場合は、適切な委託契約が締結されていることを前提に、協力企業について、「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」について適切な記載があれば評価対象となり得ます。
153	公募占用指針	第8章(3)ii)	各役割の実績の対象となる「主たる者」が、協力事業者である場合と応募企業(コンソ・SPC含む)である場合とで、評価に差はあるのでしょうか。 最低限必要なレベルの評価対象には協力企業も含まれていますが、パブコメ#217の回答には、トップランナー評価項目は協力企業が含まれないと回答されています。評価区分ごとに、評価対象が異なるようでしたら、評価区分ごとに、その評価対象が法人なのか個人なのかもご教示ください。	127番の回答をご覧ください。
154	公募占用指針	第8章(3)ii)	パブコメ#12の回答で、実績の評価として親和性が挙げられていますが、親和性の定義をご教示ください。	親和性の定義を一概にお答えすることは困難ですが、着床式・浮体式の区別、規模(同等規模以上)や近似した自然条件等の観点が考慮されます。
155	公募占用指針	第8章(3)ii)	リスクシナリオについては、各応札者の異なる提案を相対的かつ精緻に評価するために、先行する欧米洋上市場での設置・工事・運営でのリスク評価の実績のある各エキスパートが求められます。 改訂運用指針22頁の「評価委員名の事後公表」の際に、評価の属性も含めて説明されるという理解でよろしいでしょうか。	第三者委員会の委員については、適切な評価能力のある人選をいたします。評価の属性の意味するところが分かりかねますが、事業者選定終了後、公募占用計画を認定する際にあわせて委員名を公表することとしています。 なお、第三者委員会の委員に対して不当な働きかけを行った場合、一定期間他の公募への参加が認められない措置の対象になったり、再エネ海域利用法第32条の罰則の対象となる可能性がありますので、留意ください。
156	公募占用指針	第8章(3)ii)	リスクシナリオ区分「コンソーシアムの事業実施体制構築不全」の項目がありますが、単独で応募する場合は、記載不要でよいでしょうか。 また、応募企業がコンソである場合と単独である場合とで、評価差はあるのでしょうか。	単独応募であれば「コンソーシアムの事業実施体制構築不全」のリスクは生じ得ないと考えられるため、記載は不要ですので、別紙の所定欄にはその旨を記載ください。 コンソーシアム・SPC応募と単独応募といった応募時の体制の違いのみをもって評価に差は生じませんが、公募占用指針第8章(4)1)に記載のとおり、「事業の実施・管理」についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限られますので、「風車の設置」「海洋土木工事」「発電事業の運営」のすべてを単独企業でカバーする必要が生じる点にご留意ください。

番号	該当箇所		質問	回答
157	公募占用指針	第8章 (3) ii)	2022年12月28日付意見募集の結果のNo.21の「ご意見に対する考え方」において、「陸上設備(事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線、通信ケーブル等)」の各別紙における取扱いが記載されているが、別紙1及び2における陸上設備の取扱い(記載要否)について、御教示頂きたい。	「発電事業の運営(O&M)」については、陸上設備の維持管理の体制及び主たる者の実績についても記載ください。実績については、洋上風力発電事業に限らず親和性のある事業であれば他事業の実績も認められます。
158	公募占用指針	第8章 (3) ii)	「評価の考え方」の「最低限必要なレベル」に「親会社や子会社等の実績である場合は、当該親子会社等で実績をもつ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることが示されていること。」とあるが、SPC構成員の中に、複数企業で出資する議決権のあるSPC(「子SPC」と言う。)がある場合、当該子SPCに出資する、すべての会社の実績が、別紙2記載の評価対象となるか。また、当該子SPCに出資するすべての会社の実績が評価対象とならない場合、どのような条件を満たした子SPCの親会社が、評価の対象として扱われるか。	ご指摘の「子SPC」が役割の主たる者となる場合、「子SPC」内で当該役割の主たる者となる構成員の実績が評価対象となります。
159	公募占用指針	第8章 (3) ii)	契約交渉の難航により操業安定性が悪化するというのはどのようなケースを想定されているのかご教示頂きたい。また、操業安定性とは具体的にどのようなものを指すのかもご教示頂きたい。	リスクシナリオの個別具体例の提示は、事業者の創意工夫を狭めかねないので、原則控えたいと思います。欧州等の先行事例等を踏まえて適切なリスクシナリオを提案ください。 なお、操業安定性とは、発電事業の運営が計画どおりに実施できている状態を念頭に置いています。これが悪化するケースとしては、例えば、船舶や部品の調達ができなくなり、維持管理が計画どおり行えないケース等が想定されます。
160	公募占用指針	第8章 (3) ii)	「コンソ構成員の能力不足」とあるが、ここにおける「コンソ構成員」とは企業を指しており、個人レベルの能力不足について言及しているものではない、という理解で正しいか。	ご理解のとおりです。
161	公募占用指針	第8章 (3) ii)	事業実施体制・事業実施実績の評価項目のリスクシナリオ区分において、委託事業者(風車メーカー、EPC、相対取引、O&M等を含む、事業に重要な影響を及ぼす契約相手先)の中に風車基礎構造物の製造メーカーは含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	一般的な洋上風力発電事業を考えると、基礎構造物製造メーカーは「事業に重要な影響を及ぼす契約相手先」に当たるため、含まれ得ると考えます。
162	公募占用指針	第8章 (3) iii)	資金・収支計画の評価項目の最低限必要なレベルにおいて建設費用の中には、基礎構造物や電力発電施設などの調達品も含まれ。「廉価でなく、ダンピングの疑いがないもの」として審議、評価されるとの理解でよいのか？	別紙3 2. (2)表中の「建設費用」を確認の対象としており、資機材調達費用は含まれません。しかしながら、「資金・収支計画」の「最低限必要なレベル」を満たすためには、資機材調達費用を含む事業費の根拠はお示しいただく必要があります。
163	公募占用指針	第8章 (3) iii)	評価の考え方の「良好」で、感度分析を行ったものでLLCRが1.0以上のものとなっているが、感度分析を行ったケースにおいても累損解消が求められるということか。(1/13説明会における質問)	公募占用指針で示す感度分析を行ったケースでも累損解消ができる計画が望ましいですが、必須要件は「LLCRが1.0以上」であり、感度分析ケースで累損解消ができていない計画だからといって失格とはなりません。
164	公募占用指針	第8章 (3) iii)	パブリックコメントNo.455ではLOIの金額記載は任意で、評価に影響しないとあるが、No.900番ではLOIの記載される貸付可能額及び貸付条件は評価の資金・収支計画の評価の対象になるとなっている。回答が相反しているのではないか。(1/13説明会における質問)	パブコメ回答455番は、金融機関からのLOI(様式3-2-7)への金額記載は任意であり、記載がないことのみをもって評価に影響するわけではない、という趣旨です。 他方、融資可能額や融資条件を記載できる場合は、パブコメ回答900番のとおり、資金調達能力の確からしさ等の観点から評価対象となり得ます。
165	公募占用指針	第8章 (3) iii)	「財務やテクニカルアドバイザー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」が入札における評価の考え方に含まれているが、テクニカルアドバイザーAを「事業の実施・管理」に記載する場合、当該アドバイザーAからのレポートを適切性評価として入札書類に添付する場合、利益相反に該当すると考える。この場合でも、アドバイザーAが適切な経験を有する場合、上記の評価項目が満たされると考えて差し支えないか。	ご指摘の「事業の実施・管理」に記載する場合、の意味するところが分かりかねますが、適切な第三者の専門家による検討・評価を評価することになりますので、利益相反が明らかに認められる場合は、専門家として適切ではないと判断される可能性があります。
166	公募占用指針	第8章 (3) iii)	良好の評価項目として「①公募占用指針で示される感度分析シナリオ(中略)を実施し、すべてのケースでLLCR(中略)が1.0以上のもの。」とあります。 一方、パブコメ#1151のご回答は、感度分析シナリオすべてのケースにおいて「LLCRが1.0以上」かつ「事業終了年度までの累損解消」が必要であるようにも読めます。 本評価項目における感度分析シナリオすべてのケースにおいて、公募占用指針上明記されていないものの、「事業終了年度までの累損解消」が求められていると理解してよろしいでしょうか。	公募占用指針で示す感度分析を行ったケースでも累損解消ができる計画が望ましいですが、必須要件は「LLCRが1.0以上」であり、感度分析ケースで累損解消ができていない計画だからといって失格とはなりません。

番号	該当箇所		質問	回答
167	公募占用指針	第8章 (3) iii)	「優れている」の②において、調達先もしくは財務やテクニカルアドバイザー等の専門家との検討結果とありますが、調達先または専門家の何れであっても評価に差異はないという理解でよろしいでしょうか。	本基準の趣旨は適切な第三者の確認を経ているか、という点なので、適切性が確認できれば調達先・専門家の違いのみをもって評価に差はつきません。
168	公募占用指針	第8章 (3) iii)	同一海域において、複数の入札者に対して同一金融機関がFA・TA業務を実施する事は問題ないでしょうか？	本公募占用指針に反するものではありませんが、守秘義務契約等を結ぶことになるかと思いますので、適切に対応ください。
169	公募占用指針	第8章 (3) iii)	相対取引を前提とした収支計画の評価方法に関し、本公募海域に係る公募占用指針に関するパブリックコメント(令和4年12月28日結果公示)No.91にて、「オフテイカーの調達電力の扱いや取引実績等について不明瞭な点がある場合、国から直接オフテイカーにヒアリング等を実施し、収支計画の実現性を確認する予定」との回答がなされているが、「調達電力の扱いや取引実績等」とはどのような実績が求められるのか確認したい。 例えば、オフテイカーが小売電気事業者の場合は事業実施歴や取扱い電源種、取扱い電力量、変動電源の取扱いの経験有無などを、オフテイカーが需要家の場合は公募応札時点や将来見込まれる電力需要規模などを確認するとの理解でよいか。	確認の視点としては、基本的には計画の実現性を確認します。例えば、計画の中で相対取引の取引電力量が示されている場合、当該規模の電力を取り扱った実績があるか、最終需要家を確保できる計画が明らかか、等を確認することになります。
170	公募占用指針	第8章 (3) iii)	相対取引を前提とした収支計画を策定する場合においては、本公募海域に係る公募占用指針に関するパブリックコメント(令和4年12月28日結果公示)No.91にて、「オフテイカーによる合意書や関心表明書等を提出」することが求められているが、当該提出書類の記載事項として「価格や売電量、契約期間」以外に必要な事項があれば例示願いたい。	パブコメ回答91番の事項はあくまで例示です。提出いただく収支計画の実現性を確認することになりますので、収支計画に照らして必要と考えられる事項を記載ください。
171	公募占用指針	第8章 (3) iii)	「「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針(案)」に関する意見募集のNo.839Iに関連して、元利金支払前キャッシュフローの定義はあるか。候補レンダーによってはエーエージェントフィーを入れるケースと入れないケース、また元利金支払後にスポンサーへの配当等の拠出に加えてアセットマネジメントフィーの支払い等を位置付けることもあるためお伺いする次第。	「元利金支払前キャッシュフロー」の詳細定義はありません。本公募事業における返済能力(資金計画の実現性)を確認するための指標なので、借入条件等に応じて算出されるものと考えます。
172	公募占用指針	第8章 (3) iii)	シンジケートローンによる資金調達を行う場合、アレンジャーがシンジケートにより当該調達額を調達する見込みとすることで良好の条件を充足することは可能か。シンジケートに参加する金融機関全てのLOIを取得する必要はないということを確認したい趣旨。 また、必ずしもLOIを取得した金融機関からの融資が実現せずとも占用計画の重大な変更と見做されないと理解して良いか。関心表明の取得後、実際のファイナンスまでにデューディリジェンスや各行承認のプロセスを経て融資が決定されるが、その過程で融資をしない判断もあり得るので、あくまで占用計画に記載した資金調達の方法が実現されれば、個別の金融機関の招聘が実現されなくとも問題ない、と言う点を確認させていただきたい。この点、協力企業の変更は原則避けるべきとの説明とも比較し、重要性に差があるかどうかご教示頂きたい。	シンジケート参加予定金融機関からのLOI提出と同等の資金調達の確からしさを示すことができれば、アレンジャーのみからの書面でも代替することが可能です。いずれにせよ、第三者委員会の意見も踏まえて評価を行うことになりますので、専門的見地からも確からしさを証明できる書類を提出ください。 公募時点で融資確約は困難である点は認識しているので、選定後に資金調達を行う金融機関の変更は認められ得ますが、変更後も資金調達能力の評価が下がらないことが前提となります。
173	公募占用指針	第8章 (3) iii)	シンジケートに参加する全ての金融機関がA-/A3の格付けを得ることが要件充足の条件となるか。実務的に、アレンジャー行だけが要件を充足する必要があるか、全金融機関が充足する必要があるかを確認したい趣旨。	全金融機関からの資金調達可能性がある点を踏まえると、全金融機関がA-/A3の長期信用格付を取得していることが望ましいですが、シンジケートの組成方法によっても資金調達能力の確からしさの証明は変わり得る考えますので、全金融機関の取得は必須条件とはしません。 いずれにせよ、第三者委員会の意見も踏まえて評価を行うことになりますので、専門的見地からも確からしさを証明できる書類を提出ください。
174	公募占用指針	第8章 (3) iii)	最低限必要なレベルの②必要な資本金額の調達方法の実現性の適切、不適切はどのように判断するのかご教示頂きたい。	資金計画の内容や金融機関からの関心表明書の内容等を踏まえ、第三者委員会の意見を伺いながら判断します。
175	公募占用指針	第8章 (3) iii)	事業収入についてオフテイカー情報や相対取引契約内容を考慮したものが要求されているが、これはオフテイカー及び最終需要家との取引契約内容の裏付けが必要と認識して良いか。	ご理解のとおりです。相対取引を前提とした収支計画を提出する場合、計画の適切性を確認できる資料としてオフテイカーからの合意書や関心表明書等の提出が必要となります。

番号	該当箇所		質問	回答
176	公募占用指針	第8章 (3) iii)	「主な事業費(建設費用、資機材調達費用(風車、基礎、海底ケーブル)、設備維持管理費用)の根拠(見積もり又は過去の実績等)が示されているもの」との記載がありますが、他の国事業と同様に著しいダンピングや品質低下を防止するため、国の積算基準、若しくは現時点での実績のある見積にあわせて妥当性を評価していただけることをご確認ください。	第三者委員会の意見も踏まえ、自然条件や施工方法等に照らして建設費用の妥当性を適切に評価してまいります。
177	公募占用指針	第8章 (3) iii)	リスクシナリオ区分の「出力抑制」、「卸市場価低下」について、各社が外部評価者に将来予測レポートを取得すると思われますが、シミュレーションの前提とするシナリオや、外部評価者の計算方法により結果に差異が出てくると思われますが、どのように相対評価されるのでしょうか。	事業者間の比較により精度の差は確認できると考えます。いずれにせよ、第三者委員会の意見も踏まえ、適切に評価を行います。
178	公募占用指針	第8章 (3) iii)	オフテイクーによる合意書等は、ノンバイディングとバイディング(法的拘束力の有無)で評価に差があるのでしょうか。	バイディングではないことのみをもって評価に差はつけませんが、オフテイクーとの合意内容が明らかである等の明確な根拠が提示できる計画の方が、より内容の確実性の高いものとして評価され得ると考えます。
179	公募占用指針	第8章 (3) iii)	オフテイクーによる合意書等がノンバイディングの場合、条件の多寡・内容で評価が変わってくるのでしょうか。	条件の多寡のみをもって評価に差はつけませんが、オフテイクーとの合意内容が明らかである等の明確な根拠を提示できる計画の方が、より内容の確実性の高いものとして評価され得ると考えます。 収支計画の確からしさを合理的に説明できる資料を提出ください。
180	公募占用指針	第8章 (3) iii)	パブコメ#91の回答で、「相対取引を前提とした収支計画を作成される場合、オフテイクーによる合意書や関心表明書等を提出いただくことで価格や売電量、契約期間等を確認します。また、オフテイクーの調達電力の扱いや取引実績等について不明瞭な点がある場合、国から直接オフテイクーにヒアリング等を実施し、収支計画の実現性を確認する予定です。」とありますが、現時点のようなアグリゲータ未成熟環境では、取引実績が十分である事業者に限られると思われますが、オフテイクーの今後の事業計画を具体的に示すことによって、評価されると理解して良いでしょうか。評価の考え方を教示ください。	計画の実現性が合理的に説明されている内容であれば今後の事業計画も評価され得ると考えます。なお、置かれている市場環境はどの事業者も平等との認識ですので、各事業者の創意工夫による提案を期待しています。
181	公募占用指針	第8章 (3) iii)	1/13に行われた公募説明会の中で、相対取引について説明された内容として「不当な差別的な扱いは、独占禁止法違反になりえる可能性がある」との趣旨のご説明がありましたが、相対先(売電側)ごとに前提条件が異なった場合、買電側の提示価格も変わる可能性が考えられますが、どのようなケースを「不当」と評価するのか、例示を頂きたいいたします。	独占禁止法の運用については公正取引委員会HPに掲載されているガイドライン等を参照ください。実際の独占禁止法違反の判断については、公正取引委員会の調査等を経て行われることとなります。いずれにせよ契約先のオフテイクーが他の公募参加者に対して不当に差別的な取り扱いをしていないかという点には留意ください。
182	公募占用指針	第8章 (3) iii)	パブコメ#418で「発電量補償を考慮するかどうかが事業者判断の場合、公平性が保たれなくなりますが、評価する場合は、同一の条件に直して評価されるのでしょうか。」の質問に対し、#18の回答を参照するよう回答がございますが、#18の回答には評価方法についての回答がないため、評価方法についてご教示ください。	パブコメ回答18番のとおり、ウェイクロス補償は各海域ごとに状況が異なり、具体的には選定後に事業者自ら当事者間で調整するものと認識しており、事業実施への影響が大きいと判断した場合、その根拠とともに収支計画等に反映してください。評価に当たっては、事業者間で大きな差がある場合、追加ヒアリング等を通じて必要な確認を行い、適切に評価します。
183	公募占用指針	第8章 (3) iii)	公募占用指針で示されたリスクシナリオを超える事象が起こった場合は、再エネ特措法第2条の3第10項の規定が適用されるとの理解でよいでしょうか。	現時点で一概にお答えすることは困難です。実際にご指摘の事態が生じた際に、法令に則り、規定適用の是非を個別に判断することとなります。いずれにせよ、公募占用指針を踏まえ、適切なリスクシナリオを提出ください。
184	公募占用指針	第8章 (3) iii)	パブコメNo.839のQAに関し、公平性の観点から「元利金支払前キャッシュフロー」の詳細な定義を追加で示していただけないでしょうか。	「元利金支払前キャッシュフロー」の詳細定義はありません。本公募事業における返済能力(資金計画の実現性)を確認するための指標なので、借入条件等に応じて算出されるものと考えます。
185	公募占用指針	第8章 (3) iii)	パブコメNo.839のQAに関し、「計算基準日は借入時点」とのことですが、建設期間中複数回分割して借入実行する場合にはどの時点を計算基準日とすべきでしょうか。	「計算基準日は借入時点」が原則ですが、本公募事業における返済能力(資金計画の実現性)を確認するための指標であり、その趣旨を踏まえて個別事情に応じてより適切な算出方法がある場合はその他の算出方法も認められますので、金融機関等と相談ください。なお、その際は、異なる算出方法を採用した根拠を別紙3に記載ください。

番号	該当箇所		質問	回答
186	公募占用指針	第8章 (3) iii)	パプコメNo.839のQAに関し、元本・金利・借入日の異なる複数の種類の借入金に基づいてLLCRを算出する場合の計算方法につきましてもお示しいただけますでしょうか。	財務やテクニカルアドバイザー等の専門家や金融機関等に相談して適切な算出を行い、適切性を確認できる説明とともに計画を提出ください。評価に当たっては、第三者委員会の意見も踏まえ、本公募事業における返済能力(資金計画の実現性)を確認します。
187	公募占用指針	第8章 (3) iii)	パプコメNo.873のQAに関し、劣後ローンは「負債による調達」と整理されるとのことですが、スポンサー(出資者)からの劣後ローン元本はLLCRの計算上NO.839で示されている計算式の「借入元本」に含まれない、外部金融機関からの劣後ローンは含まれる整理でよろしいでしょうか。	パプコメ回答873番のとおり、劣後ローンは「負債による調達」と分類されるのが通常であるため、「借入元本」に含まれると考えます。
188	公募占用指針	第8章 (3) iii)	パプコメNo206のQAにて「コーポレートファイナンスでの調達を実施する場合、LOIの取得は不要」とある一方で、パプコメNo621では「親会社が金融機関からの借入による資金調達(コーポレートファイナンス)を予定する場合、親会社の資金調達能力が重要な評価対象となり得ますので、LOIを提出ください。」とありますが、どちらが正でしょうか。	パプコメ回答621番のとおり、親会社が金融機関からの借入による資金調達(コーポレートファイナンス)を予定する場合、親会社の資金調達能力が重要な評価対象となり得ますので、LOIを提出ください。プロジェクトファイナンス・コーポレートファイナンスの別によらず、借入による資金調達を予定する場合は、金融機関のLOIの提出が必要になります。パプコメ回答206番は、質問文中の「代表企業等が各々行い自己資金として拠出する場合」(すなわち自己資本による資金調達のみを予定する場合)は金融機関からのLOIは不要という趣旨です。
189	公募占用指針	第8章 (3) iii)	パプコメNo.1407のQAに関し、割引率はLOI記載の金利条件とされていますが、複数の調達先から入手する金利条件は異なる可能性があり、その場合にはどの金利を採用すべきでしょうか。借入想定元本で加重平均した金利を採用することでよろしいでしょうか。	財務やテクニカルアドバイザー等の専門家や金融機関等に相談して適切な算出を行い、適切性を確認できる説明とともに計画を提出ください。評価に当たっては、第三者委員会の意見も踏まえ、資金調達能力を確認します。
190	公募占用指針	第8章 (3) iii)	「「良好」の基準を満たすもののうち、財務やテクニカルアドバイザー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。」とされており、パプコメ回答別紙のNo.1079にて、「実績と内容」を評価するとされている。従い、フィナンシャルアドバイザーに報告書を作成してもらう際には、洋上風力に関するファイナンス(融資・アドバイス)実績を記載してもらう必要があるか。またはメガバンクから受領している場合は(融資・アドバイス)実績があるのが明らかであり、改めての記載は不要か。	前段は、ご理解のとおりです。メガバンクも自明でない場合があるので、同様に実績が分かるように記載ください。
191	公募占用指針	第8章 (3) iii)	第三者(A社とする)に専門性や実績などがあれば、A社により算出された発電量や出力抑制率の見込みなどを財務計画に織り込めば、実質的にテクニカルアドバイザーによる評価検証が行われたものと同等で「良好」や「優れている」の評価基準にある「テクニカルアドバイザーによる評価検証」を行ったものと置き換えてよいか。つまり、「良好」や「優れている」の評価A社による検討結果を更に別のテクニカルアドバイザー(B社)に適切性を検討・評価してもらう必要はないと考えている	同じ内容について複数の専門家からの検討結果を提出することは不要ですが、例えば、風況予測と財務分析の専門家は異なると思いますので、資金・収支計画の実現性を示すことができるように必要な専門家の検討結果を提出ください。第三者委員会の意見を踏まえ、適切に評価を行います。
192	公募占用指針	第8章 (3) iii)	資金・収支計画の最低限必要なレベルに 「③事業収入について、発電量予測や需給調整に伴う費用、基準価格、オフテイクー情報や相対取引契約内容、卸市場価格見通し等を考慮したもの であること。公募占用指針で示す関連のリスクシナリオについて、検討内容や対応が具体的に記載されていること。」とあるが、ここでいう「公募占用指針で示す関連のリスクシナリオ」とは、p.52にある「リスクシナリオ区分」のうち、 「風況変動」「故障や事故による稼働率低迷」「出力抑制」「卸市場価格低下」「オフテイクーの契約不履行・倒産」すべてではなく「風況変動」「卸市場価格低下」「オフテイクーの契約不履行・倒産」を指すということでしょうか。	関連するリスクシナリオは収支計画ごとに異なります。 例えば、相対取引を前提としない収支計画の場合は、「オフテイクーの契約不履行・倒産」は関連しないと思います。また、卸市場価格の影響を受けない収支計画の場合は、「卸市場価格低下」は関連しないはず です。 他方、「風況変動」「故障や事故による稼働率低迷」「出力抑制」についてはどの計画であっても関連するのではないかと考えられます。
193	公募占用指針	第8章 (3) iii)	①主な事業費(建設費用、資機材調達費用(風車、基礎、海底ケーブル)、設備維持管理費用の根拠(見積もり又は過去の実績等)が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、ダンピングの疑いがないもの。について、 a.2022年12月28日に公示された「「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針(案)」に関する意見募集の結果について、パプコメ86番に「法的拘束力のある見積書の方がより内容の確実性の高い提案として評価されうる」と回答している。法的拘束力のある見積書とは最低限、発注者名、受注者名、捺印を示すこと、という理解でよい か。確認願う。 b.過去実績を用いた合理的な説明例を具体的に提示願う。何ををもって合理的と判断するか知りたく。	a.見積書については、パプコメ回答84番のとおり、提出企業名(捺印含む)・品目・数量・単価・金額・納期・見積有効期限が明確なものを提出ください。その他、国が評価の際に把握すべき条件等があれば記載をお願いします。拘束力の証明については、通常行われている商取引の契約内容を参考に作成ください。 b.例えば、別紙2に記載いただくような過去実績で得られた実績値を提出し、根拠とすることが考えられます。
194	公募占用指針	第8章 (3) iii)	・事業期間を通じて維持管理費が10%増大する場合。 ・事業期間を通じて保険料支払いが15%増大する場合。 こちらの10%、15%は初年度の費用と最終年度の費用を比較したものでは無く、例えば初年度1.0の費用が2年目1.10、3年目1.10、4年目1.10・・・と1.10が事業期間に渡って維持されるという解釈で正しいか。	事業期間(運転開始以降が対象)に渡って支払う維持管理費・保険料支払いの総額が、それぞれ10%・15%増大する感度分析を実施ください。

番号	該当箇所		質問	回答
195	公募占用指針	第8章 (3) iv)	「⑤工事開始前までに海洋土木工事の役割を担う者がISO45001(労働安全衛生)や建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」との記載があります。ここで言う海洋土木工事の役割を担う者とは、当該工事のEPC等を実施する代表企業・構成員、協力企業であり、当該工事の管理を行うのみの代表企業・構成員は該当しないという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。海洋土木工事におけるEPC等を担う企業(応募企業、コンソーシアム・SPC構成員又は協力企業)を対象とします。
196	公募占用指針	第8章 (3) iv)	考え方の「ミドルランナー」で、工事開始前までに海洋土木工事の役割を担うものがISOの労働安全衛生であったり、労働安全衛生マネジメントシステムのCOHSMSまたは同等の認定を取得することが予定されているものという記載があるが、ここでいう海洋土木工事の役割を担うものについては、当該工事のEPC等を実施する代表企業構成員、協力企業について指しているという理解で、当該工事の管理を行うのみの代表企業・構成員は該当しないか。(1/13説明会における質問)	ご理解のとおりです。海洋土木工事におけるEPC等を担う企業(応募企業、コンソーシアム・SPC構成員又は協力企業)を対象とします。
197	公募占用指針	第8章 (3) iv)	トップランナー評価における「①運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れていると評価されるもの。」は、(1)公募占用指針に示されるリスクシナリオおよび(2)事業者が独自に特定したリスクシナリオのいずれかが評価対象となると理解して差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	公募占用指針	第8章 (3) iv)	ミドルランナー評価における「⑤工事開始前までに海洋土木工事の役割を担うものがISO45001(中略)又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」とあります。説明会でのご回答を踏まえ、本評価上、当該認定を取得する必要のある企業は「海洋土木工事の施工を担うEPC等にあたる企業」のみであり、SPC構成員(当該EPC等とは別の企業)が「海洋土木工事の実施・管理」の役割を担う場合においては、当該SPC構成員が当該認定を取得する必要はないと理解しましたが、差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。海洋土木工事におけるEPC等を担う企業(応募企業、コンソーシアム・SPC構成員又は協力企業)を対象とします。
199	公募占用指針	第8章 (3) iv)	公募占用指針に、海洋土木工事の役割を担う者がISO45001やCOHSMS又はこれらと同等の認定等を取得することを予定されているもの、とある。パプコメ90Iに「公募参加者及び海洋土木工事の役割を担う協力企業」が対象とあるが、公募参加者もしくは協力企業のどちらかが該当すればよいという理解で正しいか。	海洋土木工事におけるEPC等を担う企業(応募企業、コンソーシアム・SPC構成員又は協力企業)を対象とします。なお、別紙1の1.(1)において、海洋土木工事におけるEPC等の役割を細分化して記載する場合には、細分化した各役割を担う者がいずれも認定等の取得を予定している場合を対象とします。
200	公募占用指針	第8章 (3) iv)	運転開始までのミドルランナーの評価の考え方④について、ISO45001やCOHSMSの取得が必要な企業を明確にしていたきたい。 パブリックコメントNo.90では、海洋土木工事を担う構成員と協力企業どちらも取得が求められるとのことだが、1月13日の説明会では、海洋土木工事の管理を行うだけの場合(構成員が施工管理を担うだけの場合という趣旨と理解)は、協力企業のみでよい、との説明があった。	199番の回答をご覧ください。
201	公募占用指針	第8章 (3) iv)	運転開始までの事業計画のミドルランナー要件⑤に記載の「海洋土木工事の役割を担う者がISO45001(労働安全衛生)や建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COSMOS)又はこれらと同等の認定等の取得」する主体について、2023年1月13日の公募説明会の中では「実際の現場で海洋土木工事を行う会社のみに求めるもので、プロジェクト管理のみを行うSPCは取得の必要がない」旨の説明がございました。一方で、2022年12月28日公示のパプコメ90番では、「公募参加者(…海洋土木工事の役割を担う代表企業・構成員…)及び海洋土木工事の役割を担う協力企業が認定取得を予定している場合が対象」という記載もあることから、当該要件を満たすためには、どういう場合に公募参加者やSPCが資格を取得する必要があるのかを明確にさせていただきたく、お伺いします。 【様式3-1-4】別紙1でいう海洋土木工事のうち、「EPC等」の役割を公募参加者やSPCが担う場合には、公募参加者やSPCの資格取得予定を記載する必要があるが、公募参加者やSPCが海洋土木工事について「EPC等」の役割を担わず「事業の実施・管理」のみを担う場合は、公募参加者やSPCは資格を取得する必要がない(EPC等を担う協力企業が資格取得すれば足りる)、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。海洋土木工事におけるEPC等を担う企業(応募企業、コンソーシアム・SPC構成員又は協力企業)を対象とします。
202	公募占用指針	第8章 (3) iv)	「最低限必要なレベル」の評価の考え方のうち、「⑤洋上風力発電設備の構造設計が「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」に準じた考え方となっているもの」について、公募入札時点では、構造設計において主な設計要因となると考えられる事項を抽出し、その項目に対する構造物の成立性を示せば、本要件を満たすと考えてよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではないですが、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」に準じた考え方により、設計方針や設計条件が具体的に示され、主要設備の構造の妥当性が示されていることが重要です。なお、公募占用計画の提出時点では、ウィンドファーム認証に必要な詳細設計の記載を求めています。
203	公募占用指針	第8章 (3) iv)	ミドルランナーの項目として「⑤工事開始前までに海洋土木工事の役割を担う者がISO45001(労働安全衛生)や建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」とあるが、海洋土木工事の役割を担う者の内、実態として施工を行う「EPC等を担う企業」が認証を取得または取得を予定していれば、「事業の実施・管理を担う企業」については同認証の取得を求められないという認識でよいか？	ご理解のとおりです。海洋土木工事におけるEPC等を担う企業(応募企業、コンソーシアム・SPC構成員又は協力企業)を対象とします。

番号	該当箇所		質問	回答
204	公募占用指針	第8章(3)iv)	トップランナーの項目にある「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案」に関連して、「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する」設備を陸上に設置する計画とする場合、同設備について施工計画および工事工程等を記載する必要はあるか？記載する必要がある場合は記載が必要な別紙・箇所を明示いただきたい。	「調整力の確保や系統混雑の緩和に資する」提案の内容については、別紙6の4の所定欄に記載ください。他の陸上設備同様に施工計画の記載は不要ですが、工事工程については別紙8の1に記載ください。
205	公募占用指針	第8章(3)iv)	「運転開始までの事業計画」について、ミドルランナーの評価基準として「⑤工事開始前までに海洋土木工事の役割を担う者がISO45001やCOHSMS又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」とされています。他方、パブリックコメントに対する「ご意見に対する考え方」のNo.90では「公募参加者及び海洋土木工事の役割を担う協力企業」とされ矛盾があるように見受けられます。なお、先日の説明会では、「認定取得が必要なのは海洋土木工事の役割を担う者」とだけおっしゃられ、公募参加者の必要性については言及されていませんでした。改めて公募参加者の取得の必要性について、確認させていただきませんか？	海洋土木工事におけるEPC等を担う企業(応募企業、コンソーシアム・SPC構成員又は協力企業)を対象とします。
206	公募占用指針	第8章(3)iv)	ミドルランナー⑤「工事開始前までに海洋土木工事の役割を担う者がISO45001(労働安全衛生)や建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」を読む限りにおいて、海洋土木工事を担う企業のみがISO45001もしくは同等の認定を取得しておけばよいと解釈できます。一方、パプコメの90においては、SPCの代表企業と海洋土木の役割を担う企業の2社が少なくともISO45001もしくは同等の認定を取得する必要があるように読み取れます。どちらの解釈が正しいのか、ご教示いただければ幸いです。	海洋土木工事におけるEPC等を担う企業(応募企業、コンソーシアム・SPC構成員又は協力企業)を対象とします。
207	公募占用指針	第8章(3)iv)	パブリックコメントのNo.90では、ISO45001やCOHSMS又はこれらと同等の認定等を取得すべき主体として「公募参加者(コンソーシアムまたはSPC参加の場合は海洋土木工事の役割を担う代表企業・構成員に限る。)及び海洋土木工事の役割を担う協力企業が認定取得を予定している場合が対象となります。」との回答があったが、実際に労働安全衛生の観点含めて海洋土木工事の管理責任を担う主体はSPCとなるため、事業の実施・管理側の取得主体としてSPCが認定取得を予定している場合も認めるのが妥当ではないか。仮にSPCが取得すべき主体として認められないとする場合はその理由をご教示いただきたい。	特に建設事業場における労働安全衛生の観点から、海洋土木工事におけるEPC等を担う企業(応募企業、コンソーシアム・SPC構成員又は協力企業)を対象とします。なお、更なる加点にはなりませんが、EPC等を担う企業に加えて、事業の実施・管理を担う者の認定等の取得を妨げるものではございません。
208	公募占用指針	第8章(3)iv)	2022年12月28日付意見募集の結果のNo.21の「ご意見に対する考え方」において、「陸上設備(事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線、通信ケーブル等)」の各別紙における取扱いが記載されているが、別紙9に関する言及がない。別紙9(運転開始以降のスケジュール)は、別紙10(運転及び維持管理計画)と関係が深いと考えられ、別紙10では陸上設備の維持管理計画についても述べる必要がある為、別紙9においても陸上設備のメンテナンス計画等も記載すべきと理解してよいか。	陸上設備の維持管理計画は別紙10の3(2)に記載することとし、保守点検及び維持管理の実施時期に関しても当該箇所に記載ください。その際、変電設備に関しては3(2)④、送電線等のそれ以外の設備は3(2)⑤に記載ください。ただし、別紙9でも言及することを妨げるものではありません。
209	公募占用指針	第8章(3)iv)	「海底送電線等」とは「【様式3-1-7】別紙4：占用の区域及び配置計画」1枚目に「※公募占用指針に示された占用の区域以外の海域に海底送電線及び通信ケーブルの配置場所を記載する場合、当該配置が真に必要な理由を併せて記載すること。」に記載の「海底送電線及び通信ケーブル」のことを指しており、等の意味は海底送電線だけでなく通信ケーブルも含むが、それ以外の設備は含まないという意図であるということで相違ないか 例えば、CTV係留のためにO&M拠点の岸壁前面の海上に設置する栈橋や漁業共生策の一貫で促進区域外の海洋に設置する漁礁等も促進区域の指定がなされていない海域への設備の設置となるが、これは評価対象外であるということを確認したい	本公募占用指針第1章(2)に定義する「海洋再生可能エネルギー発電設備」に含まれる設備のうち、促進区域の指定がなされていない一般海域に設置されるものが対象です。左記質問の「CTV係留のためにO&M拠点の岸壁前面の海上に設置する栈橋」や「漁業共生策の一貫で促進区域外の海洋に設置する漁礁」は含まれません。
210	公募占用指針	第8章(3)iv)	パプコメ484で、「施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。」について、洋上工事以外にも「調査や陸上工事についても対象となります。」とある。調査については、配置を確定させる前のボーリングを伴う海底地質調査だけに限定すると明記頂きたい。環境影響評価に伴う各種調査など含めた全ての調査を対象とするのは政府側要求の趣旨から外れると考えている。	別紙7の1.に記載する施工内容に関する労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全の内容を評価対象とします。パプコメ回答484番を補足しますと、調査については、施工時に必要に応じて実施する調査(例、海底ケーブルの埋設前の調査、基礎打設後の調査・計測等)を想定したものであり、環境影響評価における現地調査や詳細設計に用いるボーリング調査等に係る記載は基本的に想定していません。
211	公募占用指針	第8章(3)iv)	ミドルランナーの評価項目として「⑤海洋土木工事の役割を担うものがISO45001やCOHSMS等の認定を取得予定であること」とあり、この場合の「海洋土木工事の役割を担うもの」とはパプコメ90番の通り「海洋土木工事の役割を担う構成員」及び「当該役割を担う協力企業」とされている。一方、令和5年1月13日開催の説明会において「プロジェクト管理のみを担う者(構成員)は不要」との回答があった。 念の為確認するが、認定取得が求められる「海洋土木工事の役割を担う構成員」とは建設工事を直接担う構成員(建設工事会社等の構成員)であり、事業管理のみを行う構成員は必ずしも当該認定を取得する必要はないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。海洋土木工事におけるEPC等を担う企業(応募企業、コンソーシアム・SPC構成員又は協力企業)を対象とします。
212	公募占用指針	第8章(3)iv)	「設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。」は系統混雑、すなわち連系ポイントより発電所側での対応方法との考え方でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所		質問	回答
213	公募占用指針	第8章 (3) iv)	パブコメ#4の回答で「発生する余剰電力に対応するため等」とありますが、同回答で「需給バランスや系統混雑による出力制御に対応する送配電事業者としての取組ではなく」とされているので、系統制約・出力抑制の結果としての「余剰」に対する対策は求められていないと理解しました。 このように考えた場合、何を以って「余剰」と判定するのか具体例をご説明ください。 尚、同回答で参照されている「第6次エネルギー基本計画」の該当条文はエネルギーチェーン全体での広範な対応を記述している一方、別条文で「余剰の再生可能エネルギー電力等から水素・アンモニアを製造する」という記載もあります。但し、燃料の製造や販売の方策ならびに事業収支化は発電事業ではないので、これを評価するものでもないことを併せてご確認ください。	パブコメ回答4番は、「一般送配電事業者が行う、系統制約・出力抑制の結果としての「余剰」に対する対策」は求めませんが、それでもなお、発生する「余剰」に対して発電所側でとることのできる取組（例：発電量予測精度の向上、蓄電池の設置等）が評価の対象になる、との趣旨です。 ご指摘の水素・アンモニア製造のビジネスモデル自体が評価対象となる訳ではないですが、内容によっては、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する観点から評価される可能性はあります。
214	公募占用指針	第8章 (3) iv)	「第三者機関等による適切な発電量予測」とありますが、「等」として想定する対象はありますか。例えば自社による発電量予測も認められますか。認められる場合、第三者機関による評価と優劣はつけられますか。	「等」としては第三者機関には当てはまらない自社内の適切な部署等を想定しています。 後段について、第三者機関・自社内の部署の差のみをもって評価に差がつく訳ではなく、精度の高い発電量予測が行われているかの観点で評価をします。
215	公募占用指針	第8章 (3) iv)	「ISO45001(労働安全衛生)やCOHSMS(建設業労働安全衛生マネジメントシステム)又はこれらと同等の認定等の取得状況・予定」との記載がありますが、応募者との認識の相違を避けるため、同等とみなされる認定等をご教示ください。または、個社が認定基準を列記して質問して個別に回答していただけるような仕組みをお願いします。	労働安全衛生に係る第三者機関による認定等が評価の対象となります。「同等の認定等」としてはJISQ45100を想定しています。
216	公募占用指針	第8章 (3) iv)	評価の考え方「②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの」について、発電所に併設する蓄電池ではなく、系統用蓄電池を活用した提案も評価対象となるのか。	「系統用蓄電池を活用した提案」の意味するところが必ずしも明らかではないですが、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する計画であれば、第三者委員会の意見も踏まえ、評価される可能性はあります。
217	公募占用指針	第8章 (3) iv)	ミドルランナーについて 以下の確認を願う。 ①本項での評価対象は、ウインドファーム認証自体の説明を求めているのでないとの理解で良いか。 ②事業スケジュール記載のウインドファーム認証取得スケジュールと調査設計のスケジュールに整合性が取れていることで、確実な認証取得ができるかを評価する、との理解で良いか。	①「ウインドファーム認証自体の説明」の意味するところが必ずしも明らかではないですが、パブコメ回答330番のとおり、本評価項目においては、事業者選定の公募占用計画の作成の段階で、ウインドファーム認証に必要な詳細設計や詳細設計を行うための風況、地質調査の結果の記載を求めるものではなく、ウインドファーム認証を取得するために必要な評価や解析作業を確実に行うための検討プロセスの内容を記載ください。 ②ウインドファーム認証取得スケジュールと関連する調査設計スケジュールの整合性がとれていることは大前提です。その上で、確実な認証取得に向けた取組に関して確からしさが示された説明をしている計画を評価します。
218	公募占用指針	第8章 (3) iv)	ミドルランナーについて 2022年12月28日に公示された「「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針(案)」に関する意見募集の結果について、パブコメ330に「ウインドファーム認証を取得するために必要な評価や解析作業を確実に行うための検討プロセス」について。 ①上記で記載の「検討プロセス」は少なくとも以下の項目が記載された手順と理解してよいか確認願う。 - 各モジュールの評価に必要な解析、設計、調査の計画スケジュール - 各モジュール認証書取得時期 - ウインドファーム認証書取得時期 ② 評価対象は、上記プロセスを計画スケジュールで実現性があることを示すという理解で良いか、確認願う。	①②ともに基本的にご理解のとおりです。 スケジュールどおりのウインドファーム認証取得に向けた取組に関して確からしさが示された説明のある計画を評価します。
219	公募占用指針	第8章 (3) v), vi)	占用指針パブコメ#801にて、 『運転開始以降の事業計画(事業の実現性)』の『維持管理計画』 →安全性の観点から統一的解説に準じて「維持管理」 『電力安定供給』の『O&Mの取組内容』 →電力安定供給の観点から運営・維持管理を表す「O&Mの取組内容」 と整理・回答されていますが、メンテナンスの実情としては「安全性」と「電力安定供給」を明確に切り分けることは不可能なので、記載内容の重複は避けられないと考えます。 (例:ブレードへの避雷時に、目視確認ではなくカメラ・ドローン・各種センサーで確認するという行為は、より近接で確実な確認という意味(安全性)だけではなく、早急な確認・早期復旧(電力安定供給)にも該当) 特に「電力安定供給」については稼働率向上に近い考えとなるため、広義には「資金・収支計画」にも関連してきます。また「電力安定供給」は「人員確保」の観点も関わってくるため、「地域経済への波及効果」とも切り離せません。 メンテナンスは様々な観点が関わってくるため、個別に切り分けて公募資料に散在させるよりも、一つの計画にした方が実態の運用に近く、採点する側としても理解しやすいのではないのでしょうか。	「事業の実行面」「電力安定供給」「地域経済波及効果」などそれぞれの観点で評価され得ると考えられる場合は、それぞれの別紙で同内容の記載をすることは否定されるものではありません。なお、その場合も、【様式3-1-3】事業実現性に係る各評価の考え方への対応の所定欄に、評価され得ると考えられる根拠を記載し、評価の考え方の各項目を満たすと考えられる根拠が明確になるように記載ください。

番号	該当箇所		質問	回答
220	公募占用指針	第8章 (3) vi)	電力安定供給の評価項目において、サプライヤーの複線化として、国内と海外の2社を協力企業として記載する場合と、契約に向けたLOI締結を行っている国内サプライヤー1社のみを記載した場合とでは、後者の方が、事業の確実性が高い提案として評価されるとの理解でよいか？	別紙12の内容全体を見て、第三者委員会の意見を踏まえて評価を行いますので、現段階で評価についてお答えすることは困難です。 パブコメ回答803番のとおり、電力安定供給に係るサプライチェーンの提案に関して、複数オプションを提案することは可能ですが、調達先の複線化を図る提案なのか、複数オプションから1つに絞り込む提案なのかを明確にしてください。また、同確率の複数オプションを提案する場合、評価の低いものが評価対象となります。 なお、公募時点で(風車メーカーを除き)調達先を1者に確定していることだけをもってその評価に差は設けませんが、サプライヤーとの合意内容が明らかである方が、より内容が具体的に確実性の高い提案として評価されるうと考えます。
221	公募占用指針	第8章 (3) vi)	主要なハードとしての洋上風車本体の国内サプライチェーン形成計画に関する質問です。 指針では応札者が故障率の高い部品かつ故障したときに調達リードタイムがかかる部品を特定する事になっていますが、各部品に対する評価点は定めないのでしょようか。 例えばA社がヨーコントロールの国産化を提案し、B社がベアリングの国産化を提案し、C社はナセルハウジングの国産化を提案した場合、どの提案の評価点が一番高いのでしょうか。 国産化を実現するためには何億円もの設備投資を伴う事から、評価点の高いものの国産化を進める事が一番理にかなっています。入札時にこの判断を行わないと提出が要求されている具体的な計画書を出す事ができません。また海外の風車メーカーが日本国産化を進めるインセンティブは、この評価により受注確率が高まる事です。この評価基準を明確にして、海外の風車メーカーにインセンティブを与えない限り、日本国産化が進む事はあり得ません。	まず前提として、パブコメ回答347番のとおり、電力安定供給のために有効かという観点から評価を行いますので、調達先が国内か海外かという観点からのみで評価が異なることはありません。したがって、どの部品が国内調達だったら評価が高くなるという点はお答えすることは困難で、計画全体として電力安定供給の観点で優れているかを、第三者委員会の意見も踏まえて評価します。 他方、一般論として、海外からの調達のリードタイムが高くなる可能性のある部品や船舶を特定し、その調達を国内で行う計画は電力安定供給の観点から優れていると評価され得ると考えます。
222	公募占用指針	第8章 (3) vi)	2022年12月28日付意見募集の結果のNo.97やNo.225、No.289の「ご意見に対する考え方」によると、サプライチェーンを記載する対象範囲に建設工事の施工や、建設工事の資材は含まれないが、第8章(4)3)にあるサプライチェーンの範囲に含まれる設備(風車主要部品(ナセル、ブレード、タワー やその関連部素材)、海底送電線・通信ケーブル などの 電気系統、風車 基礎 等)は、運転開始後に再調達の可能性が無かったとしてもサプライチェーンは記載すべきと理解したが、この理解で合っているか。	サプライチェーン形成計画においては、運転開始後の再調達可能性の有無に限らず、公募占用指針第8章(4)3) i)に記載の対象範囲のサプライチェーンを記載ください。
223	公募占用指針	第8章 (3) vi)	2022年12月28日付意見募集の結果のNo.289 の「ご意見に対する考え方」において、建設工事の資材はサプライチェーン形成計画の対象外と回されているが、「建設工事の資材」とは、第8章(4)3)にあるサプライチェーンの範囲に含まれる設備(風車主要部品(ナセル、ブレード、タワー やその関連部素材)、海底送電線・通信ケーブル などの 電気系統、風車 基礎 等)以外を指しているという理解でよいか。即ち、No.289で例示されているような防護管や洗掘防止材等の、上記サプライチェーン対象として明示されているもの以外の設備・資材は対象外と理解してよいか。	ご理解のとおりです。
224	公募占用指針	第8章 (3) vi)	No.289の回答に関して、建設工事の資材はサプライチェーン形成計画に記載する必要はないということだが、建設工事の資材についての定義を教えてください。 例えば風車基礎周辺の洗掘防止資材は、指示構造物審査の対象でもあり、発電設備の一部として運転期間中に渡って設置されるものであるが、こういったものも建設工事の資材ということになるのか。あるいは、建設時のみに設置され運転中には残らない資材のことを建設工事の資材ということでしょうか。	「電力安定供給」の評価においては、ハードに係るサプライチェーンとして、風車主要部材(ナセル、ブレード、タワーやその関連部素材)、海底送電線・通信ケーブルなどの電気系統、風車基礎、船舶を対象とし、これ以外の資材等については対象外とします。
225	公募占用指針	第8章 (3) vii)	「関係行政機関の長等との調整能力」の評価の考え方について 「トップランナー」の「②「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。」とあるが、 「優れている」以下で求められる「関係行政機関の長との調整実績」と「特に優れた調整実績」との違いは具体的にどのようなことを意味するのか。 関係行政機関との調整において、何を持って「特に優れている」と判断されるのか。面談回数や面談時間、あるいは調整相手の数など、定量的な違いも含まれるのか。	一概にお答えすることは困難ですが、基本的には相対評価になります。なお、「関係行政機関の長等との調整能力」の項目については、合理的な理由がない場合を除き、都道府県知事意見を最大限尊重して評価を実施します。
226	公募占用指針	第8章 (3) vii)	最低限必要なレベルの③により「主たる者の実績」を示す必要がありますが、ここでいう主たる者とは、様式3-1-16の調整を行うための体制(概要表)に示す調整責任者が所属する企業の実績と理解してよいでしょうか。	関係行政機関の長等との調整を担う主たる者(企業)の実績を評価します。基本的には、調整責任者が所属する企業と同じかと考えます。
227	公募占用指針	第8章 (3) vii)	ii)「漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業」とは、発電事業以外を含む認識で相違ないか。例えば、荷役等、港湾で営む漁船などのとの調整を行う必要がある事業実績かつ証左があれば、親和性が高いと第三者委員会でみなされうるか。	親和性の高さが示されていれば発電事業以外の取組の実績も評価の対象となり得ます。
228	公募占用指針	第8章 (3) vii)	“関係行政機関の長等 との調整能力の項目に関する質問に対して、風車の設置、海洋土工工事、発電事業の運営(O&M)に関する#12が引用されているが、”「適切な実績」の有無を確認するもので、複数者の実績を総合的に評価することは想定していない。”という点が同様という理解で正しいか？一方で、”複数者の実績を記載した場合、あくまでもその評価が低い方が採用されるという認識で正しい か。”という質問には答えていないと思われるが、こちらへの回答はいかがか？例えば、1社がミドルランナーに資する実績を記載し、もう1社が良好に資する実績を記載した場合は、どのように評価されるのか？	パブコメ回答12番は、「事業実施体制・事業実施実績」の評価における「適切な実績」の考え方を示したもので、「関係行政機関の長等との調整能力」における考え方とは異なります。 「関係行政機関の長等との調整能力」の評価においては、主たる者として複数企業が関係行政機関の長等との調整を担う場合は、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱うこととなります。

番号	該当箇所		質問	回答
229	公募占用指針	第8章 (3) vii)	”都道府県知事の意見を最大限尊重”されることは理解したが、記載した実績が「適切な実績」であるかどうか、そして、その実績をどの評価カテゴリーに位置付けるかまで、都道府県知事の判断が優先されるということか？例えば、陸上風力の実績を記載した場合、都道府県知事の判断の次第では、優れていると高く評価されるケースもあり得れば、逆に、良好と低く評価されるケースもあり得るということか？最悪、都道府県知事の判断で、「適切な実績」ではない、つまり、実績無しと判断されて、最低限必要なレベルと評価されるケースもあり得るということか？	ご理解のとおりですが、本公募の意見聴取の対象となる秋田県知事・新潟県知事・長崎県知事いずれにおいても、陸上風力の実績は評価対象となります。各県知事の評価基準については、協議会構成員による説明会での説明・質疑応答や別添7部分の回答を参考にしてください。
230	公募占用指針	第8章 (3) vii)	“複数社が関係行政機関との調整を担う場合、必ず全社の実績を1件ずつ記載しないとならないのか？例えば、1社だけが高く評価され得る「適切な実績」を有していない場合、無理やり高く評価されない何かしらの実績を記載した結果、最も評価が低い企業の実績を採用されるとすると、実態とは異なる体制を記載するコンソも出てくることが想定され、公平なルールではないと考えられるが、この点についてはどのように対応すればよいか？別紙13の関係行政機関との調整に、漁協などの地元ステークホルダーが含まれるのか、あるいは、それらはあくまで別紙14なのか	主たる者として複数企業が関係行政機関の長等との調整を担う場合、実際に調整を実施する企業の実績はすべからく評価対象になるので、各社の実績を1件ずつ記載ください。また、その際、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱うことになります。 なお、本公募占用指針第5章(1)2)iv)で「関係法令、基準及び本公募占用指針に記載された事項並びに認定を受けた公募占用計画に従って事業を実施すること。」を遵守事項として定めているので、これに反した場合は、選定事業者としての選定が取り消されることがあり、また、(別添4)で定めるところにより、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがあります。 漁業関係者との必要な調整については「周辺航路、漁業等との協調・共生」の中で評価しますので、別紙14に記載ください。(令和5年5月9日差し替え) 【参考:差替前】 主たる者として複数企業が関係行政機関の長等との調整を担う場合、実際に調整を実施する企業の実績はすべからく評価対象になるので、各社の実績を1件ずつ記載ください。また、その際、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱うことになります。 なお、本公募占用指針第5章(1)2)iv)で「関係法令、基準及び本公募占用指針に記載された事項並びに認定を受けた公募占用計画に従って事業を実施すること。」を遵守事項として定めているので、これに反した場合は、選定事業者としての選定が取り消されることがあり、また、(別添4)で定めるところにより、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがあります。 別紙14は地域との協調・共生策の評価です。漁業関係者等の地元ステークホルダーとの必要な調整については「関係行政機関の長等との調整能力」の中で評価するので、別紙13に記載ください。
231	公募占用指針	第8章 (3) vii)	P60Iに記載されている「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員、またはSPCの議決権を有する企業に限る。」との記載を踏まえ、本項目における評価対象となる関係行政機関の長等との調整実績は、「応募企業、コンソーシアム構成員、またはSPCの議決権を有する企業」の実績のみであり、協力企業(応募企業等の親会社や子会社等ではない第三者)の実績は評価対象とならないと理解して差し支えないでしょうか。	関係行政機関の長等との調整を担う主たる者の実績を評価します。主たる者が協力企業の場合は、当該協力企業の実績を評価することになります。
232	公募占用指針	第8章 (3) vii)	「最低限必要なレベル」評価にて、④親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの。または、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるものを要すると伺いました。 本公募へ参加する者(以降、「自社」と自社との間での人事異動が活発な100%子会社が国内陸上風力発電施設を保有・運営し、行政機関との調整行っているケースがあった場合 ①自社が本公募へ参加するにあたり、同子会社の人員が自社に出向し、自社から事業運営会社(SPC)に派遣され、行政機関との調整の主たる役割を担う場合、自社自らの実績と同等と言える根拠があるとみなされますか。 ②自社が本公募へ参加するにあたり、自社社員が子会社出向中に実施した国内陸上風力に関する行政機関の長と調整を実施した事例も多数ございます。自社社員が子会社に出向して実施した国内陸上風力の実績も評価対象になりえますでしょうか。	①具体的かつ適切な計画が示されていれば、自社の実績と同等と言える根拠と評価される可能性はあります。 ②パブコメ回答292番のとおり、特定の個人ではなく法人としての調全体制を実績の対象としますので、その点が明確に示されていないと、ご指摘のケースを自社の実績と評価することは困難かと思います。
233	公募占用指針	第8章 (3) vii)	<資源エネルギー庁様及び国土交通省様への質問です> 12/28付「公募占用指針(案)のパブコメ回答」№.229の回答にて「「国内洋上風力発電」の調整実績には、港湾区域や一般海域における実証事業(着床式・浮体式両方)も含まれる。」とありますが、洋上に設置されつつも沿岸から近く陸上から栈橋等でアクセス可能な風力発電設備も複数存在する。こうした設備についても、海域占用許可取得等、洋上風力特有の行政機関等との調整が生じることから洋上風力の実績として取り扱われるという理解で相違ないか。	一概にお答えすることは困難ですが、海域占用許可取得や漁業関係者・船舶運航事業者との調整等の面で洋上風力発電との親和性が示されていれば、洋上風力発電の実績として評価される可能性はあります。
234	公募占用指針	第8章 (3) viii)	本評価項目について、協調策や共生策に関する協力企業や関連団体からのLOIやMOU等を添付資料として提出することで評価項目における「実現可能性」の補強材料となり、評価に差が生じるものと理解しておりますが差し支えないでしょうか。	「周辺航路、漁業等との協調・共生」の項目については、合理的理由に欠ける場合を除いて、都道府県知事意見を最大限尊重することとなりますが、基本的には地元からのLOIやMOU等が添付され確からしさが明らかな計画の方が高く評価され得ると思います。
235	公募占用指針	第8章 (3) viii)	周辺航路、漁業等との協調・共生におけるトップランナーの記述において、「中長期的な」の示す期間においては、具体的に何年程度の効果を示せばよいか。占用期間の30年間か、それとも占用期間の終了後も効果が持続することが求められるか。	基本的には10～30年程度を想定しています。公募占用計画の認定が最大でも30年間なので、30年以上の持続は必須条件ではないですが、地域との共生という観点では30年以上持続する計画は否定されるものではありません。

番号	該当箇所		質問	回答
236	公募占用指針	第8章 (3) viii)	「周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの」とあるが、どのような記載内容を想定しているのか。安全基準等(例:xxから〇〇m以上離して設計する等)、提案者が設定している指標の考え方や設定根拠等をイメージしているか、または地域関係者への説明・協議を事前にしっかりと行っており、問題ない旨を確認していることを書くイメージか。	本項目は都道府県知事意見を最大限尊重して評価を行うものであり、協議会構成員による説明会における質疑応答等を参考に記載してください。
237	公募占用指針	第8章 (3) ix)	地域経済波及効果におけるトップランナーの記述において、「中長期的な」の示す期間においては、占用期間の30年間という理解でよいか。	基本的には10～30年程度を想定しています。
238	公募占用指針	第8章 (3) ix)	評価区分「優れている」では「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い波及効果を有するものと記載がありますが、評価の考え方②では経済波及効果の数字の多寡で評価すると考えてよろしいでしょうか。意見募集746では経済波及効果については、数字の多寡のみをもって評価することは想定していませんとの回答があり、考え方②との矛盾があるように考えられるため、確認を行いたい。	「地域経済波及効果」の「優れている」の②の基準については、パブコメ回答746番のとおり、波及効果の数字の多寡のみをもって評価することは想定していません。数字も参考にしますが、提案内容の具体性(定性的な記載)や確からしさも踏まえ、第三者委員会の意見を踏まえた上で、相対評価を行う予定です。
239	公募占用指針	第8章 (3) ix)	地域経済波及効果の「評価の考え方」において、経済波及効果の見込みの確からしさが示されている場合は「ミドルランナー」、一部不明確な場合は「良好」の評価を受けると示されているが、経済波及効果の因子とした項目のうち、一つでも確からしさが不明確だと「良好」に配点されるということか。例えば、洋上風力事業による経済波及効果の見込みの確からしさが示されている一方で、複数ある地域貢献策のうちの1つに関して経済波及効果の見込みの確からしさが不明確と見なされた場合、提案の良否によらず「良好」以下に評価されるか。事業に係る波及効果は見積等で明確な根拠を示せるが、一方で、例えば観光振興策による経済波及効果など応札時点では確定的な数字を示すことが難しい因子も想定される。それらの因子を経済波及効果の計算から除外すべきか、ある程度の確からしい推定でもって試算した数字を計算に含めてもよいか、判断がつかないため、ご意見を頂きたい。	確からしさの確認は関心表明書やMOU等の提出のみによって行われる訳ではありません。観光振興等についても、具体的な提案とともに、確からしさの合理的な説明がなされていれば、確からしいと評価され、ミドルランナー以上の評価をされ得ると考えます。
240	公募占用指針	第8章 (3) ix)、x)	地域・国内経済波及効果の判定基準において、「良好」には「確からしさが一部不明確なもの」、「最低限必要なレベル」には「確からしさが示されていないもの」とされています。一方、パブリックコメントNo.378の回答に「根拠の提示がないことのみをもって評価に差はつけません」とあります。よって、「中長期的」な経済波及効果の施策では、根拠の有無にかかわらず確からしさが示されていればミドルランナー、確からしさが示されていなければ最低限必要なレベルと評価されるという理解で良いでしょうか。	パブコメ回答378番は、質問が契約書やMOUといった書類の提出を念頭においたものでしたので、根拠＝契約書やMOU等の書類、との想定で、契約書やMOU等の書類の提出がないことのみをもって評価に差はつかないと回答しているものです。評価に当たって重要なのは、評価の考え方にもあるとおり、提案の確からしさがどの程度示されているか、という点ですので、提出される根拠書類の内容及び別紙15・16の記載内容を踏まえて総合的に評価します。ただし、さすがに、根拠となる書類が何も提出されていない提案は、確からしさが示されていないと評価される可能性が高いとは思います。
241	公募占用指針	第8章 (3) ix)、x)	地域・国内経済波及効果の判定基準について案で示された「経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等」から「経済波及効果の因子 となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の 需要見込み等」に変更した理由を教えてください。	WTOで定められているルールや2国間の協定などを踏まえ、記載ぶりを修正したものです。
242	公募占用指針	第8章 (3) ix)、x)	2022年12月28日付意見募集の結果のNo.1268では、撤去段階が経済波及効果算定の対象になるか否かという質問に対して、「ご意見に対する考え方」で「占用期間以降も含め、地域経済への継続的な波及効果をお示ください。」という回答が有るが、この主旨としては撤去工事も経済波及効果の算定対象となると捉えて良いか。 ・撤去工事が経済波及効果算定の対象となる場合、一方で別紙11では撤去費用は海洋施工費の7割と規定されているが、別紙15及び16における算定に用いる撤去費用は、実際に委託先から入手した見積に基づく数値でも問題無いか。	前段は、撤去費用も経済波及効果に含まれます。 後段は、収支計画との整合性を図る観点からも、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去費用については、海洋における施工費の70%を用いてください。陸上設備の撤去費用も波及効果に含める場合は、各自で算出する数値を用いてください。いずれにせよ、別紙3と整合性がとれるようにしてください。
243	公募占用指針	第8章 (3) ix)、x)	経済波及効果の算出について、統合大分類(37部門)と大括りになっております。公募要領のExcelシートによる産業連関分析に加えて、統合中分類(107部門)等を用いたより詳細な算出を行った場合は、定量的もしくは定性的な評価対象となるでしょうか？	公募評価に当たって比較を行う観点から、波及効果の算出は国が提示している産業連関表を用いてください。算出された波及効果と紐付く計画を定性的にも評価します。
244	公募占用指針	第8章 (3) x)	海外から、部品、資材、構造物等を、日本に本社を置く商社や販売代理店を通じて購入した場合でも、直接サプライヤーから購入した場合と同様に海外製品と判断され、国内経済波及効果は得られないと考えてよいか？	国が提示している産業連関表の考え方に沿って波及効果を算出ください。 ご指摘のケースの詳細が分かりかねますが、部品等を海外から調達する場合、購入方法に関わらず、国内経済波及効果が得られることは想定されないと考えます。
245	公募占用指針	第8章 (3) x)	国内経済波及効果の評価において、協力企業を複数候補とした場合、その優劣が明らかな場合(例えば、国内経済波及効果における国産と海外製品)、評価は劣後しているもの(海外製品)を採用して為されるのでしょうか？	協力企業が複数候補の場合、ご理解のとおりです。

番号			該当箇所	質問	回答
246	公募占用指針	第8章 (3) x)		国内経済波及効果におけるトップランナーの記述において、「中長期的な」の示す期間においては占用期間の30年間という理解でよいか。	基本的には10～30年程度を想定しています。
247	公募占用指針	第8章 (4) 1)		系統契約の承継手続きは、「選定の通知を発した日の翌日から3ヶ月以内に遅滞なく当該系統容量に係る全ての接続契約、工事費負担金補償契約を選定事業者に承継することを条件とする」とあるが、基本的にはどこかが橋渡しなどをしてくれるものではなく、選定事業者から一般送配電事業者へ問い合わせる等で系統契約保有者を特定し、選定事業者の責任のもと各社と一送との契約条件を確認する等、必要な調整・交渉を行う認識で良いか。 支払いまでに必要な社内調整期間を考慮すると、3ヶ月あると言っても、なるべくスムーズに実質的な交渉を開始しないと間に合わない可能性があるため、確認するもの。	系統提供事業者の担当連絡先については国から選定事業者に連絡します。以降の協議は、基本的には系統提供事業者及び選定事業者間で進めてもらいますが、必要に応じて国に相談ください。
248	公募占用指針	第8章 (4) 1)		12/28付「公募占用指針(案)のパブコメ回答」No.12の回答にて「【風車の設置、発電事業の運営(O&M)】本公募における事業との親和性の観点から、国内外の洋上風力発電事業の実績があること。」 とある。「発電事業の運営(O&M)」のEPC等を担う企業においては、風車・基礎・海底ケーブルのすべてを一括で請負う企業となれば非常に限定的となり、また風車のO&Mとその他(基礎・海底ケーブル等)のO&Mでは業務内容も大きく異なるため、「主たる者」を分けることも一定の合理性があり、海外の先行事業等でもそうした業務分担に関し多数事例が存在すると認識している。 風車のO&Mとその他(基礎・海底ケーブル等)のO&Mとに役割を分けた場合、その他(基礎・海底ケーブル等)のO&Mに対しては必ずしも国内外の洋上風力の実績を求める必要はなく、海洋構造物や電力海底ケーブル等のO&Mの実績もって「その役割に求められるものとして適切である」実績として追加いただけないか。建設段階では風車以外の基礎や海底ケーブルについては洋上風力の実績ではなく、「海洋土木工事」の実績が求められており、維持管理段階においても同様として頂くのが整合するものと思料する。 もし「発電事業の運営(O&M)」のEPC等に対しては国内外の洋上風力の実績以外には「適切な実績」として認めない場合には、「発電事業の運営(O&M)」のEPC等の主たる者が必ずしも「発電事業の運営(O&M)」のEPC等のすべての業務を担う必要はないことを明確にさせていただきたい。例えば、風車メーカーが「発電事業の運営(O&M)」のEPC等の主たる役割を担う場合、他方風車メーカーが担い責任を取る業務範囲はあくまでも風車本体のO&Mであり基礎・ケーブルは業務所掌外となるが、基礎・ケーブルのO&Mを担う「主たる者」を別途記載せずとも失格にはならない、ということを明確にさせていただきたい。	「事業実施体制・事業実施実績」に係る「実績」の考え方は、パブコメ回答12番のとおりですので、「発電事業の運営(O&M)」の役割を担う主たる者に国内外の洋上風力発電事業の実績があることが必要です。 ただし、パブコメ回答1031番のとおり、「風車の設置」「海洋土木工事」「発電事業の運営(O&M)」の各役割を細分化し、それぞれの役割の主たる者を整理・記載することは認められます。 「発電事業の運営(O&M)」の役割を細分化する場合、海底ケーブル(海底送電線及び通信ケーブル)や陸上設備の維持管理については、洋上風力発電事業に限らず、親和性の示される他事業の実績があれば、失格とはなりません。なお、ご指摘の基礎の維持管理については、洋上風力発電事業の実績でないと「適切な実績」とは認められません。
249	公募占用指針	第8章 (4) 1)		12/28付「公募占用指針(案)のパブコメ回答」No.994の回答では陸上設備の維持管理について、「事業実施体制・事業実施実績」の評価対象となるかが依然不明確(パブコメNo.12でも言及無し)であるが、仮に陸上設備の維持管理体制や実績も別紙1及び2に記載する必要がある場合は、陸上設備の維持管理については、洋上風力事業以外の実績(陸上設備)も認めて頂きたい。12/28付「公募占用指針(案)のパブコメ回答」No.12の回答にて「【風車の設置、発電事業の運営(O&M)】本公募における事業との親和性の観点から、国内外の洋上風力発電事業の実績があること。」とあるが、陸上設備の維持管理に関しては、洋上風力事業以外の電源等の電気設備における維持管理と同等の内容であり、必ずしも洋上風力事業における陸上設備の維持管理実績が求められるものではないと考える。	事業者が維持し、及び運用する陸上設備(変電施設や送電線等)の維持管理体制及び実績についても別紙1・2に記載ください。陸上設備の維持管理実績については、洋上風力発電事業に限らず、親和性の示される他事業の実績であれば問題ありません。
250	公募占用指針	第8章 (4) 1)		パブコメNo.12にて「各役割…総合的に評価することは想定していない。」との回答があるが、これは各役割において提示する実績のうち、同一の役割で複数の実績の提示があった場合は最も評価の低い実績が評価対象となり「適切な実績」の有無が判断されると理解してよいか。	違います。「最低限必要なレベル」の確認に当たっては、パブコメ回答12番の1ぽつのとおり、「主たる者」それぞれの「適切な実績」の有無を確認するのみなので、最も評価の低い実績という相対的な概念は存在しないと考えられます。
251	公募占用指針	第8章 (4) 1)		パブコメNo. 316と325の質問回答の意図について確認させていただきたい。 No. 316回答「基本的には表を埋めていただくことを想定しています。その他の役割も含めて全体を示す場合は様式集別紙1の1(2)で図表等をお示しください。」とは、別紙1「1. 事業の実施体制 (1). 事業実施体制の概要」で示されている表は例えば「事業の実施・管理」の役割をPJ全体マネジメントや地元調整に、「EPC等」の役割を基礎工事と海底ケーブル工事に分割するなど、各構成員/協力企業がどの役割の主たる者なのかが明確に分かるように記載されていれば適宜追加・編集しても問題なく(パブコメ回答No. 1030と1216にもある通り)、図表などを用いた実施体制の適切性の補足説明は「(2). 事業実施体制の補足」に記載する一方で、 No. 325回答「役割分担については、3つの事業工程(①風車の設置、②海洋土木工事)、③風力発電事業の運営(維持管理を含む。))毎に①事業の実施管理と②EPC等に分類して記載ください。」は、別紙2に記載する実績について①～③の3つの事業工程それぞれの「事業の実施・管理を担う企業」と「EPC等を担う企業」について、前段の通り別紙1において表の記載を細分化した場合は細分化後の役割それぞれに対応する実績を記載する(つまり別紙2の実績を記載する表は適宜追加する)ことができると理解して問題ないか。	前段の別紙1の事業実施体制については、「風車の設置」「海洋土木工事」「発電事業の運営(O&M)」毎に「事業の実施・管理」及び「EPC等」それぞれの役割を担う「主たる者」の整理が分かる全体表を作成する必要があります。表は、基本的には、別紙1の1(1)の表を適宜編集して作成してもらえればと思いますが、もし役割の細分化が多岐にわたる等、複雑になりすぎた場合は、パブコメ回答316番のとおり、1(2)に分けて記載するといった工夫をお願いします。 後段の別紙2の事業実施実績については、別紙1の全体表に対応させる形で、「主たる者」の実績を網羅的に記載ください。その際、必要であれば、別紙2の表は適宜追加ください。
252	公募占用指針	第8章 (4) 1)		R1の公募占用指針から、複数の候補者の場合は最低評価の候補の実績を評価する旨の記載が削除されましたが、複数の候補者の実績評価方法を明示願います。	「最低限必要なレベル」の確認に当たっては、「主たる者」が複数者の場合、それぞれの「適切な実績」の有無を確認するのみなので、最も評価の低い実績という相対的な概念は存在しないと考えられます。

番号	該当箇所		質問	回答
253	公募占用指針	第8章(4)1) i)	「当該企業自らの実績ではなく親会社などの実績を記載する場合は、自らの実績と同等と言える根拠が示されていること(実績を有する人材・チーム等を親会社・子会社から異動させる(具体的な計画を含む)こと等を記載)」に関して、上記条件を満たせば、コンソーシアム／SPC構成員と直接的な資本関係の無い兄弟会社についても、その実績が事業の実施・管理において評価されるとの理解で良いか？	「直接的な資本関係の無い兄弟会社」の意味するところが分かりかねますが、全く資本関係のない企業間で実績を同等とみなせるケースは通常想定されないのではないかと考えます。ただし、合理的な説明があれば評価対象となる可能性はあります。
254	公募占用指針	第8章(4)1) i)	企業Aと企業Bが中間持株会社を通じてSPCに出資を行う場合で、公募応札時点では中間持株会社が設立されていない場合であっても、公募占用計画において事業者選定後に同中間持株会社を設立する際の概要(持分比率や議決権比率)を記載することで、同中間持株会社の親会社である企業Aと企業Bの実績が事業の実施・管理において評価されるとの理解で良いか？また上記の場合に企業Aと企業Bの実績が事業の実施・管理において評価されるために必要となる要件(書類の添付等)がもしあるのであればご教示頂きたい。	別紙1の「事業実施体制」には、各役割を担う主たる者を記載し、当該主たる者の実績を別紙2に記載ください。仮に、中間持株会社が主たる者になる場合、親会社の実績と同等と言える根拠をお示しください。
255	公募占用指針	第8章(4)1) i)	事業実施実績の評価について、パブリックコメントNo.12にて「各役割の主たる者の実績を評価する」とあるが、例えば海洋土木工事を国内企業と海外企業の協業により実施する場合において、両者の役割分担を明確化することにより両者の実績が総合的に評価されるという理解で良いでしょうか。	役割を細分化して、実施体制及び実績を記載することは認められます。
256	公募占用指針	第8章(4)1) i)	協力企業について、複数の候補を提示することも可能とあるが、その場合どちらを採用することも考えられるため、双方の実績を示すことで良いか。その場合、複数示した候補のそれぞれが「適切な」実績を有していることが双方示されていれば、複数候補の中で評価に優劣が付くことは無いと考えて差し支えないか。また一方で、複数の企業候補を提示することはサプライチェーンの複線化等の観点から事業遂行の蓋然性が高まるという観点から評価が上がるという考え方もあり得るが、この点についても評価基準をお伺いしたい。	「最低限必要なレベル」の確認に当たっては、実績の有無を確認することになるので、実績有の計画の間で評価に差がつくことはありません。サプライチェーンの複線化は、適切な提案がされていれば、「電力安定供給」の評価の考え方の観点から、評価され得ると考えます。
257	公募占用指針	第8章(4)1) i)	事業実施の実績の評価について、風車基礎の部材の設置工事は実績の評価対象となるが、製作そのものの実績は協力企業の実績も含めて評価対象とはならないとの理解でよろしいですか？	「事業実施体制・事業実施実績」の項目において、製造の実績は評価対象外です。
258	公募占用指針	第8章(4)1) i) イ	12/28付「公募占用指針(案)」のパブコメ回答№12の回答にて「・【風車の設置、発電事業の運営(O&M)】本公募における事業との親和性の観点から、国内外の洋上風力発電事業の実績があること。」とありますが、「発電事業の運営(O&M)」イ)海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計(E)・調達(P)・建設(C)や保守点検等(EPC等)の実績について確認です。当該役割を担い、実績対象としたい協力企業が、既存洋上風力発電事業に対して、洋上風車メーカーの保守・メンテナンス契約期間中に、当該洋上風車メーカーと共同でチームを組成し、そのチームに人材を出して(本事業で担う役割と親和性のある役割である)洋上風車O&M業務を行っている実績があれば、洋上風力発電事業の実績として「最低限必要なレベル」を満たしていると思なされるでしょうか。」	詳細を確認できない現時点では確定的なことはお答えできませんが、適切な実績であれば評価され得ますので、根拠含めて分かりやすくに記載ください。
259	公募占用指針	第8章(4)1) i) イ	「: 公募参加者は、事業を実施・管理する予定の応募企業又はコンソーシアム若しくは SPC の構成員の他に、海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計(E)・調達(P)・建設C)や保守点検等(以下「EPC等」という。)に関して協力を求める企業(以下「協力企業」という。)がある場合は、その名称及び役割を明らかにするものとする。この場合において、公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請契約を予定している者とし、それ以外の協力企業については、評価対象とすることを希望する者など、必要に応じて記載することとする。」とあるが、例えばEPCを1社に纏めて発注せずに、複数の元請企業に分割して発注する場合、当該企業は全て協力会社として位置付ける必要があるのか。」との質問に対し、「評価の対象とすべき協力企業は記載してください。」との回答がある。これはSPCとEPC/O&Mに関する元請契約を締結する企業であっても、他の元請契約締結企業の指揮・管理の下で業務を遂行する場合は主たる者としては扱われず、実施体制や実績は提案不要であると理解してよいか。	基本的にはご理解のとおりかと考えます。実施体制や実績については、各役割を担う主たる者となる企業を記載ください。
260	公募占用指針	第8章(4)3)	1. 経済波及効果: 風車メーカーの調達部門が部品メーカーリストを保有しており、最終的な部品供給先が決まるのは風車メーカーが当該部品メーカーリストに記載の複数の部品メーカー間で競争入札を実施した後となり、公募占用計画の提出時には未定の場合が考えられます。部品メーカーリストに海外部品メーカーと国内部品メーカーが両方含まれる場合、①国内経済波及効果の計算上は評価が低い方、すなわち海外部品メーカーが選定されるという前提での評価となりますでしょうか。それとも②国内部品メーカーが採用される可能性があれば国内経済波及効果に算入可能でしょうか。 2. 電力安定供給 上記のような国内部品メーカー、海外部品メーカーの両方が選択される可能性があり公募占用計画の提出時点では決まらない場合、将来故障した場合の部品調達先は風車メーカーの部品メーカーリストのうち国内部品メーカーとなるか、海外部品メーカーとなるかは未定となります。この場合、電力安定供給の評価に関し、①部品メーカーリストに国内部品メーカーが入っており部品供給が国内部品メーカーから行われる可能性がある、という体制であることを以て、安定供給・早期復旧の対策のひとつとして評価上、プラス評価となりますでしょうか。それとも②評価の低いほうが評価上採用されるため、電力安定供給の観点からは海外部品メーカーが採用される前提での評価となり、国内製造・調達やリードタイムについても海外部品メーカーのものだけを前提とした低い評価となりますでしょうか。	海外メーカーと国内メーカーの採用確率が同等の場合、国内経済波及効果の算出は、評価が低い方からの調達を行う前提で評価を行うことになるので、すなわち海外メーカーが選定される前提で算出ください。

番号	該当箇所		質問	回答
261	公募占用指針	第8章(4)3) i)	サプライチェーンの範囲が限定されましたが、施工船やOM船も評価範囲外となるのでしょうか。	公募占用指針第8章(4)には具体例として明記はしていませんが、電力安定供給の観点から船舶調達の重要性は認識しているため、別紙12において船舶調達計画の記載を求めている、評価対象としています。
262	公募占用指針	第8章(4)3) i) ①	「ハードに係るサプライチェーン：風車主要部品(ナセル、ブレード、タワーやその関連部素材)、海底送電線・通信ケーブルなどの電気系統、風車基礎等」と記載されているが、パブリックコメントNo.289に「建設工事の資材はサプライチェーン形成計画に記載する必要はありません」と説明されています。これは、購買物品であることから風車主要部品は建設工事の資材には含まれず、本パブリックコメント回答における建設工事の資材とは建設工事施工用の材料を指しているという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。224番の回答をご覧ください。
263	公募占用指針	第8章(4)3) ii)	「公募占用指針8章(4) ii) サプライチェーン形成計画の変更」では、「公募段階においては、サプライチェーンが確定していないことが想定されるため、公募占用計画においてはサプライチェーンをどのように形成する予定かを記載することとし～」とありますが、「様式集【様式3-1-15】別紙12：電力安定供給」では、サプライチェーンの詳細を記載する構成になっています。これは、サプライチェーンを確定させる方が、高得点につながるということでしょうか。	公募占用指針第8章(4)に記載のとおり、公募占用計画の提出時点では、予定の記載になり、基準を満たすことができれば選定後に変更は認められます。上記が前提となりますので、確定していることをもって高得点が得られる訳ではないですが、詳細かつ確からしさが示された計画の方が高く評価され得ると考えます。
264	公募占用指針	第8章(4)4)	「地域への経済波及、国内への経済波及の各項目に関する提案内容は、実現可能性の根拠(例：設備投資決定や調達契約、意思表明書など)が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。」とあるが、地元関係者との協議録などでもこの根拠となるという理解でよいか。	「協議録」の詳細が分かりかねますが、先方との合意内容が明記された書面であれば根拠となり得ると考えます。
265	公募占用指針	第8章(4)4)	地域経済等への波及効果の評価について、実現可能性の根拠例として「設備投資決定や調達契約、MOUなど」が示せるものとの記載があるが、LOIにおいては根拠となり得るか。例えば、洋上風力に関連して地域の観光振興を図ろうとする場合、協業先となり得る地元企業等からサービス提供に対する「調達契約」や「MOU」を受領することは、過去の国交省主導による空港コンセッションの公募等でも一般的ではないためお伺いする次第。	先方との合意内容が明記された書面であれば根拠となるため、LOIも根拠となり得ると考えます。
266	公募占用指針	第8章(4)4)	サプライチェーンの複線化を達成するため複数の協力企業を候補先として複数社から根拠資料を受領する場合、波及効果の試算にあたっては、どの会社からの根拠資料(例えばMOUや見積金額)をベースに波及効果試算を行うかについては応募事業者で判断して問題ないという理解で差し支えないか。	原則、確率の高い企業からの調達をベースに波及効果を算出ください。なお、同じ確率の場合は、評価が低い方からの調達を行う前提で評価を行うことになるので、その前提で計画を作成し、国が示す産業連関表を用いて波及効果を算出ください。
267	公募占用指針	第8章(4)4)	「「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針(案)」に関する意見募集のNo.101に関連して、MoUやLoIに関してサプライヤーやその他協業先との合意内容が明確に書面に記載されている方が高い評価を得られるということで差し支えないか。	ご理解のとおり、バインディングでないことのみをもって評価に差はつきませんが、サプライヤーとの合意内容が明らかである等の明確な根拠が提示できる計画の方が、より内容の確実性の高い提案として評価されうると考えます。
268	公募占用指針	第8章(4)4)	波及効果の試算にあたって、例えば観光振興等の事業者独自の施策によって発生する観光客等の流動による波及効果の試算にあたって、自治体等が公表する観光客数に関する統計情報を根拠として使用することは、蓋然性の高さを示すための材料の1つとして容認されるという理解で差し支えないか。	適切性についての合理的な説明ができる統計情報を用いることは構いません。根拠として、説明を付して計画に記載ください。
269	公募占用指針	第8章(4)4)	経済波及効果に関する評価の考え方について、「ミドルランナー」、「良好」、「最低限必要なレベル」のそれぞれの文言に微修正が加えられ、以下のような文言に変更されていたが、その背景・意図をご教示いただきたい。 「経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが…」 特に、「建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさ」の文言について、どのように解釈すれば良いか説明をいただきたい。	WTOで定められているルールや2国間の協定などを踏まえ、記載ぶりを修正したものです。
270	公募占用指針	第8章(4)4)	MOUがなく、見積書だけの場合は根拠となるのか。	先方との合意内容が明記された書面であれば根拠となり得ます。

番号	該当箇所		質問	回答
271	公募占用指針	第8章(4)4)	経済波及効果の算定について、指針では「なお、経済波及効果の試算に産業連関分析を用いる場合は、以下の産業連関表を用いること」とあるが、様式3-1-18Iには「産業連関表を用いること」とある。これは様式にある通り経済波及効果の算定は、指針とともに発表された産業連関分析表を使わなくてはいけないということではないか。	ご理解のとおりです。
272	公募占用指針	第9章(1)	供給価格をゼロプレミアム水準以下とし、実際に基準価格が参照価格以下となった場合でもバランシングコスト分は交付されることでよろしいでしょうか。	バランシングコストは、参照価格を算定する際に卸電力市場価格と環境価値の合計額から控除することにより、結果としてプレミアムに加算されるものです。算出式として表すと、プレミアム単価(円/kWh)=基準価格(円/kWh)―[卸電力取引市場参照価格(円/kWh)+非化石価値相当額(円/kWh)―バランシングコスト(円/kWh)]となるため、仮に市場参照価格が基準価格を上回った場合でも、市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランシングコストを上回らない場合はバランシングコスト相当額がプレミアムとして支払われることとなります。パブコメ回答11番はこの趣旨を説明したものです。
273	公募占用指針	第9章(1)	バランシングコストは、運転開始年度の水準を1円として、そこから毎年度減額されることでよろしいでしょうか。	変動電源に対するバランシングコストの経過措置は、2022年度は1.0円/kWhとし、FIP制度施行から3年間は、経過措置の水準を緩やかに0.05円/kWhずつ低減、新規に運転開始するFIP電源も増えてくることが見込まれる4年目以降は0.1円/kWhずつ低減させることで、「バランシングコストの目安＝FITインバランスク料と同額」を目指すこととしています。
274	公募占用指針	第9章(5)	①本邦法人によるコンソーシアムメンバーで応札し、選定事業者を選定後、提出済みの公募占用計画を変更してコンソーシアムメンバーの100%親会社又は兄弟会社(いずれも入札時のコンソーシアムメンバーの連結企業グループ内の法人だが外国法人)が直接出資することにより国内法人であるProject SPCを設立し、当該Project SPCが事業主体になるケースや、②選定事業者を選定後、入札時のコンソーシアムメンバーによるProject SPC設立し、その後にコンソーシアムメンバーの100%親会社又は兄弟会社(いずれも入札時のコンソーシアムメンバーの連結企業グループ法人だが外国法人)に当該Project SPCの株式を売却した場合、公募占用計画の変更について、変更前の公募占用計画で想定したものと同等の、親会社からの人的・資金的なサポートが得られる体制である限り公募占用計画の変更は認められると理解してよいでしょうか。	本公募占用指針第5章(1)1)のとおり、コンソーシアム(構成員すべて国内法人の必要あり)により公募に参加する場合には、選定事業者として選定された後、公募占用計画の認定を受けるまでに、公募占用計画に記載した議決権保有割合の構成員により構成されるSPCを設立し、SPCとして公募占用計画の認定を受ける必要があります。また、公募占用計画の変更については、公募占用指針第9章(5)の規定に従って、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないか等を確認した上で、問題なければ認められます。
275	公募占用指針	第9章(5)	建設工事が予定よりも順調に進捗した場合、公募占用計画で想定した運転開始日より早く、全ての風車が運転開始出来る可能性も考えられます。このような場合、洋上風力発電所の早期運転開始は「公共の利益の一層の増進に寄与する」と解され、運転開始日を早める公募占用計画の変更は原則承認が得られると理解して宜しいでしょうか。	運転開始日の前倒しについては、公共の利益の一層の増進に寄与するものと解されます。その際、本公募占用指針第9章(5)1)の基準に該当する場合には、公募占用計画の変更が認められます。
276	公募占用指針	第9章(5)	資金効率等の観点から、本邦コンソーシアムメンバー(A社及びB社)が新規で出資設立する中間投資会社(株式会社又は合同会社)経由で発電事業会社(Project SPC)への出資を検討中です。 事業運営に必要な人的・資金的なサポートは親会社から当該中間投資会社宛てに提供する前提です。 ①当該中間投資会社は、本邦コンソーシアムメンバーにより応札時点で設立しておく必要はありますでしょうか。 ②それとも、応札はA社、B社のコンソーシアムで行い、選定事業者を選定された後、公募占用計画を変更して当該中間投資会社経由でProject SPCを設立、当該Project SPCが発電事業の事業主体となることは可能でしょうか。その場合、変更前の公募占用計画で想定したのと同等の、親会社からの人的・資金的なサポートが得られる体制である限り公募占用計画の変更は認められると理解してよいでしょうか。 ③上記②の場合、中間投資会社経由での投資を計画している旨は、公募占用計画に当該計画について記載しておく必要がありますでしょうか。	①②中間投資会社が出資のみを目的としたものであれば入札時点で設立する必要はありませんが、事業実施体制の各役割を担う主たる者とする場合、実績や体制を確認する必要があるため、設立されている必要があります。公募占用計画の変更については、公募占用指針第9章(5)の規定に従って、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないか等を確認した上で、問題なければ認められます。 ③記載ください。
277	公募占用指針	第9章(5)	落札後の売電先／アグリゲーターの変更は公募占用計画の変更にあたるか。計画変更の認否の対象となるか。また、計画変更の届出が必要か。仮に変更が認められないとすると、売電相手の変更に備えて複数社からLOIを取得しても問題ないか。	相対取引を前提とした収支計画を作成するケースかと思いますが、売電先・アグリゲーターの変更は公募占用計画の変更にあたる。公募占用計画の変更については、公募占用指針第9章(5)の規定に従って、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないか等を確認した上で、問題なければ認められます。
278	公募占用指針	第9章(5)1)ii)	「公共の利益の増進又はやむを得ない事情」の具体例をもう少し明示してほしい。例えば、技術的革新により風車の大型化が進んだ場合、その他の基準を満たしていれば、風車型式変更とそれに伴うレイアウトの変更は認められるか。	「公共の利益の一層の増進又はやむを得ない事情」として、本公募占用指針において「新たな技術的知見により工事実施の方法等の変更が妥当な場合、技術革新等により海洋再生可能エネルギー発電設備の変更が妥当な場合、また公募段階においては概略を示した資料であった事項に関し必要な調査や体制整備等を実施し、詳細かつ具体的な内容が確定した場合」を例示しているところです。個別の事案の該当有無については、事業者選定後、公募占用計画の変更が生じた際に必要に応じて国へご相談ください。なお、ご指摘の「技術的革新により風車の大型化が進んだ場合」については、本公募占用指針で例示している「技術革新等により海洋再生可能エネルギー発電設備の変更が妥当な場合」に該当し得るものと考えられます。その際、第9章(5)1)の基準に該当する場合には、公募占用計画の変更が認められます。

番号	該当箇所		質問	回答
279	公募占用指針	第9章 (5) 1) ii)	占用計画の変更は「審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないことに留意すること」とあるが、これは全体的な評価が下がる方向でなければ認められるのか。例えば、占用計画の変更により、商業運転開始が遅れるが、国内の経済波及効果が増大する見込みがあり、全体的な評価は変わらない、もしくは改善する場合、その他の基準を満たしていれば認められるか。	事業者選定後の公募占用計画の変更により事業者選定の結果に影響が生じることは公平性の観点から不適当であることから、基本的には全体的な審査及び評価の結果が下がる方向の変更であるか否かを踏まえて、個別事案ごとに総合的に判断することとなります。
280	公募占用指針	第9章 (5) 4)	SPC構成員の変更について、資本調達コストの抑制と発電コスト低減の観点から、建設中乃至運転開始後の持分譲渡を前提とすることも考えられるが、そういった持分譲渡を前提とした占用計画を作成することも可能か。またその場合に事業実施体制や事業実績の考え方に変更があるか伺いたい。	事業者選定後におけるSPCの構成員や議決権保有割合の変更については、本公募占用指針に示す一定の要件を満たす場合には認められます。ただし、公募占用計画の提出時点においては、選定事業者として選定された後に設立又は利用する予定のSPCの構成員や議決権保有割合を前提に公募占用計画を作成・提出してください。
281	公募占用指針	第10章 (2) 3) iv)	同一海域に対して複数の系統が公募に供されている場合、接続契約済みの系統容量の統合や分割は契約の解除と再度の接続検討が必要になると承知している。公募占用指針における接続検討は、通常の接続検討では実施されない、他事業者が確保している系統容量の解除を前提とした接続検討が可能であると理解してよいか。また、その接続検討によって得られた回答は、落札後の系統接続が担保されたものであると理解してよいか。	いずれもご理解のとおりです。
282	公募占用指針	第10章 (3) 2)	黎明期における我が国の洋上風力事業を実現するためには諸外国の知見の活用が必要となる。海外企業の協力を仰ぐ中で海外サプライヤー等とのやりとりは外国語(その多くが英語)で行われ、彼らから受領する文書は英語等の外国語で書かれたものとなることが大半である。もちろん事業者は(日本語ではなく)使用言語でその内容を理解し、公募占用計画等を作成する。それらを公募占用計画の添付資料とする場合に外部の翻訳業者を活用したとしても、それらの専門性の高い技術図書等を事業者の責で完璧な日本語に訳すことは困難を極める。そのため、外国語で書かれた元資料に加え、機械翻訳での日本語訳を添付するに留めることを容認し、それをもって確かな審査結果が得られることをお示しいただきたい。	公募占用指針に記載のとおり、書類の作成・質問等に用いる言語は日本語とし、日本語での記載内容が評価の対象となります。なお、外国語による資料からの翻訳方法の指定はありません。
283	公募占用指針	別添1 (3)	ページ83の図について ページ82では海岸線から2kmとなっている線が、本図では形状が異なっていますが、何か理由がありますでしょうか。水深20m線が誤って残っている状態でしょうか。	ご指摘のとおりです。海岸線から2kmの線については本公募占用指針82ページの図面をご覧ください。新潟県村上市及び胎内市沖の協議会構成員による説明会議事録も参考にしてください。
284	公募占用指針	別添1 (3)	村上市・胎内市沖の公募対象の海域について、プラットフォーム及びパイプライン撤去作業、ヘリコプターの運行に必要な海域が制約を生じる範囲として示されています。事業性の検討や事業者が提示する供給価格の設定において、これらは事業期間全般において制約を受ける前提条件という理解で良いでしょうか？例えば、公表されていないこれらの撤去の計画が事業開始前や事業期間中にあり、それが特定の事業者のみに伝えられ、事業者がその情報に基づく事業計画が作成された場合には、公平性が棄損されと考えられます。	新潟県村上市・胎内市沖に係る協議会構成員による説明会議事録に、以下の補足回答を掲載しています。公募占用計画の作成に当たっては、事業期間全般にわたって本公募占用指針別添1の「発電設備等の設置に制約が生じる範囲」を前提としてください。 ＜協議会構成員である日本海洋石油資源開発様からの回答＞ 御質問のヘリコプターや船舶の運航・航行の状況については、時期によって状況異なりますので、現時点で網羅的に詳細をお示しすることは困難です。 事業者選定後、協議会意見とりまとめにも記載のとおり、洋上風力発電設備等の設置やメンテナンス実施に当たって、お互いの事業に支障が出ないように、丁寧に協議させていただければと思います。
285	公募占用指針	別添2-1～ 2-4 3. (2)	各海域の協議会意見とりまとめにある漁業影響調査の原資に、事業者が出損する基金を使うことは可能かご教示頂きたい。	事業者が出損する基金と漁業影響調査の原資は別と理解ください。
286	公募占用指針	別添2-2 3. (2)	現在指定されている基金への出捐額(発電設備出力(kW)×250円×30年 で算定される額を目安)の大小、並びに基金以外の追加的な出捐は評価に影響しないとの理解で良いか？	発電設備出力の違いによる出捐金の総額の差のみをもって評価に差はつきませんが、「周辺航路、漁業等との協調・共生」の評価にあたっては、関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価することとなります。

番号	該当箇所		質問	回答
287	公募占用指針	別添2-2 3. (2)	「建設工事前に2年間の漁業影響調査を実施することとし、発電事業の開始後も少なくとも3年間は継続して実施すること。」とあるが、「発電事業の開始後」には工事期間も含まれるのか。また、工事期間も含まれるとした場合で工事期間が2年間とした場合、漁業影響調査「3年間は継続」の実施期間は、工事期間中2年間、工事完了後2年間という理解でよい か。 「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における洋上風力発電事業に係る漁業影響調査手法」(別紙1)での「事前調査」及び「事後調査」と、「調査」は同義か、また「事前調査」の2年間は、「建設前」と同義か、もしくは期間は同じか、「事後調査」は、「建設中」+「稼働開始後」と同義か。	「発電事業の開始後」に工事期間は含まれません。建設工事前に2年間、発電事業の開始後も少なくとも3年間は調査を実施ください。 『「事前調査」及び「事後調査」と、「調査」は同義か』については、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではございませんが、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における洋上風力発電事業に係る漁業影響調査手法」の「4 調査内容」が、「事前調査」と「事後調査」のいずれにも適用される共通的な事項として記載されているか、とのご質問であれば、基本的にご理解のとおりです。 『「事前調査」の2年間は、「建設前」と同義か、もしくは期間は同じか』についてもご質問の趣旨が必ずしも明らかではございませんが、「事前調査」は、建設前において2年間行う調査を指します。 『「事後調査」は、「建設中」+「稼働開始後」と同義か。』についてもご質問の趣旨が必ずしも明らかではございませんが、「事後調査」は、建設中と稼働開始後の3年間(3年間の調査実施後も生態系が安定していないと判断された場合は調査を延長)にわたり継続的に行う調査を指します。 なお、「調査計画の設定、実施、調査結果の検討やデータの取り扱い等の詳細の取り決めについては、公募により事業者が選定された後に、協議会の下で当該選定事業者や関係漁業者、各分野の専門家などで構成する実務者会議(「漁業影響調査検討委員会(仮称)」)を開催し、この漁業影響調査手法の提案内容を最大限尊重した上で検討することが適当である」こととしています。
288	公募占用指針	別添2-2 3. (2)	現在指定されている基金への出捐額(発電設備出力(kW)×250円×30年 で算定される額を目安)の大小、並びに基金以外の追加的出捐は評価に影響しないとの理解で良いか？	286番の回答をご覧ください。
289	公募占用指針	別添2-3 3. (3)	「～中略～。促進区域内のおおむね水深20m以浅ないしはおおむね水深20m以浅の範囲で別途指定する海域には洋上風力発電設備等(海底ケーブルを除く。)を設置しないこと。また、海底ケーブルの設置に当たっては、漁業に支障を及ぼすことがないよう、地下埋設を行う等、設置方式を配慮すること。」とあります。 一方、パブリックコメントNo.228にて同箇所の指摘があり、「～中略～。洋上風力発電設備等(海底ケーブルを除く)を設置しない海域は、海岸線から2kmラインより陸側となります。関係する箇所を修正しました。」とあります。 修正漏れか、あえて記載を残した意図があればご教示いただきたい。	協議会意見とりまとめにおいて、おおむね水深20m以浅の範囲で別途指定する海域としており、別途指定しているのが、海岸線から2kmラインより陸側となります。本公募占用指針83ページの図面には水深20mラインが残っておりますが、海岸線から2kmラインは82ページの図面をご覧ください。 新潟県村上市及び胎内市沖の協議会構成員による説明会議事録も参考にしてください。
290	公募占用指針	別添2-3 3. (3)□	新潟県村上市及び胎内市沖における協議会意見とりまとめの別紙2にある「岩船港の船舶通航海域」は、脚注で言う所の「青文字の海域:洋上風力発電設備等(海底ケーブルを除く、ブレード回転エリアを含む)を設置しない海域」に該当するとの理解です。この場合、促進区域内で「岩船港の船舶通航海域」に隣接する海域に風車を設置する場合、洋上風力発電設備等(海底ケーブルを除く、ブレード回転エリアを含む)が「岩船港の船舶通航海域」に重ならないように離隔すれば足り、それ以上の離隔は不要と考えて差支え無いでしょうか。	協議会意見とりまとめに記載のとおり、岩船港を入出港する船舶の通航路における安全航行を確保するため、通航路からの離隔距離を考慮することも求められます。
291	公募占用指針	別添3	「促進区域と一体的に利用できる港湾」及び「港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる上記の埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地」の利用にあたり、所管地方整備局及び港湾管理者との個別面談・様式問い合わせの機会を提供頂いている。一方で、当該個別面談・様式問い合わせいづれに対しても、全てホームページ上での公開回答となっているうえ、回答まで一定の時間据え置かれる。 この点に関して、限られた公募期間の中で、各事業者による実現性の高い公募占用計画の策定を阻害する要因になりかねない。(特に港湾の具体的仕様・利用可能スケジュール等は、事業計画上多大な影響を及ぼし得る。)上記を踏まえて、今後の公募においては、次のような対応とするようご検討頂きたい。 ■個別面談・様式問い合わせの意義を踏まえ、可能な限り即時(個別面談の場合には、質問事項を事業者から事前共有する前提の下、その場にて)回答する。この対応方針について、国土交通省港湾局は各地方整備局に対して明確に提示する。	公募参加予定者からのお問い合わせの内容について、関係機関への確認等が必要なことから回答まで一定の期間を頂戴しているケースもございます。頂きましたご意見につきましては、今後の公募における参考とさせていただきます。
292	公募占用指針	別添3	貸付料について、パブリックコメントNo.286には以下の記載があります。 この回答から、建設時の基地港と維持管理に利用する港湾が異なる場合は、それぞれの貸付料を、出力按分で負担する必要があると解釈すればよろしいでしょうか。具体的には、建設時の基地港として秋田港を利用し、維持管理時に能代港を利用するような公募占用計画の場合、秋田港と能代港の両方の貸付料を、他に利用する風力発電事業者との出力按分で負担する必要があるということでしょうか。 パブリックコメント No.286 (ご意見の内容) 「複数の基地港もしくは基地港以外の港湾が候補になっており、建設時に利用する港湾と維持管理時に利用する港湾が異なることも可能性があります。その際、大型部材を交換するため数日のみ利用する港湾が建設時と異なる港湾の場合においても出力按分での貸付料が課されるのでしょうか。事業収支を公平に審査いただく観点で建設時と維持管理時での考え方について、明記ください。」 (ご意見に対する考え方) 「御指摘の「維持管理時に利用する港湾」が本公募占用指針(別添3)に示す「促進区域と一体的に利用できる港湾」である場合には御理解のとおりです。「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾における使用料負担については港湾管理者へお問い合わせください。」	ご理解のとおりです。

番号	該当箇所		質問	回答
293	公募占用指針	別添3	「約8ha埠頭用地」および「発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地」について、原状回復を前提とした地盤改良等の工事を計画する場合、その工事は電気事業法 第四十八条にて定められる工事計画の届け出や、環境影響評価法における規制の対象にはならないと理解しております。その認識に相違ないでしょうか？	電気事業法第48条に基づく工事計画は、事業用電気工作物の設置又は変更を対象とするため、港湾での地盤改良工事を対象とした工事計画の届出は不要となります。 環境影響評価法の規制について、経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」においては「工事ヤード」が対象事業実施区域として示されていますが、個別事案については必要に応じてご相談ください。
294	公募占用指針	別添3	「新潟港を活用する場合は、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募占用計画の提出に先立ち、国土交通省北陸地方整備局及び港湾管理者（新潟県）に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること」とあるが、通知に対する回答書等がもらえない場合、確認したことの証憑は何とすればよいか。利用スケジュールの通知方法については北陸地方整備局から案内があったものの、通知に対する回答書等をもらえるかは案内が無いため、念のため確認したいもの。	回答は文書にて個別に行う旨、北陸地方整備局HPにおいて周知しています。 https://www.pa.hrr.mlit.go.jp/energy/ 「お問い合わせ事項Q&A」31番の回答
295	公募占用指針	別添3 1.	東北地方整備局、秋田県、選定事業者間で最長30年の賃貸借契約を結ぶことになることが想定されていますが、建設時と運用期間中で、そもそも異なる港湾を使用することが可能でしょうか。その場合、契約金額はどのように計算することになりますでしょうか。	一点目については、公募占用指針（別添3）5. に記載のとおりです。例えば、発電設備の設置工事のために秋田港飯島埠頭（能代港大森埠頭）を、運用期間中の維持管理のために能代港大森埠頭（秋田港飯島埠頭）を、それぞれ港湾法第55条の2第1項及び第4項に基づき長期貸付を受けることは可能です。 二点目について、複数の「促進区域と一体的に利用できる港湾」を利用する場合においては、それぞれの港湾について「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」に基づく貸付料の支払いが必要です。貸付料の額の算定方法については同契約書（案）第9条をご覧ください。
296	公募占用指針	別添3 3.	1項目目のなお書き部分に、予算措置がなされない場合に言及されていますが、その場合において提出済の公募占用計画のスケジュール遅延やコスト増が生じた場合、救済措置が適用されることになるとの理解で宜しいでしょうか。	予算措置に係る手続きのスケジュールについては、13番の回答をご覧ください。予算措置がなされなかった場合の取扱いについては、改めて周知することとなります。「救済措置」の意味するところが必ずしも明らかではございませんが、公募の前提条件が変更となることから、既に公募占用計画が提出済であった場合の当該計画の修正・再提出は認められます。
297	公募占用指針	別添3 3.	利用可能面積は背後の荷捌き値を含み約8haとなっていますが、維持管理期間だけではなく、工事期間中も8haのみ利用可能ということでしょうか。建設中の風車部材量から考えても狭すぎるものと考えますが、これ以上の面積を利用することはできないとのことでしょうか。港湾整備計画の中では建設時の3年間には29Haの使用が見込まれる旨記載があるかと存じます。 (参考: 新潟港における整備計画案 https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/life/532934_1441465_misc.pdf)	港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地があります。詳細については、港湾管理者（新潟県）へご確認ください。
298	公募占用指針	別添3 3.	岸壁水深や最大耐荷重については、本公募事業の工事着手までに整備工事が完了している想定（終わっている見込み）なのでしょうか。	公募占用指針（別添3）「促進区域と一体的に利用できる港湾」の埠頭に係る整備期間等を踏まえ、各港湾の利用可能期間を定めているものです。
299	公募占用指針	別添3 3.	新潟港の整備に関しては、洋上風力事業の施工計画に合わせた整備計画とすることは可能なのでしょうか。（風車や基礎部材等のサイズや重量によっては、必要な水深、最大耐荷重、改良範囲が不足する可能性あり）	国が予定している整備内容は、北陸地方整備局HPにおいて公表している平面図・構造図のとおりです。原状回復を前提に公募参加者が埠頭の追加改良を自ら行う公募占用計画の作成・提出は認められます。なお、事業者選定後において、選定事業者が当該埠頭の貸付を受ける際の原状変更、原状回復の取扱いについては、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第 24 条及び第 34 条の規定を併せてご参照ください。
300	公募占用指針	別添3 3.	事業者が必要に応じて地盤改良等を実施したが、たとえ港湾関係者等に不利益を与えるものではないという場合であっても、これも含めすべて原状回復する必要があるのでしょうか？ 原状回復には莫大な費用を要するとも考えられるが、これも検討に含める必要があるのでしょうか。	あくまで公募占用計画の提出時点においては、原状回復を前提とした公募占用計画を作成・提出してください。なお、事業者選定後において、選定事業者が当該埠頭の貸付を受ける際の原状変更、原状回復の取扱いについては、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第 24 条及び第 34 条の規定を併せてご参照ください。
301	公募占用指針	別添3 3.	新潟港の利用について、「北陸地方整備局、新潟県及び選定事業者の3者で、最長30年の賃貸借契約を締結し、北陸地方整備局へ支払う貸付料は75億円（最長20年の均等分割払い）、新潟県へ支払う貸付料は90億円（最長20年の均等分割払い）を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする。」とあります。利用可能期間である令和9年から他の風力発電事業者が利用開始する令和12年までは、本公募の選定事業者は、出力按分に関わらず20年均等割りした金額の1/2を払い（※）、他の風力発電事業者が使用開始する年度から新たに出力按分することになると理解していますが、他の風力発電事業者と出力案分する際の計算に、既に公募の選定事業者が支払った（※）の金額をどのように反映すればよいかご教示お願い致します。	303番の回答で貸付料の算定方法（例）を記載していますので参考にしてください。

番号	該当箇所		質問	回答
302	公募占用指針	別添3 3.	”新潟港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がされない場合には、新潟県村上市及び胎内市沖の促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある。”(以上、引用) ・「事業評価に係る所定の手続き」とは、具体的にどのようなものであるか、想定されるスケジュールを含めてご教示頂きたい。 ・上記と同趣旨であるが、「予算措置」についても具体的なプロセスを明示頂きたい。 村上市及び胎内市沖に紐づく「促進区域と一体的に利用できる港湾」が新潟東港から変更される可能性がどれ程あるのか、また結果的に変更されなかったとしても、最終決定までにどれ程の時間を要するのか、確認させて頂きたい。また、この留意事項は、本促進区域の公募に応れしようとする各事業者にとって、事業計画上の最大リスクである。本来的には、この留意事項が解消された時点で、本促進区域を対象とした公募開始を告示するべきである。	13番、14番及び17番の回答をご覧ください。頂きましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
303	公募占用指針	別添3 3.	「北陸地方整備局へ支払う貸付料は75億円(最長20年の均等分割払い)、新潟県へ支払う貸付料は90億円(最長20年の均等分割払い)を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする」 「他の風力発電事業者の出力量:350MW」と記載されています。 新潟県村上市沖及び胎内市沖の促進区域で確保されている系統容量700MW(最大)を活用し海洋再生可能エネルギー発電事業の出力700MWの設備を設置した場合、当該促進区域の事業者負担額は110億円となり貸付料総額165億円の1/2を超えた額をCAPEXに見込む必要があるとの理解でよいでしょうか。 また、他促進区域においてもこのようなケースでは同様の扱いとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。本公募における選定事業者による借受開始が令和9年4月、「他の風力発電事業者(2者目)」による借受開始が令和12年4月、20年間分割払いと仮定した場合、左記ケースにおける貸付料算定例は以下のとおりです。 令和9～11年度:412,500,000円／年度(甲分・乙分の合計。以下同じ。)(※1) 令和12～27年度574,264,706円／年度、令和28年度574,264,704円(最終年度に端数調整する場合)(※2) 合計(20年間):11,000,000,000円 (※1) = 165(億円) × 1/2 ÷ 20(年) (※2) = [165(億円) × 70/(70+35) - (※1) × 3] ÷ (20-3)(年) 【備考】 上記はあくまで算定例であり、本公募に係る事業における設備出力や借受開始時期に応じて個別に算定する必要があります。また、公募占用指針に記載のとおり、施設整備等が完了したのちに賃貸借契約を行うため、貸付料の基礎となる額は今後の変動があり得ること、他の借受者の賃貸借契約の締結状況等によって本公募における選定事業者が支払うべき貸付料の額は変動する可能性があることに留意してください。 他の賃借人が生じ又は増加した場合の変更後の貸付料の額の算出方法については、現状、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)」に明記されていませんが、実際の賃貸借契約においては、第9条第1項及び第2項に基づき再計算(出力量に応じて按分)した貸付料から既に丙が支払い済の貸付料総額を控除した上で、残りの支払い期間で分割することを想定しています。 他の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の賃貸借契約においても、基本的に同様の取扱いとなりますが、詳細については同契約書(案)の規定をご確認ください。
304	公募占用指針	別添3 6.	「利用形態に関わらず、事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に際し活用するために調整した～」とあるが、どこまでの港湾利用について検討を行うべきか。 例えば、OM施設そのもの(建築物)の成立性、OM施設構築に係るクレーン等重機の配置妥当性ならびに送变电設備構築に係る重機(クレーン・バックホウなど)を仮に海上輸送する場合について、重機などの荷下ろしに係る地耐力や実現可能性(主に港湾設備、係船柱や防舷設備の耐久性など)についても言及のうえ、検討書類の添付が必要となるのか。 弊社としてはOMに係る発電機等重量物(一般的な港湾で取り扱う重量を大幅に超過すると想定される貨物類)および変電機器等重量物の水切り検討のみが対象であると理解している。	「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾を発電設備の維持管理のために活用する場合の「公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類」については、取り扱う重量部材の重量や使用する重機、荷役方法を踏まえた係留施設及び埠頭用地の構造上の利用可能性の検討を対象とします。当該書類において選定事業者(協力企業を含む)が設置するO&M施設(倉庫等)に係る構造上の検討結果の記載は不要です(ただし、別紙10への記載を妨げるものではございません)。
305	公募占用指針	別添4 2 (1)	コンソーシアムにより公募に参加する場合、構成員は全て国内法人(国内に本店又は主たる事務所を有する法人)であることが求められていますが、選定後に、国内法人である構成員の100%親会社である外国法人がSPCの構成員となる場合、実質的に体制に変更がなければ公募占用計画の変更は認められると理解してよいでしょうか。	SPCの構成員の変更については本公募占用指針第9章(5)4)に照らして判断します。外国法人がSPCの構成員となることは妨げておりません。

番号			質問	回答
306	公募占用指針	別添4 2 (2)	2022年12月28日付意見募集の結果のNo.12では、『【海洋土木工事】国内外における海洋土木工事の実績(公募開始日から10年以内に行われた実績に限る。国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事に限る。)があること。』との記載がある。国内の港湾土木工事の実績については、港湾エリア内での工事に限定される必要もないと考えられることから、港湾”等”土木工事であると理解してよいのか。	「港湾土木工事」とは、以下の工事を指します。 港湾の施設である外郭施設(防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁)、係留施設(岸壁、棧橋、係船浮標、浮き棧橋、係船、杭、物揚場、船揚場)その他作業船を使用するなど海上施工や海中施工が主要となる施設の建設に係る土木工事及び前記施設と同種の施設の建設に係る土木工事 (補足) 1. 港湾の施設とは、港湾法第2条に定める港湾施設及びその他の社会通念上の港湾における施設をいい、港湾区域外のマリーナや発電所等の専用港湾の施設を含む。 2. 前記施設と同種の施設とは、港湾の施設以外の施設であって空港の施設、漁港の施設、海岸の施設等の「防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁(外郭施設)」、「岸壁、棧橋、係船浮標、浮き棧橋、係船杭、物揚場、船揚場(係留施設)」その他作業船を使用するなど海上施工や海中施工が主要となる施設で、海域及び海岸に建設される施設をいう。なお、河川の施設である導流堤、水門、堤防等で、河口部の海域及び海岸に建設されるものは含まれる。 3. 上記1及び2の施設の建設に関連して施工されるケーソン、ブロック等のプレキャスト部材製作工事、地盤改良工事等の全ての工事が含まれる。
307	公募占用指針	別添4 3 (3)	「「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針(案)」に関する意見募集の結果(2022年12月28日)のNo.628において、「「公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合」とは、御理解のとおり、公募参加停止期間中に公募が実施されたが、当該公募に参加しなかった(公募対象のいずれの海域についても公募占用計画を提出しなかった)場合も含まれます。」と回答されている。 参加停止措置が適用されることを踏まえて公募に参加しなかった場合でも、参加停止措置適用と同等の扱いとなり当該公募の次の公募には参加可能になるものと考えていたが、当該公募の次の公募に参加するためには、参加停止措置が適用され得る当該公募時に公募占用計画を提出し、参加停止措置が適用されなければならないのか。	パブコメ回答628番を訂正させていただきます。 公募参加停止期間内において実施された公募へ参加しなかった場合、参加停止措置が適用されたものと取り扱います。
308	公募占用指針	別添4 3 (3)	(別添4)公募参加資格の文末「公募参加停止期間の設定について」において、「上記(3)キ(ア)～(カ)に該当する者に対して適用される法に基づく公募への参加を認めない期間」を「公募参加停止期間」と定義したうえで、「公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合には、当該期間が終了してから最初の公募に参加できないこととする。」と定めている。当該措置は、(ア)～(カ)に該当となった者に対する措置である(「(キ)その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者に該当となった者」には適用されない)との理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
309	公募占用指針	別添4 3 (3)	(別添4)公募参加資格の最終セクション「公募への参加を認めない期間」の設定方法について確認したい。 (1)業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反したことに起因して設定された公募参加停止期間満了から3か年経過しないうちに(停止期間を含む)、同様の事由の違反により再度公募参加停止措置が行われる場合、中央公契連モデル第3条において定める指名停止期間の特例が準用されるとの理解でよいのか。 (2)上記特例に従い、参加停止期間において再度当該停止措置が行われる場合、①先行する措置の停止期間が延長される、②別の措置として取り扱われる、いずれとなるか。	(1)について、基本的に中央公契連モデルに準じた対応を想定しています。 (2)について、個別事案に応じて判断することとなります。
310	公募占用指針	別添4 3 (3)	(別添4)公募参加資格の末尾「公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合」の考え方を確認したい(パブコメNo.628)。 公募参加受付期間から審査・評価期間までの期間までの期間において、始期・終期を問わずいずれかの期間に公募参加停止期間が設定され、公募に参加しなかった場合、「公募参加停止期間内において参加停止措置が適用された」と考えてよいのか。	307番の回答及び2022年10月28日に開催されました洋上風力合同会議(第17回)資料1の62ページをご参照ください。当該資料において、公募受付期限日又は審査・評価期間が公募参加停止期間と重複する場合には当該公募への参加は不可とする基本的な考え方を示しています。この場合、当該公募において参加停止措置が適用されたものと取り扱うことを想定しています。
311	公募占用指針	別添4 3 (3) キ	「次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から現に参加資格を認めないこととされた者」に関し、以下、「公募参加停止措置」および「公募参加停止期間」の解釈について確認したい。 (1)公表されたパブリックコメントの結果(No.628)において、「公募参加停止期間が定められた場合には、事業者に対して文書にて当該期間を通知する」との考え方が示されているが、当該通知は、公募への参加の意思の有無または応札の有無にかかわらず、3(3)キに掲げる各項目に該当する事象が発覚したときに通知されるのか。特に、「(オ)上記のほか第5章(1)2で規定する遵守事項に違反した者」、および「(キ)その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者」について、通知の時期、想定される行為、公募または応札に先立ち公募参加停止措置が行われる場合はその対象者の選定基準および期間の設定基準、その他(キ)に基づき公募参加停止措置が行われる際の判断基準(具体的な事例)があれば確認したい。また、公募に参加しない限り、「第5章(1)2で規定する遵守事項」の遵守義務を負わず、遵守事項に違反することはないとの理解でよいのか。 (2)「公募参加停止期間」を「(ア)～(カ)に該当する者に対して適用される法に基づく公募への参加を認めない期間」と定義しているが、「(キ)その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者」に対する措置についても、特定の公募を対象とし、公募参加停止期間が設定されるのか。その場合、どのような基準に従い公募参加停止期間が設定されるのか。	公募参加停止期間が定められた場合における当該期間の通知は、公募への参加の意思の有無又は公募参加の有無に関わらず、当該期間が定められた時点において行うことを想定しています。 公募参加停止措置の対象者については、(別添4)に記載のとおり、コンソーシアム・SPCの各構成員に対して適用することを原則としますが、各構成員の責任の有無が明らかに特定できる場合には、責任が無いとされた構成員は措置の対象としないこととしています。公募参加停止期間については公共工事における指名停止期間(工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公契連モデル)を基本的に準用し、不正行為等の内容、関係法令違反の有無に応じて個別事案ごとに設定することとします。 公募に参加していない者が第5章(1)2で規定する遵守事項に違反した者となることはありません。 (別添4)3(3)キ(キ)の行為については現時点で具体的に想定するものではありませんが、いずれにしましても本公募の公正な実施に支障を及ぼす行為が対象です。「その他公募の参加を認めるべきでない行為」に該当する事案が生じた場合には、個別事案ごとに状況に応じて判断することとなります。

番号	該当箇所		質問	回答
312	公募占用指針	別添4 3 (3) キ	公表されたパブリックコメントの結果(No.465)で、「独占禁止法が含まれる場合、本公募応札とは別事案において、独占禁止法への抵触があった場合、本公募占用指針の遵守事項違反として取り扱われることがあるか」との意見に対して、「ただちに遵守事項違反に該当するものではないですが、万が一、別事案における独占禁止法違反の事実により(別添4) 3 (3) イ又は ウに該当した場合には、第5章 (1) 2) iv)との関係において留意が必要」との考え方が示されている。翻って、別事案における独占禁止法違反の事実により(別添4)公募参加資格3 (3) イ又は ウに該当したこと起因して遵守事項に違反しない限り、「(キ) その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者」として公募参加停止期間が設定されることはないと考えてよいか。	(別添4) 3(3)キ(キ)の行為については現時点で具体的に想定するものではありませんが、いずれにしましても本公募の公正な実施に支障を及ぼす行為が対象です。
313	公募占用指針	別添4 3 (3) キ	パブリックコメントで示された考え方(No.628)で、「「公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合」とは、公募参加停止期間中に公募が実施されたが、当該公募に参加しなかった(公募対象のいずれの海域についても公募占用計画を提出しなかった)場合も含まれます。」の解釈を確認したい。 公募参加停止措置期間は、公募に参加できないため、「公募参加停止期間中に公募が実施されたが、当該公募に参加しなかった(公募対象のいずれの海域についても公募占用計画を提出しなかった)場合」は、公募参加停止措置が適用されたものとして、当該公募参加停止期間が終了してから最初の公募に参加できるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。307番及び310番の回答をご覧ください。
314	公募占用指針	別添4 3 (3) キ	公表されたパブリックコメントの結果(No.628)に関し、「公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合」の考え方を確認したい。 令和4年10月28日合同会議資料62頁の下段の公募参加停止期間の適用方法(案)において、「公募受付期限日又は審査・評価期間が、公募参加停止期間と重複する場合、公募への参加は不可」であるとして、①公募受付期間から審査・評価期間に亘り公募参加停止期間が設定されたケース、および②審査・評価期間に公募参加停止期間が設定されたケースが示されている。 ①のケースで、公募参加停止期間が設定されたことにより、当該公募に参加しなかった(公募対象のいずれの海域についても公募占用計画を提出しなかった)場合、参加停止措置が適用されたという理解でよいか。 ②のケースはどうか。公募参加停止措置が、公募受付期限日までに通知されている場合／審査・評価期間に通知された場合のそれぞれについて、公募参加停止措置が適用／不適用について確認したい。	310番の回答をご覧ください。
315	公募占用指針	別添4 3 (3) キ	「公募への参加を認めない期間」の設定に関し、準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事(契約制度運用連絡協議会モデル)」(以下「中央公契連モデル」)では、部局長の権限事項として「当該部局の所管する区域内」における措置基準を定めている。公募占用指針においても、「当該部局の所管する区域内」の考え方が準用され、所管区域の措置に限定されるとの理解でよいか。	公募参加停止期間の設定において、特定の区域に限定した措置とすることは想定していません。
316	公募占用指針	別添4 3 (3) キ	「公募への参加を認めない期間」に関し、同一事業者に、別の事由に起因して複数回の参加停止期間が重複して設定される場合、どのような基準で「公募参加停止期間内において公募参加停止措置が適用された」と見做すのかを確認したい。 公募受付期間および審査・評価期間の間に、参加停止期間が複数回設定され、当該公募に参加しなかった場合、全ての停止措置に対し、参加停止措置が適用された、と見做されるという理解でよいか。 例えば、1回の公募期間中に、同一事業者に対して公募参加停止期間が2回設定される場合で、かつ、当該期間が重複している場合、下記の2つのケースにおいて、1回目の参加停止措置が設定されたことにより当該公募に参加しなかった(公募対象のいずれの海域についても公募占用計画を提出しなかった)ことで、1回目と2回目の両方の停止措置について「公募参加停止期間内において参加停止措置が適用された」として、2回目の参加停止期間が終了してから最初の公募に参加できる、と考えてよいか。 ケース1: 1回目および2回目の停止措置共に、公募受付期間から審査・評価期間に亘り停止期間が設定されるケース ケース2: 1回目の停止措置が公募受付期間から審査・評価期間に亘り停止期間が設定され、2回目の停止措置が公募受付期限日後から事業者選定までの間に停止期間が設定されるケース それとも、上記ケース1、2共に、2回目の停止措置に対しては「公募参加停止期間内において参加停止措置が適用された」とは見做されず、2回目の停止期間が終了してから最初の公募に参加できないこととなるのか。	同一事業者において複数の遵守事項違反等が確認された場合の取扱いや、仮に複数の公募参加停止期間を設定する場合の取扱いについては、個別事案に応じて判断することとなります。
317	公募占用指針	別添4 3 (3) キ	「上記のほか第5章(1) 2)で規定する遵守事項に違反した者」について、遵守義務を負うのは公募に参加し様式3-2-8の宣誓書を提出した者であり、公募に参加しない限り、遵守事項を遵守する義務を負うことはない(遵守事項に違反することはない)との理解でよいか。	公募に参加していない者が第5章(1) 2) で規定する遵守事項に違反した者となることはありません。
318	公募占用指針	別添4 3 (3) キ	公募参加資格として、「経済産業省及び国土交通省から現に参加資格を認めないこととされている者」に該当しないことが挙げられています。 この中に「(ア)法第 21 条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取り消しを受けた者」や「(イ)促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者に自らが確保した系統を承継しなかった者」がありますが、これらはいずれも、各ラウンドにおける公募対象の海域のみを想定しており、過去のラウンドにおける該当は関係がない、との理解で宜しいでしょうか。 質問の意図としては、例えば、今回公募対象の海域で選定事業者となったものの、その後撤退の判断を下した場合、上記の(ア)や(イ)に該当する可能性があります。すると次回以降のラウンドの参加資格に抵触するのか？を確認させていただきたい次第です。	過去の公募において左記(ア)又は(イ)に該当するものとして公募参加停止期間が設定された場合においては、その後実施される公募について一定期間参加できないこととなります。

番号	該当箇所		質問	回答
319	公募占用指針	別添6 1.	落札制限の上限到達の判断基準となる1GWの計算に使う「系統容量合計または設置する洋上風力発電の発電設備容量合計のうち小さい方」に関し、「系統容量合計」の計算は、2つ以上の系統が利用可能な海域では、公募占用計画で1つの系統しか使わない前提とした場合は、当該1つの系統容量を集計するのであって、使う前提としなかったもう一方の系統容量は合算しない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
320	公募占用指針	別添6 2. ②	使用港湾重複時の再提出の期限が通知日から2カ月以内とありますが、通知日から期限まで2カ月間は確保されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
321	公募占用指針	別添6 2. (備考)	港湾利用期間の重複の調整が必要のない「新潟県村上市及び胎内市沖」においては、事業開始の迅速性を鑑み、令和5年12月に先行して公表していただきたいと考えます。公表時期がは令和6年3月だと、令和6年に実施する事が予想される海底地盤調査開始時期に影響する為。	26番の回答をご覧ください。
322	公募占用指針	別添6 2. (備考)	条件付きで「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」の選定結果を先行して公表するとありますが、このとき甲区域1位選定者には公表されないのでしょうか。されないとした場合、どういったことを想定して公表されないのでしょうか。	「甲区域」についても、(別添6) 2. における(備考)に記載の要件を満たす場合には先行して公表することとします。
323	公募占用指針	別添7	秋田県については「秋田県知事の評価基準」(p130)、長崎県については「協議会意見とりまとめを踏まえた提案、対応の例」(p134)が示されている一方、新潟県については特段の記載が無いが、これは新潟県独自の評価基準は存在しないという理解で良いか。あるいは今後予定される各県による説明会で具体的に言及される予定なのか、お伺いしたい。	別添7にあるとおり、新潟県知事の評価の考え方も定められています。結果として、独自基準はありませんでしたが、実際の評価の考え方については、協議会構成員説明会における説明・質疑応答の内容も参考にしてください。
324	公募占用指針	別添7	パブリックコメント回答No.292にて、「調整実績」に関する政府の考え方は、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない」とされていますが、各県知事の評価基準においては、「調整実績」に関する各県知事の考え方については、上記政府の考え方と異なる考え方となる可能性はあり得るのか、基準の明確化という観点からお示しいただきたく存じます。	県知事意見作成に当たっての評価基準が国と同じとは限りません。協議会構成員による説明会における説明や質疑応答、他の質問に対する回答も参考にしてください。
325	公募占用指針	別添7	パブリックコメントへの回答No.292にて、「調整実績」に関する政府の考え方は、「『調整』とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない」と伺いました。 また、公募占用指針の記載要領及び様式集に、「なお、実績の記載にあたっては、事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う主たる者の実績1件とする(ただし、主たる者として複数者が関係行政機関との調整を担う場合は、当該各社毎の実績を1件ずつ記載できることとする)」と記載があります。 開発中(建設着手前)の実績、建設中の実績、運転開始後の実績など、発電事業をある段階別に分類して、各々段階別の実績を公募占用計画に記載することは可能でしょうか。具体的には、建設中の国内洋上風力の関係行政機関の長等との調整実績をコンソーシアムA社が保有していた場合はA社の国内洋上風力の実績を、運転開始後の実績は、国内陸上風力の実績を保有するB社の実績を記載することは可能でしょうか。またこのような場合、どのように評価されるのかお示し頂きたくお願いいたします。	「調整実績」に関する政府の考え方は、以下のとおりです。「関係行政機関の長等との調整」の役割を細分化し、それぞれ対応する実績を記載することは問題ないですが、その場合でも運転段階に至っている案件の実績であることなど、以下の考え方は適用されることに留意ください。 ●「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整 実績は評価対象にはならない。 ●主たる者として複数企業が関係行政機関の長等との調整を担う場合は、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱う。 ●洋上風力発電事業は長期間にわたることから、基本的には、特定の個人ではなく法人としての 調整体制を実績の対象とする。 ●「国内洋上風力発電」の調整実績には、港湾区域や一般海域における実証事業(着床式・浮体 式両方)も含まれる。 他方、各県知事意見作成に当たっての評価の考え方は必ずしも国と同じでないので、協議会構成員説明会における説明・質疑応答、他の質問に対する回答も参考にし、各海域に対応させた計画を作成ください。
326	公募占用指針	別添7 1.	4.洋上風力発電事業を通じた男鹿市、潟上市及び秋田市の将来像 (⑥) 地域振興策 ⑥船川港港湾ビジョン(令和4年3月策定)に掲げる取組や、基地港湾である秋田港やそれを補完する船川港の利活用等、地域の港湾振興に資する取組 1. 秋田県知事の評価の考え方 (※)秋田県知事の評価基準 ・基地港湾である能代港、秋田港に加え、近隣港湾の活用など、県内の港湾振興が最大化される計画となっているか。 との記載がございますが、事業者としての取り組み検討にあたり、運転開始までと運転開始以降において船川港の活用できる条件(利用可能時期、利用可能な範囲など)を公表いただきたい。	港湾管理者(秋田県)へご確認ください。

番号	該当箇所		質問	回答
327	公募占用指針	別添7 1. ㉔)	「事業会社の主たる事業所の立地や県内企業が出資参画する計画となっているか」における「県内企業が出資参画する計画」は、出資参画いただける企業様からの同意書のような証憑を添付すればよいのでしょうか。	＜秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖の協議会構成員説明会での秋田県説明抜粋＞ 出資参画については、公募占用計画提出時であれ、選定後であれ、秋田県の企業を参画させる計画・意思があるということの表示について評価したいと考えています。 公募占用計画提出時における書面取得が困難なケースも想定されるため、関心表明書やMOU 等の根拠資料の提出を義務づけるものではありませんが、県内企業との合意内容が具体的かつ明確な関心表明書や MOU 等の根拠が提示されている計画の方が、より内容の確実性の高い提案として評価され得と考えます。
328	公募占用指針	別添7 1. i)	＜秋田県様への質問です＞ トップランナーの評価基準「「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。」に対し、国の12/28付「公募占用指針(案)のパブコメ回答」No.229の回答にて「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。」とあります。 一方で、公募対象海域(「秋田県八峰町及び能代市沖」)に入札する場合は「秋田県八峰町及び能代市沖」)における調整見通しの高さという観点では、まさに事業者選定後に調整を行うこととなる公募対象海域の関係する行政機関等との特に優れた調整実績があれば、トップランナー評価を与えるという考えもあると思いますが、秋田県様の評価基準について明らかにしていただきたい。	＜秋田県回答＞ 公募対象海域における調整実績のうち、事業者選定後において関係行政機関との調整を円滑に行うために有用であると認められる実績については評価対象となり得ますので、その根拠とともにご記載ください。
329	公募占用指針	別添7 1. i)	＜秋田県様への質問です＞ 優れている評価基準「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。」に対し、国の12/28付「公募占用指針(案)のパブコメ回答」No.229の回答にて「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。」とあります。 一方で、公募対象海域(「秋田県八峰町及び能代市沖」)に入札する場合は「秋田県八峰町及び能代市沖」)における調整見通しの高さという観点では、まさに事業者選定後に調整を行うこととなる公募対象海域の関係する行政機関等との調整実績があれば、優れているの評価を与えるという考えもあると思いますが、秋田県様の評価基準について明らかにしていただきたい。 なお、関係行政機関等と少しでも調整を行えば一律に実績があるとする評価に差がつかないため、何かしらの基準(例. 海域調査の許可取得及び調査完了)を示していただくのも一案と考えます。	＜秋田県回答＞ 公募対象海域における調整実績のうち、事業者選定後において関係行政機関との調整を円滑に行うために有用であると認められる実績については評価対象となり得ますので、その根拠とともにご記載ください。
330	公募占用指針	別添7 1. i)	＜秋田県様への質問です＞ 12/28付「公募占用指針(案)のパブコメ回答」No.229の回答にて「国内洋上風力発電」の調整実績には、港湾区域や一般海域における実証事業(着床式・浮体式両方)も含まれる。」とありますが、洋上に設置されつつも沿岸から近く陸上から栈橋等でアクセス可能な風力発電設備も複数存在する。こうした設備についても、海域占用許可取得等、洋上風力特有の行政機関等との調整が生じることから洋上風力の実績として取り扱われるという理解で相違ないか。	＜秋田県回答＞ 規模や立地条件にもよるため一概には言えませんが、洋上風力発電事業との親和性が高い事業と認められる場合はその調整実績を相対的に評価します。
331	公募占用指針	別添7 1. i)	＜秋田県様への質問です＞ 「「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの。特に、秋田県知事の評価基準(※)に照らし、各評価項目について高い実現性が示されるなど、とりわけ優れた提案がなされているもの。」とあるが、秋田県知事の評価基準の各評価項目については高い実現性が求められているが、中長期的な観点から地域経済の発展に資するものである必要はないということでしょうか。言い換えれば、「秋田県知事の評価基準の各評価項目」以外の施策において中長期的な観点から地域経済の発展に資する提案がなされていればよく、秋田県知事の評価基準の各評価項目については基本的に高い実現性の観点で評価されるということでしょうか。	＜秋田県回答＞ 「優れている」と評価されるものが複数ある場合、中長期的な観点から地域経済の発展に資するものをトップランナーとして相対的に評価するものです。「中長期的な観点から地域経済の発展に資するものである必要はない」という考えはありません。
332	公募占用指針	別添7 1. i)	＜秋田県様への質問です＞ 「「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い波及効果を有するもので、秋田県知事の評価基準(※)に照らし、優れた提案がなされているもの。」とあるが、秋田県知事の評価基準に照らして、優れているというのは、トップランナー基準を踏まえると実現性などの観点での優劣が評価され、高い経済波及を有するかどうか優れた提案であるかどうかの評価基準ではないということでしょうか。言い換えれば、「秋田県知事の評価基準の各評価項目」以外の施策において高い波及効果を有する提案がなされていれば、秋田県知事の評価基準の各評価項目については実現性等の観点で優れていればよいということでしょうか。	＜秋田県回答＞ 「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い経済波及効果を有すると認められるものを優れている(7.5点)と相対的に評価するものであり、「高い経済波及を有するかどうか優れた提案であるかどうかの評価基準ではない」という考えはありません。
333	公募占用指針	別添7 1. ii)	周辺航路、漁業等との協調・共生の良好の評価の考え方②について、「航行安全の確認手法が具体的なもの」の定義を明確にしていきたい。課題が特定され、安全対策が具体的に示されていれば良いということか。それとも関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との航行安全に関する協議方法やスケジュールが示されていれば良いか	＜秋田県八峰町及び能代市沖の協議会構成員説明会での秋田県説明抜粋＞ 3 つある質問のうち、2 つ目の質問ですが、航行安全の確認手法、地域の安全に配慮しているかといった点についての確認の質問だったと思いますが、その点につきましては、航行安全委員会の意見を聞くなり、そういった手だてを経て取り組む、もしくは先に御意見を聞いていられればその内容を踏まえて書いていただければいいですし、それをまだ聞いてないとするばですね、こういった方向性で確認していくと言うことを書いてくれれば良いと思います。
334	公募占用指針	別添7 1. iii)	別紙15の秋田県知事の評価基準において「県内企業が出資参画する計画となっているか」との記載がございしますが、過去のパブコメでは、無議決権出資のみを予定する者は事業実施実績のみならず、地域共生を含むその他の評価項目でも評価対象とはならない旨回答がありましたところ、同上県知事の評価基準においても同様に、県内企業が無議決権出資の場合は評価対象にならないとの理解で宜しいでしょうか。県の評価基準を踏まえた国としての考えも合わせご教示いただければ幸いです。	＜秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖の協議会構成員説明会での秋田県説明抜粋＞ 出資参画については、公募占用計画提出時であれ、選定後であれ、秋田県の企業を参画させる計画・意思があるということの表示について評価したいと考えています。 公募占用計画提出時における書面取得が困難なケースも想定されるため、関心表明書やMOU 等の根拠資料の提出を義務づけるものではありませんが、県内企業との合意内容が具体的かつ明確な関心表明書や MOU 等の根拠が提示されている計画の方が、より内容の確実性の高い提案として評価され得と考えます。

番号	該当箇所		質問	回答
335	公募占用指針	別添7 1. iii)	別紙15の秋田県知事の評価基準において「県内企業が出資参画する計画となっているか」との記載がございますが、地元企業自らの声を洋上風力発電事業を行うSPCの運営に反映していけるような、一定の議決権保有割合を有し、且つ地域共生策を含む各役割の主たる者としてコンソーシアム又はSPC構成員の中で明確な役割を持つような地元企業が基本的には対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	＜秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖の協議会構成員説明会での秋田県説明抜粋＞ 出資参画については、公募占用計画提出時であれ、選定後であれ、秋田県の企業を参画させる計画・意思があるということの表示について評価したいと考えています。 公募占用計画提出時における書面取得が困難なケースも想定されるため、関心表明書やMOU等の根拠資料の提出を義務づけるものではありませんが、県内企業との合意内容が具体的かつ明確な関心表明書やMOU等の根拠が提示されている計画の方が、より内容の確実性の高い提案として評価され得と考えます。
336	公募占用指針	別添7 2. (※)	新潟県村上市及び胎内市沖に関する新潟県知事の評価基準も記載していただけないでしょうか。	別添7にあるとおり、新潟県知事の評価の考え方も定められています。結果として、独自基準はありませんでしたが、実際の評価の考え方については、協議会構成員説明会における説明・質疑応答の内容も参考にしてください。
337	公募占用指針	別添7 2. ii)	新潟県は、「関係行政機関の長等との調整能力」のトップランナー基準を「国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの」を定めております。国内洋上風力の完工実績を持つ企業が極めて限定されている状況下、入札の公平性を担保するためにも「特に優れた」という判定は慎重になされるべきと考えますが、この評価においては本公募における事業との親和性(同等の事業規模等)が評価の観点になるという理解でよろしいでしょうか。	＜新潟県村上市及び胎内市沖における協議会構成員説明会の議事録抜粋＞ 「関係行政機関の長等との調整能力」に係る「調整実績」の評価については、国から以下の考え方が示されています。 ●「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。 ●主たる者として複数企業が関係行政機関の長等との調整を担う場合は、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱う。 ●洋上風力発電事業は長期間にわたることから、基本的には、特定の個人ではなく法人としての調整体制を実績の対象とする。 ●「国内洋上風力発電」の調整実績には、港湾区域や一般海域における実証事業(着床式・浮体式両方)も含まれる。 新潟県知事意見の策定にあたっては、国が示す考え方に沿って行う予定です。 なお、本公募により募集する村上市及び胎内市沖の発電事業に係る公募占用計画の提出時までの調整実績について、公募占用計画に記載されていた場合には、知事意見の策定の際に参考にすることがあります。
338	公募占用指針	別添7 3. i)	＜長崎県様への質問です＞ 優れているの評価基準「「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。」に対し、国の12/28付「公募占用指針(案)のパブコメ回答」No.229の回答にて「「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。」とあります。 一方で、公募対象海域(「長崎県西海市江島沖」)に入札する場合は「長崎県西海市江島沖」における調整見通しの高さという観点では、まさに事業者選定後に調整を行うこととなる公募対象海域の関係する行政機関等との調整実績があれば、優れているの評価を与えるという考えもあると思います。特に「長崎県西海江島沖」事業は離島および離島周辺への洋上風力の開発という特殊性から、当該海域における関係行政機関等との調整実績を重視して評価するべきと考えるため、長崎県様の評価基準について明らかにしていただきたい。 なお、関係行政機関等と少しでも調整を行えば一律に実績があるとすると評価に差がつかないため、何かしらの基準(例. 海域調査の許可取得及び調査完了)を示していただくのも一案と考えます。	＜長崎県回答＞ 本県において「関係行政機関の長との調整実績」について評価を実施する際には、開発段階から完工、運転段階に至っていない長崎県内における洋上風力発電事業に関する調整実績も加味して評価を行います。
339	公募占用指針	別添7 3. i)	＜長崎県様への質問です＞ 12/28付「公募占用指針(案)のパブコメ回答」No.229の回答にて「「国内洋上風力発電」の調整実績には、港湾区域や一般海域における実証事業(着床式・浮体式両方)も含まれる。」とありますが、洋上に設置されつつも沿岸から近く陸上から栈橋等でアクセス可能な風力発電設備も複数存在する。こうした設備についても、海域占用許可取得等、洋上風力特有の行政機関等との調整が生じることから洋上風力の実績として取り扱われるという理解で相違ないか。	＜長崎県回答＞ 本事業との親和性の高さが示されれば、「国内洋上風力発電」の実績として評価され得ます。
340	公募占用指針	別添7 3. iii)	＜長崎県様への質問です＞ 「「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの。特に、協議会意見とりまとめを踏まえた対応(※)」について、高い実現性が示されるなど、とりわけ優れた提案がなされているもの。」とあるが、協議会意見とりまとめを踏まえた対応については高い実現性が求められているが、中長期的な観点から地域経済の発展に資するものである必要はないということでしょうか。言い換えれば、「協議会意見とりまとめを踏まえた対応」以外の施策において中長期的な観点から地域経済の発展に資する提案がなされていれば、協議会意見とりまとめを踏まえた対応については基本的に高い実現性の観点で評価されるということでしょうか。	＜長崎県回答＞ 協議会意見とりまとめに記載している各振興策については、あくまで具体例として提示したものですので、協議会意見とりまとめには記載がない地域振興策であっても、協議会意見とりまとめの趣旨に沿った提案であり、なおかつ高い実現性が示されているものについては、高く評価いたします。
341	公募占用指針	別添7 3. iii)	＜長崎県様への質問です＞ 「「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い波及効果を有するもの」で、協議会意見とりまとめを踏まえた対応(※)について、優れた提案がなされているもの。」とあるが、協議会意見とりまとめを踏まえた対応について、優れているというのは、トップランナー基準を踏まえると実現性などの観点での優劣が評価され、高い経済波及を有するかどうかで優れた提案であるかどうかの評価基準ではないということでしょうか。言い換えれば、「協議会意見とりまとめを踏まえた対応」以外の施策において高い波及効果を有する提案がなされていれば、協議会意見とりまとめを踏まえた対応については実現性等の観点で優れていればよいということでしょうか。	＜長崎県回答＞ 協議会意見とりまとめに記載している各振興策については、あくまで具体例として提示したものですので、協議会意見とりまとめには記載がない地域振興策であっても、協議会意見とりまとめの趣旨に沿った提案であり、なおかつ高い実現性が示されているものについては、高く評価いたします。

番号	該当箇所		質問	回答
342	公募占用指針	別添7 3. iii)	＜長崎県様への質問です＞ トップランナーの評価基準「「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。」に対し、国の12/28付「公募占用指針(案)のパブコメ回答」No.229の回答にて「「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。」とあります。 一方で、公募対象海域(「長崎県西海市江島沖」)に入札する場合は「長崎県西海し江島沖」)における調整見通しの高さという観点では、まさに事業者選定後に調整を行うこととなる公募対象海域の関係する行政機関等との特に優れた調整実績があれば、トップランナー評価を与えるという考えもあると思います。特に「長崎県西海江島沖」事業は離島および離島周辺への洋上風力の開発という特殊性から、当該海域における関係行政機関等との調整実績を重視して評価するべきと考えるため、長崎県様の評価基準について明らかにしていただきたい。	＜長崎県回答＞ 本県において「関係行政機関の長との調整実績」について評価を実施する際には、開発段階から完工、運転段階に至っていない長崎県内における洋上風力発電事業に関する調整実績も加味して評価を行います。
343	記載要領及び様式集	1.提出書類様式	CD-R/DVD-Rへのデータの格納方法は、別紙ごとに別々のデータを保存するのでしょうか。大項目ごとにフォルダを作成して格納するなど、ルールがありましたらご教示ください。	別紙ごと(様式番号ごと)に別々のデータとして保存してください。データの格納方法については、例えば「公募占用計画」「公募占用計画(添付書類)」「公募申込書及び資格審査書類」などのフォルダを設け、「公募占用計画(添付書類)」フォルダにおいては更に別紙ごとにフォルダを作成するなど、分かりやすい構成としてください。また、フォルダ構成としては例えば以下が考えられますので参考にしてください。 ＜フォルダ構成例＞ 【正本】公募占用計画 別紙本体 PDF Word それぞれに ・3-1-1表紙 ・3-1-2公募占用計画 ・3-1-3事業実現性に係る各評価の考え方への対応 ・3-1-4別紙1:事業実施体制 ・3-1-5別紙2:各企業の役割に応じた実績 ・企業名読み替え表 【正本】公募占用計画 添付資料 ・3-1-1 ・3-1-2 ・3-1-3 ・3-1-4別紙1:事業実施体制 ・3-1-5別紙2:各企業の役割に応じた実績 【正本】公募申込書及び資格審査書類 ・3-2-1表紙 ・3-2-2公募申込書 ・3-2-3委任状 ・3-2-4関心表明書 - 協力企業A(会社名可) - 協力企業B(会社名可) ・3-2-5第一次保証金について ・3-2-6実績を証する書類 ・3-2-7金融機関の関心表明及び実績を証する書類 - 金融機関A(会社名可) - 金融機関B(会社名可) ・3-2-8宣誓書 - コンソ構成員A ※情報管理体制資料も格納 - コンソ構成員B ※情報管理体制資料も格納 【副本】公募占用計画 別紙本体 構成は正本と同様(ただし匿名化) 【副本】公募占用計画 添付資料 構成は正本と同様(ただし匿名化) 【副本】公募申込書及び資格審査書類 構成は正本と同様(ただし匿名化)
344	記載要領及び様式集	1.提出書類様式	地域/国内経済への波及効果のファイル形式がMS Wordとなっていますが、別添でエクセルは必要との理解でよいでしょうか。	「1. 提出書類様式」のファイル形式は別紙本体の形式を指しています。地域経済波及効果及び国内経済波及効果を記載する別紙15及び別紙16については、その根拠資料として国が示しているExcelファイルを添付資料として別途提出ください。

番号	該当箇所		質問	回答
345	記載要領及び様式集	3.記載内容	「企業名は正本※のみに記載し、副本には、公募参加者(中略)又はSPCによる構成員の企業名(中略)を類推できる記載(中略)は行わないこと。」と記載されております。 上記記載に従い、副本の電子データに含まれる法人登記事業証明書や宣誓書並びに公募占用計画の各別紙や当該別紙の添付書類(協力企業からの関心意向表明書や事業者の実績等を示すための契約書等を含みます。)等の全ての書類については、企業名が分からないようマスキング等を行う必要があると理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 正本・副本の提出に関しては以下のとおり整理しますので、対応をお願いします。 なお、フォルダ構成に関しては、343番の回答をご覧ください。 ＜副本＞ 【別紙本体】企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等を含む。)をすることは原則不可。ただし、応募企業、コンソーシアム構成員又は SPC の議決権を有する企業、協力企業に該当しなければ、風車メーカーやアドバイザー等(資金・収支計画の適切性を検討・評価した財務やテクニカルアドバイザー等の専門家、発電量予測を行った第三者機関等に限る。)は企業名を記載。 【別紙の添付資料】企業名及び企業を類推できる記載(企業秘密やロゴマークの使用等を含む。)、はすべてマスキングして提出。 【その他書類(公募申込書・資格審査書類・保証金に関する書類等)】企業名及び企業を類推できる記載(企業秘密やロゴマークの使用等を含む。)、はすべてマスキングして提出。 ＜正本＞ 【別紙本体】本体の記載自体は副本と同じで良いが、企業名が分かるように、読み替え表を添付すること。 【別紙の添付資料】国の事務局の一部のメンバーに限定して適切に管理するため、企業名含めてマスキングなしで提出。 【その他書類(公募申込書・資格審査書類・保証金に関する書類等)】企業名含めてマスキングなしで提出。
346	記載要領及び様式集	3.記載内容	“副本上の企業名表示に関して以下の扱いでよいか確認させてください。 ・代表企業:企業名記載不可 ・構成員企業:企業名記載不可 ・協力企業:企業名記載不可 ・サプライヤーとしての風車メーカー:企業名記載可(ただし協力企業としての位置づけの場合、不可) ・想定する金融機関(別紙3):企業名記載可 ・財務やテクニカルアドバイザー等の専門家:企業名記載可	想定する金融機関については「本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者」に該当するため、企業名の記載は不可となります。その他はご理解のとおりです。 全体の整理については345番の回答も参考にしてください。
347	記載要領及び様式集	3.記載内容	“副本の添付資料上の企業名表示に関して以下の扱いでよいか確認させてください。 ・代表企業:企業名記載不可(黒塗り) ・構成員企業:企業名記載不可(黒塗り) ・協力企業:企業名記載不可(黒塗り) ・サプライヤーとしての風車メーカー:企業名記載可(ただし協力企業としての位置づけの場合、不可(黒塗り)) ・想定する金融機関(別紙3):企業名記載可 ・財務やテクニカルアドバイザー等の専門家:企業名記載可	345番の回答をご覧ください。金融機関は企業名記載不可です。
348	記載要領及び様式集	3.記載内容	プロジェクトファイナンスに関して金融機関から提供される LOI においては、SPC名が記載されるが、「3-2-7 金融機関の関心表明及び実績を証する書類」で LOIを添付する場合に、SPC名と発行している金融機関名両方のマスキングが必要か。	345番の回答をご覧ください。 副本の「その他書類(公募申込書・資格審査書類・保証金に関する書類等)」については、SPC名や金融機関名のマスキングが必要です。
349	記載要領及び様式集	3.記載内容	資金・収支計画の評価のため「財務やテクニカルアドバイザー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価している」報告書をいただく予定だが、SPC名をはじめとした個社名と発行しているアドバイザー名のマスキングが必要か。	345番の回答をご覧ください。 副本の添付資料においては、財務やテクニカルアドバイザー等の専門家名は企業名記載可能ですが、SPC名はマスキングが必要です。
350	記載要領及び様式集	3.記載内容	「サプライヤーとしての風車メーカーの記載は可能とする(協力企業等としての記載は不可)。」とありますが、サプライヤーとして記載する場合と、協力企業として記載する場合とで、分けたほうがよいのでしょうか。例えば、サプライヤーとして記載する場合は、正本・副本とも風車メーカー名を記載し、協力企業として記載している箇所は、企業Aのような形で記載し、正本のみ読み替え表を付けるという対応でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。風車メーカーが協力企業の場合は、協力企業Aのように個社名が特定できないように記載し、正本には読み替え表を添付ください。風車メーカーが協力企業ではない場合は、正本副本ともに個社名を記載ください。 全体の整理については345番の回答も参考にしてください。
351	記載要領及び様式集	3.記載内容	「企業名は正本のみ記載し」とありますが、サプライヤーとしての風車メーカーの記載は可能となっています。副本には、公募参加者や協力企業は記載しないと理解しておりますが、リスク評価を行った第三者機関など、協力企業以外の企業名については、どのような扱いになるのでしょうか。	リスク評価を行った第三者機関が「資金・収支計画の適切性を検討・評価した財務やテクニカルアドバイザー等の専門家もしくは発電量予測を行った第三者機関等」に該当する場合は企業名の記載が可能です。それ以外の場合は、「本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者」に該当するため、副本における企業名の記載は不可となります。 なお、全体の整理については345番の回答も参考にしてください。
352	記載要領及び様式集	3.記載内容	・別添の補足資料を添付する位置に指定はあるか。各様式の直後ではなく、補足資料でまとめる形で問題ないか。 例:公募占用計画 (1)様式3-1-1～3-1-20 (2)添付書類 ※各別紙で指定されている書類(別紙1という証憑書類等) (3)補足資料	補足資料とは各別紙の添付資料のことかと思いますが、別紙本体とは別のフォルダに、各別紙関連の添付資料が格納されていることが分かるようにフォルダを作成し、提出ください。なお、添付資料を格納する順番は、極力、別紙内の対応する記載が出てくる順番で格納ください。 また、フォルダ構成に関しては、343番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所		質問	回答
353	記載要領及び様式集	3.記載内容	全体を通して「添付資料、添付書類、補足資料」という表現が混在しており、混乱を防ぐために定義づけていただきたい。	添付資料及び添付書類は各様式に添付する資料という意味で同義です。補足資料は各別紙の内容の確からしさ等内容を補足する資料という意味ですので、こちらは対応する各別紙の添付資料として提出ください。なお、352番の回答も参考にしてください。
354	記載要領及び様式集	4.書式等	45ページ以降にある別紙ごとの様式において、本文を囲むような外枠の罫線は指定様式に含まれないという理解でよろしいでしょうか。 また、提案を見やすくするために左20mm、右15mm程度の余白を設定している限りにおいては、外枠の罫線はなくてもよろしいでしょうか。	外枠の罫線も様式の一部ですので、フォーマットを変更せずに枠内にご記入願います。
355	記載要領及び様式集	5.公募占用計画の受付時における提出書類の編集方法	ページ番号は様式毎とし、全ページの通し番号を付すことは省略可能としていただけないでしょうか。	356番・357番の回答をご覧ください。
356	記載要領及び様式集	5.公募占用計画の受付時における提出書類の編集方法	『書類の順序は、様式通番のとおりとし、様式が複数ページにわたるときは、右肩に様式ごとのページ番号とページ数を付すこと。全体のページ数はページ下中央に記載すること。』とありますが、Round 1のパブコメQ&A#145(P25)においては、「全体のページ数に代えて様式毎のページ数としてもよろしいでしょうか？」の質問に「「様式〇―PO」のように容易に特定できる形であればそのような記載でも差し支えありません。」とありました。今回も同様に考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
357	記載要領及び様式集	5.公募占用計画の受付時における提出書類の編集方法	ページ下中央の全体のページ数について、ラウンド1の「公募に関する質問への回答」では以下の通り「様式毎のページ数」が認められましたが、今回も適用されるか。 【質問】 「全体のページ数はページ下中央に記載すること」とありますが、公募占用計画作成にあたっては様式ごとに並行して編集することが想定され全体のページ数の管理が難しいため、全体のページ数に代えて様式毎のページ数としてもよろしいでしょうか。 【回答】 「様式〇―PO」のように容易に特定できる形であればそのような記載でも差し支えありません。	ご理解のとおりです。
358	記載要領及び様式集	6.提出方法	『各提出書類への押印・印鑑証明書添付については、以下の提出方法をもって替えることが可能である。 1.電子署名＋タイムスタンプ＋電子証明書』 とあるが、「電子署名＋タイムスタンプ＋電子証明書」として、“DocuSign”(https://www.docuSign.jp/)によるものは認められるか？	電子証明書は、利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいいます。 確実な証明のため、広く実績のあるサービスを選んで活用ください。
359	記載要領及び様式集	様式3-1-2 ※3	株式会社の取締役や執行役、社外取締役、組合の理事が公募参加者の中にいる際に人的関係を確認する資料について、「それがわかる資料」と記載があるが、具体的にはその者の経歴書等の書類を準備すればいいのか。	該当する役員(又は管財人)がどの会社等の役員(又は管財人)を兼務しているか明確にわかる資料をお示しいただければ結構です。
360	記載要領及び様式集	様式3-1-2 1)	令和4年12月28日公表のパブコメ回答No.90において「【様式3-1-2】1)に記載した公募参加者(コンソーシアム又はSPC参加の場合は海洋土木工事の役割を担う代表企業・構成員に限る。)及び海洋土木工事の役割を担う協力企業(【様式3-1-2】1)に記載した企業に限る。)が認定取得を予定している場合が対象となります。その旨を、公募占用指針に明記しました。」と回答がある。一方で、令和5年1月13日開催の公募に関する説明会では、上記内容について実際に施工を行う者(海洋土木工事のEPC)における認定取得を意図しており、事業の実施・管理を行う者の取得は意図していない旨回答があったように記憶している。この点について念のため見解を書面にいただきたい。	海洋土木工事におけるEPC等を担う企業(応募企業、コンソーシアム・SPC構成員又は協力企業)を対象とします。
361	記載要領及び様式集	様式3-1-2 3) 1.海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期	「事業の終了時期(運転停止予定日)」の記載が「〇年〇月〇日から●年●月●日」となっております。 運転停止予定日は単一の日であり、期間で記載するものではないと認識しておりますが、こういった記載を想定されているのでしょうか。	基本的に「〇年〇月〇日」のところの記載だけで可です。公募占用計画の認定の有効期間の終了後における占用許可の更新を希望する場合は、仮に認められた場合の終了時期を「●年●月●日」に入れ、「〇年〇月〇日から●年●月●日」と記載してください。ただし後者についてはあくまでも参考情報として記載頂くものであり、評価の対象ではありません。
362	記載要領及び様式集	様式3-1-2 3) 6	「6.当該発電設備の出力」は、系統容量でしょうか、設備容量でしょうか。	系統容量ではなく、設備容量(発電設備の出力)です。

番号	該当箇所		質問	回答
363	記載要領及び様式集	様式3-1-2 5)	「別添のとおり。」とあるが別添とは何のことを指すか。	A3用紙横1枚で別途作成いただく公募占用計画の要旨のことを指します。
364	記載要領及び様式集	様式3-1-3	「各協調・共生策」に示される「各」の定義(分類の考え方)について、以下3点をご教示ください。 1.「各協調・共生策」としての項目の分類は、自由に設定してよろしいか。 2.□の場合、「周辺航路」「地域共生策」「漁業振興策」「その他」の4分類でも支障はないか。 3.⬢でない場合、どのような分類に従えばよいのか。	1, 計画に応じて自由に設定ください。 2・3. 計画を分かりやすく示せる分類であれば結構ですので、国から特段の指定はありません。
365	記載要領及び様式集	様式3-1-3	評価区分「優れている」の評価の考え方で、『「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち』とあるが、正しくは「ミドルランナー」の基準ではないか？	『「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち』の記載で間違いありません。パブコメ回答404番を参考にしてください。
366	記載要領及び様式集	様式3-1-3	トップランナー基準に「当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの」とあるが、「実務経験を有する人材」について、以下①②の2点について明確化いただきたい。 ①2022年12月28日付意見募集の結果のNo.12において「各役割(風車の設置、海洋土木工事、発電事業の運営(O&M))の「主たる者」それぞれの「適切な実績」の有無を確認する」と記載されているが、ここでいう「主たる者」以外の企業も、「実務経験を有する人材」の対象に含むものと理解してよいか。 ②応募企業、コンソーシアム又はSPCの構成員だけではなく、協力企業等も「実務経験を有する人材」の対象に含むものと理解してよいか。	①基本的には、「主たる者」について評価することを想定しています。 ②「EPC等」については協力企業も評価対象としていることから、「EPC等」の役割を主として担う協力企業について、「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」について適切な記載があれば評価対象となり得ます。
367	記載要領及び様式集	様式3-1-3	パブコメ#381の回答で「多くても10行程度を目安に記載ください。」とありますが、10行とは、公表されたWordの表10列×10行が目安という理解でよいでしょうか。 A4のページ全てを使う場合は、文字数が変わるため念のため確認させていただきます。	A4用紙の余白幅を多少変更する場合であっても、HP掲載のWordにおける「評価の考え方を満たしているとする根拠」等の各列の縮尺比率を大きく変更することは想定していません。その上で、多くても10行程度を目安に簡潔に記載ください。 なお、「記載要領4. 書式等」で定める書式の指示は遵守ください。
368	記載要領及び様式集	様式3-1-3 運転開始以降の事業計画(別紙9～11関係)	「評価の考え方に対応する記載箇所」に関して、項目として存在しない箇所がある(例:別紙10-2(2)等)。その他の項目も評価の考え方と整合していない場合があるため、見直しをお願いしたい	パブコメ回答300番のとおり、「評価の考え方に対応する記載箇所」では、必要に応じて記載箇所を変更できます。該当箇所の例示に縛られず、計画に応じて対応箇所を明記してください。
369	記載要領及び様式集	様式3-1-3 運転開始以降の事業計画(別紙9～11関係)	最低限必要なレベル ⑥協議会意見とりまとめの発電事業の実施に係る留意点を考慮した維持管理計画となっているもの。 評価の考え方に対応する記載箇所:別紙11 3 パブリックコメントNo.406 (ご意見の内容)3.その他撤去に関する事項「協議会意見とりまとめのうち「事業終了時の設備等の扱いに係る留意点」を考慮した事項」について、応札海域の協議会から上記内容が提示されていない場合は、未記入とする理解でよいか。 (ご意見に対する考え方)ご理解のとおりですが、今回の公募対象の区域の協議会意見とりまとめではいずれも関係記載がないため様式別紙11を削除します。 様式集の記載誤りと思われるため、削除いただくことを要望いたします。	パブコメ回答300番のとおり、「評価の考え方に対応する記載箇所」では、必要に応じて記載箇所を変更できます。該当箇所の例示に縛られず、計画に応じて対応箇所を明記してください。
370	記載要領及び様式集	様式3-1-3 周辺航路、漁業等との協調・共生(別紙14関係)要旨	パブコメ#1264によると「風車の設置・建設・発電事業の実施に関する記載」については、関連する別紙(別紙14以外の適切な別紙)に記載するようご指示をいただいております。 「別紙14の要旨」を作成するにあたり、別紙14において他別紙を参照することとなる「風車の設置・建設・発電事業の実施に関する記載」について、どのように要旨として纏めるべきかご教示いただけますでしょうか。協議会意見取りまとめを踏まえた風車レイアウト等の対応方針等の別紙14以外の別紙に記載された事項について、どのような形で地元関係者に共有し、評価に反映されるものなのか確認させて頂きたく存じます。都道府県知事および地元関係者からの意見聴取において、地元関係者等に開示される資料が限定されていることを踏まえ、ご回答をお願いいたします。	都道府県からの要望も踏まえ、協議会意見とりまとめに定められる設置位置・建設・発電事業実施に係る留意点への対応についても別紙14に記載していただくことにします。他の別紙と内容の重複があっても、評価する観点が異なるので問題ありません。したがって、別紙14の要旨にも適宜記載ください。

番号	該当箇所		質問	回答
371	記載要領及び様式集	様式3-1-3 周辺航路、漁業等との協調・共生(別紙14関係) 要旨	1ページ以内(厳守)とのことですが、これは「各協調・共生策」のみを簡潔に記載する前提で、1ページ以内に収めることを要求されているのでしょうか。他方で、「本様式の内容に基づき都道府県知事意見が作成されるため、評価の対象とすべき事項を網羅すること」とあり、公募占用指針別添7「関係都道府県知事の評価の考え方」において、秋田県様、長崎県様の考え方としては、「協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策」のみならず、ミドルランナー基準「①関係漁業者及び地域住民に対する丁寧な説明が計画されているもの」良好基準「①船舶(漁船を含む)の航行安全の確認手法が具体的なもの。」「周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの」という評価基準があり、これらの内容も含めて「評価の対象とすべき事項を網羅」しようとすれば、1ページ以内に収めた内容をもって、評価基準に沿った意見を作成することは難しいのではないかと思料致します。 公募説明会においては都道府県様には要旨のみならず別紙及び別添も配布されると伺いましたのでそれも含めて評価されることで一定の懸念は払しょくされるかもしれませんが、都道府県様が関係市町村や漁業関係者等に対して意見照会を行う際には、この要旨のみが開示可能とすれば、評価基準に沿った意見照会は難しいのではないかと思料致します。従い、「各協調・共生策」を記載する要旨を1ページ、その他内容を1ページの合計2ページとすることをご検討いただけないでしょうか。	公募の公平性の観点から、全事業者統一で1ページ以内の方針を維持しますので、記載を工夫ください。
372	記載要領及び様式集	様式3-1-3 地域経済波及効果(別紙15関係) 評価の考え方への対応	地域経済波及効果の「評価の考え方」について、「ミドルランナー」から「トップランナー」の各基準で「秋田県知事の評価基準」への適合性が問われている。それぞれ、「ミドルランナー」は「秋田県知事の評価基準(※1)に掲げる項目への対応について検討されているもの。」「優れている」は「秋田県知事の評価基準(※1)に照らし、優れた提案がなされているもの。」「トップランナー」は「特に、秋田県知事の評価基準(※1)に照らし、各評価項目について高い実現性が示されるなど、とりわけ優れた提案がなされているもの。」となっており、「トップランナー」だけ「各評価項目について」と明記されている点に鑑みると、「ミドルランナー」と「優れている」については、必ずしも例示された「秋田県知事の評価基準」5項目の全てについて検討を示す、提案する必要は無いという理解で良いか。	<秋田県回答> 地域経済波及効果の観点からは、すべての項目について提案があることが望ましいですが、「秋田県知事の評価基準」5項目全てを網羅できていなくても、内容が優れた提案は「優れている」の評価を得ることは可能です。
373	記載要領及び様式集	様式3-1-3 要旨	要旨(別紙14の要旨を除く)には、評価の考え方の各項目(最低限レベル～トップランナーまで)に対応した提案要素をすべて網羅的に記載する必要があるのか。 網羅的な記載が必要になると、「評価の考え方への対応」に記載する内容とほぼ同じになってしまい、要旨を作成する意味がなくなってしまうため、基本的に事業者がアピールしたい内容のみ記載するとの理解だが、念のため確認したい。	別紙13～15の要旨は、都道府県知事意見作成のための地元関係者への意見照会に使用されるという点 が他の要旨と異なりますので、網羅的に作成する必要はなく、アピールしたい内容を重点的に記載するなど事業者の裁量で記載ください。
374	記載要領及び様式集	様式3-1-4	パプコメ#953に関連し、当会社の履歴書を添付するのは別紙1でも構わないか。	関連する記載を別紙1に行う場合は、別紙1の添付資料として構いません。
375	記載要領及び様式集	様式3-1-4	「複数社が当該業務に担う場合は、当該業務における中心的な役割を担う主体について記載すること」とあるが、中心的な役割の定義はあるか。	詳細な定義はないですが、投入する人的リソースが最も多かったり、意思決定を主導する立場にある等、当該業務を主導する者を想定しています。
376	記載要領及び様式集	様式3-1-4	パプコメ#12で「国内外の洋上風力発電事業の実績があること。」という記載はあるものの、主たる役割を担う企業に国内外の洋上風力発電事業の実績があれば、必ずしも全ての協力企業に等しく国内外の洋上風力発電事業に関する実績が求められている訳ではないという理解でいいか。 発電設備の運営(O&M)→EPC等を担う企業では、複数の協力企業に役割を分割すると、CTV運営を担う協力企業など洋上の発電設備のO&Mに直接かかわらない協力企業も想定される。	各役割を担う主たる者の実績を評価対象にします。 「発電事業の運営(O&M)」の役割を細分化する場合、海底ケーブル(海底送電線及び通信ケーブル)や陸上設備の維持管理に係る実績については、洋上風力発電事業に限らず親和性のある事業であれば他事業の実績も認められます。
377	記載要領及び様式集	様式3-1-4	トップランナー評価項目の、「実務経験を有する人材の確保や適切配置」について、意見募集217番では協力企業は評価対象外、同668番では協力企業は評価対象となり得るとの記載であり、いずれの内容が正かお示しいただきたい。	127番の回答をご覧ください。
378	記載要領及び様式集	様式3-1-4	リスクの特定に関しての記載方法は、個別事象毎に作成となっています。一方、リスクは発生確率や発生時の影響により重要度が区別されます。また、左記区分の重要性が低でもリスクとして存在するのは事実です。これら内容を表にして提出した場合、評価対象となるかをご教示ください。	ご指摘の表の詳細が明らかではないですが、リスクシナリオを表形式で提出いただいたも構いません。ただし、各リスクシナリオが各別紙で示されるどのリスクシナリオに対応するのが明確になっていない場合は、評価対象にならない点に留意ください。

番号	該当箇所		質問	回答
379	記載要領及び様式集	様式3-1-4 1. (1)	1(1)事業実施体制の概要の、「風車の設置」では、海洋再生可能エネルギー発電設備(洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル(陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。))の設置についてではなく、「洋上風車」の設置のみ記載するということでしょうか。特に陸上設備の設置を、1(1)事業実施体制の概要に記載するのかどうか確認させて下さい。 もし陸上設備の設置を1(1)事業実施体制の概要に記載しない場合は、意見募集の316番を踏まえすと、1(2)事業実施体制の補足で記載する認識ですが、よろしかったでしょうか。	事業実施体制については、 ●「風車の設置」は、タワー及び風車(ナセル・ローター)の設置 ●「海洋土木工事」は、「風車の設置」を除く、公募占用指針第1章(2)で定義する海洋再生可能エネルギー発電設備の海洋における設置工事 ●「発電事業の運営(O&M)」は、公募占用指針第1章(2)で定義する海洋再生可能エネルギー発電設備(事業者が維持し、及び運用する陸上設備含む)の維持管理 それぞれについて、「事業の実施・管理」「EPC等」の役割を担う主たる者を記載いただくことを想定しています。 また、別紙1の事業実施体制については、「風車の設置」「海洋土木工事」「発電事業の運営(O&M)」毎に「事業の実施・管理」及び「EPC等」それぞれの役割を担う「主たる者」の整理が分かる全体表を作成する必要があります。表は、基本的には、別紙1の1(1)の表を適宜編集して作成してもらえればと考えますが、もし役割の細分化が多岐にわたる等、複雑になりすぎた場合は、パブコメ回答316番のとおり、1(2)に分けて記載するといった工夫をお願いします。
380	記載要領及び様式集	様式3-1-4 1. (1)	1(1)事業実施体制の概要の、「発電事業の運営(O&M)」では、陸上設備の運営(O&M)についても記載する認識ですが、よろしかったでしょうか。 もし陸上設備の運営(O&M)を1(1)事業実施体制の概要に記載しない場合は、意見募集の316番を踏まえすと、1(2)事業実施体制の補足で記載する認識ですが、よろしかったでしょうか。	379番の回答をご覧ください。
381	記載要領及び様式集	様式3-1-4 1. (1)	「事業の実施・管理の実績の評価について、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業(ここでは「構成員等」とします)以外の企業でも、契約や過去の業務実績から判断して、構成員等のうちの一家と不可分一体に業務を行っている場合は、構成員等と同等の実績として評価を受けることは可能か。	公募占用指針に記載のとおり、「事業の実施・管理」についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又は SPC の議決権を有する企業に限ります。
382	記載要領及び様式集	様式3-1-4 1. (1)	コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業ではないもののこれらの企業と共に一体的に動いている企業について、当該企業からアドバイザーがSPCに出向し、事業の実施や管理を行う計画の場合、当該企業を事業実施体制内の「事業の実施・管理」に記載する事は可能か。	公募占用指針に記載のとおり、「事業の実施・管理」についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又は SPC の議決権を有する企業に限ります。
383	記載要領及び様式集	様式3-1-4 1. (1)	事業実施体制の概要にて、例えば、同一の役割でも期間によって主体が変わる場合(例えば、開発期間中の海洋土木工事「事業の実施・管理」についてはA社が担当するものの、建設期間中においてはB社が担当するケース等)においては、以下のように各期間毎また役割毎に記載をする形で問題ないか。 開発期間 ①風車の設置②海洋土木工事③発電事業の運営 建設期間 ①風車の設置②海洋土木工事③発電事業の運営 O&M期間 ①風車の設置②海洋土木工事③発電事業の運営	O&M期間の「風車の設置」として何を想定されているか定かではありませんが、事業のフェーズに分けた記載は問題ありません。 また、別紙1の事業実施体制については、「風車の設置」「海洋土木工事」「発電事業の運営(O&M)」毎に「事業の実施・管理」及び「EPC等」それぞれの役割を担う「主たる者」の整理が分かる全体表を作成する必要があります。表は、基本的には、別紙1の1(1)の表を適宜編集して作成してもらえればと考えますが、もし役割の細分化が多すぎる等、複雑になりすぎた場合は、パブコメ回答316番のとおり、1(2)に分けて記載するといった工夫をお願いします。
384	記載要領及び様式集	様式3-1-4 2. (2)	別紙1の「2. SPCの体制」において「SPCなど事業を実施する会社の想定される役員構成、役員氏名、原所属及び肩書、役員の専門分野、経歴(特に洋上風力発電事業に関するもの)を記載すること」との指示がございました。一方、パブコメ#953において「個人名を記載することも意図しているか?」との質問に対し「公募占用計画上に個人名を記載していただく意図ではなく、特定の実務経験を有する人材が確保されている体制がとられている点をお示しください」との回答がございました。これは、別紙1で「役員氏名・現所属・肩書・経歴」は記載不要で、「特定の実務経験を有する人材が確保されている」という点を示せばよいと理解しましたが、理解が正しいか改めて確認を頂けますでしょうか?	パブコメ回答953番のとおり、別紙1において個人名の記載を必須としている訳ではありません。ただし、特定の個人の実務経験を評価してもらう意図で計画に記載する場合、その根拠として当該者の履歴書を別紙1もしくは別紙2の添付資料として提出ください。
385	記載要領及び様式集	様式3-1-4 4. (6)	「その他公募占用指針に示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析の内容」については、どのようなリスクを特定し、分析した者が高く評価され、また、低く評価されるのかが全く分からない。評価の基準を明文化されたい。 ※他の別紙についても同様です	長期安定的な事業実施が可能となる計画を評価するため、影響度及び発生頻度の観点から重要と考えられるリスクを公募占用指針で示し、これらのリスクに対する「未然防止策」及び「発現時の対策」の具体的な記載を求め、評価することとしています。なお、公募占用指針に示すリスクは特に重視しているものとして最低限検討いただく大枠(リスクシナリオ区分)及び個別リスク(概要の個別項目)を列挙しています。また、「独自に行ったリスクシナリオ」は、公募占用指針で示されている個別リスク(概要の個別項目)に該当しないものを指し、その意味で大枠(リスクシナリオ区分)が公募占用指針で示されているものと重複していても構いません。評価に当たっては、影響度及び発生頻度の観点から適切なリスク特定がされているか、先行事例等を踏まえて適切な対策が検討されているか、等の観点から、第三者委員会の意見を踏まえて評価を行います。
386	記載要領及び様式集	様式3-1-5	3. 発電設備の運営(O&M)に係る実績 (2). EPC等を担う企業 にて記載する協力企業の実績として、例えば、風車メンテナンスだけでよいのか、その他BOPメンテナンスも入れる必要があるのか	事業実施体制については、 ●「風車の設置」は、タワー及び風車(ナセル・ローター)の設置 ●「海洋土木工事」は、「風車の設置」を除く、公募占用指針第1章(2)で定義する海洋再生可能エネルギー発電設備の海洋における設置工事 ●「発電事業の運営(O&M)」は、公募占用指針第1章(2)で定義する海洋再生可能エネルギー発電設備(事業者が維持し、及び運用する陸上設備含む)の維持管理 それぞれについて、「事業の実施・管理」「EPC等」の役割を担う「主たる者」を記載いただくことを想定しています。 実績については、実施体制上、「主たる者」としている企業の実績を別紙2に記載ください。

番号	該当箇所		質問	回答
387	記載要領及び様式集	様式3-1-5	「発電事業の運営(O&M)に係る実績」で、(1)事業の実施・管理を担う企業、(2)EPC等を担う企業の実績が求められています。発電事業の運営(O&M)であり、(1)、(2)どちらも陸上設備の運営(O&M)に係る実績についても求められており、(1)、(2)どちらも陸上の変電所及び送電線等の陸上設備の運営(O&M)に係る実績は評価対象という理解でよろしかったでしょうか。 陸上の変電所及び送電線等の陸上設備の運営(O&M)に係る実績が評価対象の場合ですが、実績については事業の親和性が示せればよく、国内外の洋上風力発電事業の実績でなくてもよいでしょうか。意見募集12番では国内外の洋上風力発電事業の実績との記載があり、同321番では陸上風力の実績も記載することは可能という回答になっており、確認した次第です。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、陸上設備の維持管理実績については、必ずしも洋上風力発電事業の実績のみに限られている訳ではなく、親和性が示されていれば他事業の実績でも認められます。これは海底ケーブル(海底送電線及び通信ケーブル)の維持管理についても同様です。
388	記載要領及び様式集	様式3-1-5	パプコメ12番では、実績について、当該企業自らの実績ではなく親会社などの実績を記載する場合は、自らの実績と同等と言える根拠として、実績を有する人材・チーム等を親会社・子会社から異動させる(具体的な計画を含む)こと等を示せば良いとあるが、この際に添付すべき実績を有することを確認するための資料(契約書及び仕様書・関係図面等の写し等)について伺いたい。 当該資料には、特定の個人・チーム名ではなく、実績を有する企業名の記載があれば良いとの理解で宜しいか。	根拠の内容は計画ごとに異なることから必要資料を一律にお示しすることは困難ですが、人的体制や情報共有体制等を構築し、外部の実績を事業実施体制に組み込んでいることを根拠をもって明確に示していたければ評価されうと考えます。
389	記載要領及び様式集	様式3-1-5 1	1. 風車の設置に係る実績(1). 事業の実施・管理を担う企業における「発電設備の設置に係った開発期間」は「風車の設置に係る開発期間」が正(未修正)と思われますので、訂正いただきたい。	ご指摘のとおりです。次回以降の公募において様式を修正します。
390	記載要領及び様式集	様式3-1-5 1	「風車の設置に係る実績」で、(1)事業の実施・管理を担う企業、(2)EPC等を担う企業の実績が求められています。「風車」の設置であり、(1)、(2)どちらも陸上設備の設置に係る実績は求められておらず、(1)、(2)どちらも陸上設備の設置に係る実績は評価対象外という理解でよろしかったでしょうか。 陸上設備の設置に係る実績が評価対象の場合ですが、実績については事業の親和性が示せればよく、国内外の洋上風力発電事業の実績でなくてもよいでしょうか。意見募集12番では国内外の洋上風力発電事業の実績との記載があり、同321番では陸上風力の実績も記載することは可能という回答になっており、確認した次第です。	事業実施体制については、 ●「風車の設置」は、タワー及び風車(ナセル・ローター)の設置 ●「海洋土木工事」は、「風車の設置」を除く、公募占用指針第1章(2)で定義する海洋再生可能エネルギー発電設備の海洋における設置工事 ●「発電事業の運営(O&M)」は、公募占用指針第1章(2)で定義する海洋再生可能エネルギー発電設備(事業者が維持し、及び運用する陸上設備含む)の維持管理それぞれについて、「事業の実施・管理」「EPC等」の役割を担う主たる者を記載いただくことを想定しています。 陸上設備の維持管理実績については、必ずしも洋上風力発電事業の実績に限られている訳ではなく、親和性が示されていれば他事業の実績でも認められます。これは海底ケーブル(海底送電線及び通信ケーブル)の維持管理についても同様です。
391	記載要領及び様式集	様式3-1-5 2 (1)	事業者(SPC等)の海洋土木工事の実績対象は、発注者としての管理実績を示すものと読める。したがって、海洋土木工事の発注実績のほかに、ゼネコン等による海洋土木工事の監理実績等もそれに相当するという理解でよいか。	「事業の実施・管理」は、公募占用指針第8章(4)に記載のとおり、「事業に係る責任を有する者が行う、事業計画作成、事業管理、請負企業選定・交渉、事業スケジュール管理等」の役割としており、当該役割の実績が評価の対象となります。なお、「事業の実施・管理」についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限ります。
392	記載要領及び様式集	様式3-1-5 2 (1)	質問2が当方の理解のとおりであったとして、ゼネコン等による海洋土木工事の監理実績を協力企業の実績として保有している場合、当該企業から関心表明を受領したうえでその実績を事業の実施・管理の実績として示すことができるかの理解でよいか。	「事業の実施・管理」についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限ります。
393	記載要領及び様式集	様式3-1-5 2 (1)	(風車の設置、海洋土木工事、発電事業の運営(O&M))において、海洋土木工事の実績対象の変更について。 ○事業者(SPC等)の海洋土木工事の実績対象は、発注者としての管理実績を示し、協力会社にゼネコン等の海洋土木工事の監理実績等を示す理解で良いか確認したい。	「事業の実施・管理」は、公募占用指針第8章(4)に記載のとおり、「事業に係る責任を有する者が行う、事業計画作成、事業管理、請負企業選定・交渉、事業スケジュール管理等」の役割としており、当該役割の実績が評価の対象となります。EPC等については施工(受注)実績が評価の対象となります。
394	記載要領及び様式集	様式3-1-5 2. (2)	「費用金額及びその金額の根拠(見積もりや過去の実績等)を簡潔に記載すること。」に関連して、金額の根拠として見積りを添付した場合と過去の実績を参照した場合とで、評価に差がつくのでしょうか。	確からしさが十分示されているならば、根拠の種類の差だけをもって評価に差はつきません。
395	記載要領及び様式集	様式3-1-5 3.	意見募集12番の「役割(上記3つの役割を細分化する場合も含む)の主たる者に関して複数の協力企業を検討している場合、当該複数の協力企業がどれも役割に求められる適切な実績を持つことが必要。各企業の実績については最も親和性が高いと考える1件のみ記載すること。」について確認させて下さい。 発電事業の運営(O&M)で、役割を細分化し、役割①、②、③がある場合、役割①の協力企業にA社、B社、役割②の協力企業にC社、D社、役割③の協力企業にE社、F社がいる場合、「最も親和性が高いと考える1件のみ記載」というのは、例えば役割①でA社、役割②でC社、役割③でE社を記載するということでしょうか。それとも、発電事業の運営(O&M)で1件(前述の事例ではA～F社のうち1社の実績のみ記載)のみ記載するということでしょうか。	役割を細分化する場合、各役割を担う主たる者それぞれの実績のうち最も親和性が高いと考えるものを1件ずつ記載ください。
396	記載要領及び様式集	様式3-1-6	意見募集の451等で、テクニカルアドバイザーの起用について触れられています。 費用項目については、①見積もりがある場合と、②見積もり及びテクニカルアドバイザーが見積もりの信頼性について検討・評価している場合では、評価に差がつくのでしょうか。	見積書のみで計上する費用金額が根拠を持って十分示されていれば、テクニカルアドバイザーの検討・評価は不要と考えます。

番号	該当箇所		質問	回答
397	記載要領及び様式集	様式3-1-6	『相対取引を計画する場合は、オフテイカーからの合意書・関心表明等の収支計画の適切性が確認できる資料を提出すること。』について、合意書と関心表明等の資料提出とあるが、価格や売電量、期間等が記載されていれば、適切性を確認できる資料として十分と判断されるのでしょうか。実現性を担保する「適切性が確認できる資料」としてどこまで必要となり、どこを評価するのかを事前に明らかにしていただきたい。重要な競争要素になりえるにも関わらず、「適切性が確認できる資料」の具体的な要件が、事前に明らかにされない場合、審査の透明性をどのように担保するのか教えていただきたい。	提出される収支計画との整合性を確認することになります。パプコメ回答91番の「価格や売電量、契約期間」は、収支計画作成に当たって最低限必要な情報と思われるため例示していますが、事業者が作成する収支計画の確からしさの説明のために他にも必要な要素があれば加えてください。疑義がある場合は、国からヒアリング等で確認することとなります。
398	記載要領及び様式集	様式3-1-6	パプコメNo206のQAIに関し、「SPCが、代表企業等の保証に依拠して資金調達をする手法は借入だと考えられるのでコーポレートファイナンスに該当」とありますが、SPCが代表企業等の保証に依拠して金融機関にLCの発行を依頼する場合もコーポレートファイナンスに該当すると考えられますでしょうか。	ご指摘のLCの詳細内容が分かりかねますが、代表企業等の保証に依拠して負債による調達を行う場合はコーポレートファイナンスに該当すると考えられます。
399	記載要領及び様式集	様式3-1-6	建設費用の消費税を賄うために消費税ローンを調達したとしても、DSCRの計算の中にシニアローンのみ(消費税ローンを考慮せず)のフルーを算入してもよいという理解で宜しいでしょうか。	消費税ローンが、消費税の還付金のみを返済原資・担保としている場合、DSCRの計算で考慮する必要はありません。
400	記載要領及び様式集	様式3-1-6	建設費用の一段目および二段目、「洋上設備(風車)」の内訳として二段目に「うち海洋における施工費(風車)」のみが欄として設定されているが、海洋における施工費以外は想定していないため同額が記載されるものとして、このような記入欄の設定となっている理解で正しいか。	基本的にはご理解のとおりです。計画上、風車に係る建設費用が「海洋における施工費」のみで構成される場合、両方の欄に同額を記載し、根拠欄にもその旨を記載ください。
401	記載要領及び様式集	様式3-1-6	陸上設備の撤去費用および金額の根拠を記載する必要がある。海洋に設置した設備の撤去費用は海洋における施工費の70%と定義されているが、陸上設備の撤去費用は事業者で積算若しくは工事会社からの見積もりを根拠とすることで良いか。	ご理解のとおりです。見積もりや過去の実績等から根拠を記載ください。
402	記載要領及び様式集	様式3-1-6 1.(1)	シンジケートローンによる資金調達を行う場合には、シンジケーションを行うアレンジャーのアレンジ額と選定理由の記載で良いか。債券の発行による場合、債券発行幹事証券会社の名前、アレンジの比率、選定理由などの記載で足りるか。	シンジケートローンの場合は、シンジケートローンによる資金調達額及びアレンジャー選定理由を記載ください。 債券を発行する場合は、別紙3にあるとおり「債券種類、発行条件」「債券発行を選択する理由」を記載ください。
403	記載要領及び様式集	様式3-1-6 1.(1)	「※現段階で想定する全ての資金使途と、各資金使途における調達額を記載すること」との記載では、例えば、〇〇費1億円、調達予定額1.2億円のように費用項目毎に計画上の計上額及び(それと同額あるいは上回る)調達予定がいくらかを記載することを求められているのか。 その場合、個別の調達額に分けられない費用項目(いくつかの費用のためにまとめて調達する場合)については、例えば費用に応じて按分した数値を記載するのか、あるいは分かれられない項目をまとめて記載するのか。	使途と紐付けることで、当該資金調達の方法や条件の適切性を確認することが目的です。 そのため、いくつかの費用をまとめて、対応する資金調達内容を記載することは問題ありません。
404	記載要領及び様式集	様式3-1-6 1.(2)	「財務やテクニカルアドバイザー等の専門家による資金・収支計画の適切性の検討・評価の証憑」について、別紙3本編に記載は不要であり、別添の番号等を明確に記載し、証憑資料を提出する形で宜しいでしょうか。	別紙3の1(2)において、専門家による資金・収支計画の適切性の検討・評価の結果概要及び対応する添付資料の内容を明確に説明ください。
405	記載要領及び様式集	様式3-1-6 2.(1)	オフテイカーからの合意書・関心表明書に記載する内容はどのようなものを想定すれば良いか。評価する側として、想定する内容はあるか。 落札後にオフテイカーを変更することは公募占用計画の重大な変更と見做されるか。協力企業の変更は原則避けるべきとの説明と比較し、重要性に差があるかどうかご教示頂きたい。	提出される収支計画との整合性を確認することになります。パプコメ回答91番の「価格や売電量、契約期間」は、収支計画作成に当たって最低限必要な情報と思われるため例示していますが、事業者が作成する収支計画の確からしさの説明のために他にも必要な要素があれば加えてください。疑義がある場合は、国からヒアリング等で確認することとなります。 また、収支計画の実現性の観点から、オフテイカーの変更は基本は避けるべきですが、公募占用計画の変更として認められ得ます。公募占用計画の変更については、公募占用指針第9章(5)の規定に従って、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないか等を確認した上で、問題なければ認められることとなります。

番号	該当箇所		質問	回答
406	記載要領及び様式集	様式3-1-6 2. (2)	【様式3-1-6】別紙3の(2)費用項目の表では撤去費用について「洋上設備の撤去費用」と「陸上設備の撤去費用」に分けて記載するようになっているが、前者は公募占用指針38ページに記された方法（「海洋における施工費」の70%）、後者は見積・既保有の実績等に基づく積み上げ値という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
407	記載要領及び様式集	様式3-1-6 2. (2)	「「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針(案)」に関する意見募集のNo.1398に関連して、金額の根拠として過去の実績を採用する場合、根拠資料としてどのようなものを提出すれば良いか想定をご教示いただきたい。例えば社内データをエクセルでまとめたもの等でも良いか、それとも過去の発注書等を守秘義務に違反しない範囲で開示する形等が望ましいか。	特段指定はないですが、例示いただいたものも含め、確からしさが分かる資料を提出ください。
408	記載要領及び様式集	様式3-1-6 2. (2)	パブリックコメントの中で「具体的な基金への出捐金額など基金の運用詳細については事業者選定後の法定協議会において議論し決定されるものと考えますが、協議会意見とりまとめや協議会構成員による説明会の説明内容の中で言及ある場合は、その内容を踏まえて適切に設定ください。(#765)」とありますが、資金・収支計画を策定するにあたっては法定協議会での議論前(公募占用計画提出時)に基金出捐金の支出タイミングを決めて、損益計算書に地域共生策費用(基金出損金)として組み入れる必要がありますが、この資金計画上の支出タイミングや30年分をどのように分割するかなどは事業者で自由に設定して構わないと理解して正しいでしょうか。	出捐金額総額の目安は、協議会意見とりまとめ記載の金額を用いてください。 出捐タイミング等については、一定の想定の下で自由に設定ください。
409	記載要領及び様式集	様式3-1-6 2. (2)	表中に記載する各費用項目の金額は、複数業務の費用の合計(例えば、調査設計費用などを複数社に発注した費用の総和)となる場合があるが、この場合の「記載金額の根拠」については発注した1件毎の証憑(見積書や請求書等)を添付する必要は無く、例えば金額の大きな費用項目といった代表的な業務について証憑を添付するということでしょうか。	事業者の公募準備コストも勘案すると、全ての見積書の提出を求めることは現実的ではないと考えますので、費用割合の大きい代表的な業務に関する見積書を提出ください。なお、費用に対応する全ての見積書の提出を妨げるものではありません。
410	記載要領及び様式集	様式3-1-6 2. (2)	予備費はその性格上、事業者が一定の想定を置いて設定するものであり、通常の項目における証憑(見積書や請求書等)は存在しないが、エビデンスとしてはどのようなものを想定されているか、ご教示いただきたい。	証憑の提出は必須ではないですが、予備費設定の考え方を記載ください。
411	記載要領及び様式集	様式3-1-6 2. (3)	入札上、財務3表または簡易な財務モデルを提出する事になると思うが、監査によるレビューは必須か。	ご指摘の「監査」が意味するところが必ずしも明らかではないですが、国が公表しているSPC財務三表等フォーマットを活用して、別紙3の添付資料として提出ください。 「資金・収支計画」の項目において、財務やテクニカルアドバイザー等の専門家による検討・評価に関する評価の考え方を示しているので、適切な記載があれば評価の対象となります。
412	記載要領及び様式集	様式3-1-6 3. (1)	パブリックコメントNo.884で風速の経年変動の不確実性(標準偏差)は運転期間として算定することとされているが、30年の占用期間の中で、23年や25年という計画もあり得る。その中で必ずしも23年や25年に合わせる必要があるのか。(1/13説明会における質問)	パブコメ回答884番のとおり、風速の経年変動の不確実性(標準偏差)は運転期間(例:運転期間が23年間の事業計画なら23年間)として算定ください。
413	記載要領及び様式集	様式3-1-6 3. (1)	第三者専門家が算出するP90の発電量における「風況変動」については風況の長期変動のみ含まれ、観測自体の不確かさや補完に伴う不確かさ、ウェイクモデルの不確かさなどは含まれないとの理解で間違いはないか。パブコメNo.886でも同様のコメントがあったが、回答が不明瞭であったため改めて質問させて頂きたく、何を含むのか提示して頂きたい。	パブコメ回答886番のとおり、風況変動の感度分析については、適切な第三者専門家が算出する超過確率P90の風況変動に基づき、感度分析を行ってください。その算出の前提として、ご指摘のような不確実性が反映されている場合は、その旨を記載ください。
414	記載要領及び様式集	様式3-1-6 3. (1)□	感度分析の結果として提出書類に載せるべきKPIはLLCRのみという理解で正しいでしょうか？具体的には、P.63の用紙に感度分析の条件(様式集で求められている「上記LLCRの根拠(変数となる数値、計算の前提等)」)とLLCR結果を記入することで十分でしょうか？ 或いは、その他の感度分析の結果(KPI、発電量、損益分岐点、PIRRなど)も示す必要がありますでしょうか？	別紙3の3(1)には、感度分析を実施した結果のLLCR及びその根拠を記載ください。 なお、別紙3記載のとおり、プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、各シナリオにおいて事業継続に支障がないか、調達先もしくは財務やテクニカルアドバイザー等の専門家と検討した結果を合わせて「上記LLCRとなる根拠」欄に記載ください。
415	記載要領及び様式集	様式3-1-6 3. (1)□	「3.リスクの特定・分析」で示されている感度分析のシナリオについて、当社の経験やアドバイザーの意見を踏まえ、提示されている3つのシナリオ以外にも感度分析を実施する可能性があります。この新規シナリオについては加点の対象となるでしょうか。また、新規シナリオについても財務三表を提出する必要があるでしょうか。	ご指摘の感度分析の新規シナリオが「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析」に該当する場合、要件を満たすことが出来れば、「トップランナー」と評価され加点される可能性はあります。

番号	該当箇所		質問	回答
416	記載要領及び様式集	様式3-1-6 3. (1)	感度分析における維持管理費用および保険料の対象期間は運転開始以降との理解でよいか？（公募占用指針P52、53の表区分によれば、運転開始以降と読める）	ご理解のとおりです。
417	記載要領及び様式集	様式3-1-6 4. (1)	信用格付業者による信用格付が無い場合には、②や③の項目で適切に蓋然性が疎明できれば条件充足可能という理解で差し支えないか。また、条件を充足するために必要となる信用格付の目安等があればご教示頂きたい。	ご理解のとおりです。第三者委員会の意見も踏まえ、資金調達能力を適切に評価します。
418	記載要領及び様式集	様式3-1-6 4. (1)	パプコメ455の回答には、LOIの金額記載は任意で評価に影響しないとある一方、パプコメ900の回答で、貸付可能額や貸し付け条件を記載できる場合は事業実現性評価のうち「資金・収支計画」における評価の対象になるとある。矛盾していると考えるが、どちらかが正か。	パプコメ回答455番は、LOI記載の融資金額の多寡のみをもって評価に差がつかないという趣旨です。他方、パプコメ回答900番は、仮に貸付可能額及び貸付条件が具体的かつ分かりやすく記載できる場合は、公募占用指針の評価の考え方に照らして評価の対象となり得るという趣旨です。
419	記載要領及び様式集	様式3-1-6 4. (2)	令和5年1月13日に開催された説明会でも質問がありましたが、LOIの評価について確認させて下さい。意見募集の455番と900番では、一見回答内容が相違しているように見受けられます。900番の回答は、貸付可能額及び貸付条件の記載により評価に差がつくとは言っておらず、LOIの取得が評価の対象になることのみ言っているという認識ですがよろしかったでしょうか。455番と900番ではどちらも、評価の対象はLOI取得の有無だけであり、内容で差がつくことはないという回答頂いている認識ですがよろしかったでしょうか。	418番の回答をご覧ください。
420	記載要領及び様式集	様式3-1-7	2022年12月28に公示された公募占用指針(案)に関する意見募集の結果において、248番にて【「※占用の区域以外の陸上に位置する変電設備等についても記載すること。」との記載があるが、一般送配電事業者との連系点まで記載するという理解で良いでしょうか。】という質問に対し、【ご理解の通りです】との回答がなされているが、上記※印の記載は同日に公表された様式集から削除されていること、また意見募集の21番の回答を踏まえると、別紙4については陸揚げ点よりも陸側の設備について記載は不要という認識でよいか？	別紙4には海底送電線等の陸揚点以外の陸上設備についての記載は不要です。したがって、連系点までの記載は不要です。
421	記載要領及び様式集	様式3-1-7	パブリックコメント#85の回答の中で「公募占用計画の審査・評価に当たっては、日本語の資料のみを評価しますので、翻訳文を添付してください。」とございますが（#432, 603などでも言及）、発電量の予測に係る適切な根拠資料につき、「上記の発電量とする根拠」にて根拠資料（英語原本）より抜粋し、日本語に訳す形で対応することで問題ないでしょうか？或いは、根拠資料原本一式全てに日本語仮訳をつけて提出する必要がありますでしょうか。	抜粋した翻訳文の提出でも構いませんが、英語原本のどこから抜粋しているのか分かるようにしてください。また、パプコメ回答85番のとおり、公募占用計画の審査・評価に当たっては、日本語の資料のみを評価しますのでご注意ください。
422	記載要領及び様式集	様式3-1-7	①図示が必要となるのは占用の区域内のみでしょうか。区域外を利用する計画がある場合、そこも記載必要でしょうか。 ②「再エネ海域利用法第17条第2項に基づき公示される占用の区域について、同法第14条第2項第1号の占用の区域と異なる区域の指定を希望する場合」とありますが、第17条は公募占用計画の認定後についてと理解しております。経済産業大臣及び国土交通大臣から指定される占用区域が確定していない段階で本項目はどのようなことの記載を想定されているでしょうか。	①について、公募占用指針に示された占用の区域以外の海域に海底送電線及び通信ケーブルを配置する場合には、当該配置場所も記載してください。 ②について、「再エネ海域利用法第17条第2項に基づき公示される占用の区域」の考え方は公募占用指針第9章(3)をご覧ください。公募参加者において、発電設備の設置や維持管理に必要な区域を勘案して、必要最小限の範囲で設定してください。既に事業者選定済みの促進区域において指定された「占用の区域」については、経済産業省・国土交通省HPIに掲載されている公募占用計画の認定時の公表資料(図面)をご覧ください。
423	記載要領及び様式集	様式3-1-7 1. (1)	※陸上の変電設備・送電線等は記載不要。との記述について、パブリックコメント#21の回答の中で各別紙における陸上設備の取り扱いを整理頂いていますが、不要とされている別紙内であっても陸上送変電設備について記載することは減点とはならないという理解で正しいでしょうか。	減点とはなりませんが、各別紙にはページ枚数制限目安が設定されていますので、その点は留意ください。
424	記載要領及び様式集	様式3-1-7 1. (2)	促進区域（公募占用指針p78の各座標を結んだ線及び陸岸に囲まれた海域）の内側にある海岸保全区域、促進区域（同左）の外側にある海外保全区域は、それぞれ、当該面積表のどの欄に該当するか。 公募占用指針p77 別添1の冒頭において、本公募対象区域（中略）は、下表に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、港湾区域（中略）及び海岸保全区域（中略）以外の海域である。 とあり、海岸保全区域は、公募指針p77にいう「本公募対象区域」からは除外されると理解できるが、別紙4 1.(2)の面積表にいう「促進区域」からも除外されるか伺いたいもの。	海岸保全区域については、面積表の「上記以外の海域」に該当します。なお、海岸保全区域は促進区域に含まれません。

番号	該当箇所		質問	回答
425	記載要領及び様式集	様式3-1-7 2.	促進区域(公募占用指針p78の各座標を結んだ線及び陸岸に囲まれた海域)の内側にある海岸保全区域、促進区域(同左)の外側にある海外保全区域は、それぞれ、当該項にいう「促進区域の指定がなされていない一般海域」に該当するか。 上項同様、公募占用指針p77 別添1の冒頭において、本公募対象区域(中略)は、下表に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、港湾区域(中略)及び海岸保全区域(中略)以外の海域である。 とあり、海岸保全区域は、公募指針p77にいう「本公募対象区域」からは除外されると理解できるが、別紙4 2.「その他海洋再生可能エネルギー発電設備の配置に関する事項」における「促進区域の指定がなされていない一般海域における海底送電線等の設置の有無」の項にいう「促進区域」からも除外されるか伺いたいもの。	海岸保全区域は「促進区域の指定がなされていない一般海域」に含まれません(そもそも海岸保全区域は一般海域に該当しません)。
426	記載要領及び様式集	様式3-1-7 2.	「促進区域の指定がなされていない一般海域における海底送電線等の設置の有無」を確認する欄があるが、これは「海底送電線及び通信ケーブル」のみの設置の有無を確認しているということでしょうか。 例えば、CTV係留のためにO&M拠点の岸壁前面の海上に設置する棧橋や漁業共生策の一貫で促進区域外の海洋に設置する漁礁等も確認の対象外ということでしょうか	209番の回答をご覧ください。
427	記載要領及び様式集	様式3-1-7 2.	「振動」について、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10 年6 月12 日通商産業省令第54 号) 第21条第1項第5 号「風力発電所 別表第6」において、風力発電所に係る環境影響評価の参考項目が示されており、振動は建設機械の稼働、施設の稼働いずれにおいても参考項目に選定されておらず、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和2 年11 月)において風力発電所に係る「参考項目」の設定根拠は以下のとおり示されています。 建設機械の稼働: 工事中は建設機械の稼働に伴い振動が発生するが、振動は距離減衰が大きく、その影響は工事場所の近傍に限られる。また、他の発電所と比較して改変面積が小さく工事期間が短いため、環境保全上の支障が生じることは想定しにくいことから、参考項目として設定しない。ただし、既設の施設の撤去工事等を伴う場合や工事用道路等を改変する場合であって、かつ、当該工事場所の近傍に民家等が存在し、環境保全上の支障が生じることが予想される場合は除く 施設の稼働: 風力発電所の供用時の振動については、特段問題となるような振動レベルではないことから、参考項目として設定しない。 上記から、風力発電所設置による振動の影響は想定されないものと考えられるが、本別紙においては工事中、運転中いずれの時期における、どのような事象を想定しているかご教示いただきたい。	別紙4の当該箇所は、「振動」含めて例示になりますので、海域の状況や計画に応じて考慮不要と判断される項目については記載不要です。なお、振動については、特に沿岸部において、建設中に影響が生じるケースを想定しています。
428	記載要領及び様式集	様式3-1-7 3. (2)	独自に行ったリスクの特定・分析のリスクシナリオについて、陸上設備にかかるリスクシナリオを想定し、記載したものについても評価区分「優れている」の評価対象となるか、確認させていただきたい。	第三者委員会の意見も踏まえる必要がありますが、影響度及び発生頻度の観点から適切なリスクシナリオであれば、評価され得ると考えます。
429	記載要領及び様式集	様式3-1-8 2. (3)	独自に行ったリスクの特定・分析のリスクシナリオについて、陸上設備にかかるリスクシナリオを想定し、記載したものについても評価区分「優れている」の評価対象となるか、確認させていただきたい。	第三者委員会の意見も踏まえる必要がありますが、影響度及び発生頻度の観点から適切なリスクシナリオであれば、評価され得ると考えます。
430	記載要領及び様式集	様式3-1-9 2. (1)	公募指針には、公募段階における構造解析は静的解析までで良いとしているものの、統一的解説では時刻歴応答解析に関する記述等もございます。この項目にチェックを入れる条件として、現時点で統一的解説に記載の全事項を満足していることを要求しているのでしょうか。あるいは現時点での静的解析の範囲内で統一的解説に反していないことを要求しているのでしょうか。	後者です。公募段階における構造解析は、静的解析までで良いこととしています。
431	記載要領及び様式集	様式3-1-9 2. (2)	2. 海洋再生可能エネルギー発電設備の構造等 (2). 構造 のうち「送変電システム」の頁の注記に「※陸上の変電設備・送電線等は記載不要。」とあり、2022年12月28日公示のパブリックコメント21番には、考え方として「【設備構造(別紙6)】・陸上設備の構造等は評価対象外ですので、記載は必要ありません。」と記載されております。 一方で、パブリックコメント249番では、「記載すべき送変電システムには、洋上変電施設、海底送電線のほか、陸上の変電設備・送電線等も含まれるのでしょうか。」との意見に対し、「ご理解のとおりです。」と記載されており、前段の考え方と相違がございます。 本件につき、パブリックコメント249番の考え方は誤記で、陸上の変電設備・送電線等の構造は記載不要との理解でよろしいでしょうか。	様式集及びパプコメ回答21番のとおり、別紙6の「送変電システム」の欄に、陸上の変電設備・送電線等の記載は不要です。
432	記載要領及び様式集	様式3-1-9 2. (2)	風車以外の各設備とはP75のその他主要機器と同じ意味でしょうか？ 同じ意味である場合、P75に従い記載は任意ということでしょうか？	別紙6の2(2)の「風車以外の各設備」とは、「その他主要機器」を指すのではなく、タワー・基礎・送変電システムを含む、別紙6で記載することとしている風車以外の設備を指します。

番号	該当箇所		質問	回答
433	記載要領及び様式集	様式3-1-9 2. (2)	「複数案を記載する場合には最も評価の低いものが評価対象となる」とありますが、「※記載は任意」とあるその他主要機器などの任意項目について提案した場合は評価が上がるのでしょうか。また、任意項目を記載した場合にその内容が伴っていないとみなされた場合（検討が不十分、具体性に欠けるなど）は減点となるのでしょうか。	特定の機器を記載することで評価が高くなる訳ではなく、評価の考え方にに基づき、計画を評価することになります。
434	記載要領及び様式集	様式3-1-9 2. (2)	各設備というものはどこまでを指しているのか、具体的な範囲をお示しいただけますでしょうか。（例えば、洗堀防止工・防食工・航行支援システム・コンディションモニタリングなど）	別紙6の2(2)の「風車以外の各設備」とは、「その他主要機器」を指すのではなく、タワー・基礎・送変電システムを含む、別紙6で記載することとしている風車以外の設備を指します。
435	記載要領及び様式集	様式3-1-9 3.	独自に行ったリスクの特定・分析のリスクシナリオについて、陸上設備にかかるリスクシナリオを想定し、記載したものについても評価区分「優れている」の評価対象となるか、確認させていただきたい。	第三者委員会の意見も踏まえる必要がありますが、影響度及び発生頻度の観点から適切なリスクシナリオであれば、評価され得と考えます。
436	記載要領及び様式集	様式3-1-9 4.	現在、お示しいただいている系統資料では「ファーム接続」となっており、「調整力」・「系統混雑の緩和」に対しては発電側ではなく、系統側が対応する内容と考えられます。その場合、発電側で「調整力」・「系統混雑緩和」を行うには限界があり、どのような対策を期待されるかについて、お示しいただきたい。	パプコメ回答4番は、「一般送配電事業者が行う、系統制約・出力抑制の結果としての「余剰」に対する対策」は求めませんが、それでもなお、発生する「余剰」に対して発電所側でとることのできる取組（例：発電量予測精度の向上、蓄電池の設置等）が評価の対象になる、との趣旨です。
437	記載要領及び様式集	様式3-1-10	「複数の案を記載することも可。その場合、最も評価の低いものが評価対象となる点に留意すること」との記載がありますが、リスク管理の観点からはバックアッププランを作成して準備する事がプロジェクト成功のカギと考えます。上記関連から、確認させてください。 評価の高い案のみ記載していても、想定できない事態が発生し、その案で対応できない事態もあるため、若干信頼性が低く評点が低くなる可能性のある案も記載した方が、プロジェクトの計画能力が高いと思いますが、それでも評点の低い案のみが評価されるのでしょうか。	リスク管理の観点からのバックアッププラン作成の重要性は国としても強く認識しており、そうした提案はリスクシナリオの観点で適切に評価します。 他方、工事の確実性や効率性の評価の観点からは、同じ確率の複数案がある場合は、評価の低い方で評価を行うことが適切と考えます。
438	記載要領及び様式集	様式3-1-10 1.	施工方法の項目に「（風車設置時に利用する港湾の詳細を含む）」と12月28日公表時に追記されています。 この港湾の詳細として、希望する利用スケジュール等の通知に記載が求められる内容（港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール）と同程度の記載が求められているという理解で良いでしょうか。	「風車設置時に利用する港湾の詳細」として、以下の事項を記載してください。 ・利用する港湾、埠頭の名称・位置・諸元、利用スケジュール ・港湾の利用が可能であることを施設管理者へ確認した結果等の概要（回答書や同意書、検討資料等の詳細は添付書類で構いません） ・埠頭の利用計画（プレアッセンブリや部材蔵置等の計画） ・ヤード整備、原状回復の計画 ・その他、港湾の利用に関して検討した事項
439	記載要領及び様式集	様式3-1-10 1.	「上記施工方法が、地盤条件に照らして適切な工法であることの根拠」について、港湾の地盤条件は公募占有指針（別添3）に基づき、地耐力一律35t/m2として検討してよいでしょうか？ また、岸壁背面への重量物の設置・載荷について、検討するための港湾岸壁の設計条件を提示願います。（35t/m2まで載荷しても問題ないのであれば不要）	「促進区域と一体的に利用できる港湾」の埠頭については、各地方整備局HPIにて公表されている平面図・断面図をご確認ください。
440	記載要領及び様式集	様式3-1-10 1.	パプコメ398の回答で、「EPC等に複数候補がいる場合でも、施工計画については、最も妥当と考える1つの施工計画スケジュールを策定ください。」とあるが、1275の回答では、「施工計画についても複数案を示すことは可能です。」とある。矛盾していると考えるが、どちらが正となるのか。	精査の上で最も妥当な施工計画を記載することが望ましいですが、別紙7記載のとおり、複数案の記載も可とします。ただし、複数案記載の場合は、最も評価の低いものが評価対象となる点に留意ください。
441	記載要領及び様式集	様式3-1-10 2. (1)	「ISO45001（労働安全衛生）やCOHSMS（建設業労働安全衛生マネジメントシステム）又はこれらと同等の認定等の取得状況・予定」については、海洋土工事を担当する協力企業における取得状況・予定という理解で正しいか。	海洋土工事におけるEPC等を担う企業（応募企業、コンソーシアム・SPC構成員又は協力企業）を対象とします。
442	記載要領及び様式集	様式3-1-10 3.	独自に行ったリスクの特定・分析のリスクシナリオについて、陸上設備にかかるリスクシナリオを想定し、記載したものについても評価区分「優れている」の評価対象となるか、確認させていただきたい。	第三者委員会の意見も踏まえる必要がありますが、影響度及び発生頻度の観点から適切なリスクシナリオであれば、評価され得と考えます。

番号	該当箇所		質問	回答
443	記載要領及び様式集	様式3-1-10、様式3-1-11	秋田県八峰町及び能代市沖等の「洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点」において、「適切な離隔を確保すること」といった記載があるが、これは設備の構造/施工計画において配慮した事項のみを記載する理解で良いか(海洋再生可能エネルギー発電設備の配置における配慮事項は記載不要)	別紙6においては、設備の構造に関して考慮した事項を、別紙7においては、施工計画に関して考慮した事項を記載してください。なお、「設置位置等についての留意点」を踏まえて考慮した事項については別紙4の所定の欄に記載してください。
444	記載要領及び様式集	様式3-1-11 2. (3)	独自に行ったリスクの特定・分析のリスクシナリオについて、陸上設備にかかるリスクシナリオを想定し、記載したものについても評価区分「優れている」の評価対象となるか、確認させていただきたい。	第三者委員会の意見も踏まえる必要がありますが、影響度及び発生頻度の観点から適切なリスクシナリオであれば、評価され得ると考えます。
445	記載要領及び様式集	様式3-1-12 2.	独自に行ったリスクの特定・分析のリスクシナリオについて、陸上設備にかかるリスクシナリオを想定し、記載したものについても評価区分「優れている」の評価対象となるか、確認させていただきたい。	第三者委員会の意見も踏まえる必要がありますが、影響度及び発生頻度の観点から適切なリスクシナリオであれば、評価され得ると考えます。
446	記載要領及び様式集	様式3-1-13	パプコメ#733で、④変電設備 は、陸上/洋上問わず、変電設備を記載するとの理解で相違ないか？という質問に対して“ご理解のとおり”と記載があるが、様式集には陸上設備は⑤その他に記載するように指示がある。陸上変電設備はどちらに記載する方針か。	変電設備に関しては3(2)④、送電線等のそれ以外の設備は3(2)⑤に記載ください。
447	記載要領及び様式集	様式3-1-13	意見募集の733番では「別紙10の④変電設備とは『洋上変電設備/陸上送変電設備』である」と示されたが、意見募集254番には「事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線、通信ケーブルに関する内容については⑤その他に記載ください。」と⑤その他にも変電施設が含まれており、矛盾した回答が見られる。前者が正と理解するが、念の為いずれの内容が正か改めてお示しいただきたい。	446番の回答をご覧ください。
448	記載要領及び様式集	様式3-1-13	「法令」及び「統一的解説」への適合としてのチェック欄がありますが、チェックを入れるということは、「法令」及び「統一的解説」の該当箇所に対して、細かい記載をする必要は無いという理解でよいでしょうか。(チェック欄を設けた意図についてご教示ください)	本公募占用指針第5章(1)2)iv)において、「関係法令、基準及び本公募占用指針に記載された事項並びに認定を受けた公募占用計画に従って事業を実施すること。」を遵守事項としています。公募占用計画においてチェックを入れることで、「法令」及び「統一的解説」に適合する保守点検及び維持管理を実施する計画であることが明確になるため、違反があれば、公募占用計画の認定が取り消され、また他の促進区域での公募への参加を一定期間認めない可能性があります。したがって、チェックしさえすれば良いという認識ではなく、法令及び統一的解説を十分理解した上で、適合する計画を作成ください。
449	記載要領及び様式集	様式3-1-13 3. (2)	3. 保守点検及び維持管理の方法等 (2). 保守点検及び維持管理の方法の注記に「※陸上設備(事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線、通信ケーブル等)については、⑤その他の項目にまとめて記載すること。」と指示されている一方、パブリックコメント21番では、「「(3)保守点検及び維持管理の方法」に、設備区分が記載されているが、④変電設備は、陸上/洋上問わず、変電設備を記載するとの理解で相違ないか。つまり、④洋上変電設備/陸上送変電設備という理解で相違ないか。」との意見に対し、「ご理解のとおりです。」と考え方が記載されており、前段の指定と相違がございます。本件につき、パブリックコメント21番の考え方は誤記であり、様式集の指示通り⑤その他の項目に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	446番の回答をご覧ください。
450	記載要領及び様式集	様式3-1-13 3. (2) ④、⑤	パプコメ253にて「陸上設備については、⑤その他でまとめて記載ください。」と記載があるが、陸上変電設備については「⑤その他」に記載するということでしょうか。その理解が正しければ、洋上変電施設を予定していない場合、「④変電施設」の箇所は非該当とすればよいのか。	446番の回答をご覧ください。
451	記載要領及び様式集	様式3-1-13 5. (3)	独自に行ったリスクの特定・分析のリスクシナリオについて、陸上設備にかかるリスクシナリオを想定し、記載したものについても評価区分「優れている」の評価対象となるか、確認させていただきたい。	第三者委員会の意見も踏まえる必要がありますが、影響度及び発生頻度の観点から適切なリスクシナリオであれば、評価され得ると考えます。
452	記載要領及び様式集	様式3-1-14	パプコメNo.21にて「【撤去(別紙11)】・陸上設備の撤去方法は評価対象外ですので、記載は必要ありません。金額や算出根拠については別紙3のみに記載ください。」とあり、陸上設備の撤去方法については記載不要と理解していたが、1/13の公募説明会では収支計画との整合を図る観点から記載が必要と回答があったと理解しており、パプコメと説明会との見解に相違がみられる。いずれの方針で対応すべきかご見解を伺いたい。	1月13日の説明会では、「撤去別紙11について、陸上設備の撤去方法は評価対象外になりますので記載は必要ありません。ただ、撤去費用につきましては収支計画の観点から必要になりますので別紙3に記載ください。」との趣旨の発言を国からしたので、パプコメ回答21番と齟齬はないと考えます。

番号	該当箇所		質問	回答
453	記載要領及び様式集	様式3-1-14 1. (2)	パプコメ1016番において、撤去方法の詳細が評価の対象にならない旨改めて強調されているが、ではこれの記入欄を設けている意図は何でしょうか。	本公募占用指針第9章(5)に記載のとおり、「施設の一部を残置等する公募占用計画を作成した場合においては、建設工事着手日までに撤去工事の実施候補者を含む施設の撤去方法を具体化し公募占用計画を変更しなければならない」とこととしています。公募占用計画の提出時点においては撤去方法の詳細についての記載は任意ですが、事業者選定後に記載頂く必要があることから記入欄を設けています。
454	記載要領及び様式集	様式3-1-15 1. (1)	ハードに係るサプライチェーンに船舶が分類されているが、船舶はソフトに係るサプライチェーンに分類されるものではないか。(1/13説明会における質問)	本公募では船舶はハードに係るサプライチェーンに区分します。
455	記載要領及び様式集	様式3-1-15 1. (1)	ハードに係るサプライチェーンに「船舶」が記載されているが、これは具体的にどの範囲を想定しているのでしょうか。建設工事の施工に係るサプライチェーンは対象外とされているので、維持管理段階における人員輸送(CTV)や部品取り替え工事に用いる船舶という理解で良いでしょうか。	パプコメ回答97番のとおり、サプライチェーン形成計画の評価対象範囲は、運転開始後に限らず、運転開始のための調達に関しても対象です。公募占用指針第8章(4)3) i) 記載の「建設工事の施工に関するサプライチェーンは含まない」は、施工に伴う建設資材(既にサプライチェーンが構築されている資材)のサプライチェーン形成計画は評価対象外という意味であり、SEP船等の運転開始のために必要となる船舶の調達計画も作成ください。また、運転・維持管理段階における、故障時の修理や維持管理に用いるCTV等の船舶の計画もあわせて作成ください。
456	記載要領及び様式集	様式3-1-15 1. (1) ①、②	【様式3-1-15】別紙12電力安定供給に記載すべきサプライチェーンの範囲について、ご質問させていただきます。パプコメ回答522、682、1256にて、別紙12の評価対象は運転期間中のスペア部品サプライチェーンにとどまると読み取れる一方で、パプコメ回答97、1062にて建設期間中のサプライチェーンも評価範囲に含まれているように読める。海底ケーブルを例にとると、建設期間中に使用するケーブル(サプライヤー、調達数等)及び、スペアのケーブル(サプライヤー、調達数、保管場所等)の両方を記載すべきか、またはスペアに関してのみ記載すべきか、ご教示頂きたい。	パプコメ回答97番のとおり、サプライチェーン形成計画の評価対象範囲は、運転開始後に限らず、運転開始のための調達に関しても対象です。公募占用指針第8章(4)3) i) 記載の「建設工事の施工に関するサプライチェーンは含まない」は、施工に伴う建設資材(既にサプライチェーンが構築されている資材)のサプライチェーン形成計画は評価対象外という意味です。したがって、海底ケーブルを例にとると、運転開始のために調達するケーブル(サプライヤー、調達数等)及び、スペアのケーブル(サプライヤー、調達数、保管場所等)の両方を記載ください。
457	記載要領及び様式集	様式3-1-15 1. (1) ①、②	前問に続き、様式集の欄にある「在庫保管場所」、「在庫日数」等は、スペア部品に関してのみ記載が可能な内容であるため、仮に当別紙には建設期間中の部品も評価範囲に含まれる場合、これらの欄は空白に留めることでよろしいか？	ご質問の「在庫保管場所」、「在庫日数」等は、別紙12記載のとおり、あくまで「記載例」なので不要でしたら項目をつくる必要はありません。
458	記載要領及び様式集	様式3-1-15 1. (1)	1. パプコメNo.97において「電力安定供給」におけるサプライチェーン形成計画においては運転開始後に限らず、公募占用指針第8章(4)に記載の対象範囲のサプライチェーンを記載ください。」と回答があるが、公募占用指針第8章(4)には「建設工事の施工や陸上送変電設備に関するサプライチェーンは含まない。」と記載があり、運転開始前のサプライチェーンは対象外とも受け取ることができる。明確化の観点から、今一度記載する範囲に運転開始前が含まれるか否かを明示いただきたい。 2. 仮に運転開始前のサプライチェーンについても記載が必要となる場合、各部品、船舶の調達先候補が運転開始前と後で異なる可能性があるが、その際どのように記載すればよいかご教示いただきたい。	1. 456番の回答をご覧ください。 2. 公募占用指針第8章(4)3) ii) の規定に基づき、変更を行うこととなります。
459	記載要領及び様式集	様式3-1-15 1. (1)	今回新たに追加された船舶について、記載対象となる船舶は運転開始後に必要となる船舶と理解したが、認識に相違ないか確認いただきたい。	455番の回答をご覧ください。
460	記載要領及び様式集	様式3-1-16	様式上「国内洋上風力発電における実績」「国内陸上風力発電における実績」「洋上風力と親和性が高い事業における実績」とあるが、例えば国内陸上風力発電で該当する実績を示す場合、他の欄は削除してよいでしょうか。	削除可能です。記載要領の3.記載内容において、「様式中の注記や記載要領指示等は、応募者において適宜削除してよい。」と示しています。

番号	該当箇所		質問	回答
461	記載要領及び様式集	様式3-1-16	関係行政機関の長等との調整を「開発段階」「建設工事段階」「運営段階」の3段階に区分し、各段階ごとに体制を明示する場合、調整実績は段階ごとに示すと理解してよいでしょうか。例えば、段階ごとに体制は異なるが主たる役割を担う者がいずれもA社の場合、各段階で親和性の高いと考えられる実績3種を段階別にそれぞれ示すと理解してよいでしょうか。	「調整実績」に関する政府の考え方は、以下のとおりです。「関係行政機関の長等との調整」を細分化し、それぞれ対応する実績を記載することは問題ないですが、その場合でも運転段階に至っている案件の実績であることなど、以下の考え方は適用されることに留意ください。 ●「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整 実績は評価対象にはならない。 ●主たる者として複数企業が関係行政機関の長等との調整を担う場合は、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱う。 ●洋上風力発電事業は長期間にわたることから、基本的には、特定の個人ではなく法人としての 調整体制を実績の対象とする。 ●「国内洋上風力発電」の調整実績には、港湾区域や一般海域における実証事業（着床式・浮体 式両方）も含まれる。 他方、各県知事意見作成に当たっての評価の考え方は必ずしも国と同じでないので、協議会構成員説明会における説明・質疑応答、他の質問に対する回答も参考にし、各区域に対応させた計画を作成ください。
462	記載要領及び様式集	様式3-1-16	事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う主たる法人は構成員Aであるが、構成員Bの担当者も一部調整担当者を担うケースが想定される。 このような場合、調整を担う主たる法人である構成員Aの調整の実績を提示し、構成員Aの調整の実績を評価いただく形でよいか。それとも、調整担当者に構成員Bの担当者も記載した時点で、構成員Bの調整の実績の記載が必要なのか。	体制については、仮に複数企業の連携で対応する場合は、実態に合わせて主たる者（法人・担当者）に加えて補佐役の者（法人・担当者）も体制表を記載ください。 その場合でも、調整実績については、主たる者（法人）の実績のみを記載ください。なお、主・補佐の区別なく複数法人で調整を進める場合は、両者の実績を記載ください。その場合、低い者の実績が評価対象となります。 なお、「調整実績」に関する政府の考え方は、以下のとおりです。「関係行政機関の長等との調整」を細分化し、それぞれ対応する実績を記載することは問題ないですが、その場合でも運転段階に至っている案件の実績であることなど、以下の考え方は適用されることに留意ください。 ●「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整 実績は評価対象にはならない。 ●主たる者として複数企業が関係行政機関の長等との調整を担う場合は、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱う。 ●洋上風力発電事業は長期間にわたることから、基本的には、特定の個人ではなく法人としての 調整体制を実績の対象とする。 ●「国内洋上風力発電」の調整実績には、港湾区域や一般海域における実証事業（着床式・浮体 式両方）も含まれる。 他方、各県知事意見作成に当たっての評価の考え方は必ずしも国と同じでないので、協議会構成員説明会における説明・質疑応答、他の質問に対する回答も参考にし、各区域に対応させた計画を作成ください。
463	記載要領及び様式集	様式3-1-16	別紙13の「調整を行うための体制」に記載する氏名は、“調整を行う主たる者”として実績を記載した企業に所属する人物を記載するという理解で良いでしょうか。 仮に、過去の調整実績を記載しない、主たる者を補佐する企業を設けて、その企業に所属する人物の氏名を記載して体制に組み込むと評価は下がるのでしょうか。	462番の回答をご覧ください。
464	記載要領及び様式集	様式3-1-16	＜資源エネルギー庁様及び国土交通省様への質問です＞ 12/28付「公募占用指針（案）のパブコメ回答」No.292の回答にて「「関係行政機関の長等との調整能力」に係る「調整実績」の考え方は以下のとおりです。なお、同項目の評価に当たっては、関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価することとしております。」との回答を踏まえ、都道府県から調整実績について国と異なる考え方が示された場合には、そちらが尊重されるという理解で相違ないか。	基本的にはご理解のとおりです。公募占用指針第7章(3)2)のとおり、評価項目のうち「関係行政機関の長との調整能力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済への波及効果」の3項目については地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、都道府県知事の意見が再エネ海域利用法第7条に規定する基本方針に掲げる目標と整合的である場合は（すなわち、合理的理由に欠ける場合を除いて）、都道府県知事意見を最大限尊重して評価を実施します。
465	記載要領及び様式集	様式3-1-16	役割を分割し主たる者として複数者が関係行政機関との調整を担う場合、分割した役割毎に当該役割の主担当企業の実績を1件ずつ記載できるという認識で相違ないか。例えば、関係行政機関の長等との調整における調整項目が、その調整内容に基づき5項目（①～⑤）に分割されており、①～③はSPC構成員Aが、④及び⑤はSPC構成員Bが主たる役割を担う場合、調整項目①については構成員Aの α という過去実績、調整項目②については構成員Aの β という過去実績を記載する、という形として問題無いか、御教示頂きたい。	462番の回答をご覧ください。
466	記載要領及び様式集	様式3-1-16	P92の調整実績（概要表）について3点ご教示ください。 ①関係行政機関との調整を担う主たる者の実績を1件記載するという理解でよいでしょうか。その場合、実績を有した時の所属先は問わないという理解でよいでしょうか。 ②様式集の表のフォームは、実績がいくつも記載できるようになっていますが、記載できるのは1件という理解でよいでしょうか。 ③「主たる者として複数者が関係行政機関との調整を担う場合は、当該各社毎の実績を1件ずつ記載できる」とありますが、同じ企業内で複数人が担う場合は、いずれか一人の実績1件を記載できるという理解でよいでしょうか。	462番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所		質問	回答
467	記載要領及び様式集	様式3-1-16 様式3-1-17 様式3-1-18	地元関係者が確認する資料について、意見募集No.360の回答では「基本的には様式集【様式3-1-3】「事業実現性に係る各評価の考え方への対応」の別紙13関係～別紙15関係の要旨に記載される内容を都道府県に提供する予定」とあるが、この意味するところは、地元関係者に提供される資料は【別紙13関係～別紙15関係の1ページ以内(厳守)と示された要旨の様式】のみであり、【別紙13関係～別紙15関係の評価の考え方を満たしている根拠を記載する「評価の考え方への対応」の様式】については対象外という理解で良いか、確認したい。	103番の回答をご覧ください。
468	記載要領及び様式集	様式3-1-16、様式3-1-17、様式3-1-18 要旨	都道府県知事の評価にあたり、都道府県に送付される資料は要旨のみで、別紙や添付資料は共有されないのか。(1/13説明会における質問)	103番の回答をご覧ください。
469	記載要領及び様式集	様式3-1-17	パプコメ#351によると、「事業者による基金の使途の提案を妨げるものではない」とされております。一方、実際の基金の使途は事業者選定後の協議会における議論を踏まえて決定されるものと理解しています。上記を踏まえ、公募占用計画に記載された基金の使途に関する事業者からの提案内容も「周辺航路、漁業等との協調共生」における評価対象となると理解してよいか確認させていただけますでしょうか。	共生基金の最終的な用途は、事業者選定後に協議の上で決定することとなりますが、協議会意見とりまとめや協議会構成員説明会の内容等を踏まえて、別紙14において共生基金を活用した協調共生策を提案ください。「周辺航路、漁業等との協調共生」における主な評価対象となります。
470	記載要領及び様式集	様式3-1-17	パプコメ#351によると、「事業者による基金の使途の提案を妨げるものではない」とされております。一方、実際の基金の使途は事業者選定後の協議会における議論を踏まえて決定されるものと理解しています。上記を踏まえ、公募占用計画において基金の使途を提案し、その後の協議会において提案内容と異なる使途が決定された場合、公募占用計画の変更手続きが必要となるのでしょうか。	協調共生策が変更になった場合は、本公募占用指針第9章(5)の規定に従って、変更手続きを行うこととなります。
471	記載要領及び様式集	様式3-1-17	地域共生策について、事業者が「基金の使途としての提案」および「基金とは別に事業者が行う共生策の提案」の両者ともを公募占用計画に記載する場合、各提案がどちらに属する提案かどうかを明記する必要がありますでしょうか。仮に明記されていない場合、どの共生策が基金の使途としての提案かどうか客観的に判別できないため、協議会における基金使途の最終的な決定内容に関わらず(提案時に事業者が基金の使途として想定していた提案内容が協議会において採用されたかどうかに関わらず)、公募占用計画に記載された全ての地域共生策について、事業者が実施する責務を負うものと理解しておりますが、その理解で差支えないでしょうか。	各協調共生策について、共生基金の内数なのか外数なのかが分かるようにできる限り明確に記載ください。
472	記載要領及び様式集	様式3-1-17	評価の考え方への対応の中で、添付資料の該当場所の明示が求められているが、添付資料は知事評価に於いて非常に重要な情報となり得るものであり、都道府県には別紙要旨だけではなく添付資料も共有いただけますでしょうか。	103番の回答をご覧ください。
473	記載要領及び様式集	様式3-1-18	別添エクセルシートでは、国内経済波及効果は、一次波及効果までの計算しかできない、この結果のみで良いか？ i.e. 国内経済波及効果に関しては、二次波及、雇用誘発の結果は不要の理解で良いか教えてください。	産業連関表フォーマットを修正しましたので、国内経済波及効果についても二次波及、雇用誘発の結果も算出ください。
474	記載要領及び様式集	様式3-1-18	別添エクセルシートでは、国内経済波及効果は、一次波及効果までの計算しかできない、この結果のみで良いか？ すなわち、国内経済波及効果に関しては、二次波及効果、雇用誘発の結果は不要の理解で良いかご教示いただきたい。	産業連関表フォーマットを修正しましたので、国内経済波及効果についても二次波及、雇用誘発の結果も算出ください。
475	記載要領及び様式集	様式3-1-18	「物流拠点に対する需要がどの程度拡大するか」について、想定される港湾や拠点における作業とそれに伴う物流の増加(トン数)についての合理的な見積もりが整理されていれば記載の指定を充足する理解であるが、増加見込みの物流量に対して、EPCIコントラクターなどからの証憑は不要であるとの理解で問題ないか確認させていただきたい。	ご理解のとおりです。
476	記載要領及び様式集	様式3-1-18	地域経済への波及効果の算出で指定の「平成27年(2015年)秋田県産業関連表」と国内経済への波及効果の算出で指定の「平成27年(2015年)産業連関表」の間では産業部門の数を含め様式が大きく異なり不統一であるが、前者の波及効果の算出において指定されている「建設投資」「設備投資」「生産増加」については互いに素の集合関係であるとの理解で間違いないか。(例:建設投資に計上した需要額については生産増加には算入しない)	地域経済波及効果も国内経済波及効果もそれぞれのフォーマットに基づき、波及効果を算出ください。どちらのフォーマットも差し替えましたので、差し替え後のものを活用ください。

番号	該当箇所		質問	回答
477	記載要領及び様式集	様式3-1-18	「実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、MOUなど)が示せるもの」とありますが、SPCが自ら行う投資に関しても調達契約やMoUなどが必要でしょうか？SPCの投資内容を建設投資や設備投資等に分割して入力する際に上記のような書類が必要ということでしょうか？	SPCが自ら行う投資の内容が必ずしも分かりかねますが、十分に確からしさが示されていれば根拠資料は必須ではありません。
478	記載要領及び様式集	様式3-1-18	例えば洋上風力建設により旅客(出張客含む)が増加し、旅客消費の増加が見込める場合、これを経済波及効果と含めてよいでしょうか？この場合、旅客にLoIやMoUをとることは現実的に困難であるため、確からしい推計を行えば、それで評価対象となりえますでしょうか？	確からしさの確認は関心表明書やMOU等の提出のみによって行われる訳ではありません。観光振興等についても、具体的な提案とともに、確からしさの合理的な説明がなされていれば、評価されます。
479	記載要領及び様式集	様式3-1-18	産業連関表のインプットデータとなる最終需要増加額のうち、建設投資額について確認をしたい。建設投資額には、資材や部品の購入費も含めると理解してよろしいか。その前提で、資材の調達先が県外の場合は建設投資額から当該資材の購入費を控除するという操作を行うとの理解でよろしいか。また、購入する予定の資材・部品の調達先が県内であるか県外であるか海外であるかの判断ができない場合には、当該資材・部品の購入費を建設投資額に含めて計算を行ってもよいか。	産業連関表における建設投資額は、県内の最終需要増加額を入力するものです。したがって、ご指摘の資材や部品の購入が中間需要に該当する場合は入力しないでください。また、産業連関表分析の前提となっている「県内自給率」以上に地域経済波及効果が見込める場合は、別紙15に計画の詳細を根拠と共に記載ください。評価に当たっては、産業連関表分析による経済波及効果の数値と定性的説明の両方を踏まえて、総合的に評価します。
480	記載要領及び様式集	様式3-1-18 様式3-1-19	別紙15:地域経済への波及効果、別紙16:国内経済への波及効果、において、「”事業実施会社による”地元/国内雇用がどの地域にどの程度増加するか」と”事業実施会社による”が指針案の時点になかった記載が追記されたが、本記載における事業実施会社には協力会社は含まれるか。	事業実施会社は、(将来の)SPC構成員を想定しているので、協力企業は含まれません。
481	記載要領及び様式集	様式3-1-18、様式3-1-19	「事業実施会社による地元雇用」とあるが、これは事業実施会社の社員に限定するものではなく、事業実施会社が発注した協力企業等が本事業のために雇用する人員も含むという理解で良いでしょうか。	事業実施会社は、(将来の)SPC構成員を想定しているので、協力企業は含まれません。
482	記載要領及び様式集	様式3-1-19	国内サプライヤーを主な選定検討対象とし、リスク軽減の観点から国外サプライヤーをバックアップとして考慮した場合、国内サプライヤーを国内の経済波及効果の換算に含むことはできるのか。	国内サプライヤーを主な選定検討対象としている場合は含めることは可能です。ただし、国内サプライヤーの選定確度が低い場合は、評価が低い方からの調達を行う前提で評価を行うこととなるので、国外サプライヤーからの調達前提で波及効果を算出ください。
483	記載要領及び様式集	様式3-1-19	最終需要増加額を記入するシートは、提供されたエクセルシートの「③金額入力及び結果」と理解するが、計算結果が「波及効果」の欄しか存在しない。ここでの「波及効果」とは、生産誘発額の総合効果と理解しているが、算出対象は「③金額入力及び結果」のF列の数値だけでよいか。一方で、シート「総括表」には、直接効果、1次波及効果などの項目があり、さらに雇用者誘発数などの項目がある。提供されたエクセルだけでは、それらすべての項目の計算を行うことは不可能であるが、事業者側で適宜シートを加える等行い、これらの項目についても算出すべきであるか。	いずれの産業連関分析ファイルにおいても、「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30に入力することで経済波及効果が算出できますので、そちらに入力してください。
484	記載要領及び様式集	様式3-1-20	パプコメ回答No.383にて、別紙17は評価対象外とのことだが、評価対象外にも関わらず作成が求められる理由をご教示いただきたい。	公募占用指針第9章(8)においては、認定公募占用計画の履行状況の報告頻度や報告内容について最低限の要件を定めておりますが、報告のタイミング等、公募参加者の判断による具体的な対応方針を明示頂くために当該別紙の提出を求めているものです。
485	記載要領及び様式集	様式3-2-2	提出すべき納税証明書の種類は、情報提供申請同様、「その3の3(「法人税」及び「消費税及地方消費税」)について未納税額のない証明用)で」でよいか。	ご理解のとおりです。
486	記載要領及び様式集	様式3-2-2	定款及び役員名簿は、公募申込書の提出時点のものでよろしいでしょうか。(公募申込後に定款や役員に変更が出た場合でも、再提出等は不要でしょうか。)	定款及び役員名簿は、公募占用計画の提出時における最新のものを提出してください。公募占用計画の提出後、選定結果の公表までの期間において変更が生じた場合の再提出は求めています。

番号	該当箇所		質問	回答
487	記載要領及び様式集	様式3-2-2	社内において、個人情報管理の観点から役員の住所の開示を懸念する意見があります。公募占用計画の提出にあたり役員の住所の開示は必要でしょうか。また、住所の開示の必要性をご教示いただけないでしょうか。	公募占用指針(別添4)公募参加資格を確認するために関係行政機関へ照会する際に必要となるため記載してください。個人情報は本公募の実施の目的に限り使用するものです。また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に管理します。
488	記載要領及び様式集	様式3-2-4	関心表明書へ添付として求められている「印鑑証明書」について、必須添付書類としてとらえてよいか。協力企業へ印鑑証明書の取得・費用負担のお願いをする必要があるため確定いただきたい。また、海外企業など「印鑑証明書」の文化にない企業からの関心表明書は無効となるのでしょうか。	記載要領「4.書式等」に記載のとおり、以下の方法をもって替えることが可能です。 (1)電子署名＋タイムスタンプ＋電子証明書 (2)署名＋署名認証(公証人証明、直近3ヶ月以内)
489	記載要領及び様式集	様式3-2-4	EPC・O&M以外の分野(例:ファイナンス、地域貢献)で協業する企業から関心表明書を取り付ける場合、様式3-2-4を使用する必要はございますでしょうか？それとも、EPC・O&M以外であれば、協業企業から取り付ける関心表明書の様式は自由でしょうか？	様式自由ですが、計画の記載内容に関係する内容が明らかなものを提出ください。
490	記載要領及び様式集	様式3-2-4	関心表明書の宛先について、パブコメ回答212において「SPCが設立できていない場合、SPCの代表企業となる構成員名での取得で代用可能」の旨の回答があり、パブコメ回答1437では「コンソーシアム構成員やSPC名」のどちらでもよい旨の回答がありますが、宛先はコンソーシアム構成員であれば必ずしも代表企業でなくても評価に影響はないとの理解で正しいでしょうか。	可能な限り代表企業に統一することが望ましいですが、役割に応じて協力企業への対応を変えることも想定されるため、宛先が他のコンソーシアム構成員であっても評価に影響しません。
491	記載要領及び様式集	様式3-2-4	関心表明書に添付する印鑑証明書は、金融機関の発行する保証状に関する保証人の印鑑証明書同様、提出日より3カ月以内に発行された原本である必要があるでしょうか。	ご理解のとおりです。
492	記載要領及び様式集	様式3-2-8 2. (注)	様式3-2-8宣誓書の添付資料として提出する「他の公募参加者との間で情報遮断を行う体制が適切に構築されていることが分かる証憑書類(情報管理に係る社内規定等)」に関して、同一企業が複数の促進区域の公募に参加しようとする場合、同じ企業内で海域ごとに情報遮断を行う必要はあるのか。	本規定は他の公募参加者(自らが公募に参加しない他の促進区域の公募に参加しようとする者を含む。)との間での情報遮断を目的としたものなので、同じ企業内で海域ごとに情報遮断を行うことを求めています。他方、守秘義務契約等を締結している場合、適切な対応がとられるべきと考えます。
493	SPC財務三表等フォーマット		公募占用指針上では事業者選定結果公表が2024年3月と予定されており、且つ認定事業期間は最長30年間となるため、予定される事業終期は2054年3月との理解。従い、フォーマットに対し1列(令和35年度分)追加することで認識正しいか。	認定事業期間を考慮しフォーマットを修正しましたのでご確認ください。
494	SPC財務三表等フォーマット		150行目に記載されている数式(例;SUM(I13,I45,I76,I149))を活用した場合、参照元となるPLの事業費の符号はプラス、他方でキャッシュフローの符号はマイナスでの記載が求められており(注釈に「※キャッシュフロー計算書については、収入を正の数値、支出を負の数値で記入すること。」との記載あり)、150行目の数式にて符号調整が必要との理解。正しくは以下で正しいか(SUM(I13,I45,マイナスI76,I149))。	ご理解のとおりです。フォーマットを修正しましたのでご確認ください。
495	SPC財務三表等フォーマット		今回新たに公開された「財務3表フォーマット」は日本基準ベースで作成されていると思われますが、適用する会計基準(IFRS)に応じて様式・勘定科目を任意で変更して問題ないでしょうか。	公募評価において事業者間の比較ができるようにファイルの加工は原則行わないでください。
496	SPC財務三表等フォーマット		『※実務上の会計処理等については、公認会計士、税理士等「専門家に別途相談のうえ、作成すること。』との記載があるが、入札段階で公認会計士と会計処理につき個別の確認が必要ということでしょうか。それとも入札段階では、コンソーシアムメンバーの独自の類似案件の経験等に基づき会計処理を行えばよく、実際の監査ステージで会計士と個別に協議すべき、ということを用意した記載でしょうか。 税務処理が正しく認識されている限り、IRR計算、キャッシュフロー、感度分析には大きな支障が出るものではない為、入札段階の会計処理につき、上記いずれの方法でも評価上差がつかないか確認させて頂けますと幸いです。	ご指摘の記載については、公募段階で専門家への確認を求めるものではないので、実施の有無が評価に影響は与えません。 選定後の実際の事業実施における会計処理に当たっては、公認会計士、税理士等の専門家と相談ください。

番号	該当箇所		質問	回答
497	SPC財務三表等フォーマット		167行に記載されている「※関数、計算式等を残した状態でExcel形式にて提出すること。」に関し、SPC財務三表フォーマットそのもののみを提出すればよいか、それとも借入金の返済計画や繰越税金などの詳細計算などを含めた詳細な計算シートを含めモデル全てを提出する必要があるか確認願います。もし詳細な計算のシートが必要であれば、感度分析やプロジェクトファイナンスの計算に必要とされるVBAも同様に添付が必要という理解でよいでしょうか？	別紙3の添付資料として財務三表等Excelシートの提出は必須です。詳細な計算シートの提出は必須ではありませんが、計算等のために必要であれば財務三表等Excelのシートを適宜追加してください。
498	SPC財務三表等フォーマット		168行に記載されている「※損益計算書については、税抜きにて作成を行うこと。」について、どの科目を税抜きとするか詳細ご教示ください。	損益計算書の全ての科目について税抜きで記載ください。税額は53～58行目に記載する箇所がありますので、当該箇所に記載ください。
499	SPC財務三表等フォーマット		「SPC財務三表等フォーマット」において、例えば、陸上設備を担当する協力企業から、陸上ケーブルと電気設備を分けて金額を提示することが難しい、となった場合、電気設備にまとめて金額をインプットする形で問題ないか。	分けて記載することが難しい場合は、内訳としてより適切と思われる方に記載いただければと思います が、陸上設備の合計金額は正しい数値となるようにしてください。
500	産業連関分析ファイル		新規投資額および継続的最終需要増加額を入力すべき箇所は、「総括表シート」セルE5～12、E14～16、E18～24およびE29～30という理解でよいでしょうか。すなわち、「(入力)データ入力表」「(入力)データ入力表ok」「データ入力表」の各シートには数値を直接入力すべきではないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入力は「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30に行ってください。
501	産業連関分析ファイル		県内で行われる建設投資・設備投資であれば、その投資による建設工事や設備製造を受注する企業が県外・県内のいずれにあっても、建設投資額や設備投資額全体を最終需要増加額としてシートに入力すべきという理解でよいでしょうか。または、建設投資額・設備投資額のうち、県内調達額のみを入力すべきでしょうか。	中間財の調達の県内・県外に関わらず、総括表シートには県内における最終需要増加額を入力し、産業連関表を用いた地域経済波及効果の分析を行ってください。 また、事業者の取組(現地調達比率の向上等)により、産業連関表の分析以上の追加的な経済波及効果が見込まれる場合は、当該取組内容を別紙15・別紙16に記載し、根拠資料も合わせて提出ください。
502	産業連関分析ファイル		公開されたエクセルは、設備投資額として入力した値にエクセルで既定されている県内自給率が乗じられて算出される値が、生産誘発額(県内最終需要増加額)となる仕様となっています。このため、設備投資に伴い県内で生産される財・サービスの額(以下、県内調達額とする)が明確になっている場合、その額を生産誘発額に正確に反映させるためには、県内調達額を既定の県内自給率で割り戻した値を設備投資額として入力することになると思うが、そのような理解でよいでしょうか。	産業連関表分析に当たっては、数値は補正せずに入力してください。 また、事業者の取組(現地調達比率の向上等)により、産業連関表の分析以上の追加的な経済波及効果が見込まれる場合は、当該取組内容を別紙15・別紙16に記載し、根拠資料も合わせて提出ください。
503	産業連関分析ファイル		設備の維持管理費は生産増加の「電力・ガス・熱供給」に入力すべきという理解でよいでしょうか。	維持管理費は産業連関表における最終需要には含まれません。「電力・ガス・熱供給」の欄には、基本的には、発電事業による最終需要増加額(発電事業による売上)を入力ください。維持管理費用もその増加額に含まれるという整理です。 なお、事業者の取組により、産業連関表の分析以上の追加的な経済波及効果(維持管理を地元事業者に発注する等)が見込まれる場合は、当該取組内容を別紙15・別紙16に記載し、根拠資料も合わせて提出ください。
504	産業連関分析ファイル		設備の維持管理を元請として受注する企業が県外企業であり、その受注額の一部を県内企業が2次請けとして受注する場合、生産増加に入力すべきは県外の元請企業が受注する元請額全体か、または県内企業が2次請として受注する額のみか、いずれでしょうか。	維持管理費は産業連関表における最終需要には含まれません。「電力・ガス・熱供給」の欄には、基本的には、発電事業による最終需要増加額(発電事業による売上)を入力ください。維持管理費用もその増加額に含まれるという整理です。 なお、事業者の取組(維持管理を地元事業者に発注する等)により、産業連関表の分析以上の追加的な経済波及効果が見込まれる場合は、当該取組内容を別紙15・別紙16に記載し、根拠資料も合わせて提出ください。
505	産業連関分析ファイル		最終需要増加額を記入するシートは、提供されたエクセルシートの「③金額入力及び結果」と理解するが、計算結果が「波及効果」の欄しか存在しません。ここでの「波及効果」とは、生産誘発額の総合効果と理解しているが、算出対象は「③金額入力及び結果」のF列の数値のみとの理解で良いでしょうか。 一方で、シート「総括表」には、直接効果、1次波及効果などの項目があり、さらに雇用者誘発数などの項目があります。提供されたエクセルだけでは、それらすべての項目の計算を行うことは不可能であるが、事業者側で適宜シートを加え、これらの項目についても算出すべきでしょうか。	「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30に入力することで経済波及効果が算出できますので、そちらに入力してください。
506	産業連関分析ファイル		産業連関表のインプットデータとなる新規投資額(最終需要増加額)の分類について確認をしたい。 資材や部品の購入費は、建設投資、設備投資のいずれに該当するのかお示しいただきたい。 また、建設フェーズ前の調査設計、および建設時の保険も建設投資に含めて計算をするという理解で良いでしょうか。 ※新潟県・長崎県も同様	産業連関表の「建設投資」「設備投資」「生産増加」いずれも、最終需要を入力して分析ください。ご指摘の資材や部品の購入、調査設計費用が中間需要に当たる場合は計上しないでください。また、保険料については、洋上風力発電事業の最終需要には該当しないため、経済波及効果の分析対象外となります。

番号	該当箇所		質問	回答
507	産業連関分析ファイル		[産業連関分析ファイル_新潟県.xlsx][産業連関分析ファイル_全国.xlsx]の両モデルを比較すると、全国の分析ファイルの方が例えば新潟県の分析ファイルよりシンプルなモデルとなっていると理解している。 記載要領及び様式集の「【様式3-1-19】別紙16: 国内経済への波及効果」には、「産業連関表の算定式を操作してはならない」と記載があるが、例えば「国内雇用がどの程度増加するか」を算出する目的で、全国の分析ファイルへ、新潟県の分析ファイルのデータや算定式を流用して組み込むことにより国内雇用増加数を算定する等の加工は認められているという認識で差し支えないか。	公募評価において事業者間の比較ができるようにファイルの加工は行わないでください。 「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30に入力することで経済波及効果が算出できますので、そちらに入力してください。
508	産業連関分析ファイル		[産業連関分析ファイル_新潟県.xlsx]の「総括表」によると「設備投資」と「生産増加」はいずれも【平成27年新潟県産業連関表経済波及効果ツール「分析ツール(基本)平成27年表版」を利用】とあり、Sheetとして「留意事項(2)」「入力①(2)」「入力②(2)」「入力③」「まとめ(2)」「波及効果計算(2)」「計算結果(2)」「フロー図(2)」を利用するものと理解している。 記載要領及び様式集の「【様式3-1-18】別紙15: 地域経済への波及効果」には、「産業連関表の算定式を操作してはならない」と記載はあるが、「設備投資」と「生産増加」をそれぞれ分けて入力及び結果算出を行う主旨で、当該(2)のシート群をコピーして利用する方針は認められているという認識で正しいか。 上記の場合、「総括表」のセル「J3:V40」の中の数式を修正して「計算結果(3)」シートの値も参照する数式へ加工を想定しているためお伺いする次第。	公募評価において事業者間の比較できるようにファイルの加工は行わないでください。 「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30に入力することで経済波及効果が算出できますので、そちらに入力してください。
509	産業連関分析ファイル		[産業連関分析ファイル_新潟県.xlsx]の建設投資「入力②」及び生産増加「入力③」の【消費転換率入力】について、独自の設定数値の入力が可能な欄が設けてあるが、設定可能な数値の種類として、どのようなケースを想定されているかご教示頂きたい。	公募評価時の事業者間比較の観点から、消費転換率の変更はできません。
510	産業連関分析ファイル		産業連関分析ファイル(秋田県)の使用方法およびルール(申請者が数字を記入可能な欄等)についてご記載をお願いしたい。 使用方法が不明である一部を例示すると、総括表のページの設備投資ははん用機械、生産用機械等の7項目への入力が可能である一方、設備投資の(入力)データ入力表okのページでは農業から分類不明までの39項目への入力が可能となっており、総括表とデータ入力表に違いがある。生産増加に関しても設備投資と同じ状況になっているため、それぞれのページの使用方法のご説明をしていただけないでしょうか。	「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30に入力することで経済波及効果が算出できますので、そちらに入力してください。
511	産業連関分析ファイル		産業連関分析ファイル(秋田県)の総括表ページには新規投資額と継続的最終需要増加額の記載欄があるが、総括表の記載欄(建設投資の11項目、設備投資の7項目、生産増加の2項目)の経済波及効果が評価の対象になるとの認識でよろしいでしょうか？それとも設備投資および生産増加に関しては、データ入力表の39項目(1農業、2林業～39分類)が評価の対象になるとの認識でよろしいでしょうか？	産業連関分析ファイルについては、「総括表」シートの内容を基に評価をいたします。 「地域経済波及効果」の項目については、産業連関表分析の結果に加え、産業連関表の分析以上の追加的な経済波及効果を生み出す事業者の取組(現地調達比率の向上等)などの計画全体を踏まえて評価を行います。
512	産業連関分析ファイル		産業連関分析ファイル(秋田県)で「消費転換率は、秋田市消費転換率の最新年値を初期設定としています。必要に応じて、適宜数値を変更してください。」との記載がありますが、消費転換率を固定しないと各コンソ間で不公平が生じるのではないのでしょうか。	公募評価時の事業者間比較の観点から、消費転換率の変更はできません。
513	産業連関分析ファイル		産業連関分析ファイル(全国)の総括表のE列に金額を記載してもH列からP列が計算されないため、不備でないでしょうか？産業連関分析ファイル(秋田県)では総括表E列に金額を記載するとJ列からAB列に計算結果が表示されます。	ご指摘踏まえファイルを修正しておりますのでご確認ください。
514	産業連関分析ファイル		[産業連関分析ファイル_全国.xlsx]にて[産業連関分析ファイル_秋田県.xlsx]と同様の粒度で経済波及効果を計算するためには、[産業連関分析ファイル_全国.xlsx]に含まれております取引基本表に加えて、[産業連関分析ファイル_秋田県.xlsx]に含まれております[固定資本M係数シート]、[投入係数(建設)シート]、[雇用表シート]に相当する資料が追加で必要になるものと想定しております。これらのシートにつきましては特段の指定はなく、評価者がそれぞれ想定しているシートを使用して分析してよいとの認識で宜しいでしょうか。	ご指摘踏まえファイルを修正しておりますのでご確認ください。 「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30に入力することで経済波及効果が算出できますので、そちらに入力してください。
515	産業連関分析ファイル		[産業連関分析ファイル_秋田県.xlsx]の[(入力)データ入力表シート]のO8セル「消費転換率入力」について、必要に応じて適宜数値を変更する旨が記載されておりますが、数値を変更する場合にどのようなケースを想定されているかご教示頂けませんでしょうか。	公募評価時の事業者間比較の観点から、消費転換率の変更はできません。
516	産業連関分析ファイル		シート「総括表」「まとめ」など経済波及効果算出のアウトプットとなっているシートが複数ありますが、これらのシートをそのまま用いて提案書に記載することが必須となっていますでしょうか？それともあくまでこれはただのツールであり、提案書上は事業者側でとりまとめ表などを作成すればよろしいでしょうか？	産業連関表分析結果や事業者の取組等を含めて分かりやすく別紙15・16を作成ください。ただし、添付資料として提出いただく産業連関表分析Excelと整合性のとれた内容にしてください。

番号	該当箇所		質問	回答
517	産業連関分析 ファイル		シート「総括表」に数式等が一切入っておりませんが、シート「③金額入力及び結果」を用いて計算すればよろしいでしょうか？それともシート「総括表」の列に記載してある指標を事業者側で計算して提案書で示せばよろしいでしょうか？	ご指摘踏まえファイルを修正しておりますのでご確認ください。 「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30に入力することで経済波及効果が算出できますので、そちらに入力してください。
518	産業連関分析 ファイル		事業者側で変更してよい箇所は黄色セルとなっている以下のセルと解釈してよろしいでしょうか？	ご質問の趣旨が不明ですが、「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30に入力することで経済波及効果が算出できますので、そちらに入力してください。
519	産業連関分析 ファイル		最終需要を入力してよい産業はシート「総括表」B3:E30に記載されている産業のみと解釈すればよろしいでしょうか？それともシート「入力①」K12:K81および「入力①(2)」D21:E57の黄枠のうち数式が入っていない部分にも入力してよいのでしょうか？	「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30に入力することで経済波及効果が算出できますので、そちらに入力してください。
520	産業連関分析 ファイル		”①シート「総括表」の左上に「建設投資」と「設備投資」があり、洋上風力発電の建設費等を両者に分類して記入するように見受けられます。「建設投資」とは建設物躯体及び設備の施行業務、「設備投資」とは洋上風力発電施設に用いる設備の製造と考えればよろしいでしょうか。	「建設投資」及び「設備投資」それぞれに紐付く投資項目（例：SRC工場等）に対応する金額を入力ください。各投資項目の定義については、Excelファイル内の定義記載しているシートを参照ください。
521	産業連関分析 ファイル		シート「総括表」継続的最終需要増加額（平均、年間、百万円）は年平均の値をいれるように見受けられますが、年平均の母数は占用期間でしょうか？竣工後から占用期間終了時までの運営期間でしょうか？後者だとは思いますが念のための確認になります	母数となる期間は、基本的には後者です。発電事業による生産増加（売電による売上）が見込まれる期間とするのが適切なので、発電事業の運転期間（運転開始予定日から運転停止予定日までの期間）、としてください。
522	産業連関分析 ファイル		”シート「総括表」継続的最終需要増加額（平均、年間、百万円）は、「電力・ガス・熱供給」セクターと「その他」セクター（対事業所サービスとみなして計算）の生産増加のみ数値が記載可能なようにみえますが、これはSPCによる電力収入を他地域への移送（＝最終需要）とみなし、SPCがメンテナンスや大規模修繕を地元が発注する行為などは上記の中間財として一次波及効果に含まれる、という解釈でよいでしょうか？	継続的最終需要増加額の「電力・ガス・熱供給」の欄には、発電事業による最終需要増加額（発電事業による売上）を入力ください。「その他」の欄には、観光振興等による観光増加といった本公募事業（地域共生策含む）に紐付く対事業所サービスの最終需要増加額を入力ください。 なお、維持管理費については、基本的には、発電事業による最終需要増加額（発電事業による売上）に含まれるため、継続的最終需要増加額として、別途計上はしないでください。
523	産業連関分析 ファイル		波及効果の計算にあたり、国内の金融機関からのプロジェクトファイナンスの借入分を勘定する際の手法を確認させていただきたい。新潟県の場合「入力②(2)」に、その他国内の場合は「③金額入力及び結果」に金利等を入れ込むという理解でよろしいか。	金融機関からの借入は本公募事業に紐付く最終需要増加とはならないため、産業連関表分析には計上しないでください。
524	産業連関分析 ファイル		産業連関分析ファイル(全国、各県版)において入力が必要なシートを明示していただけないでしょうか。	いずれの産業連関分析ファイルにおいても、「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30に入力することで経済波及効果が算出できますので、そちらに入力してください。
525	産業連関分析 ファイル		産業連関分析ファイル(全国・各県版)について、この後進めていく中で不明な点があった場合、本質問とは別に適宜問い合わせ対応いただけないでしょうか。	対応します。産業連関分析ファイルについての問い合わせも、公募占用指針 第10章(4)に記載の担当部署のメールアドレス宛にご連絡ください。
526	産業連関分析 ファイル		継続的最終需要増加額における生産増加として計算すべき項目としてどのようなものを想定されているのかお示しいただきたい。例えばO&Mフェーズで毎年発生する維持費などが該当するのでしょうか。 ※新潟県・長崎県も同様	継続的最終需要増加額の「電力・ガス・熱供給」の欄には、発電事業による最終需要増加額（発電事業による売上）を入力ください。「その他」の欄には、観光振興等による観光増加といった本公募事業（地域共生策含む）に紐付く対事業所サービスの最終需要増加額を入力ください。 なお、維持管理費については、基本的には、発電事業による最終需要増加額（発電事業による売上）に含まれるため、継続的最終需要増加額として、別途計上はしないでください。

番号	該当箇所		質問	回答
527	産業連関分析 ファイル		総括表というシートがあるが、最終需要増加額の計算結果をこれに記載するということでしょうか。 その場合、新規投資額の建設投資、設備投資、継続的最終需要増加の生産増加それぞれに産業分類項目が記載されているが、この項目については追加をしてもよいでしょうか。 ※新潟県・長崎県も同様	公募評価において事業者間の比較ができるようにファイルの加工は行わないでください。 いずれの産業連関分析ファイルにおいても、「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30 に入力することで経済波及効果が算出できますので、そちらに入力してください。
528	産業連関分析 ファイル		建設投資額、設備投資額、生産増加額の入力先シート・入力先セルを明示していただきたい。公開されたエクセルでは、「総括表」シートに入力した場合でも、「(入力)データ入力表」「(入力)データ入力表ok」「データ入力表」の各シートに入力した場合でも経済波及効果が算出される仕様となっており、入力すべきシートの判断が難しいため、どのシートに入力すべきか指定いただきたい。	いずれの産業連関分析ファイルにおいても、「総括表」シートのE5～E12、E14～E16、E18～E24、E29～E30 に入力することで経済波及効果が算出できますので、そちらに入力してください。
529	産業連関分析 ファイル		総括表シートの生産増加の入力欄(セルB27～E30)の表題が「継続的最終需要増加額(平均、年間、百万円)」となっている。事業期間を通じて発生する最終需要増加額については、その総額を入力するのではなく、年平均額を入力することが求められているということか。例えば、OM費を入力する場合、入力すべきはOM費総額ではなく、OM費総額をOM期間で除した値とすべきということか。	母数となる期間を発電事業による生産増加(売電による売上)が見込まれる発電事業の運転期間(運転開始予定日から運転停止予定日までの期間)とし、期間中の年平均の最終需要増加額を入力してください。 なお、維持管理費については、基本的には、発電事業による最終需要増加額(発電事業による売上)に含まれるため、継続的最終需要増加額として、別途計上はしないでください。
530	産業連関分析 ファイル		発電設備の維持管理費は「電力・ガス・熱供給」に入力するという理解でよい。また、維持管理費以外でも、洋上風力発電事業に伴い事業期間を通じて継続的に発生する最終需要増加額は、基本的に「電力・ガス・熱供給」に分類されると理解してよいのか。	継続的最終需要増加額の「電力・ガス・熱供給」の欄には、発電事業による最終需要増加額(発電事業による売上)を入力ください。「その他」の欄には、観光振興等による観光増加といった本公募事業(地域共生策含む)に紐付く対事業所サービスの最終需要増加額を入力ください。 なお、維持管理費については、基本的には、発電事業による最終需要増加額(発電事業による売上)に含まれるため、継続的最終需要増加額として、別途入力しないでください。
531	産業連関分析 ファイル		開発段階の環境アセス費用など、建設投資または設備投資へ分類されない費用は生産増加に入力するという考え方でよい。事業期間にわたり継続的に発生するわけではない費用についても、建設投資または設備投資に分類できないものは生産増加に分類して差し支えないかという点を確認したい。	産業連関表の「建設投資」「設備投資」「生産増加」いずれも、最終需要増加額を入力して分析ください。ご指摘の環境アセス費用が中間需要に当たる場合は計上しないでください。
532	産業連関分析 ファイル		総括表シートの建設投資(セルE5～E12,E14～E16)に入力すべき値は、建設投資額のうち県内企業の受注見込額であるという理解でよい。例えば工事費100億円を県外の元請企業が受注し、そのうち30億円を県内の2次請企業が受注することが想定される場合、建設投資額としてシートに入力すべきは工事費全体(100億円)ではなく、県内企業による受注が見込まれる額(30億円)という理解でよい。	中間財の調達の県内・県外に関わらず、総括表シートには県内における最終需要増加額を入力し、産業連関表を用いた地域経済波及効果の分析を行ってください。 また、事業者の取組(現地調達比率の向上等)により、産業連関表の分析以上の追加的な経済波及効果が見込まれる場合は、当該取組内容を別紙15・別紙16に記載し、根拠資料も合わせて提出ください。
533	産業連関分析 ファイル		総括表シートの設備投資(セルE18～E24)に入力すべき値は、設備投資額のうち県内企業の受注見込額であるという理解でよい。例えば100億円の設備を県外の元請企業から調達し、そのうち30億円分の財・サービスが県内の2次請企業により生産される場合、設備投資額としてシートに入力すべきは設備投資額全体(100億円)ではなく、県内企業による生産額である30億円であるという理解でよい。	中間財の調達の県内・県外に関わらず、総括表シートには県内における最終需要増加額を入力し、産業連関表を用いた地域経済波及効果の分析を行ってください。 また、事業者の取組(現地調達比率の向上等)により、産業連関表の分析以上の追加的な経済波及効果が見込まれる場合は、当該取組内容を別紙15・別紙16に記載し、根拠資料も合わせて提出ください。
534	産業連関分析 ファイル		公開されている国内経済波及効果の算定エクセルでは、新規需要増加額を入力しても「総括表」シートに結果がアウトプットされない(計算式が組まれていない)。産業連関分析ファイル(秋田県)と同様に、新規需要増加額を入力すると直接効果、第一次波及効果、第二次波及効果、総合効果がアウトプットされるようにエクセルファイルを修正いただけないか。	ご指摘踏まえファイルを修正しておりますのでご確認ください。
535	その他	パブリックコメント回答 4番	調整力の評価項目に関して、「需給バランスや系統混雑による出力制御に対応する送配電事業者としての取組ではなく、発生する余剰電力に対応するため等の発電事業者としての提案を評価致します。」と記載があり、調整力として評価されるのは過積載により発生する余剰電力への対応のみであると理解したが、間違いないか。	パブコメ回答4番は、「一般送配電事業者が行う、系統制約・出力抑制の結果としての「余剰」に対する対策」は求めませんが、それでもなお、発生する「余剰」に対して発電所側でとることのできる取組(例:発電量予測精度の向上、蓄電池の設置等)が評価の対象になる、との趣旨です。
536	その他	パブリックコメント回答 5番	質問者は、「運転開始以降の事業計画」に関するトップランナー評価基準としての「メンテナンス人材の育成・雇用機会創出」について質問されていますが、その回答として、「「運転開始以降の事業計画」の事業実現性及び「電力安定供給」に資するサプライチェーン構築の両方の観点から評価します」とされており、評価基準を別の評価基準から評価するようなご回答でなお混乱しました。別紙の記載項目と、評価基準との対応についての説明を企図されているなら、そのように改めてご説明いただけませんか？	各別紙に記載された内容については、各別紙に対応する評価の考え方に照らして評価を行います。

番号	該当箇所		質問	回答
537	その他	パブリックコメント回答11番	パブコメ#11にて、「FIP制度では、基準価格が常に市場価格以下となれば、プレミアムはバランシングコストのみとなる」と記載があるが、仮にZPL水準での入札を行った場合、(ZPL水準は市場価格より十分低い価格で設定されているため)事業者側はFIPの計算式上ではプレミアムはゼロになってしまうものの、今回のパブコメ#11でバランシングコストはプレミアム算定の外数として扱うことが新しく示されたため、一定のプレミアムを受領できるということで宜しいか。 過去、2021年9月7日資源エネルギー庁提示の資料「市場価格高騰を踏まえた対応（FIP制度の詳細設計等）」では、「「前年度市場平均価格＋月間補正(当該月の月平均－前年度同月の月平均)」の算出方法で参照価格が負の値になるときは、非化石取引市場の収益を加えて0円/kWhを超える場合を除き、市場参照価格を「0円/kWh」とみなすこととしてはどうか。(ただしバランシングコストについては外数として扱う)」と市場価格高騰時の対応を記載しているが、基準価格が市場価格に対して十分低い状況では、市場参照価格が0円となったとしても、ZPL水準3円-(市場参照価格0円+非化石価値X円-バランシングコストY円)となり、プレミアムが発生しない可能性が高い。 上述のような状況で、本パブコメ#11にて「プレミアムがバランシングコストのみとなる」と記載されているのは、基準価格-(市場参照価格+非化石価値)が負の値になった時点でバランシングコストを外数として扱うとルールを規定したという理解で宜しいか。 既に明記されている箇所があればお示しいただきたい。	バランシングコストは、参照価格を算定する際に卸電力市場価格と環境価値の合計額から控除することにより、結果としてプレミアムに加算されるものです。算出式として表すと、プレミアム単価(円/kWh)＝基準価格(円/kWh)－[卸電力取引市場参照価格(円/kWh)＋非化石価値相当額(円/kWh)－バランシングコスト(円/kWh)]となるため、仮に市場参照価格が基準価格を上回った場合でも、市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランシングコストを上回らない場合はバランシングコスト相当額がプレミアムとして支払われることとなります。パブコメ回答11番はこの趣旨を説明したものです。 なお、上記の考え方については、2021年2月にとりまとめられた「エネルギー供給強靱化法に盛り込まれた再エネ特措法改正法に係る詳細設計」の中に明記されています。
538	その他	パブリックコメント回答11番	2022年2月14日付 資源エネルギー庁資料「FIP制度の開始に向けて」のP.4に記載あるFIPプレミアム算出式に基づけば、「当月の調整前プレミアム単価＝基準価格－[当月の参照価格＋非化石価値相当額－バランシングコスト]」で算出されるが、この算出式に基づけば、例えば基準価格：19円、当月の参照価格：20円、非化石価値相当額：1円、バランシングコスト：1円となる月の場合、当月の調整前プレミアム単価は-1円となり、この月にはプレミアムを受領できないこととなる。一方でパブコメNo.11の回答を参照するに、「基準価格が常に市場価格以下となれば、プレミアムはバランシングコストのみとなり」と記載あり、上記に例示した様な月においてもバランシングコストはプレミアムとして受領できるものと解釈できるが、同解釈で間違いはないか？	バランシングコストは、参照価格を算定する際に卸電力市場価格と環境価値の合計額から控除することにより、結果としてプレミアムに加算されるものです。算出式として表すと、プレミアム単価(円/kWh)＝基準価格(円/kWh)－[卸電力取引市場参照価格(円/kWh)＋非化石価値相当額(円/kWh)－バランシングコスト(円/kWh)]となるため、仮に市場参照価格が基準価格を上回った場合でも、市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランシングコストを上回らない場合はバランシングコスト相当額がプレミアムとして支払われることとなります。パブコメ回答11番はこの趣旨を説明したものです。
539	その他	パブリックコメント回答12番	「事業実施体制・事業実施実績」に係る「実績」の考え方について、意見募集の結果を確認したところ、#12に「【風車の設置、発電事業の運営(O&M)】本公募における事業との親和性の観点から、国内外の洋上風力発電事業の実績があること。」と回答があるが、その一方で、#321の「陸上風力の実績も記載することは可能です。」、#477の「一概にお答えすることは困難ですが、別紙2において親和性の高さを根拠とともに具体的に説明いただければ当該記載を基に判断・評価します。」、#731や#994の「陸上風力の実績を記載することも可能であり、適切な実績であれば「事業実施体制・事業実施実績」の項目で評価します。」との回答があり、これらを踏まえると、最低限必要なレベルを満たすにあたり洋上風力の実績が必須というわけではなく、陸上風力の実績でもよい、と理解してよいでしょうか。	パブコメ回答321番等は、役割を細分化した際に(例えば陸上設備の維持管理等で)陸上風力発電事業の実績が適切と判断されるケースもあり得ることから、陸上風力の実績を記載すること自体は可能性として排除されていない、という趣旨です。 他方、パブコメ回答12番のとおり、各企業の実績については最も親和性が高いと考える1件のみ記載することになりますので、上記のようなケースを除けば、洋上風力発電事業の実績が評価対象になると認識ください。
540	その他	パブリックコメント回答12番	海洋土木工事について、「部分的に完工している実績については、当該工事が一つの発注工事として完成している場合は、本公募における事業との親和性が示されていること。」という但し書きがあるが、ある一つの工程が完工し、追加工事なく次の工程へ移行した場合に、前者の工程が「一つの発注工事として完成している」に該当すると理解してよいでしょうか。またその場合に追加工事などなく次の工程へ移行したことを証明するために、どのような書類を用意すればよいでしょうか。たとえば、風車の設置と海洋土木工事を別に分けて発注する役割分担としている際の海洋土木工事の実績を記入する場合で、風車の設置と海洋土木工事を一括で発注している工事の実績を記載するときは、海洋土木工事の完工までを記載すれば、最低限必要なレベルの実績を満たすと理解してよいでしょうか。その際に、当事実が中間検査の書類で確認できればよいでしょうか。	実績を示す工事の内容や発注形態等にも依りますが、例示のケースにおいては、海洋土木工事に係る検査書類等により基礎やケーブル等が完成した客観的事実が示されるのであれば、評価の対象になり得ると考えます。
541	その他	パブリックコメント回答12番、861番、953番	パブリックコメントの#12にて、別紙2の「風力発電事業の運営(維持管理を含む。)」に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する。」をリファアーする形で 「洋上風力発電事業は長期間にわたることから、基本的には、特定の個人ではなく法人としての調全体制を実績の対象とする。」 とある一方で、別紙1に係る#861,953には ・トップランナー要件における実務経験を有する人材の確保や適材配置は個人名の特定を求めているものではなく、該当経験を有する人材が確保できる体制であることを示すことが求められている。ただし、特定の個人の実務経験を評価してもらう意図で計画に記載する場合、その根拠として当該者の履歴書を別紙2の添付資料として提出する。(パブコメ#953) ・具体的に個人名(及び個人の実績)を記載する場合、今後当該個人が異動等で変更になっても同等の経験・知見を持つ個人が充てられる限り評価上問題は無い(パブコメ#861) との記載があります。 これは、別紙1は個人の実績も評価対象である一方で、別紙2は基本的には個人の実績は対象外となるという理解でよろしいでしょうか？	「事業実施体制・事業実施実績」の評価項目、すなわち別紙1・別紙2はともに、パブコメ回答12番のとおり、基本的には特定の個人ではなく法人としての実績を評価対象とします。パブコメ回答953番で、「特定の实務経験を有する人材が確保されている体制がとられている点をお示しください。」としているのはこの考え方を示したものです。 他方、例えば、分かりやすさの観点から、「・・・の実務経験を有する人材を長期間にわたって配置可能な体制をとっている」のように、特定個人の実績を例示として記載することを排除しているものではありませんので、必要があれば適宜記載し、履歴書等の参考資料も添付ください。

番号	該当箇所		質問	回答
542	その他	パブリックコメント回答 12番、1031番	2年前の八峰能代の公募占用指針では評価対象となる実績について『複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する。』という記載があったが、今回の公募占用指針では該当部分が削除され、パブコメ#12では『「適切な実績」の有無を確認するもので、複数者の実績を総合的に評価することは想定していない。』とされていますが、この部分を以って、LoIを取得したコントラクター間の相対評価はなされないと理解して宜しいでしょうか。 パブコメ#1031には「なお、当該項目は実績の評価はその役割の主たる者に適切な実績があるかどうかのみであり、実績の内容の優劣は評価いたしません。」とあり、上記理解と符合すると考えております。	ご理解のとおりです。実績の有無を評価します。
543	その他	パブリックコメント回答 12番	1/13の説明会において各種実績に関しては、「個人ではなく法人としての実績が評価対象となるというのが大原則」とのことでしたが、実績をもつ事業部や個人が事業譲渡で別法人に移った場合には例外的な扱いとして事業を譲り受けた会社は評価の対象になるのでしょうか。仮に評価対象になったとして、その場合譲渡会社の実績はどのように評価されるのでしょうか。その他も含め例外的に評価の対象となる事象を想定 の範囲で良いのでお示しいただけないでしょうか。	実績を有する人材・チーム等を別法人から異動させる(具体的な計画を含む)こと等が適切に示されていれば、異動先の法人が実績を持つと評価され得ると考えます。
544	その他	パブリックコメント回答 19番	パブコメ回答19番にて「財務三表は事業者として選定された日を起算日として作成してください。」とございますが、それ以前に発生した調査設計費用や建設費用については損益計算書とキャッシュフロー計算書に記載せず、貸借対照表のみに反映することでよろしいでしょうか。それとも、いずれの計算書についても、計算初年度に過年分を合算計上するということでしょうか。	いずれの計算書についても、計算初年度に過年分を合算計上ください。その旨をSPC財務三表等フォーマットの注釈に追記します。 なお、費用は原則、コンソーシアム又はSPC組成後に発生したものを計上することを想定していますが、例外的に計上すべき費用がある場合は補足説明とともに計上ください。
545	その他	パブリックコメント回答 21番	#21に「陸上設備(事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線、通信ケーブル等)に関する評価について」別紙3～8、10～12に対しては回答されているが、別紙1～2について言及がありません。 (#21の定義での)陸上設備については、別紙3で収支計画に含めるものであり、別紙5および8でスケジュールの整合性が確認され、別紙10で維持管理計画が評価されることとなっており、事業計画上、重要な工事工程であることから、別紙1～2に記載した場合、「当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、実務経験を有する人材の確保や適切配置 など、事業実施体制が具体的に示されているもの」との評価に際し加点になりうる、と理解してよいでしょうか。	陸上設備(事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線等)に関する評価については以下のとおり整理します。評価については、適切な記載があれば評価され得ると考えます。 【事業実施体制・事業実施実績(別紙1・2)】 ・「発電事業の運営(O&M)」については、陸上設備の維持管理の体制及び主たる者の実績も記載ください。実績については、洋上風力発電事業に限らず、親和性の示された他事業の実績でも問題ありません。 【収支計画(別紙3)】 ・収支計画の妥当性確認の観点で重要ですので、2(2)費用項目において、「建設費用」や「資機材調達費用」のほか、「陸上設備の撤去費用」に金額及び金額の根拠を記載ください。 【占用の区域(別紙4)】 ・再エネ海域利用法に基づく占用許可の範囲に限定するため、陸上設備(海底送電線等の陸揚点は除く)の記載は必要ありません。 【運転開始までのスケジュール(別紙5)】 ・運転開始までのスケジュールとの整合性を確認する観点で重要ですので、1及び2において陸上設備の施工スケジュール等の必要な内容を記載ください。その際、一般送配電事業者の責任で整備する変電施設、送電線等も含めて全体が明確になるように記載ください。 【設備構造(別紙6)】 ・陸上設備の構造等は評価対象外ですので、記載は必要ありません。 【施工計画(別紙7)】 ・陸上設備の施工計画等は評価対象外ですので、記載は必要ありません。 【工事の工程(別紙8)】 ・運転開始までのスケジュールとの整合性を確認する観点で重要ですので、陸上設備に係る工事の工程も記載ください。その際、一般送配電事業者の責任で整備する変電施設、送電線、通信ケーブル等も含めて全体が明確になるように記載ください。 【運転開始以降のスケジュール(別紙9)】 ・維持管理計画は別紙10の3(2)に記載することとし、保守点検及び維持管理の実施時期に関しても当該箇所に記載ください。ただし、別紙9でも言及することを妨げるものではありません。 【運転及び維持管理計画(別紙10)】 ・事業者自らが維持・運用する設備の維持管理計画は評価対象になりますので、変電設備に関しては3(2)④、送電線等のそれ以外の設備は3(2)⑤に記載ください。 【撤去(別紙11)】 ・陸上設備の撤去方法は評価対象外ですので、記載は必要ありません。金額や算出根拠については別紙3のみに記載ください。 【電力安定供給(別紙12)】 ・評価対象外なので、サプライチェーン形成に係る記載は必要ありません。本評価基準は、現時点で十分構築されていない洋上風力サプライチェーンの形成に資するかの観点で評価を行うこととしており、実績が多くすでにサプライチェーンが構築されている陸上設備を評価対象とするのは不適切であると考えるためです。
546	その他	パブリックコメント回答 21番、248番、249番、291番	パブコメ回答21からは陸上設備の記載についてはスケジュールに関する側面と費用面に関しての記載が必要であり、構造や施工計画、サプライチェーン形成面は対象外(記載の必要なし)と理解しました。 一方他パブコメでは以下で陸上設備に関する回答ございます。それぞれの趣旨について確認させてください。 #248及び#291: 別紙4に関するものですので、"※占用の区域以外の陸上に位置する変電設備等についても記載すること"とは、スケジュールに関しての記載が必要という理解であっていますでしょうか？ #249: 別紙6に関しての回答ですが、#21の回答では陸上設備は記載不要とある一方でこちらでは記載必要という回答に理解できます。この点について確認をお願いします。	陸上設備(事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線等)に関する評価については、545番の回答をご覧ください。
547	その他	パブリックコメント回答 21番、248番、249番、370番	No.21にて、陸上設備に関する評価が整理され、別紙4.6について陸上設備の記載は必要ないとの記載がある一方、パブコメNo.248,249の回答では陸上設備について記載するように見受けられます。どちらの回答が正しいのでしょうか。 また、別紙8について陸上設備に係る工事の工程も記載くださいとある一方、パブコメNo.370の回答では陸上設備について記載不要となっております。どちらの回答が正しいのでしょうか。	陸上設備(事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線等)に関する評価については、545番の回答をご覧ください。

番号			該当箇所	質問	回答
548	その他		パブリックコメント回答 21番、253番、734番	別紙10Iについて、No.21およびNo.253で陸上変電施設は2(2)⑤その他に記載するよう回答がある一方で、No.733では陸上変電設備は2(2)④変電設備に記載するよう回答があるように見受けられます。どちらの回答が正しいのでしょうか。	変電設備に関しては3(2)④、送電線等のそれ以外の設備は3(2)⑤に記載ください。
549	その他		パブリックコメント回答 22番	入札に必要な検討事項と接続検討の回答にかかる時間を考慮すると、1月末や2月半ばまでに風車タイプを選定することは難しい。また、各事業者が複数の接続検討を提出することにより配送電事業者への負担がかかることになる。風車の型式が今後変更になっても、POI側における主要事項(最大受電電力、電圧、接続箇所など)に変更がなければ特に影響はないと思われるため、入札計画とは異なる風車タイプの接続検討回答を添付することによる減点はないという理解でよいのか。(接続検討申込には風車タイプを記載する箇所もないため。)	接続検討申込み時に、一般送配電事業者から求められていない場合は風車タイプを添付する必要はないと考えます。 仮に、別紙6記載の採用予定の風車タイプによって接続検討結果に影響が出る可能性がある場合は、別紙6に留意点を記載ください。
550	その他		パブリックコメント回答 29番	パブコメNo.29において、株主間協定書などの全文提出が求められるが、個別企業が推測できる箇所やノウハウ・企業秘密に係る部分など、評価に関わらない部分についてはマスキングすることは認められるか？	副本の添付資料については、個社名が特定できる内容や企業秘密はマスキングしてください。 正本の添付資料については、全文の提出をお願いします。公募参加者の営業秘密等が不当に害されないように国の方で適切に取り扱います。 全体の整理については、345番の回答もご覧ください。
551	その他		パブリックコメント回答 77番	「ご指摘の発電側課金制度については収支計画に含める必要はありません。」との回答がある一方で、2022年12月6日付「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第47回)」において、新規FIP案件に関しては「調達価格等の算定において考慮」との記載があることから、今回入札対象の供給価格においては、発電側課金制度を考慮する必要があると理解しています。にもかかわらず、収支計画に含める必要がないのはなぜでしょうか。 また、選定事業者となった後に、発電側課金制度が正式に導入され、新たな費用の発生が若しくは、例えばkW課金分について源泉徴収により実質的な供給価格が低減された場合(収入が減少した場合)、収支計画を変更する必要があるという認識で相違ありませんでしょうか。	2023年2月に資源エネルギー庁が公表した「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ」において、 ●発電側課金については2024年度に導入する ●既認定FIT/FIP(※発電側課金の導入年度の前年度の入札で落札した場合を含む。)については、調達期間等が終了してから発電側課金の対象とする との方針が示されています。本公募の洋上風力発電事業は2ぽつに該当しますので、発電側課金が適用されるのはFIPの交付期間終了後からとなります。
552	その他		パブリックコメント回答 84番、86番	パブリックコメント回答No.84、86では、見積の有効期限は発注時期との整合を求められているが、事業者決定前に点検費用等の長期に渡る費用の見積有効期限が記された見積取得は困難です。見積書の有効期限や納期に関しては評価の対象から外していただけないでしょうか。	パブコメ回答86番の趣旨は、見積書の有効期限が長期かという点を確認することではなく、見積書に示される発注時期や納期が別紙5等で示される運転開始までのスケジュールと整合的か否かという点を確認するということです。
553	その他		パブリックコメント回答 90番	「工事開始前までにISO45001や建設業労働安全衛生マネジメントシステム又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。」に関して、「公募参加者及び海洋土木工事の役割を担う協力企業が認定取得を予定している場合が対象となります」とありますが、「公募参加者」ではなく「海洋土木工事の役割を担う協力企業」が認定取得を予定していれば良いと理解してよろしいでしょうか。1/13の説明会で上記の通り回答いただいたと認識しておりますが改めて確認させていただきます。	海洋土木工事におけるEPC等を担う企業(応募企業、コンソーシアム・SPC構成員又は協力企業)を対象とします。
554	その他		パブリックコメント回答 91番	パブリックコメントへの回答No.91において、「相対取引を前提とした収支計画を作成される場合、オフテイクによる合意書や関心表明書等を提出いただくことで価格や売電量、契約期間等を確認します。また、オフテイクの調達電力の扱いや取引実績等について不明瞭な点がある場合、国から直接オフテイクにヒアリング等を実施し、収支計画の実現性を確認する予定です。」という考え方を示して頂きましたが、基本的に合意書や関心表明書等に価格、売電量、契約期間が記載されており、オフテイクとして国内需要を十分保有している場合においては、最低限の要件は確保されていると理解すれば宜しいでしょうか。	提出される収支計画との整合性を確認することになります。パブコメ回答91番の「価格や売電量、契約期間」は、収支計画作成に当たって最低限必要な情報と思われるため例示していますが、事業者が作成する収支計画の確からしさの説明のために他にも必要な要素があれば加えてください。疑義がある場合は、国からヒアリング等で確認することとなります。
555	その他		パブリックコメント回答 91番	収支計画について、FIP制度の下であると市場価格のシナリオ想定により収入計画が影響を受けることになる(完全固定価格のCPPA以外の前提の場合)と考えられます。その場合に、前提としている長期市場価格予測についての妥当性をどのように評価されるのでしょうか？その基準や妥当性の証憑として評価プロセス上期待するものがあればご教示ください。また期待するエビデンス等がある場合には、それが無いことによる評価への影響度合いについてもご教示ください。	市場価格見通しについては、実績のある適切な専門家等の意見を踏まえている等、一定の妥当性が示されているものを想定しています。また、事業者間の比較も行った上で、第三者委員会の意見も踏まえて、収支計画全体の妥当性を評価することになります。
556	その他		パブリックコメント回答 91番	パブコメ#91において、「相対取引を前提とした収支計画を作成される場合、オフテイクによる合意書や関心表明書等を提出いただくことで価格や売電量、契約期間等を確認します。また、オフテイクの調達電力の扱いや取引実績等について不明瞭な点がある場合、国から直接オフテイクにヒアリング等を実施し、収支計画の実現性を確認する予定です。」という考え方を示して頂きましたが、基本的に合意書や関心表明書等に価格、売電量、契約期間が記載されており、オフテイクとして国内需要を十分保有している場合においては、最低限の要件は確保されていると理解すれば宜しいでしょうか。	提出される収支計画との整合性を確認することになります。パブコメ回答91番の「価格や売電量、契約期間」は、収支計画作成に当たって最低限必要な情報と思われるため例示していますが、事業者が作成する収支計画の確からしさの説明のために他にも必要な要素があれば加えてください。疑義がある場合は、国からヒアリング等で確認することとなります。
557	その他		パブリックコメント回答 91番	パブコメ回答91に「また、オフテイクの調達電力の扱いや取引実績等について不明瞭な点がある場合、国から直接オフテイクにヒアリング等を実施し、収支計画の実現性を確認する予定です。」とありましたが、オフテイクの取引実績とは、何のことを指すのかご教示いただきたい。自企業との間の取引実績のことを指すのか、広く一般的な購入電力にかかわる取引実績(取引先は問わない)のことか、教えていただきたい。	提出される収支計画との整合性を確認することになります。パブコメ回答91番の「価格や売電量、契約期間」は、収支計画作成に当たって最低限必要な情報と思われるため例示していますが、事業者が作成する収支計画の確からしさの説明のために他にも必要な要素があれば加えてください。疑義がある場合は、国からヒアリング等で確認することとなります。
558	その他		パブリックコメント回答 91番	相対取引を前提とした収支計画を作成される場合、オフテイクによる合意書や関心表明書等を提出いただくことで価格や売電量、契約期間等を確認し、様式集の別紙3においても「相対取引を計画する場合は、オフテイクからの合意書・関心表明等の収支計画の適切性が確認できる資料を提出すること。」が求められています。オフテイクがグループ内外に関わらず小売電気事業者の場合、オフテイクからの合意書・関心表明等の収支計画の適切性を確認する上でどのような内容が求められているのでしょうか。	提出される収支計画との整合性を確認することになります。パブコメ回答91番の「価格や売電量、契約期間」は、収支計画作成に当たって最低限必要な情報と思われるため例示していますが、事業者が作成する収支計画の確からしさの説明のために他にも必要な要素があれば加えてください。疑義がある場合は、国からヒアリング等で確認することとなります。

番号	該当箇所		質問	回答
559	その他	パブリックコメント回答 91番	パブリックコメントNo.91の回答において、「オフテイカーの調達電力の扱いや取引実績等について不明瞭な点がある場合、国から直接オフテイカーにヒアリング等を実施し、収支計画の実現性を確認する予定」とあります。また、1/13(金)の説明会において、「旧一電のオフテイカーや資本関係のある場合に、有力なオフテイカーがグループ内企業にのみ好条件を提示する場合、独占禁止法違反になり得る可能性がある。必要に応じてヒアリングを行うため、面談録等を残しておくように」と言及がありました。 明確化のため、以下二点ご教示頂けないでしょうか。 ①具体的に、複数のSPCに提示する買取価格の差が何円以上の場合に特定SPCを優遇しているとみなされ、ヒアリングの対象となりうるのか。 ②オフテイカーとの交渉時の面談録作成にあたり、留意すべき事項はあるか(単純にメモを残しておけばよいのか、あるいは面談先のオフテイカーに内容の承認を求めるべきか、など)。	①現時点で定量的な指標があるわけではありませんが、契約予定のオフテイカーが他の公募参加者に対して不当に差別的な取り扱いをしていないか留意ください。 ②面談録のほか、協議に当たって取り交わした書面を保存ください。疑義がある場合は、国から直接オフテイカー企業にヒアリング等を実施します。
560	その他	パブリックコメント回答 91番、324番	パブリックコメントへの回答No.324において価格等の妥当性についてどのように評価するかとの問いに対し、同No.91にて以下「相対取引を前提とした収支計画を作成される場合、オフテイカーによる合意書や関心表明書等を提出いただくことで価格や売電量、契約期間等を確認します。」と回答ありますが、買取価格の妥当性の根拠として現時点で想定されているものがあるならご教示ください。	例えば、計画で示される買取価格・期間で取引が行えるのかといった点に関し、オフテイカー側の実績等を用いて確からしさを説明することが想定されます。
561	その他	パブリックコメント回答 91番、904番	相対売買を全体とした公募占用計画を提出した場合、売買契約条件に照らし、売電先の経済合理性の有無を国が確認するという理解で良いでしょうか。 またその場合、需要端での電力価格見通しが特に重要な要素となると考えられるが、国はどういった数値・指標・議論(例：●●委員会による想定値)を参照するのか、公平性の観点から公表頂けないでしょうか。	提出される収支計画との整合性を確認することになります。パブコメ回答91番の「価格や売電量、契約期間」は、収支計画作成に当たって最低限必要な情報と思われるため例示していますが、事業者が作成する収支計画の確からしさを説明のために他にも必要な要素があれば加えてください。疑義がある場合は、国からヒアリング等で確認することとなります。
562	その他	パブリックコメント回答 98番	パブコメ番号98にて、「公募の前提条件を揃えるため、今回の公募対象である特定の事業と紐付く経済波及効果のみを記載ください。」とあります。 例えば村上の洋上風力発電建設により、とある企業が国内にコンポーネント供給のために工場を建設した場合、その投資額等も経済波及効果に含められないのでしょうか？また、村上だけでなく、他案件とあわせた需要を見込んで当該企業が工場を建設した場合も含められないのでしょうか？上記のパブコメの回答のとおりこれらが困難な場合、村上の貢献率などを乗じた数値などでも認められないのでしょうか？なお、当該企業からのMoUは受け取っている前提です。 一時的な案件の需要のみで工場やホテル等の投資を行う民間ビジネスは存在しえないものと思われます。	他地域含めた国内各地への供給のための新規の設備投資については、投資額全体は国内経済波及効果に計上ください。また、本公募事業による地域内での最終需要増加額が算出できる場合は、産業連関表を用いて地域経済波及効果を算出ください。
563	その他	パブリックコメント回答 98番	「公募の前提条件を揃えるため、今回の公募対象である特定の事業と紐づく経済波及効果のみを記載してください」と記載が有る。 「今回の公募対象である特定の事業と紐づく経済波及効果」は、2022年度に公募が行われた洋上風力発電事業を含む、先行するプロジェクトに伴う活動によって経済波及効果が生じるものについては、評価の対象外となるとの理解で良いか。 先行するプロジェクトに伴う活動が評価の対象外となると理解すると、提出する信憑書類や数値は、厳密に、本公募に紐づくものを明確に示す必要が有るとの理解でよいか。	他のプロジェクトとも関係する投資や新規需要増加であっても、本公募事業とも紐付くものであれば、経済波及効果として計上することは可能で、評価の対象になります。 数値は、本公募事業と紐付く分を特定できることが望ましいですが、難しい場合は内数という形で表記することも可能です。
564	その他	パブリックコメント回答 98番	「今回の公募対象である特定の事業と紐付く経済波及効果のみを記載ください。」とのことだが、特定のSPC又はコンソーシアムが計画する個別事業に紐づいた投資決定でなくとも、特定の促進区域での受注を想定して投資決定された場合であれば、当該促進区域における公募においては経済波及効果の対象になるという理解で良いか。 複数の工事会社や風車・部品メーカーが独自に洋上風力向けの投資、もしくはローカルコンテンツの掘り起こしを進めており、それらは一般的に特定の事業者向けというより特定の海域における事業全般、もしくは特定の事業や海域に紐づかない洋上風力事業全体への供給を想定して進められていると理解している。それらをどこまで自社事業による経済波及効果と見なしてよいものか判断基準を明確にしく、改めてご教示いただきたい。	他のプロジェクトとも関係する投資や新規需要増加であっても、本公募事業とも紐付くものであれば、経済波及効果として計上することは可能で、評価の対象になります。 数値は、本公募事業と紐付く分を特定できることが望ましいですが、難しい場合は内数という形で表記することも可能です。
565	その他	パブリックコメント回答 104番	・パブコメNo104の「MOUを交わしていても特定の条件を満たせないと経済波及効果が見込めない場合(例：MOUを締結しているコントラクターが、複数案件を同時に受注できた場合にのみ工場建設することを確約している場合など)」に関して、理解の確認をさせて下さい。 ・このケースにおいては、実行に当たっての留意事項等を公募占用計画に記載すれば、評価対象になり得るとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。条件付である点を計画に明記ください。
566	その他	パブリックコメント回答 104番	・パブコメNo104の「MOUを交わしていても特定の条件を満たせないと経済波及効果が見込めない場合(例：MOUを締結しているコントラクターが、複数案件を同時に受注できた場合にのみ工場建設することを確約している場合など)」に関して、理解の確認をさせて下さい。 ・このケースのように履行に関する条件付きMoUを公募時点で提出したが、落札後に上記履行条件満たなかった場合、履行義務には反しないという理解で宜しいでしょうか？	特定条件が満たされた場合にのみ経済波及効果が生じる等の条件付である点が分かる記載がされていれば、選定後に当該条件が満たされず経済波及効果が生じなかった場合でも、ただちに遵守事項違反(公募占用計画に従った事業実施をしていない)とされることはありません。

番号	該当箇所		質問	回答
567	その他	パブリックコメント回答 104番	・パブコメNo104で回答にあった「実行に当たっての留意事項についても公募占用計画に記載してください」に関して、理解の確認をさせて下さい。 ・例えば、元請けとなるコントラクター(A社)からMoUを受領しますが、A社はこの段階で下請け企業を特段決めていない状況とします。 ・一方、A社の下請け企業となり得る候補先企業(B社)に対して、事業者独自で接触し、「元請け企業から下請けとして指名された場合、当工事に関与します」といった条件付きMoUをB社から受領したケースを想定下さい。この場合、B社からの条件付きMoUを公募占用計画に添付し、実行にあたっての留意事項も記載することで評価対象になり得るか否かご回答ください。	経済波及効果については、同確率で生じ得る複数案があった場合、低い方の評価を採用します。その意味で、ご指摘のケースでは、高い蓋然性が示されないかぎり、B社による経済波及効果は評価対象とはなりません。
568	その他	パブリックコメント回答 124番、206番、245番、621番	公募参加資格要件の充足又は資金・収支計画で良好以上の評価を得ようとした場合、以下4ケースではLOIが必要となるという認識で相違ないでしょうか。 ＜プロジェクトファイナンス＞ ・プロジェクト会社（SPC）がプロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合（SPC名義宛でLOI取得） ＜プロジェクトファイナンス以外＞ ・（SPCの親会社保証の差し入れを受け）SPC名義で金融機関から資金調達を行う場合（SPC名義宛でLOI取得） ・SPCの親会社が金融機関から資金調達をして、当該資金を自己資本や親子ローンとしてSPCに提供する場合（親会社名義宛又は親会社・SPC連名名義宛でLOI取得） ・SPCやSPCの親会社は金融機関からの資金調達を行っていないケースで、SPCの最終親会社（SPC親会社の持ち株会社など）が金融機関から資金調達をして、子会社経由、最終的にSPCに資金提供を行っている場合（最終親会社名義宛又は最終親会社・SPC親会社・SPC連名名義宛でLOI取得）	ご指摘の4ケースでのLOI取得について、すべてご理解のとおり必要です。
569	その他	パブリックコメント回答 124番、127番、245番、	SPCの資金収支計画において、プロジェクトファイナンスに加え、一部親会社がコーポレートファイナンスにより調達した資金を元手にSPCに出資を行う場合、後者も「株主資本」ではなく「負債」とカウントされ、LLCRを算出する「借入元本」にも含まれるのでしょうか。 #245「プロジェクト会社（SPC）の親会社が自身の与信に基づいて外部金融機関からの借入を行い、当該借入によって調達した資金を自己資本としてすべてSPCに拠出を行う場合は、「自己資本による調達」になるのか、それとも「負債による調達」としての「コーポレートファイナンス」になるのか。→「124番の回答をご覧ください。ご指摘の形式は借入なので、コーポレートファイナンスに当たります。」	パブコメ回答245番のとおり、ご指摘の資金調達形式は「借入」に該当するので、LLCR算出に当たっても考慮ください。
570	その他	パブリックコメント回答 130番、765番	「基金への出捐時期については、基本的に運転開始後を想定しておりますが、事業者選定後の協議会構成員との調整によって出捐時期を変更することも可能です」とございますが、運転開始に先立って出捐することも可能という理解で宜しいでしょうか。 また、経済波及効果を早くもたらす目的で、基金の出捐を運転開始時よりも早めた場合に、その効果は評価の対象となり得ますでしょうか	基金への出捐方法は、事業者選定後の協議事項となりますので、公募段階では、事業者の一定の想定の下、計画に記載して提出ください。そのため、一定の合理的な説明がされていればよく、加点などの評価は想定していません。
571	その他	パブリックコメント回答 205番 301番 912番	パブコメ301は金利やインバランス負担も別紙3の3(1)②の感度分析の構成要素の具体例として挙げているように読める一方で、パブコメ912では「維持管理費用」は金利やインバランス負担、税金は含まないと回答しており矛盾しているのではないかと当該感度分析に当たっては、パブコメ205の「維持管理費用」の定義以外の要素は無視するとの理解でよいのか？	パブコメ回答301番は維持管理費用増大の諸要因の例示として金利等に言及しているということです。感度分析の対象となる維持管理費用は、パブコメ回答205番のとおり、別紙3の2(2)費用項目のうち「設備維持費用」及び「人件費」を想定しています。
572	その他	パブリックコメント回答 217番、 668番、	事業実施体制・事業実施実績のトップランナーの評価項目となっている「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」について、パブコメ#217では「協力企業については評価対象外」という回答があった一方、パブコメ#668では「適切な記載があれば協力企業も評価対象となり得ます」という回答がございました。当該評価項目について、協力企業（風車メーカー、海洋土木工事、O&Mのコントラクター等）における実務経験を有する人材の確保や適切な配置は評価対象になり得るのか、改めて回答を頂けますでしょうか？	127番の回答をご覧ください。
573	その他	パブリックコメント回答 217番、668番	「事業実施体制・事業実施実績」のトップランナー評価基準における「実務経験を有する人材の確保や適切配置」について、パブリックコメントへの回答No.217の回答においては、「協力企業については評価の対象外」とあります。一方、同No.668の回答では「「風車の設置」「海洋土木工事」「発電事業の運営（O&M）」それぞれで「EPC等」の役割を主として担う者には協力企業も位置づけ可能ですので、「実務経験を有する人材の確保や適切な配置」について適切な記載があれば評価対象」とあり、No.217と矛盾しているように見受けられます。どちらの回答が正か、ご教示頂けますでしょうか。	127番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所		質問	回答
574	その他	パブリックコメント回答 224番、225番	陸上設備に扱いに関するパブリックコメントの回答におきまして、下記の記載がありますが矛盾しているようにも読み取れます。別紙12の1.サプライチェーン形成計画は陸上送変電設備は評価対象外、2.その他の電力の安定供給に係る方策は陸上送変電設備は評価対象とのことで良いでしょうか。 パブリックコメントNo.224 (意見内容)電力安定供給(別紙12)の評価において陸上送変電設備に関するサプライチェーンは含まれないという理解だが、O&Mにおける取組なども含めて同別紙に陸上送変電設備に関する施策を記載しても評価対象とならないということが良いでしょうか。 (ご意見に対する考え方)ご理解の通りです。 パブリックコメントNo.255 (意見内容)サプライチェーン形成計画の対象に陸上設備は含まれるのか。含まれないとした場合に、「2.」の「サプライチェーン形成計画以外」には陸上設備は対象に含まれるのでしょうか。 (ご意見に対する考え方)2.のサプライチェーン形成計画以外の電力安定供給に資する取組については、対象を限定するものではありません。	ご理解のとおりです。
575	その他	パブリックコメント回答 234番	No.234について、壁背後の地盤改良工事は、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)第34条第1項の記載に従い、「甲及び乙が原状回復を行うことを要しないと認めた」場合に該当すると理解してよいか。	原状回復の取扱いについては、事業者選定後、賃貸借契約の締結時の協議事項となります。
576	その他	パブリックコメント回答 249番	別紙6への質問「記載すべき送変電システムには、洋上変電施設、海底送電線のほか、陸上の変電設備・送電線等も含まれるのでしょうか。」に対し、「ご理解のとおりです。」と回答がある。パブリックコメントNo.21では、別紙6への考え方について「陸上設備の構造等は評価対象外ですので、記載は必要ありません。」とあるがどちらが正しいのか、またどのように記載すべきなのか明確にしていきたい。	陸上設備(事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線等)に関する評価については、545番の回答をご覧ください。
577	その他	パブリックコメント回答 252番	回答にある『当該シミュレーションモデルの妥当性の説明、気象・海象条件の妥当性、ダウンタイムの設定の妥当性の説明』をするためには、実測に基づく信憑性のある気象・海象データを入力とすることが必須であり、入力データの信憑性が示せない限り、『運転開始までの事業計画の評価』にて最低限必要なレベルの中で求められる『自然条件や施工方法等に照らして適切な工事期間・予備日が設定』を満足できないと考えて良いか。また、運用指針において『観測データは国が当該データと同じ風況等を保証するものではない』と位置づけられるため、国による観測データを入力データとしても信憑性を示すことはできないと理解して良いか。	シミュレーションモデルを説明する場合、データの信憑性が示されることは望ましいですが、公募段階において、国が提供するデータを活用することは信憑性という観点では問題ありません。
578	その他	パブリックコメント回答 292番	「『調整』とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない」という記載について質問がございます。政府は「運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない」という方針と存じますが、この点につき、政府は都道府県知事が独自の判断基準を設けることを容認致しますでしょうか？例えば、都道府県知事が「開発中・建設中の国内洋上風力案件であっても、実際に取得済みの許認可(例:環境影響評価等)があれば実績として評価する」と判断した場合、政府は都道府県知事の判断を容認しますでしょうか？	公募占用指針第7章(3)2)のとおり、評価項目のうち「関係行政機関の長との調整能力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済への波及効果」の3項目については地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、都道府県知事の意見が再エネ海域利用法第7条に規定する基本方針に掲げる目標と整合的である場合は(すなわち、合理的理由に欠ける場合を除いて)、都道府県知事意見を最大限尊重して評価を実施します。
579	その他	パブリックコメント回答 292番	新潟県に対して御質問させていただきます。 政府は「『調整』とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない」という方針です。一方、政府がこの点について都道府県知事が独自の判断基準を設けることを容認する場合、新潟県には「開発中・建設中の国内洋上風力案件であっても、実際に取得済みの許認可(例:環境影響評価等)があれば実績として評価する」と判断して頂きたいと考えますが如何でしょうか？	＜新潟県村上市及び胎内市沖協議会構成員による説明会 説明抜粋＞ 「関係行政機関の長等との調整能力」に係る「調整実績」の評価については、国から以下の考え方が示されています。 ●「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。 ●主たる者として複数企業が関係行政機関の長等との調整を担う場合は、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱う。 ●洋上風力発電事業は長期間にわたることから、基本的には、特定の個人ではなく法人としての 調整体制を実績の対象とする。 ●「国内洋上風力発電」の調整実績には、港湾区域や一般海域における実証事業(着床式・浮体 式両方)も含まれる。 新潟県知事意見の策定にあたっては、国が示す考え方に沿って行う予定です。 なお、本公募により募集する村上市及び胎内市沖の発電事業に係る公募占用計画の提出時までの調整実績について、公募占用計画に記載されていた場合には、知事意見の策定の際に参考にすることがあります。
580	その他	パブリックコメント回答 360番	別紙13～15について都道府県に提供される資料は要旨のみであるように解釈できる回答となっているが、当該理解に誤りは無いでしょうか。 特に別紙14は多岐にわたる地域貢献・地域共生に関する提案が含まれることが想定される中、1頁制限のある要旨内では提案項目の名称や極めて簡易的な概要を整理する程度の記載しか出来ない可能性が高いものと考えます。このような簡易的な資料のみを以て都道府県として適切な評価を行なうことは非常に困難であるように考えられるため、別紙本体の中の記載も情報として提供することを再度検討頂けますでしょうか。	103番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所		質問	回答
581	その他	パブリックコメント回答 361番	パブコメ(361)では要旨のみが県知事に送付予定とあるが、先日の説明会では、要旨＋別紙(【様式3-1-16】別紙13:関係行政機関の長等との調整能力～【様式3-1-18】別紙15:地域経済への波及効果)＋添付資料まで適宜必要に応じて送付、また知事から地元に対しては、要旨のみ送付、とのコメントあったが、最終的に県知事及び地元関係者に送付が想定されている書類について、それぞれご回答いただきたい。 また、公募占用指針P44のなかでは「国から都道府県に指定する資料(事業者名が特定されないよう編集したもの)を用いて照会を行うこと。」との記載があり、洋上風力促進ワーキンググループ合同会議の中では事業者名を匿名化したロングリストで意見照会をはかるとの説明があったかと記憶していますが、県から地元関係者(関係市町村、漁業関係者等の代表者)に意見照会される書類は要旨そのものであるか、或いは用紙の内容を抜粋したロングリストか明確にして頂きたい。 なお知事の判断が重視される中で、要旨やロングリストで充分と考えられる根拠も開示頂きたい	一点目については、103番の回答をご覧ください。 二点目については、基本的には「要旨そのもの」を用いることとします。 三点目については、県から地元関係者への意見聴取において、各公募占用計画の記載内容や特長の違いを明確化し、円滑な意見聴取を図る等の観点により要旨を用いることとします。
582	その他	パブリックコメント回答 361番	都道府県に提供することを予定している資料は、別紙13、14および15の要旨のみにとどまり、本紙は含まれていないとの理解は正しいか。 もしそうであった場合、別紙13～15について、都道府県知事の意見を最大限尊重して評価されるところ、本紙は誰が内容を確認しどのように評価に反映されるのかご教示頂きたい。	103番の回答をご覧ください。
583	その他	パブリックコメント回答 365番	パブコメ#365に「インプットの数字である発電量予測の値や費用項目の見積もりの信頼性についてテクニカルアドバイザー等の専門家」に検討・評価した結果を提出要、とありますが、費用項目に関し、第三者であるコントラクターから提出された費用見積もりについては改めて専門家に信頼性評価する対象にする必要は無いと考えてよいでしょうか。	見積額の信頼性評価を第三者が行うことは困難なので不要かと考えますが、費用の確からしさについても第三者の専門家等から信頼性評価を得ることを妨げるものではありません。
584	その他	パブリックコメント回答 370番	「別紙7の施工計画に基づき工事工程を具体的に示す別紙8においても、陸上設備の工事は記載不要という理解でよいか」という設問に対する答えが「ご理解のとおりです」となっているが、パブコメ回答21や742と異なるため確認したい。	陸上設備(事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線等)に関する評価については、545番の回答をご覧ください。
585	その他	パブリックコメント回答 394番	『市場価格についてどのように見直しをおくか、そのリスクシナリオをどのように分析し、対策を講じるかという点が重要です。』とされるが、応札者が示す市場価格の見通しの確からしさの評価基準を明確にしていきたい。	市場価格見直しについては、実績のある適切な専門家等の意見を踏まえている等、一定の妥当性が示されているものを想定しています。また、事業者間の比較も行った上で、第三者委員会の意見も踏まえて、収支計画全体の妥当性を評価することになります。
586	その他	パブリックコメント回答 417番	「(冒頭略)また、需給調整のレベルは、事業者のPPA契約に基づき実施すればよいのでしょうか。」という問いに対して、「ご理解のとおりです。」とのご回答ですが、需給調整は必ずしもPPA契約に基づき実施されなくても、特定卸供給業者(アグリゲーター)やO&M業者との業務委託契約に基づき実施されても問題ないとの認識でよいでしょうか。	問題ありません。計画に応じて適切に実施ください。
587	その他	パブリックコメント回答 423番	サプライヤーであっても、風車メーカー以外の基礎やケーブルサプライヤーについては、企業名の記載は許されないという認識で合っているか。	ご理解のとおりです。345番の回答も参考にしてください。
588	その他	パブリックコメント回答 444番	感度分析においての超過確率P90の予測期間20年につき、基本的に欧州等で一般的に使われている水準は10年または15年でありプロジェクトファイナンスの観点から20年は金融機関等に受け入れられない可能性があるため、本当に20年(または運転期間)であるべきか特に確認をさせていただきたい。	感度分析は、風況の影響を受ける実際の運転期間にあわせることが望ましいです。金融機関による融資決定に当たっては、保守的な想定で検討を行うと認識しているので、資金調達や累損解消等の観点から事業継続を妨げない計画を作成ください。また、608番の回答も参考にしてください。
589	その他	パブリックコメント回答 455番、871番、900番、1111番	パブコメ回答900番において「LOIに貸付金額を記載できる場合、事業実現性評価のうち「資金・収支計画」における評価の対象となる」と回答されていますが、これはLOIの提出そのものが評価の対象になるものであり、LOIへの金額記載の有無あるいは多寡については、455番及び871番の回答の通り、評価に影響しないという理解でよろしいでしょうか。また、1111番の回答では206番を参照されていますが、455番の誤記ではないでしょうか。	パブコメ回答455番は、金融機関からのLOI(様式3-2-7)への金額記載は任意であり、記載がないことのみをもって評価に影響するわけではない、という趣旨です。 他方、融資可能額や融資条件を記載できる場合は、パブコメ回答900番のとおり、資金調達能力の確からしさ等の観点から評価対象となり得ます。
590	その他	パブリックコメント回答 455番、871番、1232番、900番、	金融機関からの関心表明書、コミットメントレターについて、以下4つのパブコメ回答がございしますが、回答に矛盾があるように見受けられます。改めて、評価基準をお示しいただけますでしょうか。 #455「LOIへの金額記載はあくまでも任意のものであり、評価に影響しません。」 #871「関心表明書を取得した金融機関を記載する、かつ関心表明書における融資可能金額の記載は任意ですが、予定する借入金額との乖離など、資金調達の確実性の観点から問題ない旨は明確にしてください」 #1232「関心表明書またはコミットメントレターとのことだが、評価上はどちらかが提出されていれば良い(関心表明書かコミットメントレターかのいよって評価に差が生まれるものではない)との理解でよろしいでしょうか」→「ご理解の通りです」 #900「貸付可能額および貸付条件を記載できる場合、評価を行うのか、また採点にどのような影響が及ぶのかご教示いただきたい。」→「事業実現性評価のうち「資金・収支計画」における評価の対象となります。」	589番の回答をご覧ください。
591	その他	パブリックコメント回答 455番、900番	パブリックコメントへの回答No.455の回答において、関心表明書またはコミットメントレターを取り付けた金融機関について、「LOIへの融資金額記載はあくまでも任意のものであり、評価には影響しない」とあります。一方、同No.900でのご回答では、「貸付可能額及び貸付条件は「資金・収支計画」の評価対象」と記載があり、No.455と矛盾しているように見受けられます。どちらの回答が正か、ご教示頂けますでしょうか。	589番の回答をご覧ください。

番号	該当箇所		質問	回答
592	その他	パブリックコメント回答 460番	『供給価格上限額は海底地盤の状態から想定される設置形態・施工法に基づき決定している』と回答されているが、非常に限定的な国による地質調査であり、且つ占用指針P11にて『促進区域の指定に当たって経済産業大臣及び国土交通大臣が行った調査等によって得られた情報については、事業者が本公募への参加及び公募占用計画における提案内容を検討する際に参考になる』程度の調査であると国が認めていることと、その『参考になる』程度の調査結果に基づく海底地盤の状態から想定される設置形態・施工法から供給価格上限額が決定されていることが両立しうる理由を教えてください。	まず前提として、ご指摘の公募占用指針11ページの記載は、国による調査の結果得られた情報が内容不十分であることを伝えるものではなく、質・量ともに、公募段階での公募占用計画作成に当たって活用可能な情報なので提供を行っています。 こうした調査の結果、本公募の対象区域の中で長崎県西海市江島沖だけは岩盤地盤であることが分かり、他区域と異なる設置の形態・施工法が見込まれることから、他区域と区別して上限額を設定しています。
593	その他	パブリックコメント回答 484番	最低限必要なレベル ⑧ 施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。 評価の考え方に対応する記載箇所：別紙7 2 パブリックコメントNo.484 (ご意見の内容)iii)運転開始までの事業計画 最低限必要なレベルの評価の考え方⑧に「施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。」とあるが、この条件を満たすには洋上工事のみならず、調査や陸上工事についても示す必要があるか、明確にお示しいただきたい。 (ご意見に対する考え方)調査や陸上工事についても対象となります。 上記パブリックコメントNo.484の内容についてはどの別紙に記載すれば良いのでしょうか。パブリックコメントNo.21によると、別紙7には陸上設備の記載は不要とあり、記載要領及び様式集と矛盾しているため確認するものです。	別紙7の2.に記載してください。別紙7には陸上設備(公募占用指針第1章(2)1)に定義する事業者自らが維持・運用する陸上の変電施設、送電線、通信ケーブル等)の記載は不要ですが、別紙7の1.に記載する施工内容(例、港湾におけるプレアッセンブリ等)については、労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全の対象に含むようにしてください。
594	その他	パブリックコメント回答 485番	「(例：認証機関による認証プロセスの状況や認証取得時期の見通しに関するレター等)」と記載あるが、どの程度の粒度の見通しを記載すればよいか。洋上風車の開発の現状を正確に述べた上で、認証取得までのステップを細かく正確に書く事で十分と理解するがよいか。	別紙6本体の記載としてはご理解のとおりです。必要に応じて、根拠となる認証機関等によるレターを添付資料として提出ください。
595	その他	パブリックコメント回答 487番	「工程に一定の余裕をもたせるのは対応策の一例だとは思いますが、その他の可能性もあるかと思えます。」と記載あるが、その他の可能性とはなにか？	現段階で国から網羅的にお示しするのは適切ではないと考えます。事業者の創意工夫を期待します。
596	その他	パブリックコメント回答 608番	No.608について、商業運転開始前における、試運転期間における電力の相対取引は認められるのか？	ご指摘の電力の相対取引は商業運転を指していると考えますが、公募の前提条件を揃える観点からも、試運転期間含めて運転開始日以前の商業運転は想定していません。
597	その他	パブリックコメント回答 615番	パブコメNo.615の回答に関連して【様式3-2-8】宣誓書の提出の可否を確認したい。公募占用計画の提出書類については議決権の有無に関わらず、全ての構成員のものが必要と回答されているが、公募占用指針P.15の第5章公募参加のための手続(公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等)によると、SPC参加の場合にはSPCの議決権を有する企業がSPC の構成員となっているため、そもそも議決権がない場合はSPCの構成員に該当しないことから【様式3-2-8】宣誓書の提出は不要ではないか。	【様式3-2-8】宣誓書は、公募参加資格及び遵守事項に関して宣誓を求めるものであるため、コンソーシアム又はSPCの全ての構成員(議決権を有する者に限る)を提出の対象とします。
598	その他	パブリックコメント回答 625番	公募占用指針第9章(5)4)においては、そもそも議決権譲渡に伴う要件であり、適切に事業ができる体制を担保される限りにおいて、「議決権を伴わない持分譲渡」については ①特段の制約はない、という理解で正しいか。 ②「変更」には該当しないため変更の申請は不要、という理解で正しいか。	①公募占用計画を変更する際には、国に事前相談いただく運用なので、変更内容に応じて個別に判断します。 ②「変更の申請」の意味するところが必ずしも明らかではないですが、最低限、再エネ海域利用法第18条第4項に基づく届出は必要となるかと考えます。
599	その他	パブリックコメント回答 631番	①匿名組合出資(TK出資)や投資事業有限責任組合(LPS)といった議決権を有しない投資手段を用いた投資スキームは活用可能という理解で宜しいでしょうか。 ②応札時点で当該投資スキームに必要となる会社や組合の設立が完了している必要はありますでしょうか。 ③TK出資やLPSからの出資といった議決権を伴わない出資をコンソーシアムメンバー以外の第三者に譲渡する場合、公募占用計画の変更になるが、当該変更は許可されると理解して宜しいでしょうか。 ④議決権を伴わない出資の導入割合の具体的な上限はありますでしょうか。例えば議決権を伴う出資の割合が1割しかなく、議決権を伴わない出資の割合が9割とした場合、入札評価上、不利になることはありますでしょうか。 ⑤パブコメ#631では議決権のない出資者がSPCの資金調達において重要な役割を果たす場合には、その信用力を確認する必要あり、出資の過半数を超える場合は信用格付けの提出を必要とする旨のご回答が御座いました。完工までの資金は議決権を有する出資を拠出するコンソーシアムメンバーが提供し、議決権を有しない出資者は完工後に議決権を有する出資を拠出するコンソーシアムメンバーが株主融資を議決権を有しない出資に転換・それを譲り受けることにより参画する場合、SPCの資金調達における重要な役割は議決権を有するコンソーシアムメンバーにより果たされるため、完工時に議決権を有しない出資を譲り受ける可能性のある者からの信用格付けの提出が必要となるものではないと理解して宜しいでしょうか。	①原則として、活用可能です。 ②当該社が別紙1の事業実施体制の各役割の主たる者ではないことが前提ですが、会社や組合設立には相応のコストが生じることから、選定後の設立で問題ありません。ただし、計画記載のとおりスケジュールで設立する必要はあります。 ③変更の可否は最終的には個別判断になりますが、公募占用指針第9章(5)の基準に照らして問題なければ変更可能になると考えます。 ④議決権を伴わない出資の割合について、特段の条件はなしかつ評価に影響はありません。他方、公募占用指針第8章(4)のとおり、事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限ります。 ⑤ご指摘のケースは別紙3の資金計画における資金調達を担うのはSPCの議決権を有する企業、と理解しました。その場合は議決権を有しない企業の長期信用格付けの提出は不要です。
600	その他	パブリックコメント回答 639番	ダンピングの確認対象として、『建設費用以外は対象外です』と回答されているが、適切な収支計画審査において、他の要素の確認が対象外である理由を教えてください。	ダンピングという観点では建設費用のみを対象としますが、その他の費用についても最低限必要なレベルとして「費用の根拠(見積もり又は過去の実績等)」が示されているものを要求していますので、別紙3に金額・根拠を適切に記載するとともに、適切な根拠資料を提出ください。

番号	該当箇所		質問	回答
601	その他	パブリックコメント回答 677番	「第三者認証機関が型式認証工程や認証時期の見通し、設計開発コンセプトの妥当性を評価した文章が示され、その認証時期の見通しと運転開始予定時期の矛盾がなければ」と記載がある。 公募にも、「型式認証が運転開始前までに取得できる見込み」と記載が有る。一方、型式認証はWF認証手続や工事計画届等の着工前に必要な書類と理解する。 上段の「矛盾が無ければ」という定義は、そのような手続取得時期を含めた、開発計画との整合性が取れていれば、と理解するがよいか。	ご理解のとおりです。
602	その他	パブリックコメント回答 757番	パブコメ(757)に関連し、協議会構成員からの協力意向表明については、公募開始以前(＝当該時点では公募占用指針にて規定されている接触制限は有効になっていない)に取り付けたものに関しては、評価の対象になるとの理解で良いか。	40番の回答や参加予定海域の協議会構成員による説明会における質疑応答等を参考にしてください。その上で、特定の協議会構成員を念頭におき、判断に迷う場合は、国に事前に相談ください。
603	その他	パブリックコメント回答 757番	No.757について、 ①「協議会の構成員となっている団体」とは具体的にどの範囲か。協議会参加者の所属元の組織はすべてこれに該当するか。 ②上記がイエスの場合、協議会に人員派遣している秋田大学、秋田県立大学からのLOIやMOUの取得も禁止されるのか。協議会意見とりまとめの地域貢献策要望②において大学を含む教育機関との連携協力が要望されていると理解しているが、それでも禁止されるのか。 ③上記がイエスの場合、複数の事業者が公募開始前に大学との連携協定締結を発表しているが、これらの扱いはどうなるか。	①について、公募占用指針第5章(1)2)vi)※2に記載のとおり、協議会の構成員(関係省庁、自治体及び有識者を除く)となっている団体を指します。 ②・③について、44番の回答をご覧ください。
604	その他	パブリックコメント回答 765番	No.765について、基金への出捐金額や時期については、事業者選定後に詳細が議論されるものと理解したが、運転開始前に出捐を行うケースと運転開始後に出捐するケースにおいて評価には差がつかない、という理解で正しいか。	570番の回答をご覧ください。
605	その他	パブリックコメント回答 839番	パブコメ#839にて、LLCRの定義について「計算基準日は借入時点」がありますが、借入日が複数回に分かれる場合の計算方法についてもお示しいただけますでしょうか。	「計算基準日は借入時点」が原則ですが、本公募事業における返済能力(資金計画の実現性)を確認するための指標であり、その趣旨を踏まえて個別事情に応じてより適切な算出方法がある場合はその他の算出方法も認められますので、金融機関等と相談ください。なお、その際は、異なる算出方法を採用した根拠を別紙3に記載ください。
606	その他	パブリックコメント回答 839番	パブコメ#839においてLLCRの定義がされているが、メザンローンなどの劣後ローンも計算に含めるべきか明確にしたい	劣後ローンも借入に該当するため、LLCRの計算に含めてください。
607	その他	パブリックコメント回答 872番	#872にて「匿名組合出資」が、#873にて「優先株式」がいずれも「自己資本による調達」と整理されていますが、これら匿名組合出資及び優先株式の原資がコーポレートファイナンスによる調達の場合でも、「自己資本による調達」と理解してよろしいでしょうか。	原資が親会社等によるコーポレートファイナンスの場合は、「自己資本による調達」ではなく、借入に該当します。568番の回答も参考にしてください。
608	その他	パブリックコメント回答 884番	No.884について、運転期間が仮に23年の場合にも23年の算定が必要か？実務上は10年または20年で外部専門家が予測することが通常であるため、運転期間に近い期間の予測で代替することが可能かどうかを確認したい。	感度分析は、風況の影響を受ける実際の運転期間にあわせることが望ましいです。ただし、困難な場合は、その事情を記載すれば運転期間に近い期間の分析結果に代替可能です。
609	その他	パブリックコメント回答 984番	発電事業者が、需要家とフィジカルのコーポレートPPAを締結する場合は、需要家は小売電気事業者と需給契約を締結する必要があります。そのため、発電事業者が需要家と販売価格等を協議する場合は、「電力の小売営業に関する指針」の「媒介」に該当し、発電事業者は需要家に対して説明義務及び契約締結前・締結後の書面交付義務を負うこととなりますでしょうか(小売ガイドライン42頁)。 また、バーチャルPPAの場合で、発電事業者と需要家が直接契約し、需要家は別途小売電気事業者と需給契約を締結(または既存契約を継続)するような場合は、「媒介」には該当しないことでよろしいでしょうか。	フィジカル・バーチャルに関わらず、発電事業者が小売電気事業者と需要家の間の小売供給契約を「媒介」(「電力の小売営業に関する指針」に規定される「媒介」行為)を行う場合は、発電事業者は需要家に対して説明義務及び契約締結前・締結後の書面交付義務を負うこととなります。 ＜参考＞電力の小売営業に関する指針 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/
610	その他	パブリックコメント回答 989番	No.989について、過去に洋上風力案件における財務アドバイザーとして実績があり、建設コスト等についても欧州水準との比較・検証ができる金融機関が資金収支計画の適切性を検討・評価を行うことは適切といえるか？	金融機関の実績等が明確に示されていれば、「適切」と評価され得と考えます。
611	その他	パブリックコメント回答 1064番	パブコメ#1064の回答に「国内経済波及効果の提案に関してその主体が国内企業なのか国外企業なのかは評価に関係ありません。」とあります。これに関し、国内で設備投資や需要が発生するサプライヤーAと、海外で製造するため国内での設備投資や需要が発生しないサプライヤーBの両方から関心表明書を取得している場合、国内経済波及効果の計算上、評価が低いサプライヤーBを経済波及効果の計算の前提としなければならないでしょうか。それとも、サプライヤーAをベースケースとしつつ、複線化という電力安定供給の目的でバックアップとしてサプライヤーBから関心表明書を取得した場合はその旨を公募占用計画に明記しサプライヤーAで国内経済波及効果を計算可能でしょうか。	公募の前提条件を揃えるため、契約の確率が同じであれば、評価の低い方の案で評価することになりますので、ご指摘のケースではサプライヤーBを経済波及効果の計算の前提にしてください。
612	その他	パブリックコメント回答 1068番	動的解析の実施のみをもって評価はしないが、動的解析を行っていることでの「運転開始までの事業計画」(早期化)については評価の対象となるのでしょうか？それとも動的解析に伴うリスクシナリオとその分析だけが評価に加味されるのでしょうか？	ご指摘の『動的解析を行っていることでの「運転開始までの事業計画」(早期化)』が何の評価項目を指しているのか必ずしも明らかではございませんが、評価基準に照らして総合的に評価を行うこととなります。いずれにしても、動的解析を実施していることのみをもって加点されるものではございません。

番号	該当箇所		質問	回答
613	その他	パブリックコメント回答 1083番	パブコメ番号1083にて、「洋上風力発電事業との関連性を説明できない事業に伴う効果は、経済波及効果として認められません。」とあります。 地域共生事業は洋上風力発電事業の重要な一要素と認識しておりますが、同事業に関わるSPCやSPC株主構成員、他のステークホルダーによる投資、それに伴う生産額増加・最終需要増加なども経済波及効果に含めれるという解釈でよろしいのでしょうか？	本公募事業に紐づく地域共生策によって生じる経済波及効果も含めて評価します。
614	その他	パブリックコメント回答 1120番、1121番、 1122番、1123番	①コンソーシアムではなく、SPCが応札企業となる場合、応札時点でSPCの設立は必要だが、必ずしも全コンソメンバーが応札時点でSPCの構成員となっている必要は無いとの理解でよいでしょうか。具体的には、パブコメ#1120~1123で記載あるとおり、「公募後参加構成員」として「落札後に本法令手続の完了を条件として議決権を保有する構成員としてSPCに参加することを誓約」する内容の誓約書を提出することにより、応札時点でSPCへの出資が完了していなくともSPC構成員として評価対象となると理解してよいでしょうか。 ②SPC構成員のうちの1社が、本邦の2社(A社、B社)が共同出資することにより新設する中間投資会社を想定する場合、当該中間投資会社名義で【様式3-2-8】宣誓書を提出する必要があるため、応札時点で当該中間投資会社を設立することは必要だが、必ずしも両社の出資が完了している必要は無く、例えば応札時点では当該中間投資会社をA社の100%子会社として設立し、B社は自身が公募後に当該中間投資会社の構成員となることを誓約する内容の誓約書を提出することで、B社もSPC構成員として評価対象となると理解してよいでしょうか。 ③応札企業となったSPC、その株主である中間投資会社とも、公募占用計画の提出時で公募占用計画に記載した議決権の比率となっている必要はなく、事業者選定後の公募占用計画の認定前までに、公募占用計画に記載した議決権の比率となっていればよいとの理解でよいでしょうか。	①について、ご理解のとおりです。 ②について、SPCの議決権を有する企業(公募占用指針第5章(1)1参照)やEPC等の役割を担う協力企業(同第8章(4)1参照)の実績等が公募占用計画の評価の対象となります。左記ケースではご指摘の「B社」が上記に該当するか必ずしも明らかではございませんが、該当しない場合には評価の対象とはなりません。 ③について、ご理解のとおりです。
615	その他	パブリックコメント回答 1121番	パブリックコメントへの回答No.1211において「都道府県知事、県含めたすべての地元関係者には別紙本体は展開されず、要旨のみが展開」と整理がなされています。 一方、1/13(金)の説明会においては、「都道府県の要望もあり、地元関係者には渡らないが、都道府県に対しては別紙13-15、添付資料を送付することを予定なので、その点はご認識頂きたい」とのご発言があり、同No.1211と矛盾しているように見受けられます。 都道府県に対する情報提供の範囲について、改めて明確化頂けないでしょうか。	103番の回答をご覧ください。
616	その他	パブリックコメント回答 1196番	パブコメ#1196を踏まえて、正本に公募参加者や構成員の企業名等の読み替え表を添付することは可能という理解だが、アドバイザーも同様の扱いとなるのか確認させていただきたい。	345番の回答をご覧ください。
617	その他	パブリックコメント回答 1263番	パブコメ#1263に「②各社毎の実績を一件ずつ記載した場合は評価の低い方の実績で評価されるのか、高い方の実績で評価されるのでしょうか。」という意見に対して、「②基本的には実績の有無を確認しますが、同評価項目の評価にあたっては、関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価することとしております。関係都道府県知事の評価の基準については、公募占用指針に明記いたしますので、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください」という考え方を示して頂きましたが、調整を行う主たる者が2社いたとして、実績を有していれば、2社の間での評価の高い低いに関係なく、関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価することになるという理解で宜しいでしょうか？	本公募占用指針(別添7)関係都道府県知事の評価の考え方や、協議構成員による説明会における説明事項等に基づき、合理的な評価がなされている場合には、関係都道府県知事意見を最大限尊重することとなります。
618	その他	パブリックコメント回答 1263番	パブコメ#1263には「基本的には実績の有無を確認しますが、同評価項目の評価にあたっては、関係都道府県知事意見を最大限尊重して評価することとしております。関係都道府県知事の評価の基準については、公募占用指針に明記いたしますので、追加の質問等あれば公募期間中の質問受付や説明会でご質問ください。」とありますが、都道府県知事が自身の県内に完工済みの国内洋上風力の実績が無い場合などに、完工未済の本公募対象の海域での国内洋上風力案件の実績や県内の国内洋上風力以外での調整実績(例えば県内の陸上風力やその他県内のインフラ事業や建設事業での調整状況)や、複数社の実績に基づき相対評価によってトップランナーを決めた場合、国として合理性のないものとして当該県知事意見を尊重しないことになりそうですでしょうか。	617番の回答をご覧ください。
619	その他	パブリックコメント回答 1271番	一般に、「国内」には「地域」も含まれると理解しているが、本公募における国内経済波及効果の算定時には地域経済波及効果で計上した項目も含めてよいものかご教示いただきたい。 つまり、「地域内」の直接投資額がA円、「地域外」の直接投資額がB円の場合、国内経済波及効果の算定に含める直接投資額はA+B円としてよいのか、それとも「地域内」投資額を除いてB円のみで計算するべきかをご教示いただきたい。	地域経済波及効果を内数として国内経済波及効果を算出してください。
620	その他	パブリックコメント回答 1279番	No.1279について、「SPCの構成員である為」と回答して評価は下がらないという理解で正しいか？なぜそのような座組となったのか、といった背景を説明する項目ではないという理解で正しいか？	ご理解のとおりです。ただし、「出資者の選定理由」として補足すべき事項があれば、記載することを妨げるものではありません。
621	その他	パブリックコメント回答 1342番	「P-IRR(運転開始日を起算日とする)」の計算は、計算対象とするキャッシュフローは運転開始日以降のものとするという回答だが、運転開始日までに発生した調査費、開発費はキャッシュフロー計算に含まないとの理解でよいか？(含めない場合、運転開始日以降の単年度キャッシュフローは売電収入により毎年プラスとなりIRRが計算できなくなるのではないのか)	いずれの計算書についても、計算初年度に過年分を合算計上ください。その旨をSPC財務三表等フォーマットの注釈に追記します。 なお、費用は原則、コンソーシアム又はSPC組成後に発生したものを計上することを想定していますが、例外的に計上すべき費用がある場合は補足説明とともに計上ください。
622	その他	パブリックコメント回答 1369番	回答には制度詳細が未確定なもので収支計画には含めなかった費用項目の制度確定後の取り扱いについて、「供給価格の変更は認められない」との記載があるだけで、選定事業での負担の有無等、どのように適用させるのかに関する言及がありません。その点についてはどのようにお考えでしょうか。以下の2点について回答ください。 ①追加負担の有無 ②追加負担有の場合、収支計画に影響が生じるので供給価格の調整をしない根拠について定量的なご説明をいただきたい	①現時点では、公募開始時点において制度詳細が未確定な負担が追加的に生じることは想定していません。なお、93番の回答のとおり、発電側課金は本公募事業には適用されません。 ②供給価格の調整、例えば、物価変動による資本費の調整条項(エスカレーション条項)の導入については、パブコメ回答10番のとおりで、本公募では導入しません。

番号	該当箇所		質問	回答
623	その他	パブリックコメント回答 1413番	パブリックコメントへの回答No.1413にて、別紙13の関係行政機関の長等との調整実績において「トップランナー」評価は相対評価で判断するとご回答いただきました。これに対して、「ミドルランナー」評価に関しては国内陸上風力又は洋上風力との親和性が高い事業、「良好」評価についてはその他事業において行政機関の長等との調整実績があることが認められれば、同じ「ミドルランナー」又は「良好」評価を得た事業者間で相対評価されることはないという理解でしたが、当該理解にて間違いございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
624	その他	パブリックコメント回答 1424番	「2社以上の系統の情報提供を申請し受け取りその後選定された事業者が利用しない系統接続契約がある場合に、その本契約上の地位(各種契約、支払負担金)を継承しない理解でよい」とあるが、継承しなかった系統については誰がどのように取り扱うことになるのか。	系統提供事業者において活用いただくこととなります。
625	その他	パブリックコメント回答 1437番	関心表明書の宛先はコンソーシアム構成員もしくはSPC名、どちらを記載しても評価に差は出ないということだが、提携企業との2社MOUを締結する場合でもコンソーシアム構成員もしくはSPC名どちらを記載しても評価に差は出ないという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
626	その他	パブリックコメント回答 1442番	例えば、地元企業が参画する場合にもあてはまるのか。すなわち、地元企業AがコンソーシアムAに事業者として参加する場合において、入札への参加を検討する他のコンソーシアム(B)宛にLOIを提供することは可能か。 パブコメNo.1442 (Q)金融機関が、入札時点で、海域Xにおいてあるコンソーシアム(A)が選定事業者に選定された場合にはその後将来的にAに事業者として参加する可能性がある場合において、入札への参加を検討する他のコンソーシアム(B)宛に、Bのメンバー及びBが入札に参加する旨の情報と公開情報に基づき融資金額を含む興味表明(LOI)を提供したとき、当該金融機関内で、①Aの出資検討チームと②BへのLOI検討チーム間での情報遮断の措置を講じれば、金融機関、A及びBともに、公募占用指針第5章(1)2)viii)に記載の「公募に参加しようとする他の者との間で、当該公募に係る情報を収集・提供する活動を行わない」には抵触しないと考えてよいか。 (A)まず、他のご意見等も踏まえ、当該箇所は下記のとおり修正したのでご確認ください。(1)(2)「コンソーシアム又はSPCの構成員」に該当する場合は、今回の公募の対象となる他の促進区域における公募参加者も含め、公募に関する情報の収集は禁止されていますので、同一法人の別部門が対応する場合でも、※2に準じて情報遮断の対応は必要です。(※2 公募に参加する者が同一法人内に小売電気事業部門や特定卸供給事業(アグリゲーター)部門を有している場合、相対取引等の協議において入手した他の公募参加者の情報について、公募占用計画の作成に当たって活用しないこと。具体的には、他の公募参加者との間で守秘義務契約を締結する等して、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害しないよう情報管理を徹底すること。これらを確認するため、必要に応じて国から小売電気事業者等に対して直接ヒアリング等を実施する。	本公募に参加するコンソーシアム又はSPCの構成員である企業が、本公募に参加する他のコンソーシアム又はSPC宛てにLOIを提供することは妨げられませんが、公募に参加しようとする他の者の情報の収集は禁止されていますので、当該企業において公募占用指針第5章(1)2)viii)※2に準じて情報遮断の対応は必要です。
627	その他	パブリックコメント回答 その他	過去の公募で示されたパブリックコメント回答(2020年11月銚子沖他、および2021年12月八峰町・能代市沖)は、今回の公募で見直しされた内容に関するもの以外は有効という理解で良いでしょうか。	本公募占用指針の考え方等については、2022年12月28日に公表したパブリックコメントの回答及び本紙(公募占用指針に対する質問への回答)をご覧ください。
628	その他	ラウンド1のパブリック コメントへの回答	公募占用指針案でのパブコメで回答があったもので指針に反映されていないものは、今回の公募にも適用されると見做して準備をしています。念のため誤解がないことを確認させてください。	2022年12月28日に公表したパブリックコメントの回答の内容については、公募占用指針への反映有無に関わらず本公募に適用されます。それ以前のパブリックコメントの回答については、必ずしもすべて本公募に適用されるものではありません。
629	その他	海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)第7条 第6項	事業計画の実行面の観点からも適切なスケジュール作成が重要と理解しており、各港湾に於ける他の先行風力発電事業者の独占的排他的な使用に供する計画(案)を開示いただけないか。	他の借受者による独占排他的な使用期間(予定を含む)を除いた期間として、本公募占用指針(別添3)において各港湾の利用可能期間を示しているため、利用可能期間を前提に公募占用計画を作成してください。

番号	該当箇所		質問	回答
630	その他	海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）第9条、第10条	第9条にて「係留施設」と「荷さばき施設及び保管施設」の其々の貸付料の算定方法が記載されているが、双方の合算額が第10条1項に記載される額であり、即ち、公募占用指針に記載の貸付料の基礎金額(例：(能代港/東北地方整備局へ支払う貸付料は50億円、秋田県へ支払う貸付料は50億円)との理解で正しいか。	公募占用指針(別添3)における地方整備局へ支払う貸付料の基礎となる額(能代港の場合は50億円)は、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)」第9条第1項第1号に定める「甲が貸付物件の整備のために投資した金額」に該当します。また(別添3)における港湾管理者へ支払う貸付料の基礎となる額(能代港の場合は50億円)は、同号に定める「乙が貸付物件の整備のために投資した金額」と同条第2項第1号に定める「乙が(条例、要綱及び不動産鑑定等)により算定した金額」の合計に該当します。 同条第1項及び第2項に基づき(出力量按分により)算定した貸付料が第10条第1項の金額となります。
631	その他	海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）第35条	港湾整備工事は貸付人にて整備されることから貸付物件詳細が不明であり、また、評価の公平性の観点からも、公募段階における海洋に設置した設備の見込撤去費用(対象施工費の70%)と同様に、賃貸人にて適正な原状回復に要する額を定めていただけないか。	「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)」第35条第2項に記載のとおり、丙が原状回復に要する額を算出し、甲及び乙の承諾を得ることとしています。丙による原状変更の内容等によって原状回復費用は異なることから、一律にお示しすることは困難です。なお、貸付物件の構造図面等は、地方整備局HP等をご覧ください。
632	その他	港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン【案】	「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン【案】(国土交通省港湾局 平成27年3月)」(https://www.mlit.go.jp/common/001084179.pdf)は案が公表されたのみで確定していないと理解しますが、公募開始時点で制度詳細が未確定という点で、今回の公募の公募占用計画の策定にあたり遵守が必要とされるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のガイドラインは、港湾区域内の占用公募制度を対象としたものであり、再エネ海域利用法に基づく本公募に適用されるものではありません。
633	その他	質問受付	公募計画の作成を進める中で、質問受付期間に間に合わなかった不明点が出てきた場合の問い合わせ窓口を設定頂けないでしょうか。	公募占用計画の記入方法(産業連関分析ファイルや財務三表等フォーマットの使用方法を含む。)については、メールによる個別の問合せに対応します。 問合せ先：公募占用指針 第10章(4)に記載の担当部局のメールアドレス
634	その他	入札価格	2023年1月13日(金)に開催された「公募に関する説明会」において、国は口頭で「旧一電系の小売電気事業者が、同一グループ内や出資関係にある一部の事業者に対してのみ好条件を提示し、他の事業者と差別的な扱いをするのは、独占禁止法違反の可能性がある」との見解を示されたと理解しますが、この理解で正しいか御確認を頂けますでしょうか？また、仮に小売電気事業者が同一グループ内や出資関係にある一部の事業者に対してのみ好条件を提示していることが判明した場合、当該事業者の入札評価に及ぼす影響をご教示頂ければ幸甚です。	1月13日の公募説明会においては、「相対取引を実施する際に旧一電系や大規模に小売電気事業等を展開しているオフテイカー企業が公募参加者と同一グループ内に所属しているもしくは資本関係がある場合に、有力なオフテイカーが自分と関係がある公募参加者に対してのみ不当に好条件な相対取引の条件を提示することが可能性として考えられるが、不当な差別的な扱いは独占禁止法違反になる可能性がありますので、関係のあるオフテイカー企業と計画を作成する公募参加者におかれては、自分たちが契約を結ぶときにオフテイカー企業が差別的な取り扱いをしていないということに十分注意しながら事業計画の作成を進めてください」との趣旨の説明をしました。 独占禁止法違反が明らかになった場合、公募占用指針第5章(1)2) iii)の遵守事項に違反したとして、その応募が無効と扱われ、又は選定事業者としての選定が取り消されることがあります。
635	その他	その他	国から提供いただく風況データ(新潟村上胎内沖)に関して、スキャニングライダー、風況観測塔、鉛直ライダーの設置報告書、データ処理前(補完前)の raw dataをいただきたい。	風況データについては、追加分のデータを現在整理中ですので、作業が完了次第の提供となります。時期は整理作業の進捗により前後する可能性があります。現時点においては2023年3月中に提供すべく準備を進めているところです。
636	その他	その他	実測データに関して、2022年1月から6月までの6か月分のデータしかないが、残り半年間分を追加で提供される予定はございますでしょうか。	風況データについては、追加分のデータを現在整理中ですので、作業が完了次第の提供となります。時期は整理作業の進捗により前後する可能性があります。現時点においては2023年3月中に提供すべく準備を進めているところです。